

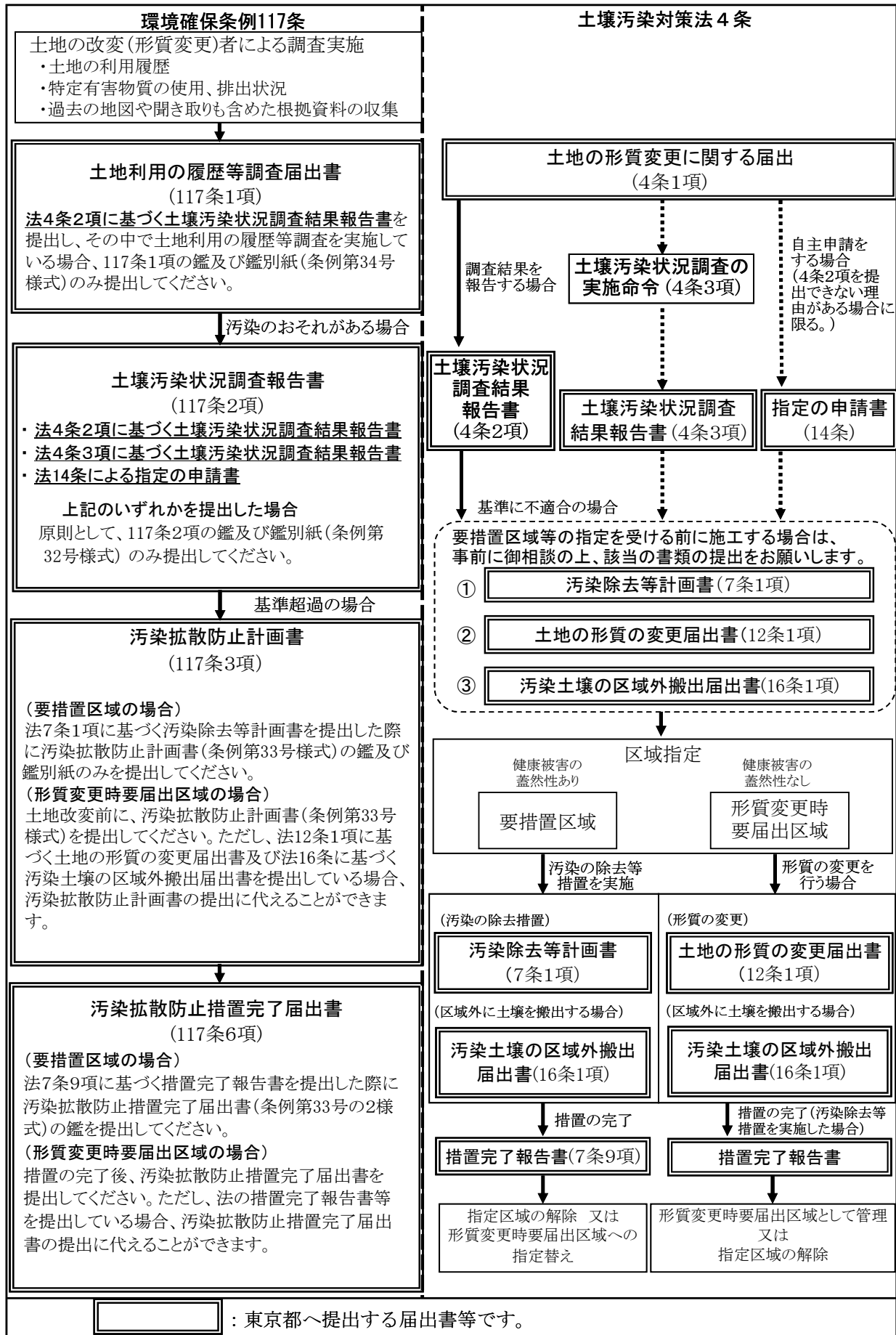
■法第4条案件の条例第117条の手続の流れ(提出先が法・条例共に東京都の場合※)

法第4条対象案件は全て条例第117条の対象となります。

・土地の形質の変更面積だけで3000㎡以上

・現に有害物質使用特定施設等が設置されている工場等の敷地にあつては900㎡以上の土地の形質の変更

※八王子市・町田市の場合には手続が異なりますので、各市にお問い合わせください。



1. 東京都では条例の「地下水環境保全」の観点から、法単独案件を除き、土壌調査において土壌ガスが検出された場合や溶出量基準を超過した場合は、地下水調査が必要です。詳細は東京都土壌汚染対策指針を御確認ください。
2. 法第4条第1項届出書と法第4条第2項に基づく調査結果の報告は、併せて提出することが原則です。やむを得ず提出時期がずれる場合でも30日以内に御提出ください。
3. 条例第117条第1項の届出で対象地の一部に汚染のおそれがあると判断した場合であっても、汚染のおそれがないと判断する部分については、汚染のおそれがある部分の条例第117条第2項の調査を実施する前に土地の改変に着手できます。

～届出の提出方法のご案内～

○『土壌汚染対策届出情報システム』による電子申請について

令和7年4月1日以降の届出書等の提出方法は、原則として『土壌汚染対策届出情報システム』（以下「新システム」といいます。）からの電子申請のみとなります。

新システムでは、届出書を一つのPDFに統合する形ではなく、書類毎に定められたファイル名のExcelやPDFを個別に新システムにアップロードする形となります。Excel形式でアップロードする書類については、環境局HPにて様式を公開していますのでご確認ください。

届出提出の際、新システムではファイル名で必要書類のチェック（添付有無の識別）を行うためファイル名が間違っていないかよくご確認ください。新システムに登録する際のファイル名については各届出ページの提出書類一覧を参照してください。

土壌汚染対策届出情報システムポータル
<https://dojou.system.metro.tokyo.lg.jp/csm>



土壌汚染対策法に基づく届出様式等
<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/chemical/soil/law/houyoushiki3104>



環境確保条例に基づく届出様式等
<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/chemical/soil/ordinance/form>



【参考】

東京都環境局 土壌汚染対策のページ
<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/chemical/soil/>



土壌汚染対策法
<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/chemical/soil/law/>



環境確保条例（土壌・地下水汚染対策）
<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/chemical/soil/ordinance/>



目次

I 土壤汚染対策法に基づく届出書等の作成の手引	頁
1. 届出等に当たっての注意事項	p. 7
2. 土壤汚染対策法第3条に基づく土壤汚染状況調査結果報告書の作成	p. 9
3. 土壤汚染対策法第4条に基づく土地の形質の変更届出書の作成	p. 33
4. 土壤汚染対策法第14条に基づく指定の申請書の作成	p. 51
5. 土壤汚染対策法第7条に基づく汚染除去等計画書の作成	p. 57
6. 土壤汚染対策法第12条に基づく形質変更時要届出区域内における 土地の形質の変更届出書の作成	p. 67
7. 土壤汚染対策法第16条に基づく汚染土壤の区域外搬出届出書の作成	p. 91
8. 土壤汚染対策法第16条に基づく搬出しようとする 土壤の基準適合認定申請書の作成	p. 111
9. 土壤汚染対策法施行規則第59条の2に基づく要措置区域区域等に 搬入された土壤に係る届出書の作成	p. 125
10. 土壤汚染対策法第7条に基づく実施措置完了報告書 (工事完了報告書)の作成	p. 135
11. 形質変更時要届出区域における措置完了報告書 (工事完了報告書)の作成	p. 147

Ⅱ 環境確保条例に基づく届出書等の作成の手引（土壌・地下水汚染対策関連）	頁
1. 届出等に当たっての注意事項	p. 171
2. 土地利用の履歴等調査届出書の作成	p. 175
3. 土壌汚染状況調査報告書の作成	p. 191
4. 汚染拡散防止計画書の作成	p. 201
5. 汚染拡散防止措置完了届出書の作成	p. 215

巻末資料	頁
条例及び施行規則等	p. 227
・ 環境確保条例及び同施行規則（第三節 土壌及び地下水の汚染の防止）	p. 229
・ 汚染土壌処理基準（規則別表第十二）	p. 246
・ 東京都土壌汚染対策指針	p. 250

区域間移動及び自然由来等基準不適合土壌に関する環境確保条例第 117 条第 3 項(6 項)に基づく
届出書作成の手引は、環境局のウェブサイトで公開しています。

<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/chemical/soil/tebiki/>



I 土壤汚染対策法に基づく届出書等の 作成の手引

I 土壤汚染対策法に基づく届出書等の作成の手引	頁
1. 届出等に当たっての注意事項	p. 7
2. 土壤汚染対策法第3条に基づく土壤汚染状況調査結果報告書の作成	p. 9
3. 土壤汚染対策法第4条に基づく土地の形質の変更届出書の作成	p. 33
4. 土壤汚染対策法第14条に基づく指定の申請書の作成	p. 51
5. 土壤汚染対策法第7条に基づく汚染除去等計画書の作成	p. 57
6. 土壤汚染対策法第12条に基づく形質変更時要届出区域内における 土地の形質の変更届出書の作成	p. 67
7. 土壤汚染対策法第16条に基づく汚染土壤の区域外搬出届出書の作成	p. 91
8. 土壤汚染対策法第16条に基づく搬出しようとする 土壤の基準適合認定申請書の作成	p. 111
9. 土壤汚染対策法施行規則第59条の2に基づく要措置区域区域等に 搬入された土壤に係る届出書の作成	p. 125
10. 土壤汚染対策法第7条に基づく実施措置完了報告書 (工事完了報告書)の作成	p. 135
11. 形質変更時要届出区域における措置完了報告書 (工事完了報告書)の作成	p. 147

1. 届出等に当たっての注意事項

1 相談窓口

土壤汚染に関する一般的な相談を希望され、次の担当窓口にお越しになる場合は電話での事前予約をお願いします。

東京都 環境局 環境改善部 化学物質対策課 土壤地下水汚染対策担当
 土壤汚染対策総合相談窓口
 〒163-8001
 東京都新宿区西新宿2-8-1 (都庁第二本庁舎 20階北側)
 電話 03-5388-3468 (直通)

2 提出先

届出書等の提出先は、対象となる土地の所在地に応じて、次のとおりとなっています。窓口は予約制ですので、電話での事前予約をお願いします。

※八王子市及び町田市の土地に関する届出については、八王子市役所、町田市役所にそれぞれお問い合わせください。

【23区及び島しょ地域】

東京都 環境局 環境改善部 化学物質対策課 土壤地下水汚染対策担当
 〒163-8001
 東京都新宿区西新宿2-8-1 (都庁第二本庁舎 20階北側)
 JR新宿駅西口から徒歩15分
 都営大江戸線都庁前駅から徒歩5分
 電話 03-5388-3430 (直通)
 03-5388-3456 (直通)
 03-5388-3495 (直通)

【多摩地域（八王子市及び町田市を除く）】

東京都 多摩環境事務所 環境改善課 土壤地下水対策担当
 〒190-0022
 東京都立川市錦町4-6-3 (東京都立川合同庁舎 3階)
 JR立川駅南口から徒歩15分
 JR南武線西国立駅から徒歩7分
 電話 042-523-3517 (直通)

3 提出期限

届出等に際しては、法令で定められた届出等の期限を遵守してください。所定の期限までに届出等を行わない場合、罰則が適用されることがあります。

なお、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第4条、第7条、第12条及び第16条の届出等の期限は民法（明治29年法律第89号）第140条の規定により、届出日の翌日から期間を算入しますので御留意ください。

4 届出者（申請者及び報告者を含む）

届出者が法人の場合は、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地を記入してください。ただし、社内の約款等により、届出書等の提出に関して代表者と同等の権限を有すると認められる場合は、そのことを確認できる書類を添付の上、代表者以外の氏名を記入することができます。

なお、行政書士でない者が、他人の依頼を受け報酬を得て、官公庁に提出する書類の作成を業として行うことは禁止されています（行政書士法（昭和 26 年法律第 4 号）第 1 条の 2 及び第 19 条）。

5 届出書等の提出方法

令和 7 年 4 月 1 日以降の届出書等の提出方法は、原則として『**土壤汚染対策届出情報システム**』（以下、「**新システム**」といいます。）からの電子申請のみとなります。

新システムでは、届出書を一つの PDF に結合する形ではなく、書類毎に定められたファイル名の Excel や PDF を個別に新システムにアップロードする形となります。Excel 形式でアップロードする書類については、環境局 HP にて様式を公開していますのでご確認ください。

届出提出の際、新システムではファイル名で必要書類のチェック（添付有無の識別）を行うため、ファイル名が間違っていないかよくご確認ください。新システムに登録する際のファイル名については各届出の提出書類一覧を参照してください。

土壤汚染対策届出情報システムポータル

<https://dojou.system.metro.tokyo.lg.jp/csm>

土壤汚染対策法に基づく届出様式等

<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/chemical/soil/law/houyoushiki3104>



6 届出書等の情報公開

原則として、受理された届出書等は全て情報公開の対象となり、開示請求等を受けた場合には東京都情報公開条例（平成 11 年東京都条例第 5 号）の規定等に基づき開示が行われることになります。

7 台帳

土壤汚染対策法に基づく要措置区域等の台帳については、紙媒体のものを 2 の提出先で、電子媒体のものを「**土壤汚染情報公開システム**」上で閲覧できます。

土壤汚染情報公開システム

<https://dojou.kokai-system.metro.tokyo.lg.jp/SoilPollution/Search/Home/Index>



8 個人情報の記載

上記 6 を踏まえ、**個人情報**は最低限必要な箇所を除いて記入しないようお願いします。

9 参考

環境省ウェブサイト「**土壤汚染対策法 Q&A**」

http://www.env.go.jp/water/dojo/law_qanda/kaisei_qanda.pdf



2. 土壤汚染対策法第3条に基づく 土壤汚染状況調査結果報告書 の作成

はじめに

ここに記載する内容は、土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」といいます。）第 3 条第 1 項に規定する報告（「土壌汚染状況調査結果報告書」の提出）に適用します。

1 報告の対象となる土地

使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地

2 報告の義務者

有害物質使用特定施設の使用が廃止された時点の土地の所有者等が調査を実施し、その結果について報告する義務があります。土地の所有者等が特定施設の設置者と異なる場合には、東京都（以下「都」といいます。）から土地の所有者等に宛てて施設が廃止された旨等を通知（有害物質使用特定施設使用廃止通知書（法第 3 条第 3 項関係））します。

3 報告期限

義務の生じた日から起算して 120 日以内に調査を実施し、報告する必要があります。

○土地の所有者等と特定施設の設置者が同一である場合

→ 有害物質使用特定施設の使用廃止日から起算して 120 日以内

○土地の所有者等と特定施設の設置者が異なる場合

→ 土地の所有者等が都知事から有害物質使用特定施設使用廃止通知書（法第 3 条第 3 項関係）を受け取った日から起算して 120 日以内

※期限内に報告ができない特別の事情がある場合、「土壌汚染状況調査結果報告書期限延長申請書」を都へ提出し、期限までに認められた場合には報告期限を延長することができます。

※土地の利用状況について一定の条件を満たす場合、その状態が継続する間は調査実施の一時的な猶予が受けられます。この場合、「土壌汚染対策法第 3 条第 1 項ただし書の確認申請書」を都へ提出し、確認を受ける必要があります。詳細は担当へ御相談ください。

※法第 3 条第 1 項ただし書の確認を受けた土地又は法第 3 条第 1 項の調査結果報告書提出前の土地において、900m²以上の土地の形質の変更を行う場合はあらかじめ届出を行う必要があります。詳細は担当へ御相談ください。

4 環境確保条例第 116 条との関係

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号。以下「条例」といいます。）第 116 条に基づく手続と法第 3 条に基づく手続は別個のものであり、それぞれ届出等を行う必要があります。条例第 116 条に基づく手続の窓口は次のとおりです。法第 3 条に基づく手続の窓口と異なる場合がありますので御注意ください。

●条例第 116 条に基づく手続先

対象の土地	受付窓口
23 区	各区の環境担当
島しょ	環境局環境改善部 化学物質対策課

対象の土地	受付窓口
多摩地区の市	各市の環境担当
多摩地区の町村	環境局多摩環境事務所 環境改善課

5 提出書類一覧（●：土壌汚染対策届出情報システムに登録する際の電子ファイル名）

1 報告書及び添付書類	書類の種類
○土壌汚染状況調査結果報告書（様式第一） ○筆一覧 ●01010 土壌汚染状況調査結果報告書_様式第1	Excel
●01030 届出を提出する権限を有することを証する書類(委任状、事務処理規定等) ※必要に応じて添付（p.10「報告の義務者」を参照してください。）	PDF
○指定調査機関確認書・調査結果報告シート* ¹ ●01040 指定調査機関確認書 ●01050 汚染状況調査方法報告シート ●01060 汚染状況調査結果報告シート ●01070 詳細調査方法報告シート ●01080 詳細調査結果報告シート	Excel Excel Excel Excel Excel
○調査対象地の周辺の地図 ●01090 調査対象地の周辺の地図	PDF
○地歴調査に関する資料 ●01100 公図(まとめ図)等* ² ●01110 土地利用の地歴等年表 ●01120 聴取調査及び現地調査結果のまとめ	PDF Excel PDF
○表層調査に関する資料 ●01130 汚染のおそれの区分図* ³ ●01140 試料採取等区画図 ●01150 試料採取地点図* ⁴ ●01160 土壌ガス調査(1種) ●01170 汚染状況調査(1種) ●01180 汚染状況調査(2種, 3種) ●01190 調査結果図	PDF PDF PDF Excel Excel Excel PDF
○地下水調査（代表地点・対象地境界）に関する資料* ⁵ ●01230 調査対象地における地質状況等 ●01240 地下水汚染が到達する可能性のある距離の計算結果 ●01200 試料採取地点図_地下水調査 ●01210 汚染状況調査(地下水) ●01220 地下水調査結果図	PDF PDF PDF Excel PDF
○詳細調査に関する資料 ●01250 試料採取地点図_詳細調査 ●01260 詳細調査(深度方向) ●01270 詳細調査(地下水) ●01280 土壌調査結果図	PDF Excel Excel PDF
○汚染状態総括図 ●01290 汚染状態総括図	PDF
○その他資料（基準不適合土壌の直接摂取の経路が遮断されていることがわかるような写真（立入禁止、舗装等）等） ●01300 その他資料	PDF

2 別冊資料	書類の種類
○地歴調査の根拠資料* ⁶ ●01310 別冊_地歴調査の根拠資料	PDF
○濃度計量証明書・土壌ガス検出チャート ●01320 別冊_濃度計量証明書等	PDF
○ボーリング柱状図 ●01330 別冊_ボーリング柱状図	PDF
○調査実施状況写真 ●01340 別冊_調査実施状況写真	PDF
○公図（写）* ² ●01350 別冊_公図（写）	PDF
○土地登記簿 ●01360 別冊_土地登記簿	PDF
○その他資料 ●01370 別冊_その他資料	PDF

★ 新システム Excel 様式は環境局 HP の土壌汚染対策法に基づく届出様式等（法第3条関係）からダウンロードしてください。

(<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/chemical/soil/law/houyoushiki3104>)



- * 1 原則、同一調査契機における土壌汚染調査報告書は分割せず、一括で報告してください。やむを得ず報告書を分割する際には、一括調査と分割調査で各区画の汚染状態の評価が同一となるよう、十分に見通しを立てた上で提出してください。
- * 2 最新の公図（おおむね3か月以内のもの）を取得し添付してください。
また、対象地を赤線で囲みわかりやすくしてください。
- * 3 地下に汚染のおそれがある場合は、おそれの生じた位置がわかる断面図を添付してください。
- * 4 試料採取地点が単位区画の中心からずれている場合は、その理由を図中に記載してください。
書ききれない場合は、一覧表としてください。
- * 5 条例に基づく調査報告と兼ねる場合は、東京都土壌汚染対策指針に基づき、溶出量基準超過の場合（第一種特定有害物質では土壌ガス調査でガスが検出された場合）、地下水調査の実施が必要となります。
- * 6 住宅地図、地形図、航空写真、登記簿謄本、聴取調査票、現地調査資料、特定施設に関する届出書類、その他特定有害物質の使用状況に関する資料等が該当します。
閉鎖登記簿は、汚染のおそれの有無を判断する上で必要となる場合のみ添付してください。

記載例

土壌汚染状況調査結果報告書（様式第一）

他の土地所有者からの委任を受けて報告を行う場合は、委任状が必要です。

様式第一（第一条第二項関係）

土壌汚染状況調査結果報告書		届出日を記入							
東京都知事 殿	・法人の場合：所在地、法人名及び代表名を記入 ・個人の場合：住所及び氏名を記入	令和7年4月1日							
報告者	東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇工業株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇								
土壌汚染対策法第3条第1項本文の規定による調査を行ったので、同項の規定により、次のとおり報告します。									
工場又は事業場の名称	〇〇工業株式会社								
工場又は事業場の敷地であった土地の所在地	新宿区 〇〇町〇丁目〇番※号 新宿区〇〇町〇丁目×番△ 外 2 筆		(住居表示) (地番)						
使用が廃止された有害物質使用特定施設	<table border="1"> <tr> <td>施設の種類の</td> <td>65 酸又はアルカリによる表面処理施設</td> </tr> <tr> <td>施設の設置場所</td> <td>新宿区〇〇町〇丁目×番△ 外 1 筆 (地番)</td> </tr> <tr> <td>廃止年月日</td> <td>〇年〇月〇日</td> </tr> </table>			施設の種類の	65 酸又はアルカリによる表面処理施設	施設の設置場所	新宿区〇〇町〇丁目×番△ 外 1 筆 (地番)	廃止年月日	〇年〇月〇日
施設の種類の	65 酸又はアルカリによる表面処理施設								
施設の設置場所	新宿区〇〇町〇丁目×番△ 外 1 筆 (地番)								
廃止年月日	〇年〇月〇日								
土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類	シアン化合物、水銀及びその化合物、ふっ素及びその化合物								
土壌汚染状況調査の結果	汚染が確認された 土壌含有量基準不適合 該当なし 土壌溶出量基準不適合 シアン化合物 第二溶出量基準不適合 該当なし								
分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称	株式会社新宿分析センター (東京都第XXX号(濃度))								
土壌汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称	東京土壌調査株式会社 (20XX-X-XXX)								
土壌汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号	東京土壌調査株式会社 技術部 土壌花子 第XXXXX号								
連絡先	所 属	氏 名	電話番号						
	〇〇工業株式会社〇〇事業部	〇〇 〇〇	XX-XXXX-XXXX						
			電子メールアドレス						
			xxxxxxxxx@yyyyyyyyy.ne.jp						

- ・ 報告者と同じ組織に属する担当者の連絡先を記載
- ・ 報告者と異なる組織に属する者で、報告書の内容が分かる者の連絡先は必要に応じて併記

指定調査機関確認書

令和7年4月1日

東京都知事 殿

指定調査機関の名称
代表者の氏名

東京土壌調査株式会社

〇〇 〇〇

(指定番号 20XX-X-XXX)

下記のとおり、土壌汚染対策法に基づく指定調査機関として内容を確認し、調査報告として取りまとめたことを確認致します。

記

1. 対象案件

届出者	〇〇工業株式会社		
土壌汚染状況 調査の対象地	新宿区	〇〇町〇丁目□番※号	(住居表示)
	新宿区	〇〇町〇丁目×番△ 他1筆	(地番表示)

2. 法定調査の業務品質管理体制

技術管理者名	土壌 花子
技術管理者証の交付番号	第XXXXXXXX号
業務品質管理責任者	△△△ △△
公正性管理責任者	△△△ △△

以上

記載例

(法、条例共通)

土壌汚染状況調査結果報告シート

法
3
条

1. 調査概要		
土壌汚染状況 調査の対象地	住居表示	新宿区 ○○町○丁目□番※号
	地番	新宿区 ○○町○丁目×番△ 外1筆
	今回報告範囲 ※全体の対象地に対し、分割して報告する場合	
工業専用地域の有無	無	対象地の用途地域が工業専用地域である場合（対象地の一部も含む）は「有」を選択してください。
条例施行規則第55条第3項地域の有無	無	第55条第3項地域については、環境局ホームページの「埋立地の特例の対象地域参考図」をご参照ください。
深度限定の有無	無	
調査省略の有無	無	
省略する調査（複数選択可）	省略する範囲	
	全て	
	地歴調査（汚染のおそれのある物質の絞り込み）	
	汚染のおそれの分類	
	土壌ガス調査（第一種）	
	表層土壌調査（第二種・第三種）	
	土壌ボーリング調査（第一種）	
	一部対象区画における個別調査（第二種・第三種）	
	代表地点地下水調査（条例）	
対象地境界地下水調査（条例）		
省略の詳細 （省略する区画名及び調査の内容）		
省略の理由		
指定調査機関名	東京土壌調査株式会社（今回調査・とりまとめ） 新宿地下水調査株式会社（既往調査）	
指定調査機関の指定番号	20XX-X-XXX （今回調査・とりまとめ） 20AA-A-AAA （既往調査）	
準拠法令等	●	土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）
	●	同法施行令（平成14年政令第336号）、同法施行規則（平成14年環境省令第29号）
	●	土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（最新版 環境省水・大気環境局土壌環境課）
	●	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）
	●	東京都土壌汚染対策指針（平成31年4月1日施行）

2. 地歴調査結果概要（調査対象地の土壌汚染のおそれの把握）			
有害物質取扱事業場の設置履歴		有	
		平成〇〇年から令和〇年まで、〇〇工場が立地していた。	
特定有害物質の使用状況とその形態		〇〇工場で使用していた△△にトリクロロエチレン、〇〇〇に水銀、鉛が含まれていた	
地表の高さの変更(盛土、埋土等)の経緯		有	
		昭和〇〇年に当時の地盤面（以下「旧地盤面」という。）より上方に1.3mの盛土がなされ、現地表面が形成された。	
既往調査・対策の経緯		有	
		平成〇〇年に、自主的な土壌調査（以下「既往調査」という。）にて、深度1.3m（旧地盤面）で全26項目の分析を実施しており、鉛（含有量）の基準不適合が確認されている。 既往調査地点は今回調査におけるAw1-3区画に該当するため、既往調査結果をAw1-3区画の結果として採用する。	
その他の経緯		無	
汚染のおそれとその由来		● 人為由来による汚染のおそれがある （おそれを否定できない）	
		自然由来による汚染のおそれがある	
		水面埋立て用材料による汚染のおそれがある	
試料採取等対象物質の種類とその理由		トリクロロエチレン △△に含有 1,1-ジクロロエチレン トリクロロエチレンの分解生成物 1,2-ジクロロエチレン トリクロロエチレンの分解生成物 クロロエチレン トリクロロエチレンの分解生成物 水銀及びその化合物 〇〇〇に含有 鉛及びその化合物 〇〇〇に含有、既往調査で基準不適合を確認	
使用の可能性が否定できないものの試料採取等の対象としない特定有害物質とその理由			
調査対象地 （試料採取等を行った土地の地番）		新宿区〇〇町〇丁目×番△、×番〇	
調査対象地面積		650 m ²	
土壌汚染のおそれの区分の分類（平面）	土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地	特定有害物質を取り扱っていた工場が立地していた履歴のある範囲及び既往調査を行った地点	
	土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地	〇〇工場が立地していた当時、事業に関する範囲	
	土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地	既往調査を行った地点を除き、〇〇工場が立地していた当時、従業員用の駐車場となっていた範囲	
汚染のおそれが生じた場所の位置（断面）	現地表面の汚染のおそれの有無とその理由	有	
		盛土にて現地表面が形成されてから現在にいたるまで、〇〇工場が立地していたため、現地表面の汚染のおそれがある。	
	現在の地表より深い位置の汚染のおそれの有無とその理由及び深度	有	
		理由	地下配管及び地下ピットが存在する。 また、既往調査にて旧地盤面で基準不適合が確認されている。
	深度	GL-1.2m（地下配管）、GL-2.3m（地下ピット）、 GL-1.3m（既往調査地点）	

3. 調査方法		
3-1. 単位区画の設定		別紙「単位区画の設定」のとおり
3-2. 土壌調査方法		
現地試料採取期間	ガス採取	令和○年○月○日
	土壌採取	平成□年△月△日、令和○年○月○日～○月□日
室内分析期間		令和○年○月○日～令和○年○月△日
試料採取等対象物質と試料採取を行う区画の選定	全部対象区画	有害物質を取り扱っていた工場が立地していた履歴がある範囲は、トリクロロエチレン及びその分解生成物、水銀、鉛について全部対象区画とした。 既往調査地点が存在する範囲は鉛について全部対象区画とした。
	一部対象区画	事業に係る範囲は、トリクロロエチレン及びその分解生成物、水銀、鉛について一部対象区画とした。
第一種特定有害物質の土壌ガス採取方法	全部対象区画	全部対象区画は、単位区画毎に、土壌汚染のおそれが多いと認められる部分で現地表から0.8～1mの深度の地中において土壌ガスを採取した。
	一部対象区画	一部対象区画は、30m格子の中心を含む単位区画の1地点で、現地表から0.8～1mの深度の地中において土壌ガスを採取した。
	一部対象区画において土壌ガスが検出された30m格子	
	トラベルブランク試験の有無	有
	値の補正の有無	無
		濃度の増減は± 15%未満
第一種特定有害物質のボーリングによる試料採取方法		土壌ガスが検出された2区画について、深度10mまでのボーリング調査を行い、表層土壌、0.5m、1～10mまでの1mごとの土壌試料及び1.2m（地下配管底面）、1.7m（地下配管底面50cm）、2.3m（地下ピット底面）、2.8m（地下ピット底面50cm）の土壌試料を採取した。
	帯水層底面が確認された深度	深度10mまでに帯水層の底面は確認できなかった。 m
第二種、第三種特定有害物質の試料採取方法	全部対象区画	・単位区画毎に、表層（0～5cm）及び5～50cmまでの深さの土壌を採取し、均等混合した。また、地下配管及び地下ピットが存在する範囲では、深度1.2～1.7m、2.3～2.8m の試料採取を行った。
	一部対象区画	・30m格子内の一部対象区画3地点で、深度0～50cmの試料を採取し均等混合した。
3-3. 地下水調査方法		
現地試料採取期間	代表地点	令和○年○月○日～令和○年○月△日
	対象地境界	令和○年○月○日～令和○年○月△日
室内分析期間	代表地点	令和○年○月△日～令和○年○月□日
	対象地境界	令和○年○月△日～令和○年○月□日
代表地点	地下水採取等対象物質と地下水採取を行う位置の選定（平面）	・トリクロロエチレン及びその分解生成物は、土壌ガスが検出された範囲で最も土壌ガス濃度が高い地点で採取した。 ・水銀は30m格子内にある土壌溶出量の最も高い1区画で採取した。
	地下水採取等対象物質と地下水採取を行う深さの選定（断面）	地下水位及び周辺柱状図から、最初の帯水層が存在すると考えられる範囲にスクリーンを設置した。 トリクロロエチレン及びその分解生成物：GL-○m～-○m 水銀：GL-○m～-○m 帯水層底面は確認されなかったが、○○○であることから、今回の調査で地下水汚染がないことを評価できると考える。
	帯水層底面が確認された深度	確認されなかった。 m
対象地境界	地下水採取等対象物質と地下水採取を行う位置の選定（平面）	地下水主流向が南西から北東方向であることから検出範囲の北東側の対象地境界で採取した。
	地下水採取等対象物質と地下水採取を行う深さの選定（断面）	地下水位及び周辺柱状図から、代表地点の地下水調査で地下水基準を超える地下水が確認された帯水層が存在すると考えられるGL-○m～-○mにスクリーンを設置した。
	帯水層底面が確認された深度	確認されなかった。 m
地下水試料採取方法		ガイドラインAppendix-7.地下水試料採取方法に示される方法で実施した。 なお、土壌調査で基準不適合となった以下の物質について、地下水調査を実施した。

記載例

単位区画の設定

原則として世界測地系の平面直角座標系（9系）で設定
（精度は小数点以下3桁以上が望ましい）

単位区画の設定

※汚染状況調査方法（表1）の単位区画の設定について記入してください。
※記載行が足りない場合は、目的の行をコピーして行を追加してください。

真北・座標北・磁北の
いずれかを選択

“秒”の小数点第二桁まで記載

起点 番号	起点の位置		起点の高さ		起点の高さを計測した場所（面）	北の定義	回転角度			その他
	X座標	Y座標	その他	高さ（m）	その他（m）		度	分	秒	
1	-12345.678	-9876.543	TP	3.000	境界杭等の頭	座標北	12	34	56.78	
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										

プルダウンに該当がなければ
直接入力

TP もしくは AP を記入
（mm 単位までの記載が望ましい）

地番の最北端、任意座標等に起点を設定した
場合、その他に記入
例）△△区△△町○丁目○番○の最北端

汚染状況調査結果報告シート

4. 調査結果概要

分類	調査対象物質	土壌ガス					土壌ガス（地下水）				
		基準 (ppm) *	調査 対象 区画数	最大 濃度 (ppm)	ガス 検出 区画数	試料 採取等 の省略	基準 (mg/l)	調査 対象 区画数	測定 結果 (mg/l)	基準 超過 区画数	試料 採取等 の省略
（第一種特定有害物質） （揮発性有機化合物）	トリクロロエチレン	0.1	6	0.4	2	無	0.01				
	テトラクロロエチレン	0.1					0.01				
	ジクロロメタン	0.1					0.02				
	クロロエチレン	0.1	6	0.2	1	無	0.002				
	四塩化炭素	0.1					0.002				
	1, 2-ジクロロエタン	0.1					0.004				
	1, 1-ジクロロエチレン	0.1	6	不検出	0	無	0.1				
	1, 2-ジクロロエチレン	0.1	6	不検出	0	無	0.04				
	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.1					1				
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.1					0.006				
	1, 3-ジクロロプロペン	0.1					0.002				
	ベンゼン	0.05					0.01				

分類	調査対象物質	基準 (mg/1) *	溶出量調査					代表地点における					対象地境界における			
			調査 対象 区画数	最深 調査 深度 (m) 注1	最大 濃度 (mg/1)	最大 汚染 深度 (m) 注1	基準 超過 区画数 注3	試料 採取等 の省略	試料 採取 区画数	最大 濃度 (mg/1)	基準 超過 区画数	試料 採取等 の省略	試料 採取 地点数	最大 濃度 (mg/1)	基準 超過 地点数	試料 採取等 の省略
（第一種特定有害物質） （揮発性有機化合物）	トリクロロエチレン	0.01	2	10.00	0.12	2.00	2	無	1	ND	0	無				
	テトラクロロエチレン	0.01														
	ジクロロメタン	0.02														
	クロロエチレン	0.002	2	10.00	0.01	5.00	1	無	1	0.02	1	無	1	ND	0	無
	四塩化炭素	0.002														
	1, 2-ジクロロエタン	0.004														
	1, 1-ジクロロエチレン	0.1	2	10.00	ND	0.00	0	無	1	ND	0	無				
	1, 2-ジクロロエチレン	0.04	2	10.00	ND	0.00	0	無	1	ND	0	無				
	1, 1, 1-トリクロロエタン	1														
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006														
1, 3-ジクロロプロペン	0.002															
ベンゼン	0.01															
（特定有害物質） （重金属等） 第二種	カドミウム及びその化合物	0.003														
	シアン化合物	0.1														
	鉛及びその化合物	0.01	7			0.004	0	無								
	六価クロム化合物	0.05														
	砒素及びその化合物	0.01														
	水銀及びその化合物	0.0005	6			0.0056	2	無	1	0.002	1	無	1	ND	0	無
	セレン及びその化合物	0.01														
	ほう素及びその化合物	1														
	ふっ素及びその化合物	0.8														
（特定有害物質） （農薬等） 第三種	有機燐化合物	0.1														
	ポリ塩化ビフェニル	0.0005														
	チウラム	0.006														
	シマジン	0.003														
	チオベンカルブ	0.02														

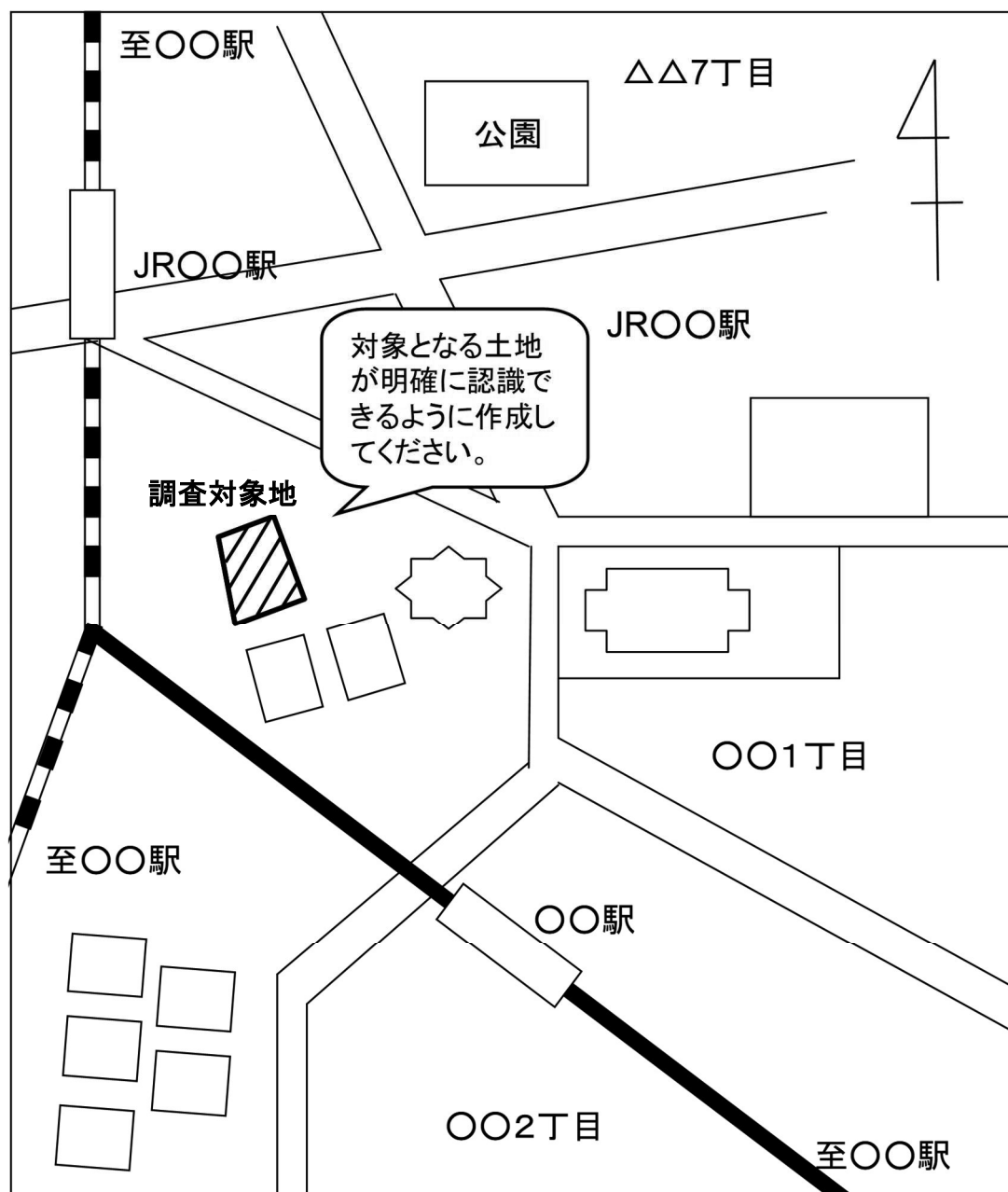
*基準欄の斜字 : の基準は、「不検出」を示す。

分類	調査対象物質	含有量調査						
		基準 (mg/kg)	調査 対象 区画数	最深 調査 深度 (m)	最大 濃度 (mg/kg)	最大 汚染 深度 (m)	基準 超過 区画数	試料 採取等 の省略
（特定有害物質） 第二種	カドミウム及びその化合物	45	7	3	1400	1	無	
	シアン化合物	50						
	鉛及びその化合物	150						
	六価クロム化合物	250						
	砒素及びその化合物	150						
	水銀及びその化合物	15						
	セレン及びその化合物	150						
	ほう素及びその化合物	4000						
ふっ素及びその化合物	4000							
基準不適合範囲の地番		新宿〇〇町〇丁目×番△、×番〇の各一部						
基準不適合範囲の面積 ^{注）2} （㎡）		381.56						
備考	調査対象区画数	7 区画						
濃度範囲の数値の着色は基準不適合又は第二溶出量基準不適合であることを示す。								

基準不適合の範囲が地番の一部なら
末尾に“一部”を付けること

基準不適合の範囲が地番の一部なら
末尾に“一部”を付けること

調査対象地位置図



(出典：〇〇)

※出典等を明記し、公的な資料等、自由に利用できる地図（広く公開してもよいもの）を使用してください。必要に応じて著作権者の複製許諾等を取得し、許諾番号を記載してください。

○地歴調査に関する資料

土地利用の履歴等年表

土地利用の履歴等年表

原則、戦前まで溯って調査し、それ以前の地歴は必要に応じて記載。 なお、水域又は自然林等であった土地についてはそれ以降の地歴のみを記載。				対象地の 土地利用の状況		土壌汚染の可能性	根拠資料			出典
No.	年代		西暦	和暦	対 象 地 の 利 用 の 状 況	土 壌 汚 染 の 可 能 性	資料の種類	年代		出典
								西暦	和暦	
2			1930	昭和*年	対象地は、個人所有の農地として利用されている。	土壌汚染の可能性は考えにくい	地形図 航空写真	193*	昭和*年	国土地理院発行 〇〇〇隣発行
3			194*	昭和1*年	個人名や個人住宅名等は表中に記載しないこと 対象地は、昭和〇〇年〇月に「〇〇工業所」が操業を開始した。〇〇工程において「トリクロエチレン」、〇〇工程において「水銀及びその化合物」の計2物質が使用されていた。	土壌汚染の可能性は考えにくい	土地登記簿 地形図 航空写真	194*	昭和2*年 昭和2*年 昭和2*年	国土地理院発行 〇〇〇隣発行
4			195*	昭和2*年	対象地は、昭和〇〇年〇月に「〇〇工業所」が操業を開始した。〇〇工程において「トリクロエチレン」、〇〇工程において「水銀及びその化合物」の計2物質が使用されていた。	土壌汚染の可能性が考えられる	土地登記簿 地形図 航空写真	195*	昭和3*年 昭和3*年 昭和3*年	国土地理院発行 〇〇〇隣発行 △△△隣発行
5			196*	昭和3*年	対象地は、195*年（昭和2*年）と同様であった。	土壌汚染の可能性が考えられる	土地登記簿 住宅地図	196*	昭和4*年 昭和4*年	△△△隣発行
6			197*	昭和4*年	対象地は、196*年（昭和3*年）とほぼ同様であるが、一部事業場が拡張され、建物も一部改築及び増築されている。	土壌汚染の可能性が考えられる	住宅地図	197*	昭和5*年	△△△隣発行
7			198*	昭和5*年	昭和〇〇年〇月に〇〇商事の所有となり、「〇〇製作物所」となった。〇〇工程において、「鉛及びその化合物」が使用されていた。	土壌汚染の可能性が考えられる	土地登記簿 住宅地図 特定施設設置届出事類 事業者等からのヒアリング	198*	昭和6*年 昭和6*年	△△△隣発行
8			199*	平成*年	対象地は、198*年（昭和5*年）と同様であった。	土壌汚染の可能性が考えられる	住宅地図	199*	昭和5*年	△△△隣発行
9			200*	平成1*年	対象地は、199*年（平成*年）と同様であった。	土壌汚染の可能性が考えられる	航空写真 住宅地図	200*	平成1*年 平成1*年	〇〇〇隣発行 △△△隣発行
10			201*	平成2*年	対象地は、200*年（平成1*年）と同様であった。	土壌汚染の可能性が考えられる	航空写真 住宅地図	201*	平成2*年 平成2*年	〇〇〇隣発行 △△△隣発行
11			202*	令和*年	対象地は、201*年（平成2*年）と同様であった。	土壌汚染の可能性が考えられる	航空写真 住宅地図	202*	令和*年 令和*年	〇〇〇隣発行 △△△隣発行
12			2025	令和7年	令和7年3月に「〇〇製作物所」が操業を廃止した。 最下段には必ず現在（届出年）の状況を記載	土壌汚染の可能性が考えられる	航空写真 住宅地図 特定施設使用廃止届出書 現況写真	202*	令和*年 令和*年 令和*年 令和*年	〇〇〇隣発行 △△△隣発行
13										
14										
15										
16										

※ 記載内容がセルに収まらない場合、セルの幅を変更して全ての記載内容が収まるように調整すること。

現在（届出年）の状況を表す「写真及びその撮影位置のわかる平面図」を添付

この行より上に行を追加してください。

（日本産業規格 A 列 4 番）

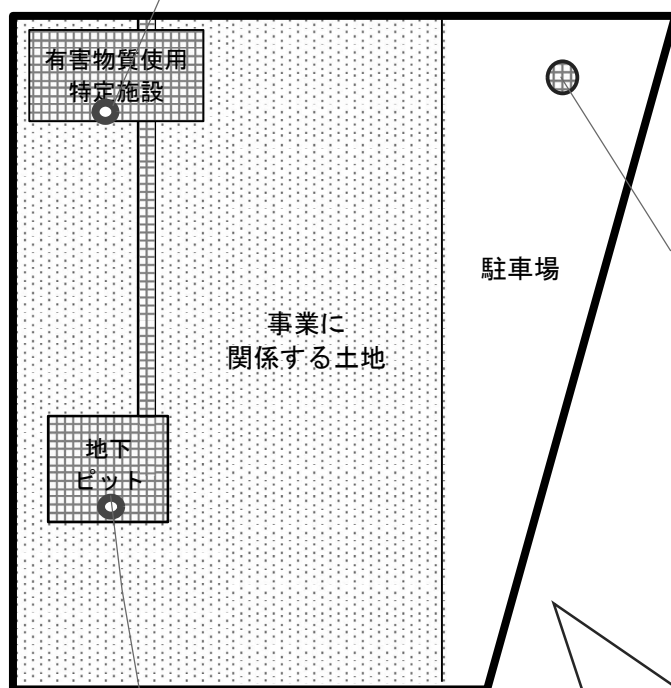
作成例

○表層調査に関する資料

汚染のおそれの区分図

物質によっておそれの区分が異なる場合は、
物質毎に汚染のおそれの区分図を作成

・トリクロロエチレン
・水銀
・鉛



・鉛

駐車場

事業に
関係する土地

地下
ピット

・トリクロロエチレン
・水銀
・鉛

特定有害物質の使用状況が分かる
図面を添付

ガイドライン等に表示されている一般的な
調査方法の図や説明の記載は不要

凡例

-  汚染のおそれが多い土地
-  汚染のおそれが少ない土地
-  汚染のおそれがない土地

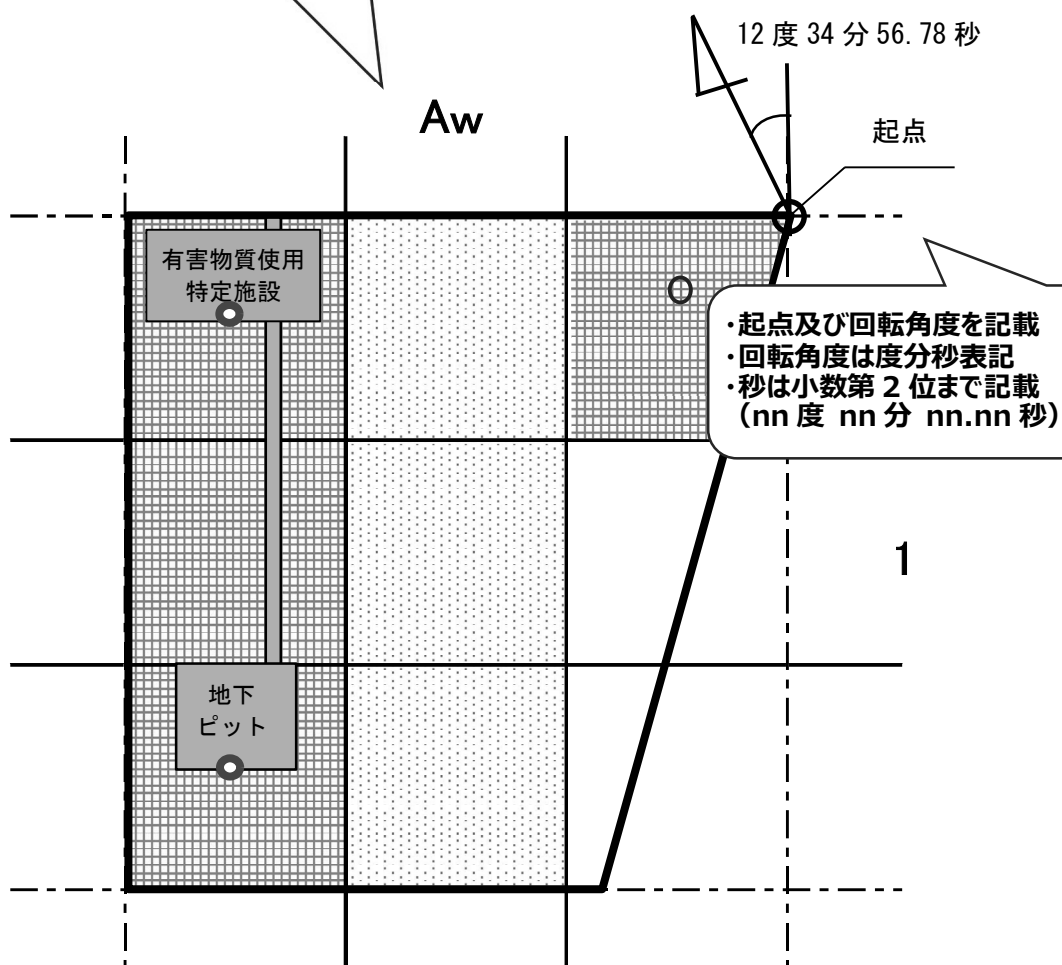
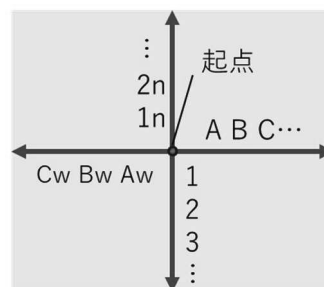
作成例

○表層調査に関する資料

試料採取等区画図

単位区画の命名規則

- ① 右回りに回転させる前の起点から見て、東方向の 30m 格子名は A,B,C とする
- ② 西方向の 30m 格子名は Aw,Bw,Cw とする
- ③ 南方向の 30m 格子名は 1,2,3 とする
- ④ 30m 格子内の単位区画は、起点を有する単位区画 (A1) から東に 1,2,3 とする
- ⑤ 北方向に調査対象地を拡大した場合は、1n,2n,3n とする



30 m		
10 m		
1	2	3
4	5	6
7	8	9

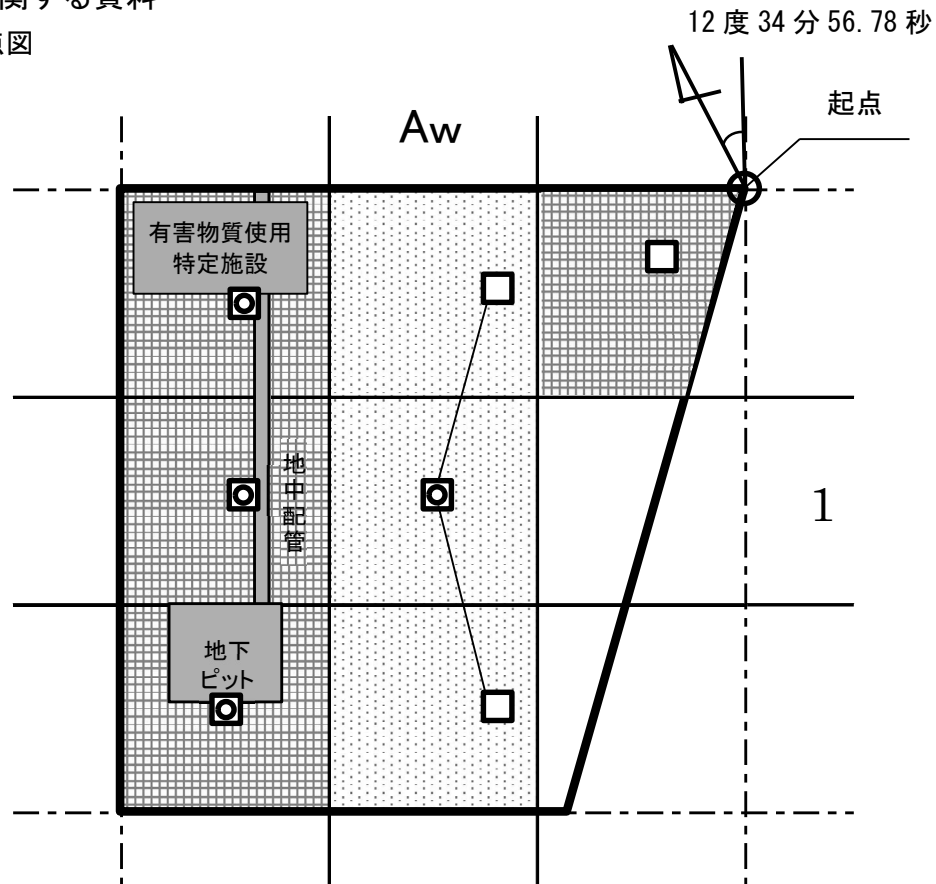
凡例

-  全部対象区画
-  一部対象区画
-  対象外区画

作成例

○表層調査に関する資料

試料採取地点図



30 m		
10 m		
1	2	3
4	5	6
7	8	9

凡例

- 調査対象地
- 10m単位区画
- 30m格子
- 表層土壌採取地点(水銀、鉛)
- 土壌ガス採取地点(トリクロロエチレン及びその分解生成物)
- 全部対象区画
- 一部対象区画
- 対象外区画

- ・ 試料採取地点の設定理由を記載
- ・ 物質ごとに採取地点が異なる場合は、物質ごとに整理

試料採取地点の設定理由

Aw1-1	特定有害物質の使用・保管履歴がある跡地に設定した。
Aw1-2	中心付近の傾斜が著しいため、平坦な地点で採取した。
Aw1-4	地中配管の跡地付近に設定した。
Aw1-7	地下ピットの跡地付近に設定した。
Aw1-8	中心付近の傾斜が著しいため、平坦な地点で採取した。

記載例

○表層調査に関する資料

土壌ガス調査結果

試料採取を行っていない物質の列は非表示

汚染状況調査方法報告
シートの起点番号を記入

調査対象物質		クロロエチレン	1, 1-ジクロロエチレン	1, 2-ジクロロエチレン	トリクロロエチレン
土壌ガス調査	調査区画数	6	6	6	6
	最大濃度	0. 2	ND	ND	0. 4
	ガス検出区画数	1	0	0	2
	試料採取等の省略	無	無	無	無
地下水調査	調査区画数				
	最大濃度				
	基準超過区画数				
	試料採取等の省略				

連番	起点番号	試料採取区画	調査の種類	30m格子内の評価区画	調査対象物質	クロロエチレン	1, 1-ジクロロエチレン	1, 2-ジクロロエチレン	トリクロロエチレン
					検出下限（土壌ガス）	0. 1	0. 1	0. 1	0. 1
					種類\基準値（地下水）	0. 002	0. 1	0. 04	0. 01
1	1	Aw1-1	全部		ガス (ppm)	ND	ND	ND	ND
2	1	Aw1-4	全部		ガス (ppm)	0. 2	ND	ND	0. 1
3	1	Aw1-5	一部	Aw1-2, 5, 8	ガス (ppm)	ND	ND	ND	ND
4	1	Aw1-7	全部		ガス (ppm)	ND	ND	ND	0. 4

「一部」又は「全部（兼一部）」を選択した場合、試料採取区画の結果により評価される 30m 格子内の単位区画の番号を記入

○表層調査に関する資料

2 種・3 種表層土壌調査結果

自動で算出される調査区画数、最大濃度等を汚染状況調査結果報告シートに転記

記載例

調査対象物質		溶出量			含有量	
		水銀	アルキル水銀	鉛	水銀	鉛
調査対象区画数	6	2	7	7	7	7
最大濃度	0. 0056	ND	0. 004	35	1400	
基準超過区画数	1	0	0	1	3	
試料採取等の省略	無	無	無	無	無	

連番	起点番号	試料採取区画	調査の種類	30m格子内の評価区画	標高 (m)	採取位置	基準		溶出量			含有量	
							調査対象物質		水銀	アルキル水銀	鉛	水銀	鉛
							採取深度 (m)\基準値		0. 0005	不検出	0. 01	15	150
					TP		GL	TP					
1	1	Aw1-1	全部		3. 000	表層		3. 000	ND	-	0. 002	ND	200
2	1	Aw1-1	全部		3. 000	配管下	-1. 200	1. 800	0. 0056	ND	0. 001	ND	230
3	1	Aw1-3	全部		1. 400	旧地盤面	-1. 300	0. 100	-	-	ND	ND	1400
4	1	Aw1-4	全部		3. 000	配管下	-1. 200	1. 800	ND	-	ND	ND	150
5	1	Aw1-2, 5, 8	一部	Aw1-2, 5, 8		表層			ND	-	ND	ND	ND
6	1	Aw1-7	全部		2. 800	表層		2. 800	0. 0005	ND	0. 004	35	190
7	1	Aw1-7	全部		2. 800	ピット下	-2. 300	0. 500	0. 0002	ND	ND	ND	160

※ 原則として GL 及び TP はミリ単位までの記載をお願いします

○表層調査に関する資料

1 種ボーリング調査結果

調査対象物質	溶出量			
	クロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	トリクロロエチレン
調査対象区画数	2	2	2	2
最大調査深度	-10	-10	-10	-10
最大濃度	0.01	ND	ND	0.12
最大汚染深度	-5	0	0	-2
基準超過区画数	2	0	0	1
試料採取等の省略	無	無	無	無

試料採取深度を記入

GL=0m の標高 (TP/AP) を記入
(GL=0m 以外の行は空欄)

連番	起点 番号	試料採 取区画	評価区画	標高 (m)	採取位置	深度 (m)		基準 調査対象物質	溶出量				
						GL			クロロエチ レン	1,1-ジクロ ロエチレン	1,2-ジクロ ロエチレン	トリクロ ロエチレン	
						0 ～	-0.05						TP
1	1	Aw1-4		3.000	表層	0	～	2.950	ND	ND	ND	ND	0.004
2						-0.5		2.500	ND	ND	ND	ND	0.054
3						-1.0		2.000	ND	ND	ND	ND	0.082
4					配管下	-1.2		1.800	ND	ND	ND	ND	0.12
5						-1.7		1.300	0.006	ND	ND	ND	0.074
6						-2.0		1.000	ND	ND	ND	ND	0.048
						-3.0		0.000	ND	ND	ND	ND	0.005
						-4.0		-1.000	ND	ND	ND	ND	ND
						-5.0		-2.000	ND	ND	ND	ND	ND
						-6.0		-3.000	ND	ND	ND	ND	ND
						-7.0		-4.000	ND	ND	ND	ND	ND
						-8.0		-5.000	ND	ND	ND	ND	ND
						-9.0		-6.000	ND	ND	ND	ND	ND
						-10.0		-7.000	ND	ND	ND	ND	ND
12													
13													
14													
15	1	Aw1-7		2.800	表層	0	～	2.750	ND	ND	ND	ND	0.003
16						-0.5		2.300	ND	ND	ND	ND	ND
17						-1.0		1.800	0.002	ND	ND	ND	ND
18						-2.0		0.800	ND	ND	ND	ND	ND
19					ピット下	-2.3		0.500	0.01	ND	ND	ND	0.003
20						-2.8		0.000	0.008	ND	ND	ND	ND
21						-3.0		-0.200	0.005	ND	ND	ND	ND
22						-4.0		-1.200	0.002	ND	ND	ND	ND
23						-5.0		-2.200	0.006	ND	ND	ND	ND
24						-6.0		-3.200	ND	ND	ND	ND	ND
25						-7.0		-4.200	ND	ND	ND	ND	ND
26						-8.0		-5.200	ND	ND	ND	ND	ND
27						-9.0		-6.200	ND	ND	ND	ND	ND
28						-10.0		-7.200	ND	ND	ND	ND	ND

土壌ガス検出範囲内の代表地点でのみ試料採取を行った場合、当該区画の結果により評価される検出範囲内の単位区画を記入

作成例

○表層調査に関する資料

調査結果図

Aw1-1

調査深度		アルキル水銀	鉛
GL (m)	TP (m)	溶出量 (mg/L)	含有量 (mg/kg)
表層 0.000～ -0.500	+3.000 ～ +2.500	ND	200
配管下 -1.200～ -1.700	+1.800 ～ +1.300	0.0056	230

網掛け等で基準超過及び第二溶出量
基準超過か判別できるように記載

12 度 34 分 56.78 秒

Aw1-3

調査深度		鉛
GL (m)	TP (m)	含有量 (mg/kg)
旧地盤面 -1.300～ -1.800	+0.100 ～ -0.400	1400

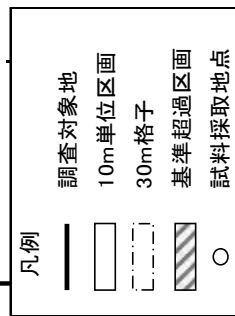
Aw

Aw1-7

調査深度		クロロ エチレン	調査深度		水銀	鉛
GL (m)	TP (m)	溶出量 (mg/L)	GL (m)	TP (m)	含有量 (mg/kg)	含有量 (mg/kg)
0.000	+2.800	ND	表層	+2.800～ +2.300	35	190
-0.500	+2.300	ND	0.000～-0.500		—	—
-1.000	+1.800	0.002	-1.000	+1.800	—	—
-2.000	+0.800	ND	-2.000	+0.800	—	—
-2.300	+0.500	0.01	ピット下	+0.500～ 0.000	ND	160
-2.800	0.000	0.008	-2.300～-2.800			
-3.000	-0.200	0.005				
-4.000	-1.200	0.002				
-5.000	-2.200	0.006				
-6.000	-3.200	ND				
-7.000	-4.200	ND				
-8.000	-5.200	ND				
-9.000	-6.200	ND				
-10.000	-7.200	ND				

Aw1-4

調査深度		クロロ エチレン	トリクロロ エチレン
GL (m)	TP (m)	溶出量 (mg/L)	溶出量 (mg/L)
0.000	+3.000	ND	0.004
-0.500	+2.500	ND	0.054
-1.000	+2.000	ND	0.082
-1.200	+1.800	ND	0.12
-1.700	+1.300	0.006	0.074
-2.000	+1.000	ND	0.048
-3.000	0.000	ND	0.005
-4.000	-1.000	ND	ND
-5.000	-2.000	ND	ND
-6.000	-3.000	ND	ND
-7.000	-4.000	ND	ND
-8.000	-5.000	ND	ND
-9.000	-6.000	ND	ND
-10.000	-7.000	ND	ND



10 m			30 m		
1	2	3	4	5	6
7	8	9			

※ 原則として GL 及び TP はミリ単位までの
記載をお願いします

記載例

条例における代表地点及び対象地境界の地下水調査結果を記入し、それ以外は、詳細調査結果に記載

調査対象物質		クロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	トリクロロエチレン	水銀	アルキル水銀
代表地点	試料採取区画数	2	2	2	2	1	1
	最大濃度	0.024	ND	ND	ND	ND	ND
	基準超過区画数	2	0	0	0	0	0
	試料採取等の省略	無	無	無	無	無	無
対象地境界	試料採取区画数	1	1	1	1		
	最大濃度	0.024	ND	ND	ND		
	基準超過区画数	1	0	0	0		
	試料採取等の省略	無	無	無	無		

連番	起点 番号	試料採取区画	調査の種類	評価区画	標高 (m)	スクリーン区間 (m)		調査対象物質		クロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	トリクロロエチレン	水銀	アルキル水銀
						GL		TP \ 基準値		0.002	0.1	0.04	0.01	0.0005	不検出
						TP	上端 ~ 下端	上端 ~ 下端							
1	1	Aw1-1	代表地点		3.000	-4.200 ~ -6.300	-1.200 ~ -3.300	-			-			ND	ND
2	1	Aw1-4	代表地点		3.000	-5.100 ~ -10.000	-2.100 ~ -7.000	0.008		ND	ND	ND		-	-
3	1	Aw1-7	代表地点かつ対象地境界		2.800	-5.700 ~ -10.000	-2.900 ~ -7.200	0.024		ND	ND	ND		-	-

スクリーン区間を必ず記入

作成例

地下水調査結果図

調査深度		クロロエチレン
GL (m)	TP (m)	溶出量 (mg/L)
地下水 -5.100～ -10.000	-2.100～ -7.000	0.008

調査深度		クロロエチレン
GL (m)	TP (m)	溶出量 (mg/L)
地下水 -5.700～ -10.000	-2.900～ -7.200	0.024

The diagram shows a rectangular field divided into a 3x3 grid. The total width of the field is 30 m, and the width of the first column is 10 m. The grid contains numbers 1 through 9.

1	2	3
4	5	6
7	8	9

 調査対象地
 10m単位区画
 30m格子
 基準超過区画
 試料採取地点

地下水調査として基準超過した
区画を図示（代表地点の結果に
より評価される区画を含む）

地下水調査（代表地点及び対象地境界）
や詳細調査を実施した場合は、それぞれの
調査で試料採取地点図を作成

作成例

○地下水調査に関する資料

a. 調査対象地における地質状況等（例）

調査対象地における地質状況等

1. 対象地における地形地質概況

当該対象地は、武蔵野台地北西部に位置し、標高は約〇〇mである。この付近は〇〇山から〇〇山にかけて約5kmの細長い平坦地となっており、南東には東京低地が広がり、高低差10mから15mの崖線を形成している。

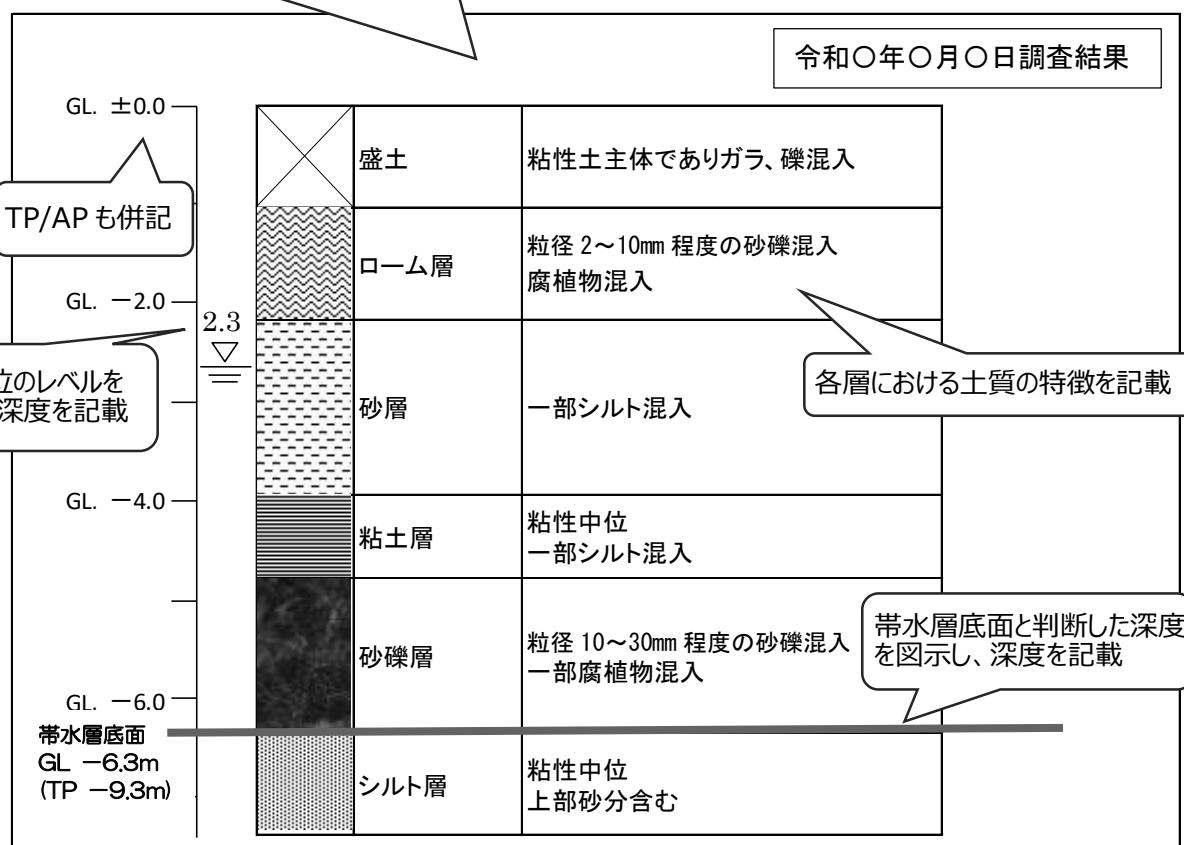
下図より、第1帯水層はGL. -〇m (TP〇m) 付近であり、帯水層の底面はGL. -〇m (TP〇m) 付近にあるものと考えられるためスクリーン区間をGL. -〇m ~ 〇m (TP〇m ~ 〇m) に設定した。

なお、地質ボーリングにおける孔内水位はGL. - 〇m (TP〇m) であった。（柱状図参照）

2. 対象地付近における地下水概況

対象地付近における地形、地質及び地下水位から、地下水の流向は北東側から南西側に流れており、また地質的に降雨などの要因により一時的に宙水が存在する。

- ・ボーリング柱状図は、地下水位や帯水層底面が分かる代表的なものを取りまとめた図のみ添付
- ・ボーリング実施者名等の個人情報はマスキングすること



ボーリング柱状図(○地点)

b. 地下水汚染が到達する可能性のある距離の計算結果（例）

地下水汚染が到達する可能性のある距離の計算結果

1. 地下水汚染が到達する可能性のある距離の計算結果 〇〇〇m

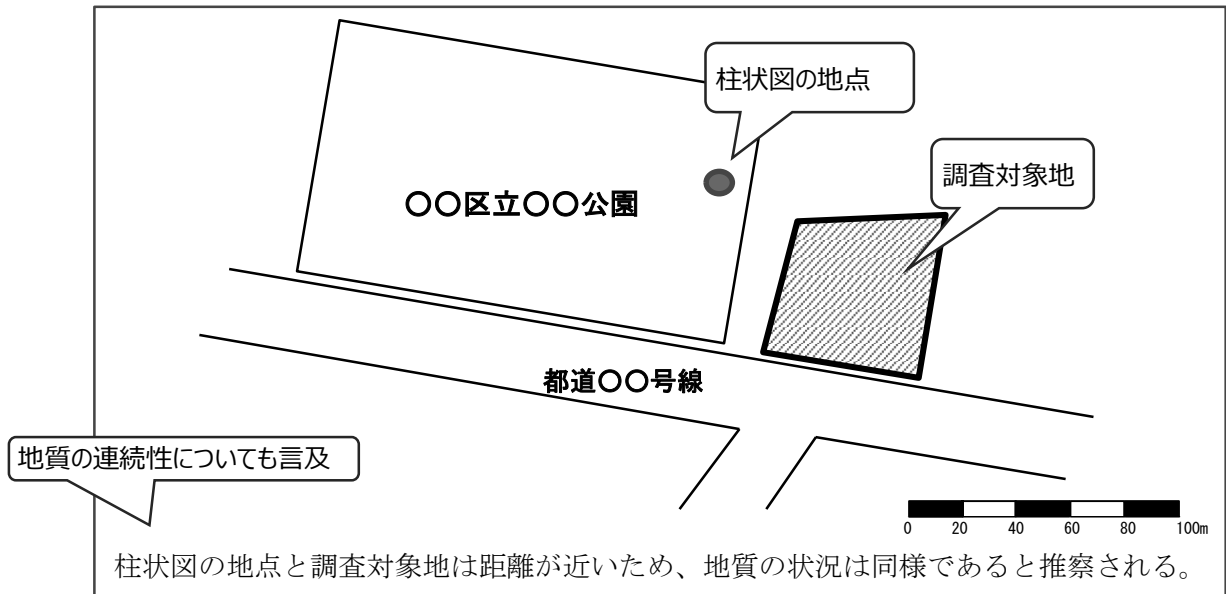
2. 土質

ボーリング柱状図から、帯水層の土質は 砂 と判断した。

※ 土質を判断する根拠とした柱状図を、p. 29 を参考に本文中に添付してください。

※ 調査対象地ではなく近隣の柱状図を用いる場合は、柱状図の出典を明記し、更に調査対象地との位置関係を示す図を添付してください（下図参照）。

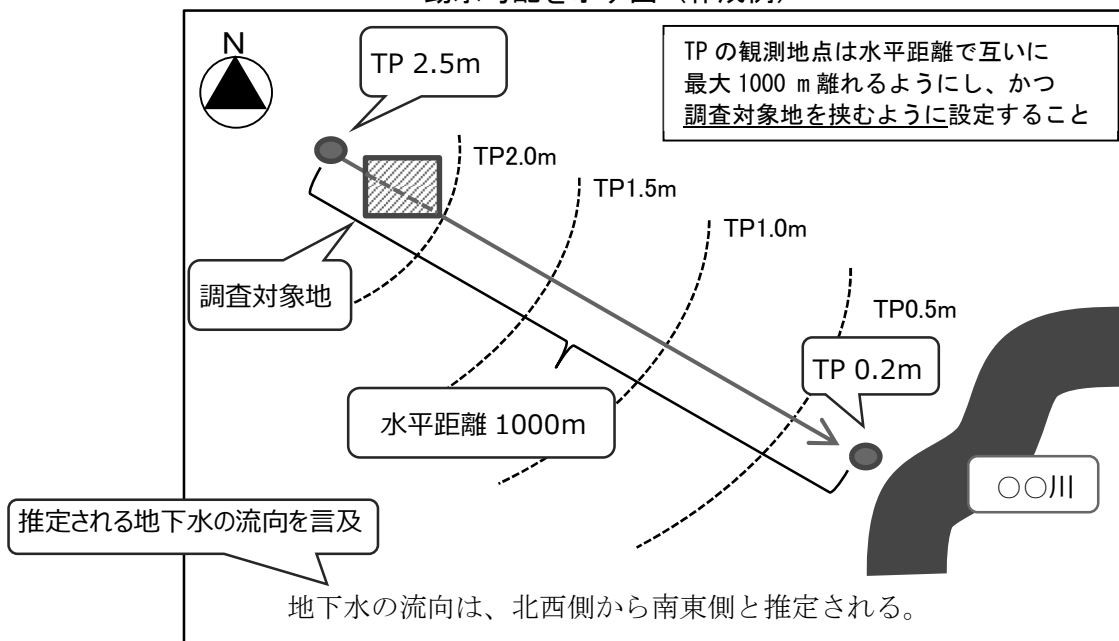
調査対象地と柱状図の位置関係を示す図（作成例）



3. 地形情報（動水勾配）

上流、下流の標高の差と水平距離から、〇. 〇〇 m/m と判断した。

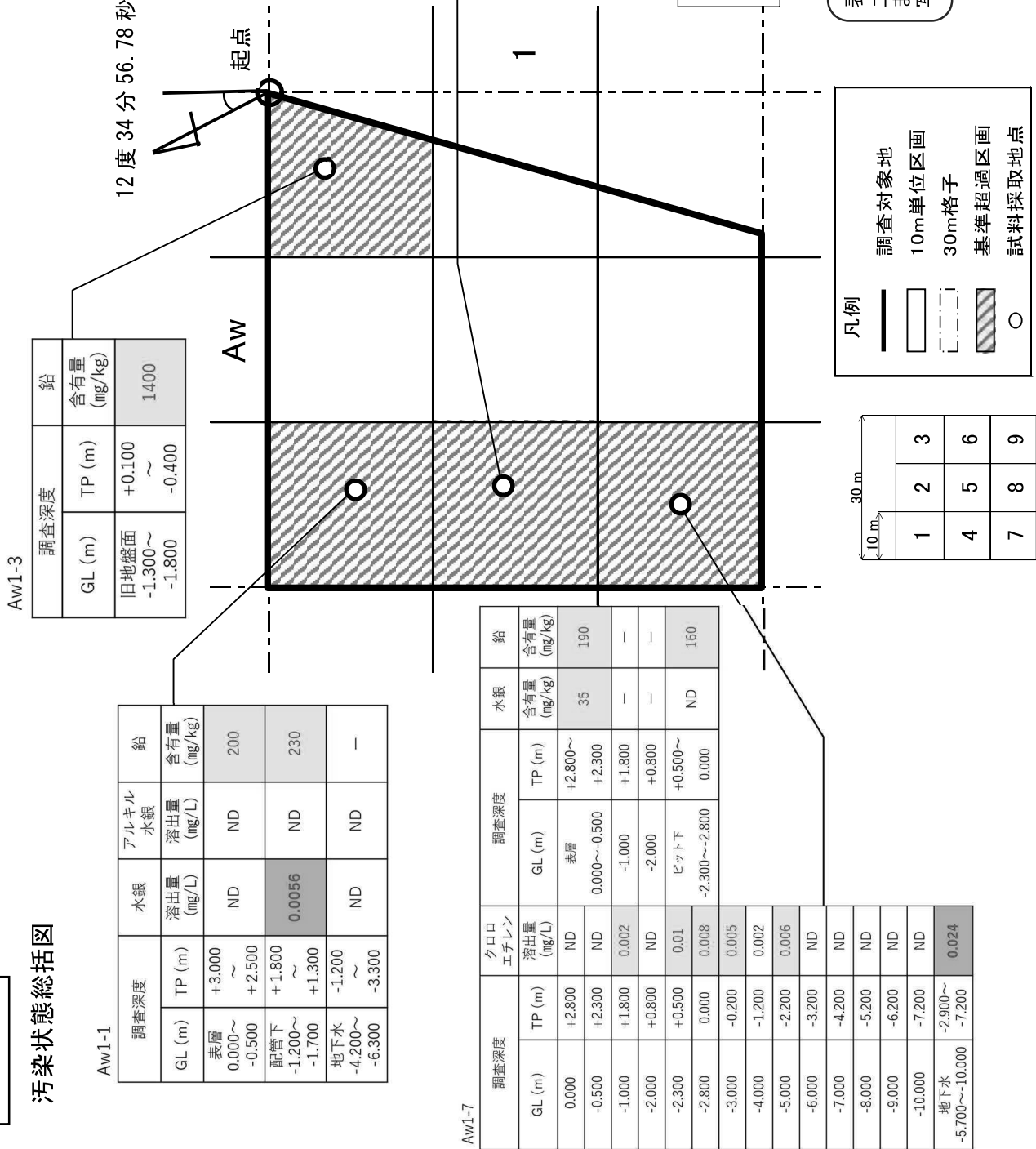
動水勾配を示す図（作成例）



※公的な資料等の一般公開可能な地図を使用し、出典も明記すること。

作成例

汚染状態総括図



3. 土壤汚染対策法第4条に基づく 土地の形質の変更届出書の作成

はじめに

ここに記載する内容は、土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」といいます。）第 4 条第 1 項に規定する届出（「**一定の規模以上の土地の形質の変更届出書**」の提出）に適用します。

1 届出の対象となる行為

対象は、土地の形質の変更であって、その部分の面積の合計が 3,000 m²以上となる行為です。ただし、現に有害物質使用特定施設が設置されている等の工場又は事業場の敷地については 900 m²以上が対象です。

ここにいう「土地の形質の変更」とは、土地の形状を変更する行為全般をいい、土壤汚染状況調査の機会をできる限り広く捉えようとする法の趣旨を踏まえ、いわゆる掘削と盛土の別を問わないこととされています。ただし、土地の形質の変更が盛土のみである場合には、届出は不要です。

また、異なる敷地で行われる行為であっても、同一の事業の計画や目的の下で行われるものであるか否か、個別の行為の時間的近接性、実施主体等を総合的に判断し、土地の形質の変更部分の面積の合計が 3,000 m²以上（現に有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の敷地等にあつては 900 m²以上）となる場合には、全体を一つの行為とみて、届出の対象とすることが望ましいとされています。（参考：「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」（平成 31 年 3 月 1 日付環水大土発第 1903015 号））

2 届出の義務者

義務者は、「**土地の形質の変更をしようとする者**」であり、その施工に関する計画の内容を決定する者となっています（法人では、代表取締役がこれに該当し、それ以外の者が届出者として届出をする場合には、その者が届出者となりうる権限を有することの書類（例：委任状、社内事務分掌等）を添付してください。）。土地の所有者とその土地を借りて開発行為等を行う開発事業者の関係では、開発事業者がこれに該当します。請負工事の発注者と受注者の関係では、一般的には発注者がこれに該当します。

3 届出の期限

提出は、**土地の形質の変更に着手する日の 30 日前まで**に行う必要があります。

ここにいう「着手する日」とは、土地の形質の変更そのものに着手する日をいい、契約事務や設計等の準備行為は含みません。

なお、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 140 条の規定に基づき、届出日当日は期間に算入しません。

届出日以降に形質変更の対象地において新たな汚染のおそれを生じさせる行為が行われないこと、届出書に記載する工事計画に変更がないことが確定してから届出を行ってください。

《参考》届出日算出方法

届出日	1 日目	2 日目		29 日目	30 日目	着手日
4 月 1 日	4 月 2 日	4 月 3 日	・ ・ ・	4 月 30 日	5 月 1 日	5 月 2 日
	中 30 日					

4 法第4条第2項に基づく調査結果の提出

法第4条第1項の届出の際、併せて同条第2項に基づく調査結果報告書を提出することができます。やむを得ず提出時期がずれる場合でも、30日以内に御提出ください。法第4条第2項に基づく調査結果報告書の提出をする場合は、p.43「7 法第4条第2項の報告書類」を参照してください。

5 環境確保条例第117条との関係

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。以下「条例」といいます。）第117条に基づく手続と法第4条に基づく手続は、それぞれ別個のものであるため、法第4条第1項の届出を行う際には、併せて条例第117条第1項に基づく手続を行ってください（条例第117条第1項に基づく手続については、本手引p.175を参照してください。）。

	法第4条第1項	条例第117条第1項
届出対象行為の規模等	土地の形質の変更部分の面積の合計が3,000㎡以上（現に有害物質使用特定施設が設置されている工場等の土地は900㎡以上）	敷地面積が3,000㎡以上の土地における土地の改変（法第4条第1項の適用を受ける土地は900㎡以上）
届出の主体	土地の形質の変更をしようとする者（開発事業者等）	土地の改変を行う者（開発事業者等）
届出書類	一定の規模以上の土地の形質の変更届出書	土地利用の履歴等調査届出書

※用語の区別について

法律では、「土地の“形質の変更”」、条例では「土地の“改変”」という用語を用いますので、届出書の記載は注意してください。

法第4条第1項を分割して提出する場合は、既往届出範囲、今回改変範囲及び次回以降届出範囲が分かる改変範囲全体図を添付してください。

条例第117条第1項提出後、おおむね1年以上空けて法第4条第1項を提出する場合は、その間の地歴情報を添付して提出してください。

6 提出書類一覧（●：土壤汚染対策届出情報システムに登録する際の電子ファイル名）

1 届出書及び添付書類	書類の種類
○一定の規模以上の土地の形質の変更届出書（様式第六） ○当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面 （土地の形質の変更の場所に関する地番、土地所有者一覧表）* ¹ ●05010 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書_様式第6	Excel
●05030 届出を提出する権限を有することを証する書類（委任状、事務処理規定等） ※必要に応じて添付（p. 34「2 届出の義務者」を参照してください。）	PDF
○土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面* ² ●05040 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面	PDF
○公図（土地の形質変更の場所全体の地番がわかるもの）* ³ ●05050 公図（まとめ図）等	PDF
○その他資料 ●05060 その他資料	PDF
2 別冊資料	書類の種類
○土地の所有者等を確認できる書類* ⁴ ●05070 別冊_登記事項証明等	PDF
○公図（写）* ³ ●05080 別冊_公図等（個別）	PDF
○その他資料 ●05090 別冊_その他資料	PDF

★ 新システムの Excel 様式は環境局 HP の土壤汚染対策法に基づく届出様式等（法第4条関係）からダウンロードしてください。

(<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/chemical/soil/law/houyoushiki3104>)



- * 1 土地の形質の変更の場所に、要措置区域及び形質変更時要届出区域は含まれません。その場合は別途法第7条又は第12条に基づく届出を御提出ください。
- * 2 出典等を明記し、公的な資料等、自由に利用できる地図（広く公開してもよいもの）を使用してください。
- * 3 公図の写しの枚数が多い場合には、土地の形質変更の場所全体の地番が分かるように1枚程度にまとめた図を届出書本編に添付し、その根拠となる個別の公図の写し（おおむね3か月以内のもの）は別冊資料にしてください。
- * 4 登記事項証明書に限るものではなく、例えば、土地の所有者の所在を明らかにする書面として、土地の売買契約書や土地の形質の変更の工事における請負契書又は同意書等が、土地の管理者又は占有者の所在を明らかにする書面として、公共施設の占有許可証等が想定されます。

記載例

様式第六（第二十一条の二第一項、第二十三条第一項関係）

分割提出の場合は届出ごとに連番を記入（例：その1、その2）

届出日を記入

東京都知事 殿

- ・法人の場合：所在地、法人名及び代表名を記入
- ・個人の場合：住所及び氏名を記入

令和7年4月1日

東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
届出者 1 〇〇工業株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

土壤汚染対策法 第4条第1項 の規定により、一定の規模について、次のとおり届け出ます。

土地の形質の変更が行われる開発事業
全体の土地の所在地を記入
地番は「（別紙）当該土地の所有者
等の所在が明らかとなる書面」より記入

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	新宿区 〇町〇丁目〇番〇号 新宿区〇〇町〇丁目〇番 1 外 7 筆 無地番 ※詳細は別紙「当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面」のとおり	(住居表示) (地番)
土地の形質の変更の場所	新宿区〇〇町〇丁目〇番 1 外 7 筆 無地番 ※詳細は別紙「当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面」のとおり	(地番)
「土地の形質の変更の対象となる土地の所在地」の面積を記入	全体形質変更面積 9,999.90 m ² (うち掘削部分面積 9,999.90 m ²) 最大改変深度 9.90 m (掘削深度、杭深度 9.90 m、 8.80 m)	土地面積の算出根拠を選択 または直接入力で記入 算出根拠 実測面積
分割提出の場合は、エクセル様式内の左側「+」ボタンで行を展開し全体面積と今回提出面積をそれぞれ記入	※詳細は別紙「土地の形質の変更をしようとする土地の所在が明らかとなる書面」のとおり	杭深度は、GL から杭底までの深さで記入

土地の形質の変更の着手予定日 令和7年5月2日

法第3条第1項のただし書の確認を受けた土地において法第3条第7項の規定による土地の形質の変更をする場合	工場又は事業場の名称		
	工場又は事業場の敷地であった土地の所在地	4条1項の場合は記載不要	(住居表示) (地番)

現に有害物質使用特定施設等が設置されている工場又は事業場の敷地において法第4条第1項の規定による土地の形質の変更をする場合	有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の名称	株式会社〇〇製造 東京工場	現に有害物質使用特定施設等が設置されている工場、または事業場の土地の改変を行う場合に記載
	有害物質使用特定施設の種類の	65 酸又はアルカリによる表面処理施設 71の5 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設	
	有害物質使用特定施設の設置場所	〇〇区〇町〇丁目△番△	
	特定有害物質の種類	鉛及びその化合物 トリクロロエチレン及びその分解生成物	

連絡先	所 属	氏 名	電話番号	電子メールアドレス
	〇〇工業株式会社 東京工場 総務部	〇〇 〇〇	99-9999-9999	〇〇〇〇@email.com

備考 この用紙の大きさは、日本標準規格のA4とすること。

- ・ 報告者と同じ組織に属する担当者の連絡先を記載
- ・ 報告者と異なる組織に属する者で、報告書の内容が分かる者の連絡先は必要に応じて併記

当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面

当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面（土地の形質の変更の場所に関する地番、土地所有者一覧表）

※本報告で調査報告する範囲の地番をすべて記入してください。（敷地の全地番の記載は不要です。）

※本届出で土地の形質の変更を行う地番について「届出種別」に「今回届出」を選択してください（全地番を対象とする場合は

全ての地番に、一部の地番を対象とする場合は今回の届出対象の地番にのみ「今回届出」を選択してください。）。

※記載行が足りない場合は30番目の行をコピーして行を追加してください。

届出日からおおむね3か月以内に
確認を行うこと

届出のために確認を行った日：令和7年3月15日

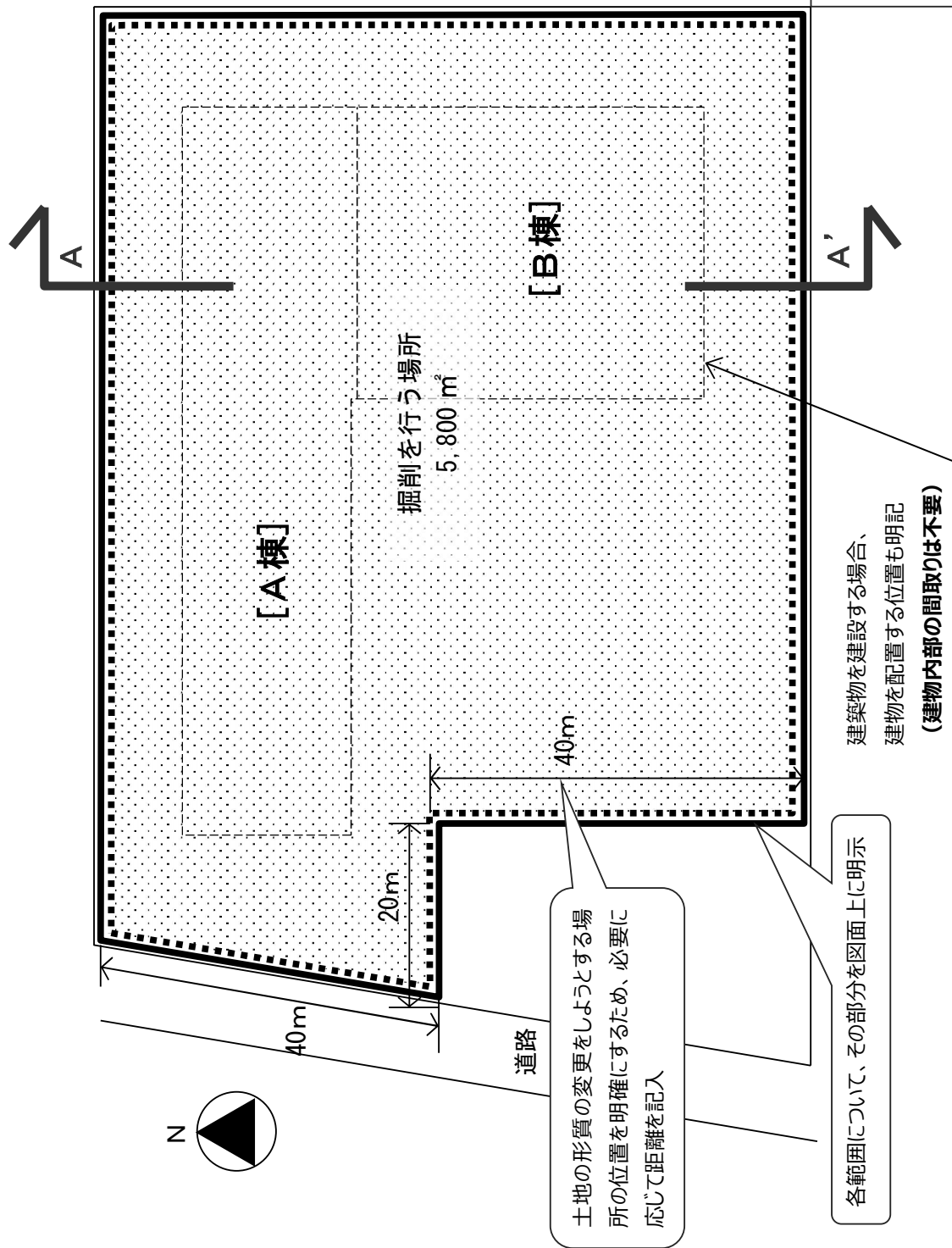
連番	届出種別	地番			無地番 道 水	一部	土地所有者等の住所	氏名	所有者等の所在 が明らかとなる 根拠資料
		区市町村	町	丁目					
1	今回届出	新宿区	〇〇町	〇丁目	〇〇番 1		東京都△△区△△町△丁目 △番△号	株式会社〇〇〇製 造	登記事項証明書
2	今回届出	新宿区	〇〇町	〇丁目	〇〇番 2		—	個人	登記事項証明書
3	今回届出	新宿区	〇〇町	〇丁目	〇〇番 3		—	個人	登記事項証明書
4	今回届出	新宿区	〇〇町	〇丁目	〇〇番 4		東京都〇〇区〇〇町〇丁目 〇番〇号 東京都□□区□□町□丁目 □番□号	〇〇〇〇 □□□□	登記事項証明書
届出対象の地番は「今回届出」を選択									
6	今回届出	新宿区	〇〇町	△丁目	××番 2		・土地所有者等が個人の場合 住所欄は住所を記載せず「—」と記入 氏名欄は個人名を記載せず「個人」と記入 ・土地所有者が行政機関（国、自治体等）の場合 住所欄は住所を記載せず「—」と記入		
7	今回届出	新宿区	××町	□丁目	△△番 1	一部			
8	今回届出	新宿区	××町	□丁目	△△番 2	一部			
9	今回届出	新宿区							
10	今回届出	新宿区							地番ごとの掘削権原者(土地所有者等)が分かる根拠資料をリストから 選択又は自由入力し、別冊資料にその根拠資料を添付
・区市町村はリストより選択 ・無地番、道、水の場合は、区市町村をリストから選択し、「無地番、道、水欄」のリストを選択									

土地の一部が対象となる場合は
「一部」を選択

「土地所有者等」とは、土地の所有者、管理者及び占有者のうち、土地の掘削を行うために必要な権原を有し調査の実施主体として最も適切な一人者に特定されるものであり、通常は土地の所有者が該当するが、土地の管理及び使用収益に関する契約関係、管理の実態等からみて、土地の掘削を行うために必要な権原を有する者が別に
いる場合、その者が「土地所有者等」あることを示す書類を添付する必要がある（例：道路占有許可書、事業認可書及び事業計画書等施工範囲の分かるもの等）。

※掘削部分のみの場合

土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面（平面図）



添付図面

凡例及び面積

全体敷地

面積 5,800 m²

土地の形質の変更をしようとする場所

面積 5,800 m²

うち掘削を行う場所

面積 5,800 m²

「土地の形質の変更をしようとする部分の場所（面積）」、「掘削部分の場所（面積）」は必ず記載

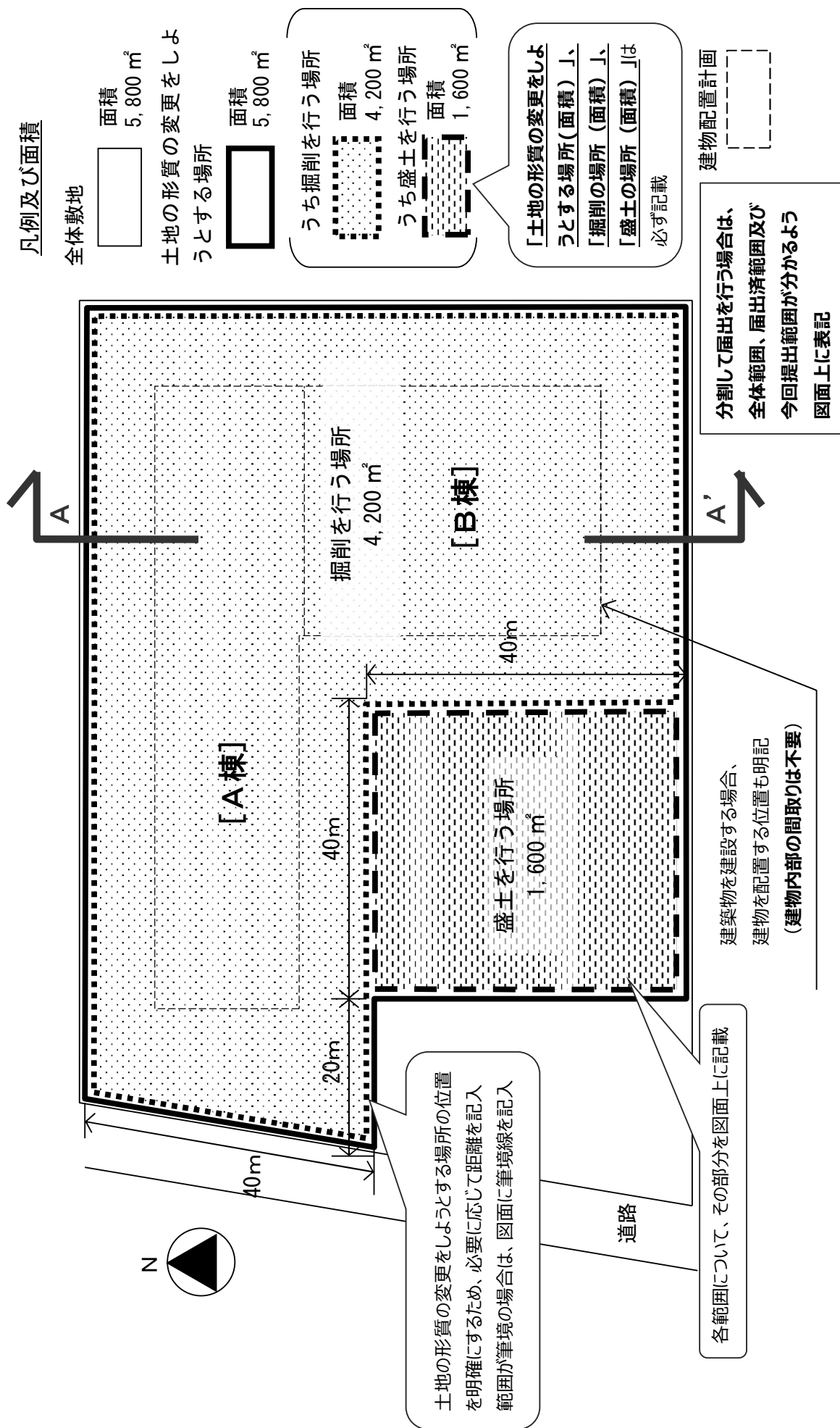
建物配置計画



分割して届出を行う場合は、全体範囲、届出済範囲及び今回提出範囲が分かるよう図面上に表記すること

※掘削部分と盛土部分が混在する場合

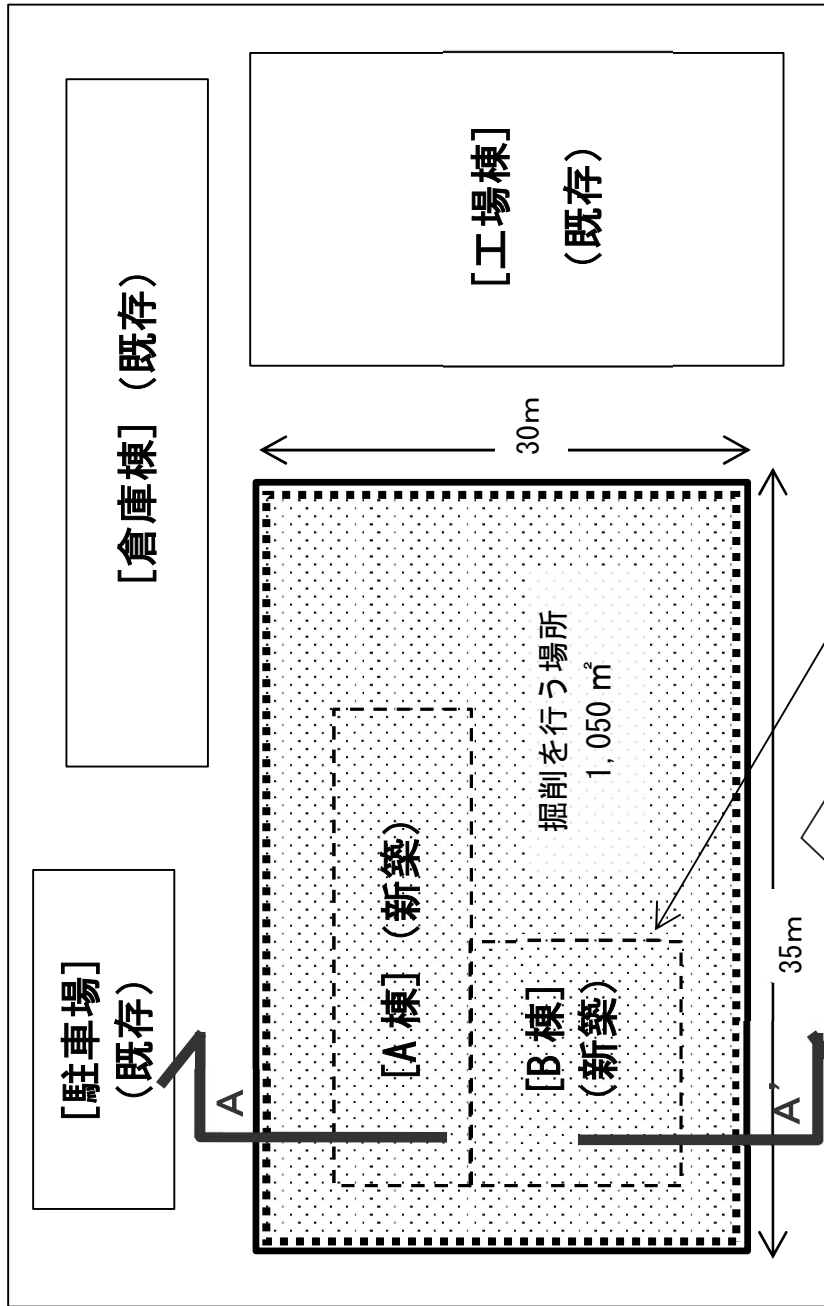
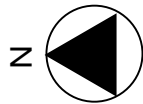
土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面（平面図）



※ 有害物質使用特定施設等が設置されている工場・事業場において 900 m²以上の改変を行う場合

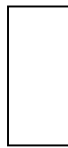
添付図面

土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面（平面図）



凡例及び面積

全体敷地



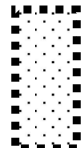
面積
2,800 m²

土地の形質の変更をしようとする場所



面積
1,050 m²

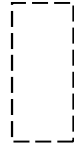
うち掘削を行う場所



面積
1,050 m²

「土地の形質の変更をしようとする場所（面積）」、「掘削の場所（面積）」は必ず記載

建物配置計画

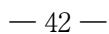


建築物を建設する場合、
建築物を配置する位置も明記。
(建物内部の間取りは不要)

土地の形質の変更をしようとする場所の位置を明確にするため、
必要に応じて距離を記入
なお、範囲が筆境の場合は、図面に筆境線を記入

土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面（立面図・断面図）

A-A' 断面



7 法第4条第2項の報告書類

(1) 報告書類の提出方法

法第4条第2項の報告書は、法第4条第1項の届出と併せて提出してください。やむを得ず提出時期がずれる場合でも、30日以内に提出してください。

条例第117条に基づく届出は、法第4条第2項の内容を利用することができます。提出方法は、条例第117条第1項（p. 175）及び第2項（p. 191）のページを御覧ください。

(2) 提出書類一覧（●：土壌汚染対策届出情報システムに登録する際の電子ファイル名）

1 報告書及び添付書類	書類の種類
○土壌汚染状況調査結果報告書（様式第七） ○当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面 （土地の形質の変更の場所に関する地番、土地所有者一覧表） ●06010 土壌汚染状況調査結果報告書_様式第7	Excel
●06030 届出を提出する権限を有することを証する書類（委任状、事務処理規定等） ※必要に応じて添付（p. 34「2 届出の義務者」を参照してください。）	PDF
○指定調査機関確認書・調査結果報告シート ●06040 指定調査機関確認書 ●06050 汚染状況調査方法報告シート ●06060 汚染状況調査結果報告シート ●06070 詳細調査方法報告シート ●06080 詳細調査結果報告シート	Excel Excel Excel Excel Excel
○土壌汚染状況調査の対象地周辺の地図 ●06090 調査対象地の周辺の地図	PDF
○土地の形質の変更の深さ及び汚染のおそれがある深さを明らかにした図面 ●06100 土地の形質の変更の深さ及び汚染のおそれがある深さを明らかにした図面	PDF
○地歴調査に関する資料 ●06110 公図（まとめ図）等* ¹ ●06120 土地利用の履歴等年表 ●06130 聴取調査及び現地調査結果のまとめ	PDF Excel PDF
○表層調査に関する資料* ² * ³ ●06140 汚染のおそれの区分図 ●06150 試料採取等区画図 ●06160 試料採取地点図* ⁴ ●06170 土壌ガス調査（1種） ●06180 汚染状況調査（2種） ●06190 汚染状況調査（2種, 3種） ●06200 調査結果図	PDF PDF PDF Excel Excel Excel PDF
○地下水調査に関する資料（条例に基づく地下水調査及び措置のための地下水調査を実施した場合）* ⁵ ●06210 試料採取地点図_地下水調査 ●06220 汚染状況調査（地下水） ●06230 地下水調査結果図 ●06240 調査対象地における地質状況等 ●06250 地下水汚染が到達する可能性のある距離の計算結果	PDF Excel PDF PDF PDF
○詳細調査（代表地点以外の深度方向調査、地下水調査等）に関する資料* ² * ⁶ ●06260 試料採取地点図_詳細調査* ³ ●06270 詳細調査（深度方向）	PDF Excel

●06280 詳細調査(地下水) ●06290 土壌調査結果図 ○汚染状態総括図 ●06300 汚染状態総括図 ○その他資料* ³ ●06310 その他資料	Excel PDF PDF PDF
2 別冊資料	書類の種類
○地歴調査の根拠資料* ⁷ ●06320 別冊_地歴調査の根拠資料 ●06330 別冊_土地登記簿	 PDF PDF
○濃度計量証明書 ●06340 別冊_濃度計量証明書等	PDF
○ボーリング柱状図 ●06350 別冊_ボーリング柱状図	PDF
○調査実施状況写真 ●06360 別冊_調査実施状況写真	PDF
○公図(写)* ¹ ●06370 別冊_公図(写)	PDF

★ 新システムの Excel 様式は環境局 HP の土壌汚染対策法に基づく届出様式等（法第 4 条関係）からダウンロードしてください。

(<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/chemical/soil/law/houyoushiki3104>)



☆ 提出書類や記入方法等については、法第 3 条の届出に準拠しているので様式の作成例は法第 3 条の該当ページを参照してください。

- * 1 対象となる土地の地番及び対象地面積を確認する上で、対象地の最新の公図（おおむね 3 か月以内のもの）を取得し添付してください。対象地を明らかにするため、対象となる部分を赤線等により囲むなどし、明確に認識できるようにください。
- * 2 ・ガイドライン等 に示されている一般的な調査方法の図や説明、調査結果報告シートに記載されている事項の再記載は不要です。
 ・調査報告書内の個人情報の記載をお控えください（個人名(コア鑑定者等)、検印(私印)等）。
 ・既往調査結果を活用する場合には、過去の調査結果報告書をそのまま添付するのではなく、表及び図に簡潔に整理した資料を添付してください。複数の既往調査結果を活用する場合には、それらの結果を表及び図にひとまとめに整理してください。その根拠資料として、既往調査報告書を提出する場合は、別冊資料で提出してください。
- * 3 土壌含有量基準に不適合である土地については、特定有害物質を含む土壌の直接摂取の経路が遮断されていることがわかるような写真（立入禁止、舗装等）を添付してください。
- * 4 試料採取地点の選定理由を図中に記載してください。書ききれない場合は、一覧表としてください。
- * 5 「地下水調査に関する資料」については、条例の規定に基づき、溶出量基準超過の場合（第一種特定有害物質では土壌ガス調査で検出された場合）、原則として地下水調査の実施が必要となりますので、御注意ください。
- * 6 深度方向の調査を実施した場合は、調査結果総括図を作成してください。
- * 7 住宅地図、地形図、航空写真、登記簿謄本、聴取調査票、現地調査資料、特定施設に関する届出書類、その他特定有害物質の使用状況に関する資料等が該当します。閉鎖登記簿は、調査の結果、汚染のおそれの有無を判断する上で必要となる場合のみ根拠資料として添付してください。

記載例

様式第七（第二十一条の六第一項、第二十五条の三第一項、第二十七条の二第一項関係）

東京都知事 殿 報告者 1 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇工業株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇		届出日を記入 令和7年4月1日
土壌汚染対策法（第4条第2項の調査）を行ったので、同項の規定により、次のとおり報告します。		
法第3条第8項又は第4条第3項の命令を受けた年月日	〇年〇月〇日	4条2項では記載不要
土壌汚染状況調査を行った場所	新宿区 〇町〇丁目号〇番〇号 (住居表示) 新宿区〇〇町〇丁目〇〇番1 外7筆無地 ※詳細は別紙「当該土地の所有者等の所在が明	
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合はその旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び特定有害物質の種類	深さの限定により、最大形質変更深さの1mを超える深度の土壌を採取 鉛及びその化合物 しなかった。 試料採取の深さの限定を行った場合は必ず記入 また、添付図面にその位置を明示	
土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類	鉛及びその化合物 調査対象とした特定有害物質を記入 ※「（別紙）汚染土壌の特定有害物質による汚染状態」に記入すると本欄には自動転記される	
土壌汚染状況調査の結果	汚染が確認された 土壌含有量基準不適合 鉛及びその化合物 土壌溶出量基準不適合 鉛及びその化合物 第二溶出量基準不適合 該当なし 調査結果について総評を選択 基準不適合物質及び超過した基準の種類を記入 ※入力用シートに記入した内容が自動転記される	
分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称	株式会社〇〇	会社名又は氏名を記入 (〇〇県知事登録 濃度第〇〇号)
土壌汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称	〇〇株式会社	会社名又は氏名を記入 (指定番号〇〇-〇-〇〇〇〇)
土壌汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号	〇〇株式会社 技術部 〇〇 〇〇 〇〇-〇-〇〇〇〇 技術管理者が所属している会社名・部署名を記入	
法第4条第2項の報告において土地の形質の変更をしようとする者が土地の所有者等でない場合にあっては、土地の所有者等の氏名又は名称	別紙「当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面」の一覧のとおり	
連絡先	所 属	氏 名
	〇〇工業株式会社 総務部	〇〇 〇〇
		電話番号
		99-9999-9999
		電子メールアドレス
		〇〇〇〇@email.com

備考 この用紙の大きさはA4とすること。

- ・報告者と同じ組織に属する担当者の連絡先を記載
- ・報告者と異なる組織に属する者で、報告書の内容が分かる者の連絡先は必要に応じて併記

当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面

当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面（土地の形質の変更の場所に関する地番、土地所有者一覧表）

※本報告で調査報告する範囲の地番をすべて記入してください。（敷地の全地番の記載は不要です。）

※本届出で土地の形質の変更を行う地番について「届出種別」に「今回届出」を選択してください（全地番を対象とする場合は

全ての地番に、一部の地番を対象とする場合は今回の届出対象の地番にのみ「今回届出」を選択してください。）。

※記載行が足りない場合は30番目の行をコピーして行を追加してください。

届出日からおおむね3か月以内に
確認を行うこと

届出のために確認を行った日： 令和7年3月15日

連番	届出種別	地番			無地番 道 水	一部	土地所有者等の住所	氏名	所有者等の所在 が明らかとなる 根拠資料
		区市町村	町	丁目	番地				
1	今回届出	新宿区	〇〇町	〇丁目	〇〇番 1		東京都△△区△△町△丁目 △番△号	株式会社〇〇〇製 造	登記事項証明書
2	今回届出	新宿区	〇〇町	〇丁目	〇〇番 2		—	個人	登記事項証明書
3	今回届出	新宿区	〇〇町	〇丁目	〇〇番 3		—	個人	登記事項証明書
4	今回届出	新宿区	〇〇町	〇丁目	〇〇番 4		東京都〇〇区〇〇町〇丁目 〇番〇号 東京都□□区□□町□丁目 □番□号	〇〇〇〇 □□□□	登記事項証明書
5	今回届出	新宿区	〇〇町	△丁目	土地の一部が対象となる場合は 「一部」を選択		〇土地所有者等が個人の場合 住所欄は住所を記載せず「—」と記入 氏名欄は個人名を記載せず「個人」と記入 〇土地所有者が行政機関（国、自治体等）の場合 住所欄は住所を記載せず「—」と記入	〇土地所有者等が個人の場合 住所欄は住所を記載せず「—」と記入 氏名欄は個人名を記載せず「個人」と記入 〇土地所有者が行政機関（国、自治体等）の場合 住所欄は住所を記載せず「—」と記入	登記事項証明書
6	今回届出	新宿区	〇〇町	△丁目	××番 2				土地売買契約書
7	今回届出	新宿区	××町	□丁目	△△番 1	一部			土地売買契約書
8	今回届出	新宿区	××町	□丁目	△△番 2	一部			道路管理台帳

届出対象の地番は「今回届出」を選択

・ 区市町村はリストより選択

・ 無地番、道、水の場合は、区市町村をリストから選択し、「無地番、道、水欄」のリストを選択

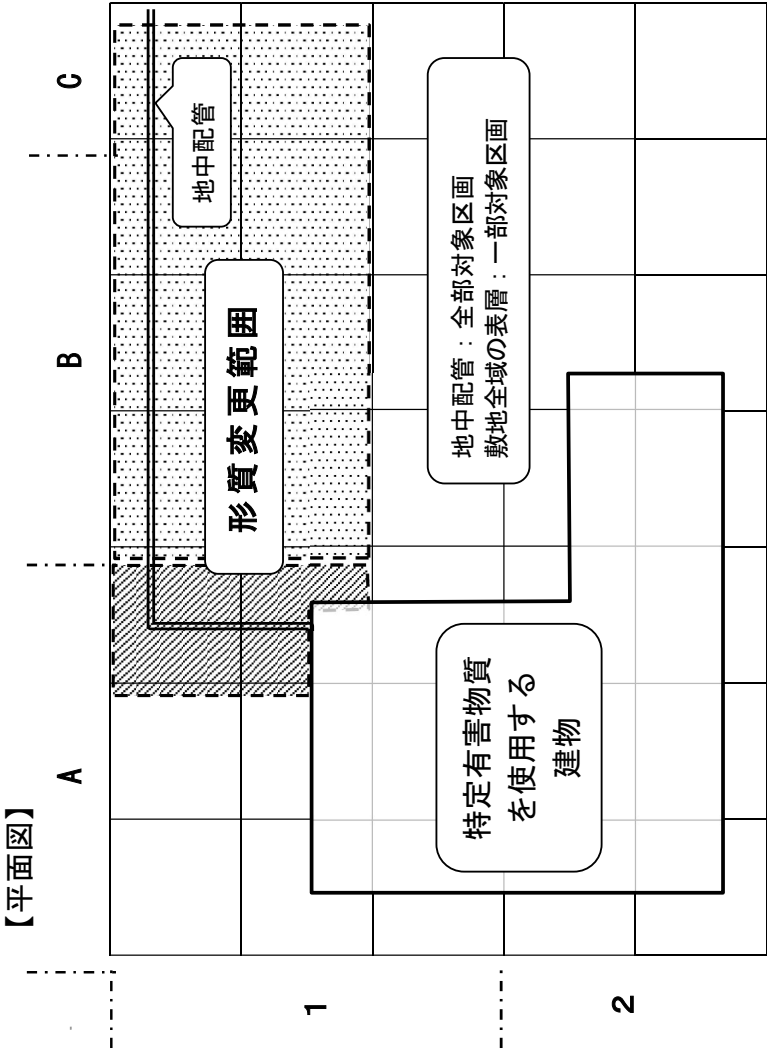
地番ごとの掘削権原者（土地所有者等）が分かる根拠資料をリストから
選択又は自由入力し、別冊資料にその根拠資料を添付

「土地所有者等」とは、土地の所有者、管理者及び占有者のうち、土地の掘削を行うために必要な権原を有し調査の実施主体として最も適切な一者に特定されるものであり、通常は土地の所有者が該当するが、土地の管理及び使用収益に関する契約関係、管理の実態等からみて、土地の掘削を行うために必要な権原を有する者が別にある場合、その者が「土地所有者等」であることを示す書類を添付する必要がある（例：道路占有許可書、事業認可書及び事業計画書等施工範囲の分かるもの等）。

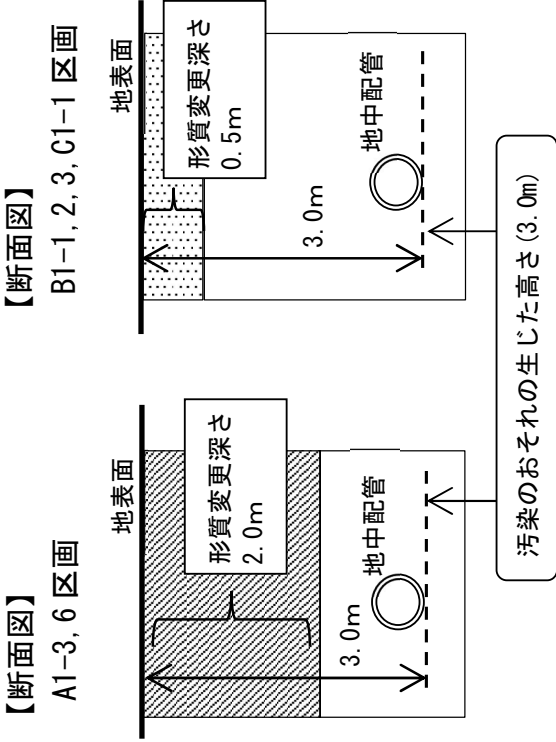
※試料採取の深度を限定した場合

土地の形質の変更の深さ及び汚染のおそれがある深さを明らかにした図面

添付図面



最大形質変更深さより1mを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合は、対象地の状況を平面図、断面図等を用いて示し、試料採取の対象外とした深度を明記すること



【表層調査の試料採取の対象とした深度】

形質変更する区画	最大形質変更深さ	表層調査の試料採取深度
A1-3, 6	2.0 m	0～0.5m、3.0～3.5m
B1-1, 2, 3, C1-1	0.5 m	0～0.5m (1.5mを超える深さは試料採取対象外とした)
B1-4, 5, 6, C1-4	0.5 m	0～0.5m

試料採取の対象外とした深度がある場合は、必ず記入

既往調査結果を調査報告等に用いる際の留意事項

条例 117 条 1 項土地利用の履歴等調査届出書や法 3 条 1 項・法 4 条 2 項・条例 117 条 2 項等の土壤汚染状況調査報告書を提出する際に、対象地において既往調査（法定調査や自主調査）や措置（以下「既往調査等」という。）が実施されていた場合、それらの結果を地歴に反映させる必要があります。

また、既往調査等を汚染状況調査に用いる場合は、現行法令に照らして評価し、試料採取等や汚染状況調査結果の報告を行う必要があります。既往調査等をただ添付するだけといった不適切な報告書や、調査が不足しているとみなされた報告書を提出した場合は再調査を求められることがありますので、以下内容をお読みいただき、既往調査等の活用に十分にご注意ください。

1. 条例 117 条 1 項届出（地歴調査）

（１）既往調査等を行政に届出済みの場合（法令に基づく調査や措置）

- ・今回の土地改変時における法令規定に基づく調査方法や措置と同等の方法で実施され、かつ、現行の基準にも適合していると判断される場合のみ、既往調査等実施時までの期間において汚染のおそれがないとみなすことが可能です（この場合は、既往調査等届出書の収受番号を明記してください。）。

（２）既往調査等を行政に届出していない場合（自主的な調査や措置）

- ・既往調査等の結果が現行の基準に適合であった場合でも、その結果のみをもって汚染のおそれがないと判断することはできません。
- ・既往調査等の結果をもって、汚染のおそれがないと評価するためには、法 4 条 2 項や条例 117 条 2 項等の土壤汚染状況調査報告書として基準適合の結果を行政に報告する必要があります。ただし、現行法令と照らし合わせて不足のある場合は別途調査の実施を求められることとなります。
- ・既往調査等の結果が現行の基準に対して不適合又は汚染が残置されている場合は、地歴で汚染のおそれありとして報告し、汚染状況調査を実施する必要があります。

2. 法3条1項・法4条2項・条例117条2項届出（土壤汚染状況調査）

（1）既往調査等を行政に届出済みの場合（法令に基づく調査や措置）

- ・地歴調査によって、既往調査等時に把握されていなかった汚染のおそれや新たな汚染のおそれの有無等の情報を入手・把握した上で、今回調査実施時における対象地の汚染状態を改めて評価し、その結果次第で追加の土壤調査を行う必要があるかを判断してください。
- ・法令改正により、特定有害物質の種類が追加されたクロロエチレンやトランス体が追加された1,2-ジクロロエチレン、分解生成物の考慮が必要となった四塩化炭素、基準値が改正されたカドミウムやトリクロロエチレンの取扱いについては、十分にご注意ください。

（2）既往調査等を行政に届出していない場合（自主的な調査や措置）

- ・**既往調査等をただ添付するだけの調査報告は認められません。**
- ・既往調査等があっても、汚染状況調査の原則どおり、既往調査等の実施以前から今回調査時までの地歴調査を行い、汚染のおそれについて判断し、それらを踏まえた上で汚染状況調査を実施してください。
- ・その際、既往調査等については現行法令に基づく調査方法や措置と同等の方法であると判断できる場合のみ、調査に活用することが可能です。（ただし、原則として行政に届出されていない既往調査等を前提とした汚染のおそれの把握や汚染状態を評価することは認められません。）
- ・既往調査等の結果が現行の基準に対して不適合又は汚染が残置されている場合は、調査報告時の法令の規定に基づき基準不適合の結果を報告する必要があります。
- ・一つの単位区画について、複数の汚染状態の結果がある場合の汚染の評価はその重ね合わせで判断する必要があります。

4. 土壤汚染対策法第 14 条に基づく 指定の申請書の作成

はじめに

ここに記載する内容は、土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」といいます。）第 14 条第 1 項に規定する申請（「**指定の申請**」）に適用します。

1 申請の対象となる土地

法に定める調査契機に基づかない調査（自主調査等）によって土壌汚染が明らかになった土地が対象となります。ただし、法第 3 条第 1 項及び第 8 項、第 4 条第 3 項並びに第 5 条第 1 項の規定の適用を受ける土地は除きます。

※法第 4 条が適用となっている方へ

法第 4 条第 3 項の命令発出前における当該命令の対象となる土地についての調査報告は、法第 4 条第 2 項により行ってください。法第 14 条で申請を希望する場合は協議が必要となりますので、別途御相談ください。

2 申請者

法に定める調査契機に基づかない調査によって土壌汚染が明らかになった土地の所有者等が申請者になります。

申請者以外に土地所有者等がいる場合には、当該土地の所有者等全員の申請に係る合意を得る必要があります。

3 申請行為の結果

当該申請に係る土地が、法第 6 条第 1 項又は法第 11 条第 1 項の規定による要措置区域又は形質変更時要届出区域の指定を受けることになります。14 条申請における調査では、調査深度の限定はできませんので御注意ください。

4 提出書類一覧（●：土壤汚染対策届出情報システムに登録する際の電子ファイル名）

1 申請書および添付書類	書類の種類
○指定の申請書（様式第二十） ○指定を受けたい土地の所在地一覧 ●11010 指定の申請書_様式第 20	Excel
●11030 届出を提出する権限を有することを証する書類(委任状、事務処理規定等) ※必要に応じて添付（p. 52「2 申請者」を参照してください。）	PDF
○申請に係る土地の周辺の地図 ●11040 申請に係る土地の周辺の地図	PDF
○申請に係る土地の範囲を明らかにした図面 ●11050 申請に係る土地の範囲を明らかにした図面	PDF
○申請者が申請に係る土地の所有者等であることを証する書類 (登記事項証明書及び公図の写し* ¹ 、管理者又は占有者の場合、契約書の写しなど) ●11060 申請者が申請に係る土地の所有者等であることを証する書類	PDF
○申請者以外の土地所有者の合意書 ●11070 所有者等全員の申請することについての合意書	PDF
○指定調査機関確認書・土壤汚染状況調査結果報告シート* ² ●11080 指定調査機関確認書 ●11090 汚染状況調査方法報告シート ●11100 汚染状況調査結果報告シート	Excel Excel Excel
○地歴調査に関する資料 ●11130 公図等 ●11140 土地利用の履歴等年表 ●11150 聴取調査及び現地調査結果のまとめ	PDF Excel PDF
○表層調査に関する資料* ³ ●11160 汚染のおそれの区分図 ●11170 試料採取等区画図 ●11180 試料採取地点図 ●11190 土壤ガス調査(1 種) ●11200 汚染状況調査(1 種) ●11210 汚染状況調査(2 種, 3 種) ●11220 調査結果図	PDF PDF PDF Excel Excel Excel PDF
○地下水調査に関する資料（条例に基づく地下水調査及び措置のための地下水調査を実施した場合） ●11230 試料採取地点図_地下水調査 ●11240 汚染状況調査(地下水) ●11250 地下水調査結果図 ●11260 調査対象地における地質状況等 ●11270 地下水汚染が到達する可能性のある距離の計算結果	PDF Excel PDF PDF PDF

○詳細調査（代表地点以外の深度方向調査、地下水調査等）に関する資料 ●11280 試料採取地点図_詳細調査 ●11290 詳細調査(深度方向) ●11300 詳細調査(地下水) ●11310 土壌調査結果図	PDF Excel Excel PDF
○汚染状態総括図 ●11320 汚染状態総括図	PDF
○その他資料*3*4 ●11330 その他資料	PDF
2 別冊資料	書類の種類
○地歴調査の根拠資料 ●11340 別冊_地歴調査の根拠資料	PDF
○濃度計量証明書 ●11350 別冊_濃度計量証明書等	PDF
○ボーリング柱状図 ●11360 別冊_ボーリング柱状図	PDF
○調査実施状況写真 ●11370 別冊_調査実施状況写真	PDF
○公図 ●11380 別冊_公図	PDF
○その他資料*3*4 ●11390 別冊_その他資料	PDF

★ 新システムの Excel 様式は環境局 HP の土壌汚染対策法に基づく届出様式等（法第 14 条関係）からダウンロードしてください。

(<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/chemical/soil/law/houyoushiki3104>)



☆ 土壌汚染状況調査に係る提出書類や記入方法等については、法第 3 条の届出に準拠しているので、様式の作成例は法第 3 条の該当ページを参照してください。

- * 1 登記事項証明書及び公図は、最新（おおむね 3 か月以内）のものを取得し、提出してください。
- * 2 調査報告書内の個人情報（個人名や検印（私印）等）は、削除の上、提出してください。
- * 3
 - ・申請に係る調査報告書は、「法第 3 条に基づく調査結果報告書の作成」の説明を参考に、同等のものを作成し提出してください。
 - ・調査結果は、総評等を記載せず、一覧表及び図で簡潔に示してください。
 - ・既往調査結果を活用する場合には、過去の調査結果報告書をそのまま添付するのではなく、表及び図に簡潔に整理した資料を添付してください。複数の既往調査結果を活用する場合には、それらの結果を表及び図にひとまとめに整理してください。
- その根拠資料として、既往調査報告書を提出する場合は、別冊資料で提出してください。
- * 4 土壌含有量基準に不適合である土地については、特定有害物質を含む土壌の直接摂取の経路が遮断されていることがわかるような写真（立入禁止、舗装等）を添付してください。

1. 申請書

記載例

様式第二十（第五十四条関係）

申請者が法人である場合は所在地、法人名及び代表名、
個人である場合は個人名及び住所を記入
※申請者が複数いる場合、連名にすることも可能

指定の申請書

令和5年4月1日

東京都知事 殿

東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

申請者 〇〇商事株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

土壤汚染対策法第14条第1項の規定により、第6条第1項又は第11条第1項の規定による指定を受けたい土地があるので、次のとおり申請します。

指定を受けたい土地の所在地	新宿区 〇〇町〇〇丁目〇番 (住居表示) 新宿区〇〇町〇丁目〇番1 外7筆道 (地番) ※詳細は別紙「土地所在地一覧」のとおり
申請に係る調査における試料採取等対象物質	クロロエチレン、四塩化炭素、 ン、1,2-ジクロロエチレン、1, ラクロロエチレン、1,1,1-トリ リクロロエチレン、ベンゼン、 物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びそ の化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化 合物 申請に係る土地の所在地を過不足なく記入すること 地番については、別紙「指定を受けたい土地の所在地一覧」よ り記入し、同一敷地の土地であっても申請の範囲外の土地の 地番は記載しないこと
申請に係る調査の方法	申請に係る調査報告書のとおり
申請に係る調査の結果	基準に適合しなかった特定有害物質： 土壤含有量基準不適合 鉛及びその化合物 土壤溶出量基準不適合 鉛及びその化合物 第二溶出量基準不適合 砒素及びその化合物 基準不適合物質及び超過 した基準の種類を記入
分析を行った計量法第107条の登録を 受けた者の氏名又は名称	株式会社〇〇 (〇〇県知事登録 濃度第〇〇号) 株式会社△△ (△△県知事登録 濃度第△△号) 株式会社□□ (□□県知事登録 濃度第□□号) 関わった全ての機関を記入
申請に係る調査を行った者の氏名又は 名称	株式会社〇〇 (〇〇県知事登録 濃度第〇〇号) 株式会社△△ (△△県知事登録 濃度第△△号) 株式会社□□ (□□県知事登録 濃度第□□号) 過去の調査結果を使用する場合は、その調査を行った指定調査機関名 及び指定番号も記載すること

連絡先	所 属	氏 名	電話番号	電子メールアドレス
〇〇商事株式会社〇〇事業部〇〇調査課	〇〇 〇〇	99-9999-9999		

備考 この用紙のサイズは、縦横比率を考慮し、業規格A4とすること。

- 申請者と同じ組織に属する担当者の連絡先を記載
- 申請者と異なる組織に属する者で、報告書の内容が分かる者の連絡先は必要に応じて併記

作成例

《申請についての合意書》

申請者以外に申請に係る土地の所有者等がいる場合

申請についての合意書

(申請者) 住所 ○○区○○町○丁目○番○号
氏名 △△ △△

上記の者が申請する、別添に示す次の事項について、合意します。

○	土壤汚染対策法第14条第1項に基づく土地の指定の申請に合意いたします。
---	-------------------------------------

土地の所在 及び地番	所有者等の住所 及び氏名	合意年月日 合意印等	所有者等の有する土地の 掘削等に関する権限
○○区○○町○丁目○番○号 □□区□□町□丁目□番□	△△区△△町△丁目 △番△号 ×× ××	○年○月○日	1 所有権 2 その他 (内容:)
合意に当たっては、当事者間で協議の上、 第三者に証明可能な方法を用いること			1 所有権 2 その他 (内容:)
			1 所有権 2 その他 (内容:)

(教示)

土壤汚染対策法第14条第1項

土地の所有者等は、第三条第一項本文、第四条第三項本文及び第五条第一項の規定の適用を受けない土地(第四条第二項の規定による土壤汚染状況調査の結果の提出があった土地を除く。)の土壤の特定有害物質による汚染の状況について調査した結果、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合しないと思料するときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該土地の区域について同項又は第十一条第一項の規定による指定をすることを申請することができる。この場合において、当該土地に当該申請に係る所有者等以外の所有者等がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。

5. 土壤汚染対策法第7条に基づく 汚染除去等計画書の作成

はじめに

ここに記載する内容は、土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」といいます。）第 7 条第 1 項及び第 3 項に規定する計画（汚染除去等計画書）に適用します。

1 対象となる土地

要措置区域に指定された土地

2 届出の義務者

汚染除去等計画の提出の指示を受けた者が計画書を作成し、提出する義務があります。

3 届出の期限

提出は、都知事による指示書に記載の日程までに行う必要があります。措置の着手は、計画書提出から 30 日を経過した後でなければならないことに御注意ください。

なお、民法（明治 29 年法律第 89 号）140 条の規定に基づき、届出日当日は期間に算入しません（p.34 《参考》届出日算出方法）。

4 詳細調査

詳細調査は、土壤汚染状況調査と同様の方法で実施してください。詳細調査を行う場合、調査結果は原則として本届出時に報告してください。本届出時に調査結果を報告できない場合は、当該調査の計画を明示してください。

なお、所定の方法によらずに調査を実施し、この結果を基に措置を行った場合は、区域指定を解除できなくなる場合もあるので御注意ください。

5 ボーリング等により特定有害物質による汚染状態を把握した場合

措置の実施に当たり法施行規則別表第八に規定するボーリング及びその他同等の方法により特定有害物質による汚染状態を把握した場合には、当該調査結果及び特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面を添付してください。

6 試料採取等を行わなかった土壤について汚染の除去等の措置を講ずる場合

土壤汚染状況調査時に試料採取等を行う深度を限定した土地において、試料採取等を行わなかった土壤について汚染の除去等の措置を講ずる場合（ただし、土地の形質の変更に係る部分のうち最も深い部分の深さより 1 メートルを超える深さのみ汚染のおそれが生じた場所の位置がある場合は除きます。）には、当該土壤の調査結果及び特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面を添付してください。調査方法は、土壤汚染状況調査と同様の方法で実施してください。

7 環境確保条例において措置が必要な場合

要措置区域に指定された土地において、東京都土壤汚染対策指針（以下「指針」といいます。）第 4 で定める地下水汚染拡大防止区域（土壤又は地下水の汚染状態が第二溶出量基準超過又は第二地下水基準超過である。）がある場合、法第 7 条で必要な届出に加え、指針で定める事項（対象地境界でのモニタリング等の実施計画等）についても記載してください。

8 提出書類一覧（●：土壌汚染対策届出情報システムに登録する際の電子ファイル名）

1 計画書及び添付書類	書類の種類
○汚染除去等計画書（様式第九） ●07010 汚染除去等計画書_様式第9	Excel
○汚染除去等計画書（様式第九）第三面 ●07030 汚染除去等計画書_様式第9_第3面_地下水の水質の測定 ※●07030～07150 の実施する措置の種類のファイルを提出	Excel
○別紙 要措置区域所在地一覧 ●07160 要措置区域所在地一覧	Excel
●07170 届出を提出する権限を有することを証する書類（委任状、事務処理規定等） ※必要に応じて添付（p. 58「2 届出の義務者」を参照してください。）	PDF
○土壌汚染対策計画確認シート ●07180 土壌汚染対策計画確認シート	Excel
○措置を実施する場所を明らかにした要措置区域の図面 ●07190 措置を実施する場所を明らかにした要措置区域の図面	PDF
○措置を実施する要措置区域の状況を明らかにした図面 ●07200 措置を実施する要措置区域の状況を明らかにした図面	PDF
○施工のフロー図 ●07210 施工のフロー図	PDF
○平面図、立体図及び断面図 ●07220 平面図・立面図・断面図	PDF
○掘削土量集計表 ●07230 掘削土量集計表	Excel
○措置の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面 ●07240 措置の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面	PDF
○実施措置の施工中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法 ○実施措置の施工中に特定有害物質等の飛散等、地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法 ●07250 実施措置の施行中に特定有害物質等の飛散等、地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法	PDF
○事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法 ●07260 事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法	PDF
○お知らせ看板（pp. 212-213 を参照してください。） ●07270 お知らせ看板	PDF
○工程表 ●07280 工程表	PDF
○評価地点及び当該評価地点に設定した理由 ●07500 評価地点及び該当評価地点に設定した理由 ●07510 措置完了条件（目標土壌溶出量・目標地下水濃度の計算）の計算ツール	PDF

○地下水の水質の測定期間及び頻度 ●07520 地下水の水質の測定を行うための観測井を設置する地点及び設置理由 ●07530 地下水の水質の測定期間及び頻度	PDF
○その他資料 ●07540 その他資料	PDF

※ 土壌汚染状況調査において試料採取等を省略した土壌について、本届出で調査結果を報告する場合に必要な添付書類	書類の種類
○試料採取等を行わなかった土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面 ●07300 試料採取等を行わなかった土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面	PDF
○試料採取等を行わなかった土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査に関する資料 ○指定調査機関確認書・調査結果報告シート ●07300 指定調査機関確認書 ●07310 汚染状況調査方法報告シート ●07320 汚染状況調査結果報告シート ●07330 詳細調査方法報告シート ●07340 詳細調査結果報告シート	Excel Excel Excel Excel Excel
○表層調査に関する資料 ●07350 試料採取等区画図 ●07360 試料採取地点図 ●07370 土壌ガス調査(1 種) ●07380 汚染状況調査(1 種) ●07390 汚染状況調査(2 種, 3 種) ●07400 調査結果図	PDF PDF Excel Excel Excel PDF
○地下水調査に関する資料 ●07410 試料採取地点図_地下水調査 ●07420 汚染状況調査(地下水) ●07430 地下水調査結果図 ●07440 調査対象地における地質状況等 ●07450 地下水汚染が到達する可能性のある距離の計算結果	PDF Excel PDF PDF PDF
○詳細調査に関する資料 ●07460 試料採取地点図_詳細調査 ●07470 詳細調査(深度方向) ●07480 詳細調査(地下水) ●07490 土壌調査結果図	PDF Excel Excel PDF

★ 新システムの Excel 様式は環境局 HP の[土壌汚染対策法に基づく届出様式等](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/chemical/soil/law/houyoushiki3104)（法第 7 条関係）からダウンロードしてください。

(<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/chemical/soil/law/houyoushiki3104>)



記載例

様式第九（第三十六条の三第一項、第三十七条関係）

法第7条第1項に基づく届出の場合「新規」を、
法第7条第3項に基づく届出の場合「変更」を選択

(第1面)

汚染除去等計画書 (新規)

令和5年4月1日

東京都知事 殿

- ・法人の場合：所在地、法人名及び代表名を記入
- ・個人の場合：住所及び氏名を記入

新規の場合は「第7条第1項」を、
変更の場合は「第7条第3項」を選択

提出者

東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

土壌汚染対策法 第7条第1項 の規定による 汚染除去等計画 について、
次のとおり提出します。

新規の場合は「汚染除去計画」を、変更の場合は「変更後の汚染除去計画」を選択

汚染の除去等の措置を講ずべき 要措置区域の所在地	新宿区〇〇町〇丁目〇番 無地番 (指-〇〇1) ※詳細は別紙「要措置区域所在地一覧」のとおり	(地番)
指示措置	地下水の水質の測定	指示を受けた措置を選択
実施措置	土壌汚染の除去	実施を計画している措置を選択 複数の措置を実施する場合全て選択
実施措置を選択した理由	別紙「土壌汚染対策計画確認シート」のとおり	
実施措置の着手予定時期	令和5年5月8日	
実施措置の完了予定時期	令和6年10月31日	
汚染の除去等の措置を講ずべき要措置区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を把握した場合	土壌汚染状況調査に準じた方法による調査の結果 基準に適合しなかった特定有害物質： 土壌含有量基準不適合 該当なし 土壌溶出量基準不適合 鉛及びその化合物 第二溶出量基準不適合 ジクロロメタン	詳細調査結果の具体的な汚染状態を 「(入力シート)汚染状態一覧」に入力すると自動転記
分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称	株式会社〇〇 (〇〇県知事登録 濃度第〇〇号)	
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった土壌について汚染の除去等の措置を講ずる場合	土壌汚染状況調査に準じた方法による調査の結果 基準に適合しなかった特定有害物質： 土壌含有量基準不適合 土壌溶出量基準不適合 第二溶出量基準不適合	状況調査で深さ限定をした場合であって、当該深さの位置について措置を行う場合は「(入力シート)汚染状態一覧」に入力すると自動転記
分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称	株式会社〇〇 (〇〇県知事登録 濃度第〇〇号)	
土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌が帯水層に接する場合にあっては、特定有害物質等の飛散等を防止するために講ずる措置	平成31年環境省告示第5号に示された施工方法の基準に従うものとする。 詳細は別紙計画シートのとおり	

具体的な措置は「土壌汚染対策計画確認シート」に記入

法
7
条

(第2面)

特定有害物質等の飛散等を防止するために講ずる措置	別紙「土壤汚染対策計画確認シート」のとおり
実施措置の施行中に特定有害物質等の飛散等が確認された場合における対応方法	別紙○のとおり
事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法	別紙○のとおり
土壌を掘削する範囲及び深さと地下水位との位置関係	地下水位は掘削深度以深である。 詳細は措置の施工方法を明らかにした平面図、立面図、断面図のとおり
要措置区域外から搬入された土壌を使用する場合にあっては、当該土壌の汚染状態を把握するための調査における試料採取の頻度及び土壌の使用方法	埋戻し土壌の管理は、平成31年環境省告示第6号に基づき実施する。 詳細は別紙計画シ 要措置区域外から搬入された土壌を使用する場合には、選択の上、「土壤汚染対策計画確認シート」に内容を記載
一の土壤汚染状況調査により指定された他の要措置区域から搬出された汚染土壌を使用する場合にあっては、当該他の要措置区域の汚染状態及び汚染土壌の使用方法	搬出場所ではテトラクロロエチレンが区域指定物質となっており、詳細調査の結果、最大土壌溶出量は○mg/Lとなっている。 当該搬入土壌は本計画で予定している実施措置と併せて区域外処理を予定している。 飛び地間移動を行う場合には、搬出場所の汚染状況と搬入土壌の使用方法を記載

連絡先	所 属	氏 名	電話番号	電子メールアドレス
	〇〇株式会社△△課	〇〇 〇〇	99-9999-9999	xxxxx@xx. xx. jp

- ・ 提出者と同じ組織に属する担当者の連絡先を記載
- ・ 提出者と異なる組織に属する者で、報告書の内容が分かる者の連絡先は必要に応じて併記

法7条

鑑で選択した実施措置を記入

地下水の水質の測定と土壌汚染の除去を選択した場合、別表第七中欄に定める事項が表示
説明文は「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」の Appendix-24 を参考にする
こと
上記措置以外を選択した場合、灰色のセルに別表第七の中欄に定める事項を入力し、青色のセルに説明文を入力

— 63 —

【例：実施措置が土壤汚染の除去（掘削除去）の場合】

(第3面)

実施措置の種類	土壤汚染の除去（掘削除去）
別表第七の上欄に掲げる実施措置の種類の区分に応じ、それぞれ同表の	中欄に定める事項
一 基準不適合土壤の掘削による除去	
イ 基準不適合土壤のある範囲及び深さその他の土壤汚染の状況並びにその他の汚染除去計画の作成に必要な情報	基準不適合土壤が存在する範囲は合計〇m ² 、基準不適合土壤が存在する最大深度は〇m、存在する最大汚染濃度は〇mg/L（汚染の状況を明らかにした図面を添付資料〇に示す。）
ロ 土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあつては、評価地点及び当該評価地点に設定した理由	評価地点は、要措置区域の指定の事由となった飲用井戸より地下水流向上流側であり、当該要措置区域から地下水流向下流側〇mの地点とする。その位置を添付資料〇に示す。
ハ ロの土地にあつては、目標土壤溶出量及び目標地下水濃度並びに当該目標土壤溶出量及び当該目標地下水濃度に設定した理由	目標土壤溶出量は〇mg/L以下とする。目標地下水濃度は〇mg/L以下とする。その設定根拠を添付資料〇に示す。目標土壤溶出量及び目標地下水濃度は、土壤溶出量基準及び地下水基準に示されたそれぞれの値とする
二 目標土壤溶出量を超える汚染状態又は土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土壤を掘削する範囲及び深さ	掘削除去を行う範囲（面積及び深度）は目標土壤溶出量以上の土壤の範囲とし、面積は〇m ² 以上、深度は〇m以上とする。掘削場所を明らかにした図面を添付資料〇に示す。
ホ 掘削を行う方法	目標土壤溶出量適合の土壤の掘削除去する施行方法として、施行フロー、掘削計画、山留計画、運搬計画（仮置場含む。）、地下水処理計画、掘削土壤処理計画、埋め戻し計画、工程表を添付資料〇に示す。
ヘ 掘削された場所を基準不適合土壤以外の土壤若しくはロの土地にあつては、目標土壤溶出量を超えない汚染状態かつ土壤含有量基準に適合する汚染状態にある土壤により埋める方法又は建築物の建築若しくは工作物の建設を行う場合等掘削された場所に土壤を埋め戻さない場合にあつては、その旨	目標土壤溶出量適合の土壤の掘削除去する施行方法として、施行フロー、掘削計画、山留計画、運搬計画（仮置場含む。）、地下水処理計画、掘削土壤処理計画、埋め戻し計画、工程表を添付資料〇に示す。
ト 掘削された目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤を当該要措置区域内に設置した施設において浄化したもので埋め戻す場合にあつては、目標土壤溶出量を超えない汚染状態にある土壤にする方法及び当該方法により目標土壤溶出量を超えない汚染状態となることを確認した結果又は掘削された土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土壤を当該要措置区域内に設置した施設において浄化したもので埋め戻す場合にあつては、土壤含有量基準に適合する汚染状態にある土壤にする方法及び当該方法により土壤含有量基準に適合する汚染状態となることを確認した結果	
該当なし	
チ 掘削された目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤を当該要措置区域内に設置した施設において浄化したもので埋め戻す場合にあつては、浄化により目標土壤溶出量を超えない汚染状態にある土壤にする方法により目標土壤溶出量を超えない汚染状態にある土壤としたことを確認する方法又は掘削された土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土壤を当該要措置区域内に設置した施設において浄化したもので埋め戻す場合にあつては、トの浄化により土壤含有量基準に適合する汚染状態にある土壤にする方法により土壤含有量基準に適合する汚染状態にある土壤としたことを確認する方法	
該当なし	
リ ロの土地にあつては、実施措置を行う前の地下水の特定有害物質による汚染状態	当該土壤汚染に起因した地下水汚染は生じており、〇の地下水濃度は〇mg/L
ヌ ロの土地にあつては、地下水が目標地下水濃度を超えない汚染状態にあることを確認するための地下水の水質の測定を行うための観測井を設置する地点及び当該地点に当該観測井を設置する理由	観測井の設置予定位置を添付資料〇（設置する予定の位置を示す図面）に示す。観測井の設置位置は、汚染の除去等の措置の効果を適確に把握できる地点として、掘削除去を講じた区画の地下水流向下流側周縁を選定した。観測井の設置方法を明らかにした設計図を添付資料〇に示す。
ル 観測井を設置する方法	観測井の設置方法を明らかにした設計図を添付資料〇に示す。
ヲ 地下水の水質の測定の対象となる特定有害物質の種類並びに当該測定の期間及び頻度	測定対象物質は〇とし、目標地下水濃度は〇mg/Lとする。その根拠を添付資料〇に示す。要措置区域〇は当該土壤汚染に起因した地下水汚染が生じているので、3ヶ月に1回程度の測定を2年間実施する（測定予定日：4月、7月、10月、1月）。

表示された文字がセルに収まらない場合、セルの幅を広げること

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 変更の場合にあつては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを（）書きすること。

土壌汚染対策計画確認シート

(法7条第1項及び3項、土壌地下水汚染対策計画書、汚染拡散防止計画書(条例は要対策区域に限る)届出用)

報告項目	回答欄	
条例の届出の有無	有(条例第117条第3項同時届出)	改正条例施行(平成31年4月1日)以降に土壌汚染状況調査の報告を行った土地に係る届出の場合には「有」を選択
実施措置を選択した理由 ※法7条の届出の場合のみ選択	指示措置による	当該指示措置を選択するに至った技術的評価の内容や検討の経緯等を記載 指示措置と実施措置が同じ場合は、「指示措置による」を選択
新たな汚染の除去等の措置を講ずべき要措置区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態の把握の有無	有	※有の場合は、指定調査機関確認書及び結果報告書
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった土壌について汚染の除去等の措置の有無	無	本報告で詳細調査等の結果の報告を行う場合、「有」を選択 それ以外の場合は、「無」を選択
土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌が帯水層に接する場合にあっては、特定有害物質等の飛散等を防止するために講ずる措置	各工種において平成31年環境省告示第5号基準にどのように適合させているのか、該当するものを選択	工種 添付書類、図番号
	含有量基準超過の為対象外	
	● 基準超過土壌が帯水層に接していないため対象外	配管布設、基礎設置 添付1
	土地の形質の変更に着手する前に、形質変更範囲の側面を囲み、基準不適合土壌の下にある準不透水層であって最も浅い位置にあるものの深さまで、鋼矢板その他の遮水の効力を有する構造物を設置する	
	土地の形質の変更が終了するまでの間、上記の構造物により囲まれた範囲の土地の地下水位が当該構造物を設置する前の地下水位を超えないようにする	
	最も浅い位置にある準不透水層より深い位置にある帯水層まで土地の形質の変更を行うため、以下の措置を講ずる。 ①土地の形質の変更を行う準不透水層より浅い位置にある帯水層内の基準不適合土壌又は特定有害物質が当該準不透水層より深い位置にある帯水層に流出することを防止するために必要な措置(備考欄に具体的に記載してください。) ②最も浅い位置にある準不透水層より深い位置にある帯水層までの土地の形質の変更が終了した時点で、当該土地の形質の変更が行われた準不透水層が本来の遮水の効力を回復する。	工種ごとに平成31年環境省告示第5号基準を適用した施工図や説明資料の参照先を記載
	観測井戸を設置し、金場排水により地下水位の管理及び地下水の水質の監視を行う。	
	観測井戸を設置し、揚水井戸により地下水位の管理及び地下水の水質の監視を行う。	
	その他(備考欄に詳細を記入すること)	
	備考	
特定有害物質等の飛散等を防止するために講ずる措置	● お知らせ看板	
	● 仮囲いの設置	
	● 散水	
	● シート養生	
	敷鉄板	
	コンテナ(内袋付)やフレコンバック(内袋付)を使用した汚染土壌運搬	
	防塵用フェンス・ネットの設置	
	負圧テントの設置、排ガス処理	
	粉塵又は有害物質濃度等の周辺環境の監視(大気モニタリング)	
	● 搬出車両の洗浄	
	排水処理施設の設置、排水分析	
	運搬時の被覆(シート被覆等)	
	● 運搬時の積載状況の随時確認	
	● 低騒音、低振動の機械の使用	
	● 作業員の衛生管理(靴の洗浄等)	
	その他(備考欄に詳細を記入すること)	
	備考	

要措置区域外から搬入された土壌を使用する場合にあっては、当該土壌の汚染状態を把握するための調査における試料採取の頻度及び土壌の使用方法		有		区域外から土壌を搬入する場合は「有」を選択 それ以外の場合は「無」を選択	
試料採取の頻度		特定有害物質全26項目について5000㎡以下につき1回 特定有害物質全26項目について900㎡以下につき1回 ● 特定有害物質全26項目について100㎡以下につき1回 浄化等済土壌を使用するため、試料採取を行わない ● 土壌汚染対策法第16条第1項に基づく認定を受けた土壌を使用するため、試料採取を行わない(法7条の届出の場合のみ選択可能) その他(備考欄に詳細を記入すること)			
区域外から土壌搬入する場合はいずれかを選択すること その他を選んだ場合は、備考欄に記載		備考			
使用方法		汚染土壌の区域外搬出の有無を選択 ※「有」の場合、別途法 16 条に基づく届出が必要			
土壌搬出		有 ※条例のみの届出の場合には別途汚染土壌搬出シートを添付してください。			
搬出先 ※区域間移動は法7条の届出の場合に選択できます。		● 汚染土壌処理施設 (移動先: ●●産業株式会社) 飛び地間移動 (移動先:) その他(備考欄に詳細を記入すること) 備考			
汚染土壌処理施設 ※「搬出先」が「汚染土壌処理施設」の場合		浄化等処理施設(浄化)			
区域指定解除時の確認事項 ※要措置区域の指定を解除し、形質変更時要届出区域へ指定される場合も含みます。		● 写真 ● 検尺による出来形確認 ● 地下水のモニタリング 土壌分析(原位置浄化時のチェックボーリング) ● 交付者による管理票の確認 汚染状態の変更 その他(備考欄に詳細を記入すること) 備考		添付書類、 図番号 添付2 添付2 添付2 添付2 添付2 添付2	
備考					

※本ページに続いて「条例における地下水汚染拡大防止区域に対する対策」シートも必要事項を記載の上、添付すること。
 なお、記載方法については、「法 12 条の届出の作成について (p.67)」を参照。

6. 土壤汚染対策法第 12 条に基づく 形質変更時要届出区域内における 土地の形質の変更届出書の作成

はじめに

ここに記載する内容は、土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」といいます。）第 12 条第 1 項及び第 2 項に規定する届出（「**形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書**」の提出）に適用します。

1 届出の対象となる行為

対象は、**形質変更時要届出区域※内において土地の形質を変更する行為**です。「**土地の形質の変更**」とは、土地の形状又は性質の変更のことであり、例えば、宅地造成、土地の掘削、土壌の採取、開墾等の行為が該当し、基準不適合土壌の搬出を伴わないような行為も含まれます。

※区域指定前に施工を行う場合は、事前に東京都の担当者まで御相談ください。

ただし、通常の管理行為等については、届出対象外となります。「**通常の管理行為等**」とは、次の行為です。

① 掘削行為であり次の基準を満たすもの

I：掘削面積 10 m²以上の場合、掘削深度 50cm 未満の行為

II：掘削面積 10 m²未満の場合、掘削深度 3 m 未満の行為

（ただし、措置のための構造物に変更を加える行為、汚染土壌の区域間移動又は飛び地間移動を伴う場合は届出の対象）

② 汚染を拡散しない方法で行われるボーリング（土壤汚染の調査又は観測井を設ける目的のものに限る）

③ 土地の形質の変更であって、その施行方法が環境大臣の定める基準に適合する旨の都道府県知事の確認を受けたもの

2 届出の義務者

義務者は、「**形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更をしようとする者**」であり、その施工に関する計画の内容を決定する者となっています（法人では、代表取締役がこれに該当し、それ以外の者が届出者として届出をする場合には、その者が届出者となりうる権限を有することを確認できる書類（例：委任状、社内事務分掌等）を添付してください。）。土地の所有者等とその土地を借りて開発行為等を行う開発事業者等の関係では、開発事業者等がこれに該当します。請負工事の発注者と受注者の関係では、一般的には発注者がこれに該当します。

3 届出の期限

提出は、**形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更に着手する日の 14 日前まで**に行う必要があります。東京都では、汚染の拡散防止等が適切に図られることを担保するため、**区域の指定前に土地の形質の変更を行う場合にも、土地の形質の変更に着手する日の 14 日前まで**に、法第 12 条第 1 項としての届出をお願いしています。

なお、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 140 条の規定に基づき、届出日当日は期間に算入しません（p. 34《参考》届出日算出方法）。

4 詳細調査

詳細調査は、土壤汚染状況調査と同様の方法で実施してください。詳細調査を行う場合、調査結果は原則として本届出時に報告してください。本届出時に調査結果を報告できない場合は、当該調査の計画を明示してください。

なお、所定の方法によらずに調査を実施し、その結果をもとに措置を行った場合は、区域指定を解除できなくなる場合もあるので御注意ください。

5 試料採取等を行わなかった土壤について土地の形質の変更をしようとする場合

土壤汚染状況調査時に試料採取等を行う深度を限定した土地において、試料採取等を行わなかった土壤について土地の形質の変更を行う場合（ただし、土地の形質の変更に係る部分のうち最も深い部分の深さより1メートルを超える深さのみ汚染のおそれが生じた場所の位置がある場合は除きます。）には、当該土壤の調査結果及び特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面を添付してください。調査は、土壤汚染状況調査と同様の方法で実施してください。

6 他の自然由来等形質変更時要届出区域から搬出された自然由来等土壤を使用する場合

他の自然由来等形質変更時要届出区域から搬出された土壤を使用する場合は、環境局 HP 等から「土壤汚染対策法第18条に基づく区域間移動について」を御確認ください。

7 ボーリング等により特定有害物質による汚染状態を把握した場合

土地の形質の変更に当たり法施行規則別表第八に規定するボーリング及びその他同等の方法により特定有害物質による汚染状態を把握した場合には、当該調査結果及び特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面を添付することができます。

8 環境確保条例において措置が必要な場合

形質変更時要届出区域に指定された土地において、東京都土壤汚染対策指針（以下「指針」といいます。）第4で定める地下水汚染拡大防止区域（土壤又は地下水の汚染状態が第二溶出量基準超過又は第二地下水基準超過である。）がある場合、法第12条で必要な届出に加え、指針で定める事項（対象地境界でのモニタリング等の実施計画等）についても記載してください。

9 環境確保条例適用案件で、条例の届出を法の届出で代用する場合について

環境確保条例適用案件の場合、法第12条第1項の届出をもって都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第117条第3項に基づく汚染拡散防止計画書の提出に代えることができます。代用とする場合には、送り状等にその旨を記載し、代用の意思を明確にしてください。

また、法12条・16条の届出書には、条例が求める内容（お知らせ看板や措置の選択理由(p.203)など）を含む必要があります。

10 提出書類一覧（●：土壤汚染対策届出情報システムに登録する際の電子ファイル名）

1 届出書及び添付書類	書類の種類
○形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書（様式第十五） ○別紙 形質変更時要届出区域所在地一覧 ●10010 形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書_様式第 15	Excel
●10030 届出を提出する権限を有することを証する書類（委任状、事務処理規定等） ※必要に応じて添付（p. 68「2 届出の義務者」を参照してください。）	PDF
○汚染拡散防止確認シート ●10040 汚染拡散防止確認シート	Excel
○土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした形質変更時要届出区域の図面 ●10050 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした形質変更時要届出区域の図面	PDF
○土地の形質の変更をしようとする形質変更時要届出区域の状況を明らかにした図面 ●10060 土地の形質の変更をしようとする形質変更時要届出区域の状況を明らかにした図面	PDF
○土地の形質の変更の施工方法を明らかにした平面図、立体図及び断面図 ●10070 施工のフロー図 ●10080 平面図・立体図・断面図	PDF PDF
○掘削土量集計表 ●10090 掘削土量集計表	Excel
○土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面 ●10100 土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面	PDF
○土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法 ●10110 土地の形質の変更の施工中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法	PDF
○事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法 ●10120 事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法	PDF
○お知らせ看板（pp. 212-213 を参照してください。） ●10130 お知らせ看板	PDF
○工程表 ●10140 工程表	PDF

★ 新システムの Excel 様式は環境局 HP の土壤汚染対策法に基づく届出様式等（法第 12 条関係）からダウンロードしてください。

（<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/chemical/soil/law/houyoushiki3104>）



※ 試料採取等を行わなかった土壌について土地の形質の変更をしようとする場合に必要となる添付書類	書類の種類
○試料採取等を行わなかった土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面 ●10150 試料採取等を行わなかった土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面	PDF
○試料採取等を行わなかった土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査に関する資料 ○指定調査機関確認書・調査結果報告シート ●10160 指定調査機関確認書 ●10170 汚染状況調査方法報告シート ●10180 汚染状況調査結果報告シート ●10190 詳細調査方法報告シート ●10200 詳細調査結果報告シート	Excel Excel Excel Excel Excel
○表層調査に関する資料 ●10220 試料採取地点図 ●10230 土壌ガス調査(1 種) ●10240 汚染状況調査(1 種) ●10250 汚染状況調査(2 種, 3 種) ●10260 調査結果図	PDF Excel Excel Excel PDF
○地下水調査に関する資料 ●10270 試料採取地点図_地下水調査 ●10280 汚染状況調査(地下水) ●10290 地下水調査結果図 ●10300 調査対象地における地質状況等 ●10310 地下水汚染が到達する可能性のある距離の計算結果	PDF Excel PDF PDF PDF
○詳細調査に関する資料 ●10320 試料採取地点図_詳細調査 ●10330 詳細調査(深度方向) ●10340 詳細調査(地下水) ●10350 土壌調査結果図	PDF Excel Excel PDF
○その他資料 ●10360 その他資料 ●10370 別冊_その他資料	PDF PDF

★ 新システムの Excel 様式は環境局 HP の[土壌汚染対策法に基づく届出様式等](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/chemical/soil/law/houyoushiki3104)（法第 12 条関係）からダウンロードしてください。

(<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/chemical/soil/law/houyoushiki3104>)



☆ 土壌汚染状況調査に係る提出書類や記入方法等については、法第 3 条の届出に準拠しているので様式の作成例は法第 3 条の該当ページを参照してください。

形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書

届出日を記入

令和5年4月1日

東京都知事 殿

東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

届出者 〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

土壌汚染対策法第12条（ 第1項 ）の規定により、形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。

形質変更時要届出区域の所在地	新宿区●1 外 6 筆	(地番)
----------------	-------------	------

別紙「形質変更時要届出区域所在地一覧」より記入

(指-12345号)

※詳細は別紙「形質変更時要届出区域所在地一覧」のとおり

土地の形質の変更の種類

【措置】掘削除去	【地業・基礎工】基礎設置工
----------	---------------

土地の形質の変更の場所

新宿区●1 外 3 筆	(地番)
-------------	------

(指-12345号)

他の形質の変更後、表層に含有量基準を超過した土壌が残置される場合は、舗装や盛土等による措置をとり選択又は自由入力で記載
トの値はシート「(参考)土地の形質の変更の種類」参照

詳細は、添付書類「土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした形質変更時要届出区域の図面」のとおり

別紙「土地の形質の施工方法を明らかにした平面図、立体図及び断面図」等のとおり

土地の形質の変更の着手予定日又は着手日

令和5年4月20日

形質変更の着手は、届出日の翌日から起算して**中 14 日以降**とすること

土地の形質の変更の完了予定日又は完了日

令和5年10月20日

土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法

別紙「土地の形質の変更の場合における対応方法」のとおり

・ 深度限定を行った範囲の土壌について、形質変更を行うために土壌調査を実施した場合に記入

事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法

別紙「事故、災害その他の場合における対応方法」のとおり

・ 総評をリストより選択し、入力用シート「汚染土壌の特定有害物質による汚染状態」より記入

最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった土壌について土地の形質の変更をしようとする場合

土壌汚染状況調査に準じた方法による調査の結果

汚染が確認された
土壌含有量基準不適合
土壌溶出量基準不適合
第二溶出量基準不適合

該当なし
鉛及びその化合物
該当なし

※この欄は該当しなければ記載しないで下さい

分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称

株式会社〇〇

(〇〇県知事登録 濃度第〇〇号)

自然由来等形質変更時要届出区域から搬出された自然由来等土壌を使用する場合にあっては、当該自然由来等形質変更時要届出区域の所在地

(地番)

該当する場合は、搬入元の区域の所在地、指定番号を記入

連絡先	所 属	氏 名	電話番号	電子メールアドレス
	〇〇株式会社△△課	〇〇 〇〇	99-9999-9999	

業規格 A 4 とすること。

- ・ 届出者と同じ組織に属する担当者の連絡先を記載
- ・ 届出者と異なる組織に属する者で、報告書の内容が分かる者の連絡先は必要に応じて併記

形質変更時要届出区域所在地一覧

形質変更時要届出区域の指定前に本届出書を提出される場合は、「指定手続中」と記載

要です。)

※形質変更時要届出区域に指定された地番について、

※形質変更対象の地番について、

※記載行が足りない場合は30番目の行をコピーしてください。

連番	届出種別	指定番号	地番				無地番 道 水	一部
			区市町村	町	丁目	番地		
1	形質変更対象	指-●●●●号	新宿区	●●町	二丁目	1番1		
2	形質変更対象	指-●●●●号	新宿区	●●町	二丁目	1番10		一部
3		指-●●●●号	新宿区	●●町	二丁目	1番30		一部
4	形質変更対象	指-●●●●号	新宿区				無地番	
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								

区域指定されている地番のうち、
形質変更を行う地番について、
「形質変更対象」を選択
形質変更を行わない地番について
は空欄にする

- ・地番の一部が区域指定されている場合には、一部欄の「一部」を選択
- ・「無地番」、「道」、「水」が含まれる場合は、区市町村を記載した上で、
無地番、道、水欄のいずれかを選択

この行より上に行を追加してください。

記載例

汚染拡散防止確認シート

(法12条、土壤地下水汚染対策計画書、汚染拡散防止計画書（要対策区域を除く）届出用）

※該当する項目にリストより「●」を選択してください。

法施行規則別表第八に規定する措置を行わず、
工事のみを行う場合は「無」を選択。

※ 汚染区画の一部のみを掘削除去する場合や、厚さが十分でない舗装をする場合等は、措置に該当しないのでご注意ください。

報告項目

措置の実施の有無

措置の種類
※「措置の実施の有無」が「有」の場合

措置の実施が「無」の
場合はチェック不要

指定解除に向けた措置の実施の有無

有（一部解除）

条例の届出の有無

対策（拡散防止方法等）の選択理由
※条例の届出の有無が「有」の場合選択

条例第 117 条第 3 項の届出
を行う場合（代用も含む）は
少なくとも一つは選択すること

工事のみを行う場合は「無」を選択。
※ 汚染区画の一部のみを掘削除去する場合や
厚さが十分でない舗装をする場合等は、
措置に該当しないのでご注意ください。

改正条例施行（平成 31 年 4 月 1 日）以降に
土壌汚染状況調査の報告をした土地に係る届出
の場合には“有（条例第 117 条第 3 項代用）”
を選択すること

地下水の水質の測定（地下水汚染有）	地下水位の測定（地下水汚染有）	原位置封じ込め	舗装（アスファルト舗装）
地下水の水質の測定（地下水汚染有）	地下水位の測定（地下水汚染有）	遮水工封じ込め	舗装（コンクリート舗装）
地下水汚染拡大の防止（揚水施設）	地下水汚染拡大の防止（透水性地下水浄化壁）	立入禁止	土壌入換え（区域外）
土壌汚染の除去（掘削除去）	土壌入換え（区域内）	盛土	
指定解除に向けた措置の実施の有無	有（一部解除）	有（条例第117条第3項代用）	
対策（拡散防止方法等）の選択理由 ※条例の届出の有無が「有」の場合選択	地下水汚染は生じていないため、法令で講ずる水測定を選択した	基準不適合土壌の全量掘削除去と比較して、必要最低限の掘削と舗装を組み合わせる方法が、環境・経済・社会への負荷が軽減するため	
条例第 117 条第 3 項の届出 を行う場合（代用も含む）は 少なくとも一つは選択すること	根切り工事を行う範囲のみ掘削除去し、基準不適合土壌の搬出・処理量を削減することで、環境・経済・社会への負荷が軽減するため	自然由来による基準不適合土壌を敷地内で盛土として使用し、基準不適合土壌の搬出・処理量を削減することで、環境・経済・社会への負荷が軽減するため	
	根切り工事で発生した基準不適合土壌は、敷地内で盛土や埋土として使用し、基準不適合土壌の搬出・処理量を削減することで、環境・経済・社会への負荷が軽減するため	基準不適合土壌が地下水面より浅い深度に分布していることから、土壌ガス吸引による原位置での浄化対策を行うことで、環境・経済・社会への負荷が軽減するため	
	基準不適合土壌が地下水面より深い深度に分布し、地下水基準の不適合も確認されていることから、地下水揚水による原位置での浄化対策を行うことで、環境・経済・社会への負荷が軽減するため	その他（備考欄に詳細を記入すること）	
	備考		
	詳細調査等の結果報告の有無	有	※有の場合は、指定調査機関確認書及び結果報告シートを添付してください。
土地の形状の変更の施行方法に関する基準（法施行規則第 53 条）	● 溶出量基準に適合しない土壌が帯水層に接する場合、汚染の拡大を防止するために必要な措置（第53条第1項）	工種	添付書類、図番号
	● 含有量基準超過のため非該当	配管布設、基礎設置	添付 1
	● 掘削深度は、地下水位より上方（1m以上）である。	配管布設、基礎設置	添付 1
	掘削深度は、地下水位より上方であるが、その差が1m未満であるため、地下水が確認された場合は以下（①～⑦から選択）の対策を講じる。		
	● 帯水層に触れるため、以下（①～⑦から選択）の対策を講じる。		
	① ● 観測井戸を設置し、釜場排水により地下水位の管理及び地下水の水質の監視を行う。	配管布設、基礎設置	添付 1
	② ● 観測井戸を設置し、揚水井戸により地下水位の管理及び地下水の水質の監視を行う。	配管布設、基礎設置	添付 1
	③ 観測井戸を設置し、地下水位の管理を行う。（埋地地管理区域の場合）		
	④ 観測井戸を設置し、地下水の水質の監視を行う。（埋地地管理区域の場合）		
	⑤ 準不透水層の深さまで遮水壁（鋼矢板、ケーシング等）を設置する。		
⑥ 第二帯水層以深を掘削するため、第一帯水層直下の準不透水層まで遮水壁を設置し、かつ下位帯水層への汚染拡散防止措置を講じ、施工終了時に準不透水層の回復を行う。			
⑦ その他（備考欄に詳細を記入すること）			
観測井戸設置のため、Appendix-7に従い施工を行う。			
解除手続き中、または掘削除去後の2年間地下水モニタリング中			
その他（備考欄に詳細を記入すること）			
備考			

選択時は必ず「工種」と「添付書類、図番号」を記入すること

基準不適合土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散を防止するための措置（第53条第2項）及び周辺環境保全対策	● お知らせ看板		工種	添付書類、図番号
	仮囲いの設置	対策を選択の上、添付書類・図番号を記入 （※条例の届出を代用する場合は、「お知らせ看板」は必須の対策です）	添付 2	
	散水			
	シート養生			
	敷鉄板			
	コンテナ(内袋付)やフレコンバック(内袋付)を使用した汚染土壌運搬			
	防塵用フェンス・ネットの設置			
	負圧テントの設置、排ガス処理			
	粉塵又は有害物質濃度等の周辺環境の監視（大気モニタリング）			
	搬出車両の洗浄			
	排水処理施設の設置、排水分析			
	運搬時の被覆（シート被覆等）			
	運搬時の積載状況の随時確認			
	低騒音、低振動の機械の使用			
	作業員の衛生管理（靴の洗浄等）			
	その他（備考欄に詳細を記入すること）			
	備考			
	飛び地間移動の実施の有無		無	※法12条の届出に限り選択してください
土地の形質の変更の施行方法に関する基準（法施行規則第53条第3項） ※飛び地間移動を行う場合のみ	散水		工種	添付書類、図番号
	シート被覆			
	汚染状態の管理			
	溶出量基準不適合の土壌は地下水位以深の埋戻しには利用しない			
	含有量基準不適合土壌を盛土するため、別途対策を行う			
	その他（備考欄に詳細を記入すること）			
	備考			
土地の形質の変更後、人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにする措置（第53条第4項）	※形質変更終了後、当該土地の基準不適合土壌が飛散流出しないようにしてください		工種	添付書類、図番号
● 舗装（アスファルト3cm以上又はコンクリート10cm以上）		添付 3		
盛土（50cm以上）				
立入禁止（囲い、被覆、立札）				
基準適合土による埋戻し（50cm以上）				
全量除去済み				
溶出量基準超過のため非該当				
その他（備考欄に詳細を記入すること）				
備考				
土壌搬出の有無	有	※条例のみの届出の場合には別途汚染土壌搬出シートを添付してください。		
搬出先 ※「土壌搬出の有無」が「有」の場合	● 汚染土壌処理施設（移動先：指-9999号）			
※区域間移動と飛び地間移動は法12条の届出の場合に選択できます。	区域間移動（移動先：			
	飛び地間移動（移動先：			
	その他（備考欄に詳細を記入すること）			
	備考			
汚染土壌処理方法 ※「搬出先」が「汚染土壌処理施設」の場合	● 浄化等処理施設（浄化）	セメント製造施設		
	浄化等処理施設（融解）	埋立処理施設		
	浄化等処理施設（不溶化）	分別等処理施設		
	自然由来等土壌利用施設（自然由来等土壌構造物利用施設）			
	自然由来等土壌利用施設（自然由来等土壌海面埋立施設）			

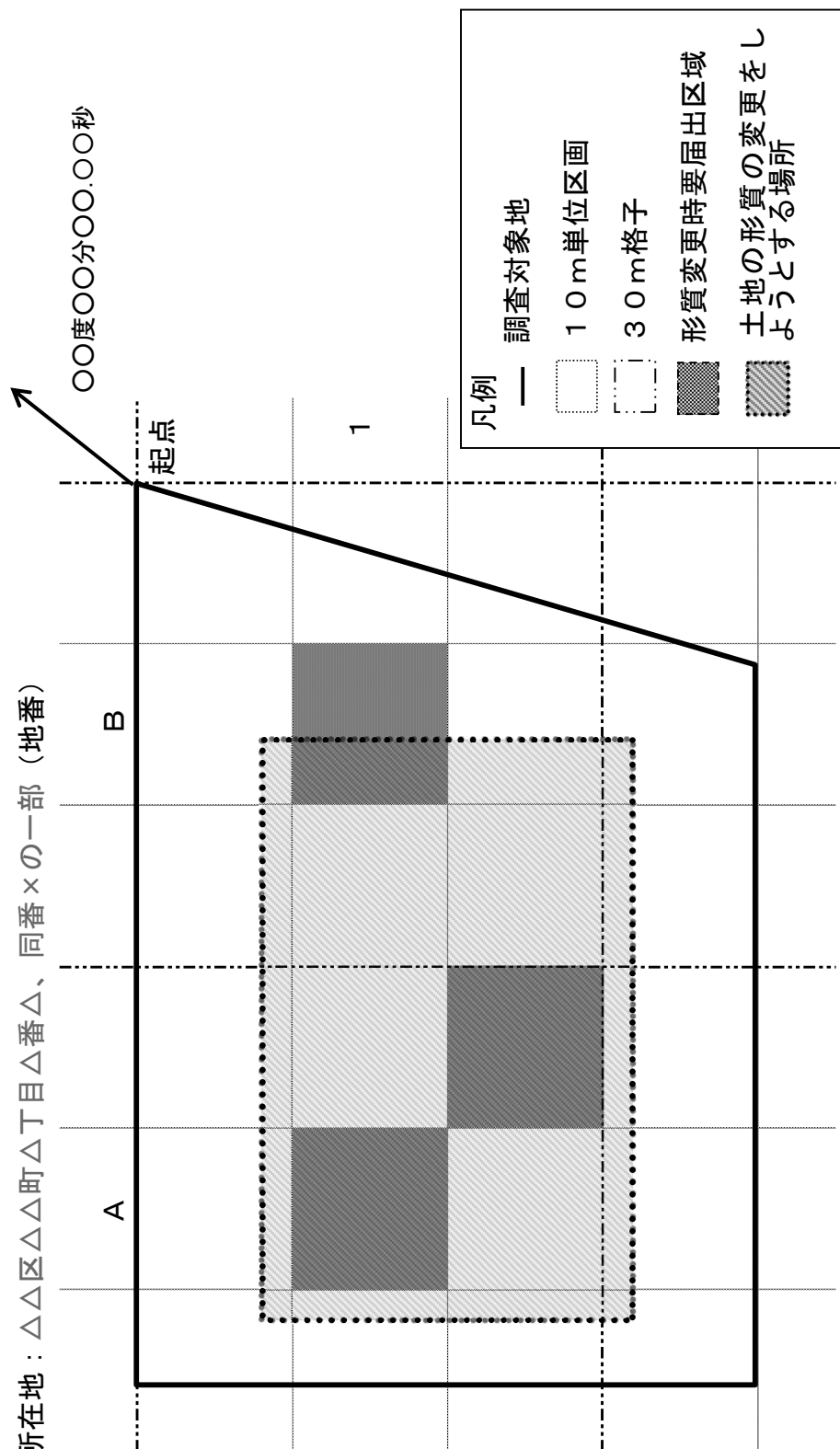
埋戻し土壌の品質管理		添付書類、図番号等
	● 掘削土の仮置き・埋戻し	添付 4
	同一契機での土壌調査(当該区域において指定を受けるに至った土壌汚染状況調査)において基準適合が確認された土壌により埋め戻す。	
	区域間移動した土壌により埋め戻す（埋立地特例区域、自然由来特例区域）	
	飛び地間移動した土壌により埋め戻す	
	平成31年環境省告示第6号に基づく分析で基準適合を確認した土壌により埋め戻す。	
	同一契機の地歴調査により汚染のおそれ無いたことが確認された場内土により埋め戻す	
	該当なし（掘削を行わない場合、埋戻しをしない場合、今後予定している新築等別工事の際に埋戻しを行う場合）	
	その他（備考欄に詳細を記入すること）	
指定解除を伴わない完了時の確認事項 ※「指定解除に向けた措置の実施の有無」が「無」の場合に選択が望ましい ※条例単独の届出の場合、区域設定が残る場合の完了時の確認事項	備考	
		添付書類、図番号等
	汚染状態の変更	
	舗装厚等の検尺写真及び断面図（含有量基準超過が表層に残置される場合）※確認事項に記載が無い場合は要措置区域となる場合有	
	交付者による管理票の確認	
	検尺による出来形確認（区域外土壌入れ替え等の措置を実施した場合）	
	その他（備考欄に詳細を記入すること）	
指定解除等における完了時の確認事項 ※「指定解除に向けた措置の実施の有無」が「有」の場合 ※条例単独の届出の場合、区域設定がなくなる際の完了時の確認事項	備考	
		添付書類、図番号等
	● 写真	添付 5
	検尺による出来形確認	
	地下水のモニタリング	
	土壌分析（原位置浄化時のチェックボーリング）	
	交付者による管理票の確認	
	汚染状態の変更	
備考	その他（備考欄に詳細を記入すること）	
	備考	

「措置の種類」で“舗装”、“立入禁止”、“盛土”を選択した場合は必ず選択すること

条例における地下水汚染拡大防止区域に対する対策			
東京都土壌汚染対策指針に定める地下水汚染拡大防止区域の該当の有無	有	「有」の場合には、次以降も記載 対象地または対象地境界において第二溶出量基準超過または第二地下水基準超過があり、かつ、都条例に定める期間の定めがあります。 代表地点の地下水調査の結果を記載 「有」を選択してください。監視のみを選択した場合	
代表地点における地下水調査における地下水基準超過の有無	基準超過		
地下水汚染拡大防止区域における地下水基準超過の有無	基準超過	代表地点及び対象地境界以外の地下水調査の結果を記載 代表地点以外の地下水調査を行っていない場合は空欄	
対象地境界における地下水調査での地下水基準超過の有無	基準超過	※「第二地下水基準超過」の場合、地下水の継続監視（単独での措置）は選択できません。	
地下水汚染拡大防止区域となっている区画に対しての措置を選択すること	対象地外の地下水調査結果を記載		
	土壌汚染の除去（汚染土壌） 土壌汚染の除去（原位置での浄化による除去） 一定濃度を超える土壌汚染の除去（第二溶出量を超える汚染土壌の掘削による除去） 一定濃度を超える土壌汚染の除去（第二溶出量を超える汚染土壌の原位置での浄化による除去） 一定濃度を超える土壌汚染の除去（第二地下水基準を超える地下水の浄化） 封じ込め（原位置封じ込め） 封じ込め（遮水工封じ込め） 封じ込め（遮断工封じ込め） 不溶化（原位置不溶化） 不溶化（不溶化埋戻し） 地下水汚染の拡大の防止（揚水施設による地下水汚染の拡大の防止） 地下水汚染の拡大の防止（透過性地下水浄化壁による地下水汚染の拡大の防止） ● 地下水の水質の継続監視（単独での措置） 測定頻度 1年目から3年目は年1回以上、4年目と5年目は年4回以上 地下水の水質の継続監視（他の措置と同時実施） 年間の回数 土壌入換え（区域外土壌入換え） 土壌入換え（区域内土壌入換え） その他（備考に記載する） 備考：		
	措置が適切に実施されたことの確認		
	※条例単独の届出の場合、区域設定がなくなる際の完了時の確認事項 検尺等による出来高確認 土壌分析（原位置浄化時のチェックボーリング） 交付者による管理票の確認 ● 地下水のモニタリング 構造物に囲まれた範囲に観測井を設け、地下水等の侵入がないことの確認 その他（備考に記入） 備考：		
	措置の完了の要件を満たすことの確認		
	①地下水測定（1年に4回以上定期的に地下水を採取し、第二地下水地下水基準以下である状態が2年間継続継続することの確認） ● ②地下水測定（1回以上地下水を採取し、第二地下水基準以下であることの確認） ③地下水測定（汚染土壌を全量除去し、汚染土壌がなくなったことの確認として地下水モニタリングを実施） 上記①～③を選択した場合、地下水測定の終期に、対象地境界において地下水を採取し、第二地下水基準以下であることの確認 ④措置として地下水の水質の継続監視を選択したため、引き続き地下水継続監視を行う。 その他（備考に記入） 備考：		
	措置完了後に条例上の区域が要管理区域に設定される区画	有	区画名： ○○
	措置完了後に条例上の区域設定がなくなる区画	有	区画名： ○○
	備考		

土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした形質変更所要届出区域の図面

形質変更所要届出区域の所在地：△△区△△町△丁目△番△、同番×の一部（地番）



00度00分00.00秒

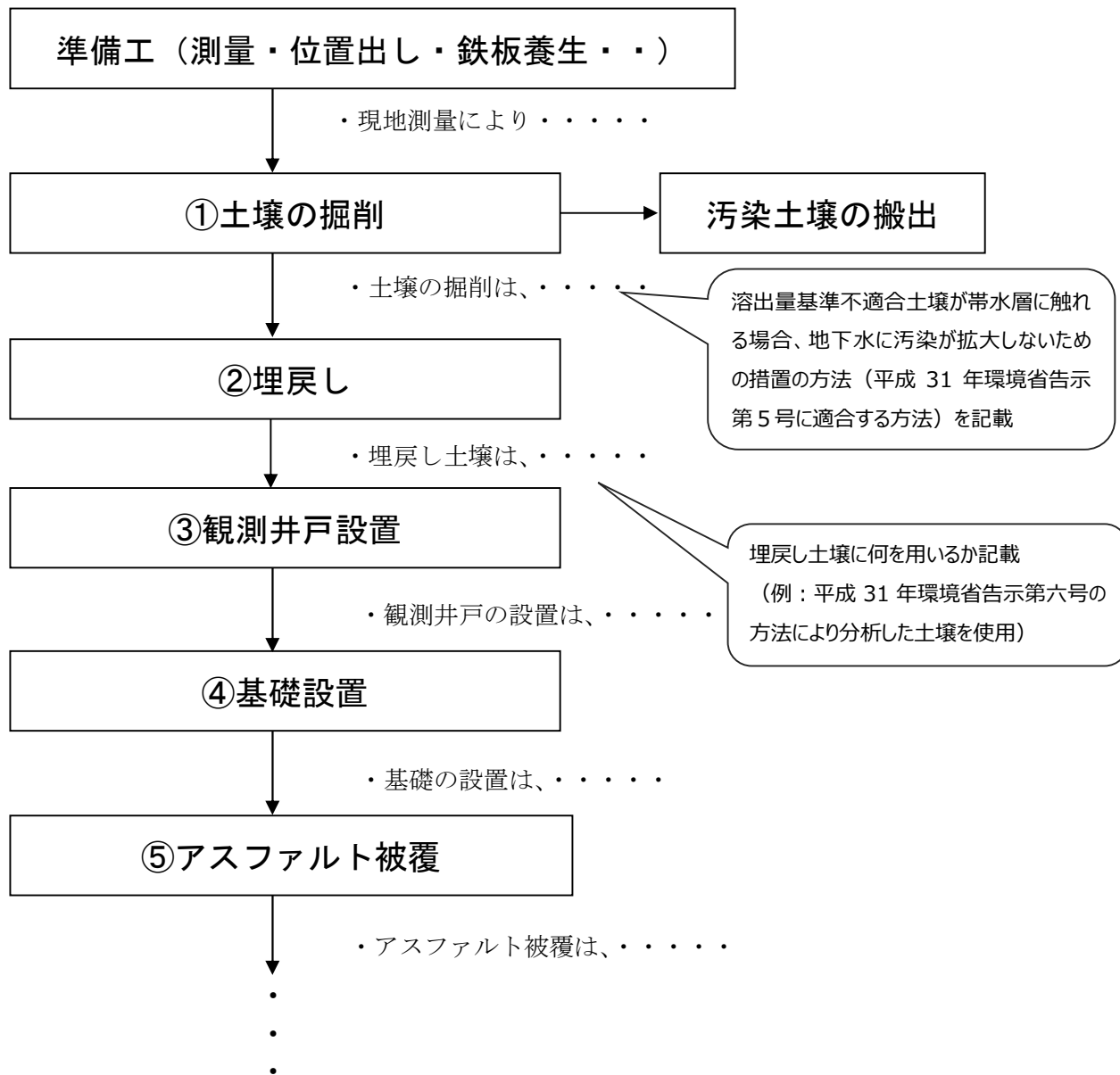


作成例

添付書類 3

1. 土地の形質の変更の施工方法

(1) 施工のフロー図 (例)



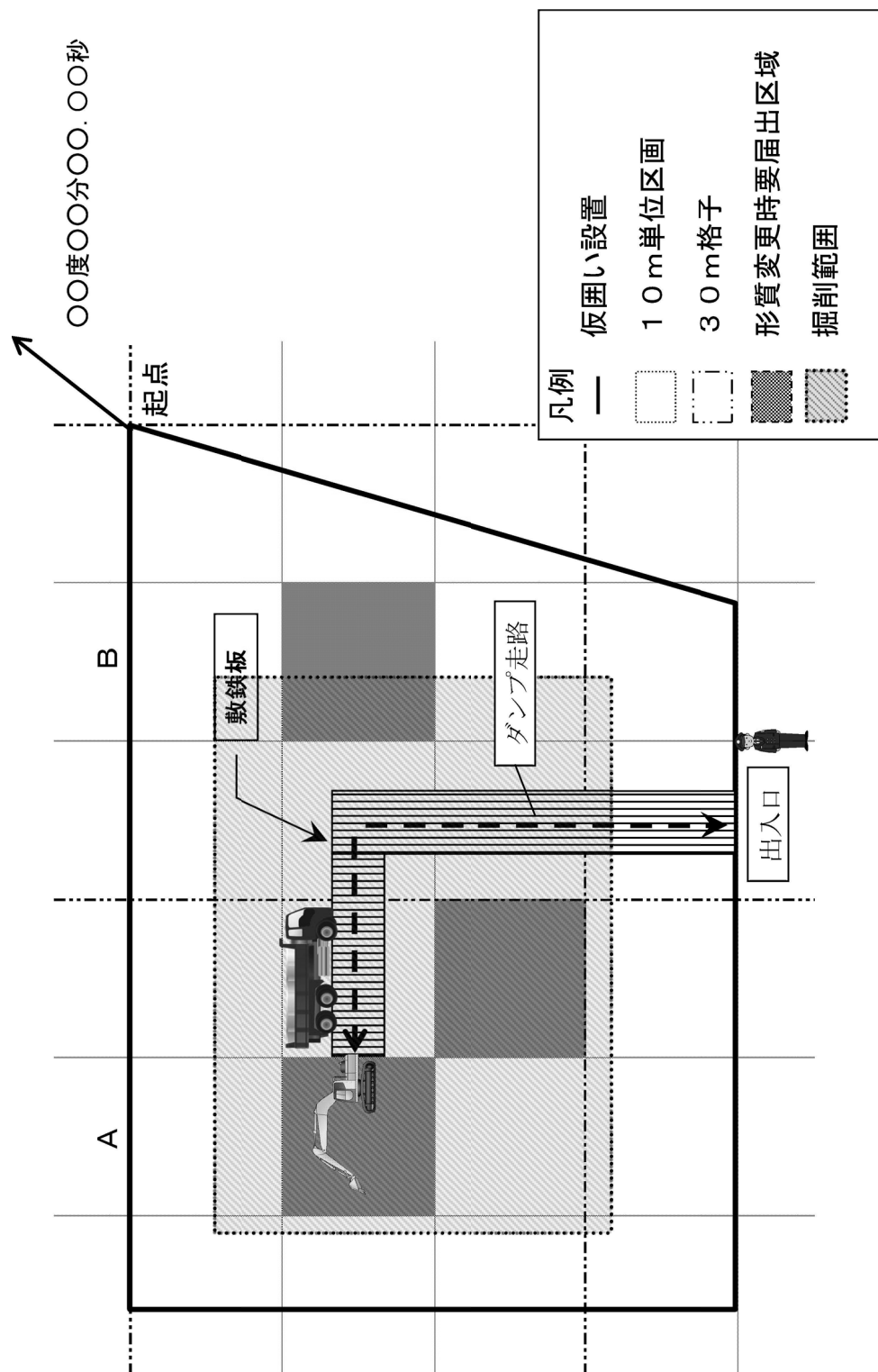
2. 施工会社 : ○○建設株式会社

現場代理人や担当者名等の個人名は記載しないこと

作成例

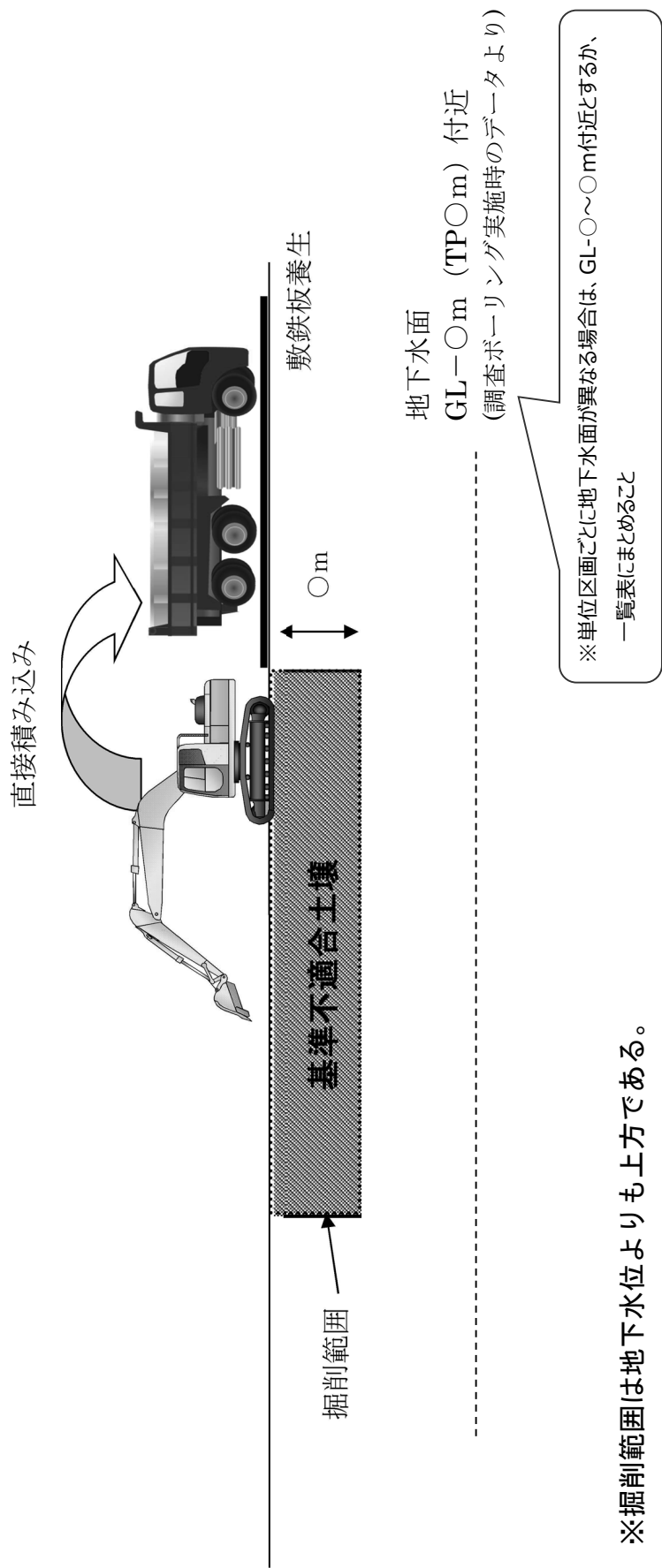
①土壌の掘削

土地の形質の変更の施工方法を明らかにした平面図、立体図及び断面図（２）（平面図）



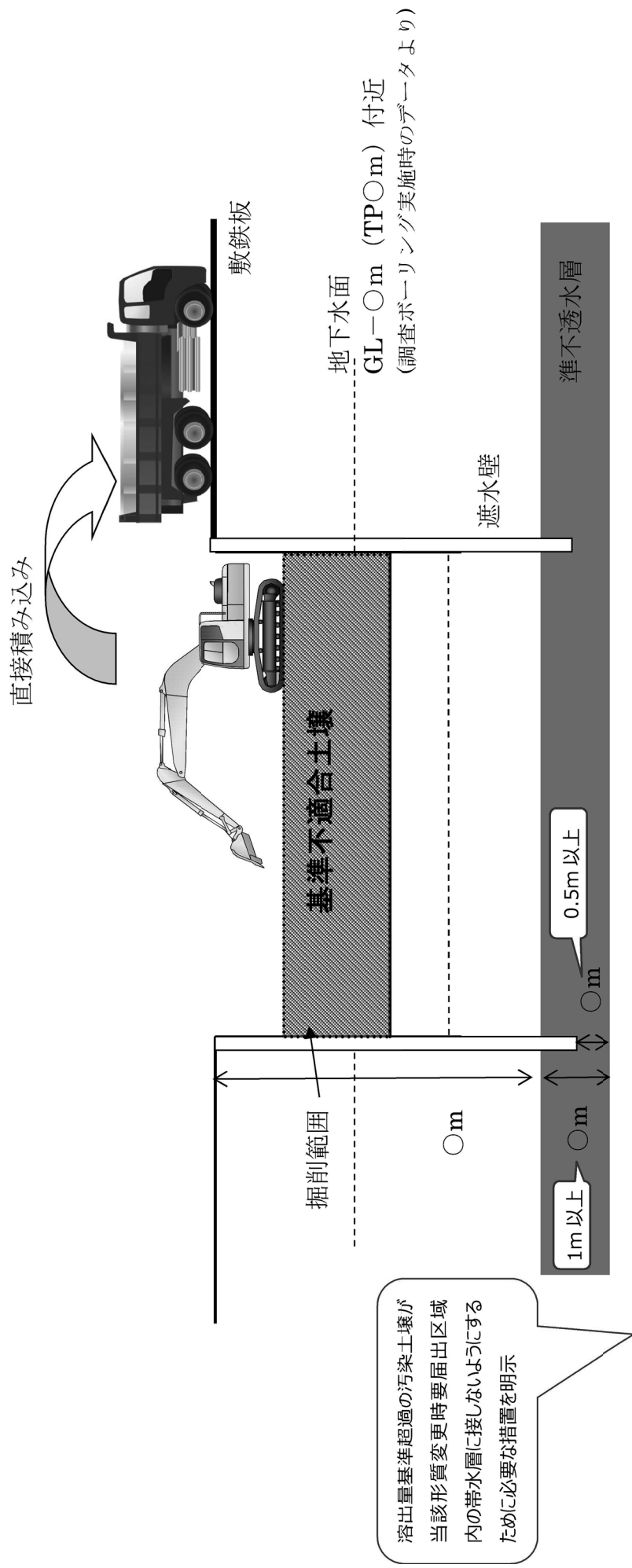
作成例(地下水より浅い範囲のみを掘削する場合)

○土地の形質の変更の施工方法を明らかにした平面図、立体図及び断面図（３）（立面図・断面図）



作成例(基準不適合土壌(土壌溶出量基準に係るものに限る。)が帯水層に接する場合)

○土地の形質の変更の施工方法を明らかにした平面図、立体図及び断面図 (3) (立面図・断面図)



例) 準不透水層まで遮水壁を設置した上で地下水位を低下させた後に掘削を行う。

掘削土量集計表

掘削土量集計表

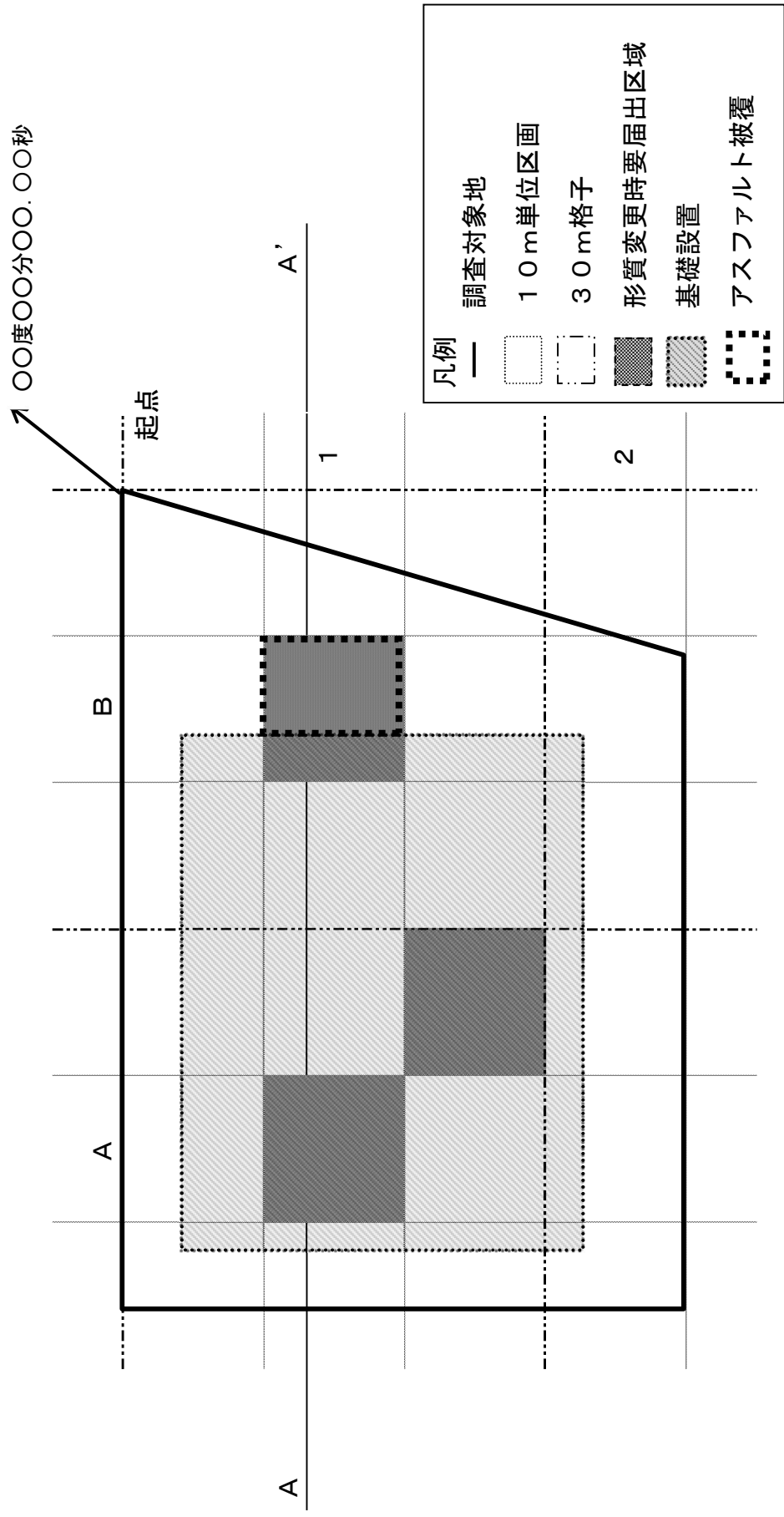
「計画」を選択

今回届出内容		計画		汚染状態				計画				実績				備考	
連番	単位区画	物質名	汚染状態	基準不適合深度 (m)	掘削面積 (㎡)	掘削深度 (m)	地下構造物の体積 (㎡)	掘削土量 (㎡)	掘削土量 (㎡)	掘削面積 (㎡)	掘削深度 (m)	地下構造物の体積 (㎡)	掘削土量 (㎡)	掘削土量 (㎡)	備考		
1	A1-5	テトラクロロエチレン	第二溶出量超過	2.00	100.00	3.00	0.00	300.00	300.00				0.00		〇〇		
2	A1-9	テトラクロロエチレン	溶出量超過	2.00	100.00	3.00	10.00	290.00	290.00				0.00		〇〇		
3	B1-5	カドミウム	溶出量超過	0.50	100.00	1.00	0.00	100.00	100.00				0.00		〇〇		
4								0.00					0.00				
掘削を行う範囲に地下構造物の存在が確認されている場合は、その体積を併記。 なお、届出書においては、体積算出の根拠となった当該地下構造物の辺長について、必ずしも記載を必要としない (※ただし、掘削時には地下構造物の辺長を計測した上、措置完了報告書等に計測結果を明記すること)																	
15								0.00	0.00				0.00				
この行より上に行を追加してください。																	
					合計	690.00	690.00	690.00	0.00	0.00	合計	0.00	0.00	0.00			
備考																	

作成例

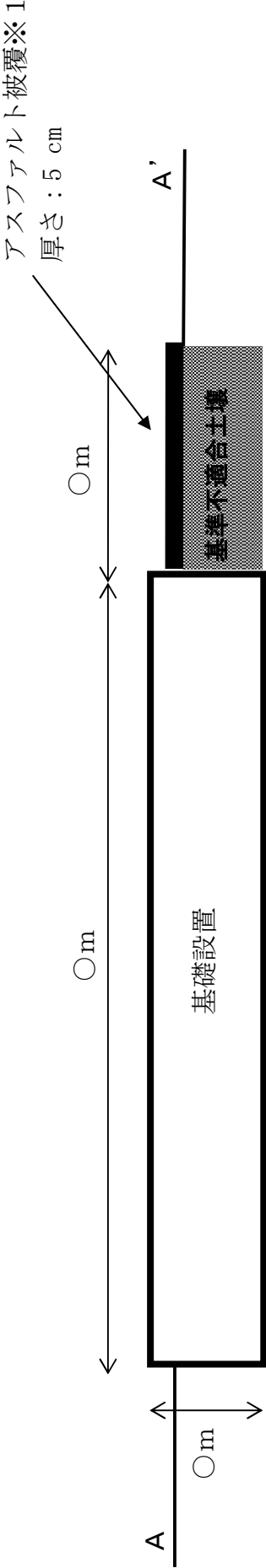
②基礎設置及び③アスファルト被覆

土地の形質の変更の施工方法を明らかにした平面図、立体図及び断面図（４）（平面図）



作成例

土地の形質の変更の施工方法を明らかにした平面図、立体図及び断面図（５）（断面図・立面図）



※1 アスファルト被覆は、地表面に砕石を敷きタッピング後に行うため、土壌の掘削は伴わない。

作成例

添付書類 5

土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面

A 1-5

深度		水銀 (溶出量) (mg/L)
GL (m)	TP (m)	
表層 (0~-0.5)	+2.1~ +1.6	0-0056
-1	+1.1	ND
-2	+0.1	ND
-3	-0.9	ND
-4	-1.9	ND
-5	-2.9	ND
地下水 (mg/L)		ND

掘削除去範囲

〇〇度〇〇分〇〇.〇〇秒

基準不適合土壌の残存する範囲及び深度を
明示すること。

B 1-5

深度		鉛 (含有量) (mg/kg)
GL (m)	TP (m)	
表層 (0~-0.5)	+2.25 +1.6	As 舗装
-1	+2.1~ +1.1	200
-2	+0.1	210
-3	-0.9	160
-4	-1.9	180
-5	-2.9	51
		ND

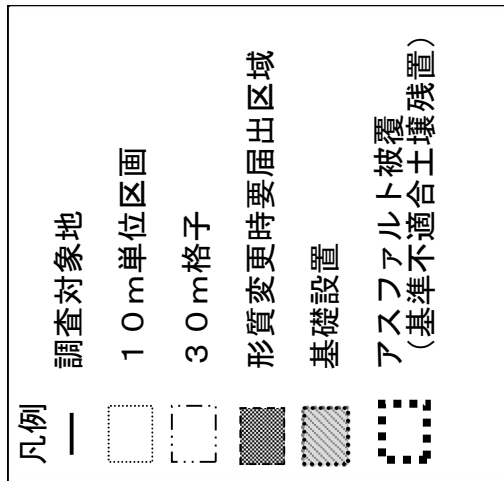
基準不適合土壌残置

※表層はアスファルト舗
装 (15 cm) されている。

A 1-9

深度		鉛 (含有量) (mg/kg)
GL (m)	TP (m)	
表層 (0~-0.5)	+2.1~ +1.6	190
-1	+1.1	160
-2	+0.1	160
-3	-0.9	85
-4	-1.9	32
-5	-2.9	ND

掘削除去範囲



※残置されている基準不適合土壌はアスファルト被覆されており、飛散、揮散又は流出のおそれはない。

基準不適合土壌や特定有害物質の飛散、揮散又は流出のおそれのないことが
確認できるようにすること

土地の形質の変更の施工中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法

1. 対応方針

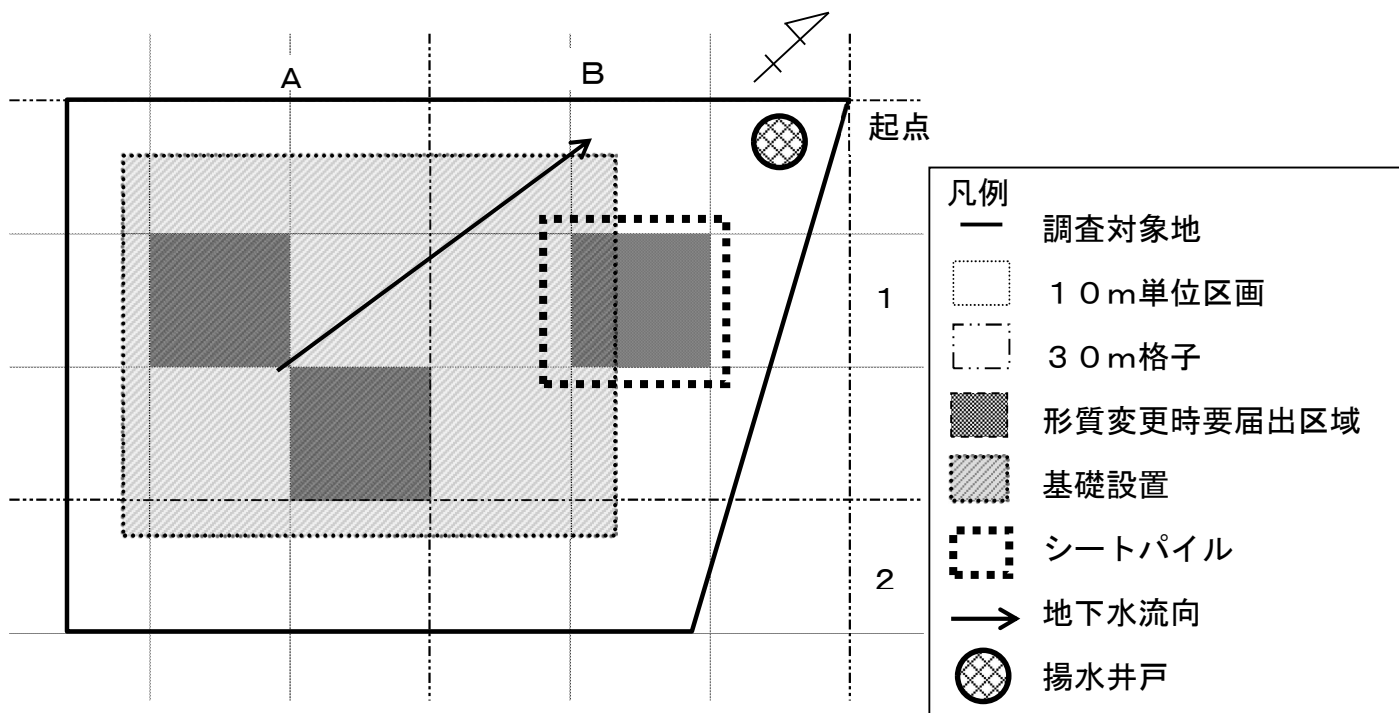
地下水位の管理は釜場揚水による揚水にて行い、月に1回以上定期的に地下水を採取し測定を行うことで水質を監視する。地下水位や水質に異常が見られた、あるいは異常のおそれが明らかになった場合、初期対応として速やかに工事を停止し、原因究明を行うとともに汚染拡大防止のために適切な対策を講ずる。対策終了後、考えられる原因とその根拠及び汚染の拡散が確認された結果を報告書として取りまとめる。

2. 地下水汚染拡大時の対応手順

※ 記載事項は一例です。

- ①地下水汚染の拡大が確認された場合は直ちに、掘削作業を中止する。
- ②指定区域周辺にシートパイルを準不透水層まで打設し、地下水汚染の拡大を防止する。
- ③汚染の拡大が確認された地点より地下水流向下流側に揚水井戸を設け、地下水の揚水を行う。
なお、揚水した地下水については、関係機関と協議の上、関係法令等を遵守して排水する。
- ④上記応急処置が完了したのち、原因究明を行い、対策工を実施したのち掘削を再開する。
- ⑤掘削完了後地下水汚染が確認された範囲の地下水の水質の測定を行う。

・
・
・



処置計画図

事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法

1. 対応方針

非常災害等の緊急事態が生じた場合、盛土や観測井等汚染除去等の措置に係る構造物や設備等に損壊がないこととともに、当該事態に伴う汚染の拡散の有無を確認する。損壊があった場合には速やかに修復する。

※ 記載事項は一例です。

2. 対応方法

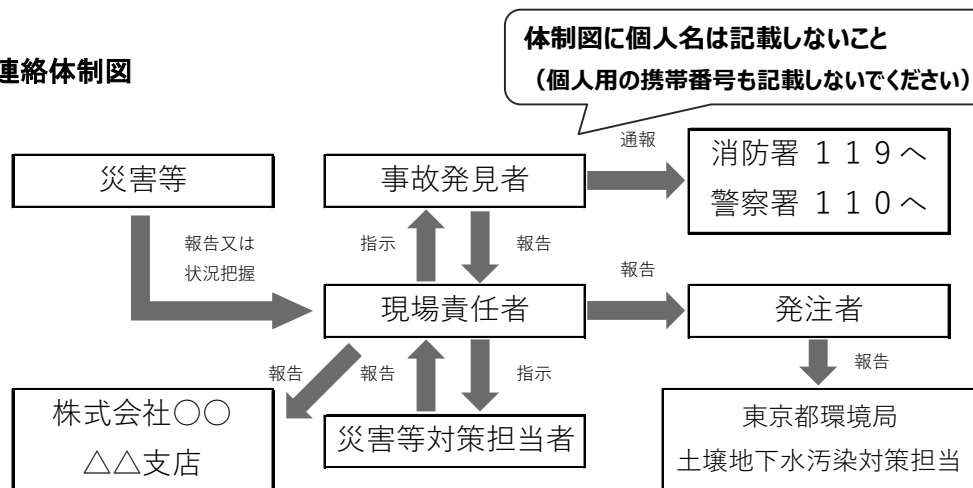
- 1) 現場において災害等が発生した場合は、速やかに適切な処置を取り、緊急時連絡体制にて対応する。
- 2) 事故等に応じた関係先に通報する。
- 3) 報告等は簡単明瞭に迅速に行うとともに指示事項には迅速に対処する。
- 4) 異常気象時の対応については現場で定める「異常気象時対応基準」に従うものとする。
- 5) 緊急時対応マニュアルを整備し、マニュアルに従って行動する。

・
・
・

3. 非常災害のための必要な応急措置として土地の形質の変更をした場合

形質変更時要届出区域内において非常災害のための必要な応急措置として土地の形質の変更をした場合工事の終了時又は措置の完了時に報告する。

4. 緊急時連絡体制図



5. 現場の実施体制と責任者

※個人情報記載しないでください。役職名（現場代理人、監理技術者、担当者等）で体制を示してください。

作成例

添付書類 8

工程表

年 月	〇〇年〇月			〇月			〇月			〇月		
	1	10	20	30	1	10	20	30	1	10	20	30
仮設工事												
掘削工事												
汚染土壌搬出												
埋め戻し工事												
外構工事												

開始月日を明確にすること

完了月日を明確にすること
(※完了日は、汚染土壌の処理完了を
確認した日や地下水測定結果を
受領した日等を含めた措置完了日)

- ・ 作成例のように掘削や搬出等、土壌に関わる工事の工期がはっきりと分かるように作成すること。
- ・ 土地の形質の変更を伴わない工種（建物の内装工事、上屋解体工事等）については記載不要。

7. 土壤汚染対策法第 16 条に基づく 汚染土壤の区域外搬出届出書の作成

はじめに

ここに記載する内容は、土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」といいます。）第 16 条第 1 項に規定する届出（「**汚染土壤の区域外搬出届出書**」の提出）に適用します。

認定調査の申請書については、「8. 土壤汚染対策法第 16 条に基づく搬出しようとする土壤の基準適合認定申請書の作成」（p. 111）を参照してください。

1 届出の対象となる行為

対象は、**汚染土壤を要措置区域等（要措置区域又は形質変更時要届出区域）外へ搬出する行為**です。ただし、認定調査で認定された土壤は除きます。

ここでいう「汚染土壤」とは、要措置区域等内の土地の土壤をいい、含水率が高い泥状のものも含まれます（セメント等を混合したような汚泥について関係法令を遵守し適切に処理する場合は、この限りではありません。）。

2 届出の義務者

義務者は、「**汚染土壤を要措置区域等外へ搬出しようとする者**」であり、その搬出に関する計画の内容を決定する者となっています（法人では、代表取締役がこれに該当し、それ以外の者が届出者として届出をする場合には、その者が届出者となりうる権限を有することの書類（例：委任状、社内事務分掌等）を添付してください。）。

なお、「汚染土壤を要措置区域等外へ搬出しようとする者」が汚染土壤処理施設と契約し、管理表を交付する必要があります。

3 届出の期限

提出は、**汚染土壤の要措置区域等外への搬出に着手する日の 14 日前まで**に行うことが必要です。

なお、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 140 条の規定に基づき、届出日当日は期間に算入しません（p.34<参考>届出日算出方法）。

4 自然由来等形質変更時要届出区域間の移動について

自然由来等形質変更時要届出区域内（以下「搬出元区域」といいます。）の自然由来等土壤（汚染土壤）を他の自然由来等形質変更時要届出区域（以下「搬出先区域」といいます。）に搬出することが可能です。ただし、搬出先区域の土壤の特定有害物質による汚染の状況及び地質が搬出元区域と同様である又は同一港湾であるとして環境省令で定める基準に該当する必要があります。これについては、環境局 HP 等から「**土壤汚染対策法第 18 条に基づく区域間移動について**」を確認してください。

5 飛び地間移動について

一の土壤汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の要措置区域等*間において、一の要措置区域から他の要措置区域（以下「搬出先の要措置区域」といいます。）又は一の形質変更時要届出区域から他の形質変更時要届出区域（以下「搬出先の形質変更時要届出区域」といいます。）へ土壤を搬出することが可能です。

※東京都では、「一の土壤汚染状況調査の結果に基づき指定された要措置区域等」とは、一つの事業場の土地や一連の開発行為が行われる土地又は同一契機において行われた調査に基づき指定された要措置区域等として運用しています。

6 変更の届出

法第 16 条第 1 項に基づき届け出た事項を変更しようとするときは、汚染土壌の要措置区域等外への搬出に着手する日の 14 日前までに、法第 16 条第 2 項に基づく変更の届出が必要です。その際は、変更箇所を明記し、変更に係る資料のみを添付してください。ただし、汚染土壌の搬出の完了予定日のみの変更等軽微なものについては、届出不要です。

なお、民法第 140 条の規定に基づき、届出日当日は期間に算入しません（p. 34《参考》届出日算出方法）。

7 環境確保条例適用案件で、条例の届出を法の届出で代用する場合について

環境確保条例適用案件の場合、法第 16 条第 1 項の届出をもって都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）第 117 条第 3 項に基づく汚染拡散防止計画書の提出に代えることができます。ただし、代用は形質変更時要届出区域に限り可能です。要措置区域の場合は、汚染拡散防止計画書（条例第 33 号様式）の鑑及び鑑別紙のみ別途届出が必要です。

8 提出書類一覧（●：土壌汚染対策届出情報システムに登録する際の電子ファイル名）

1 届出書及び添付書類	書類の種類
○汚染土壌の区域外搬出届出書（様式第二十六） ○別紙 要措置区域等所在地一覧 ●14010 汚染土壌の区域外搬出届出書_様式第 26	Excel
●14030 届出を提出する権限を有することを証する書類(委任状、事務処理規定等) ※必要に応じて添付（p. 92「2 届出の義務者」を参照してください。）	PDF
○汚染土壌の区域外（敷地外）搬出確認シート ●14040 搬出確認シート	Excel
○汚染土壌の場所を明らかにした要措置区域等の図面 ●14050 汚染土壌の場所を明らかにした要措置区域等の図面	PDF
○要措置区域等外へ搬出する汚染土壌の土量集計表 ●14060 掘削土量集計表	Excel
○汚染土壌の運搬の用に供する自動車等の構造を記した書類 ●14070 汚染土壌の運搬の方法 ●14080 汚染土壌の運搬の用に供する自動車等(船舶)の構造を記した書類及び 自動車(船舶)構造図 ●14090 運搬の用に供する自動車・船舶に関する書類	PDF PDF Excel
○保管の用に供する施設の構造を記した書類 ●14100 保管の用に供する施設の構造を記した書類	PDF
○積替の用に供する施設に関する書類 ●14110 積替の用に供する施設に関する書類	PDF
○搬出に係る必要事項が記載された使用予定の管理票の写し ●14120 搬出に係る必要事項が記載された使用予定の管理票の写し	PDF
○汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託したことを証する書類 ●14130 汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託したことを証する書類	PDF
○汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設に関する許可証の写し ●14140 汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設に関する許可証の写し	PDF

※ 土壌の調査を行った場合に必要となる添付書類	書類の種類
○土壌の採取を行った地点及び日時、当該土壌の分析結果、当該分析を行った計量法第 107 条の登録を受けたものの氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項	
●14150 土壌の採取を行った地点及び日時、当該土壌の分析結果、当該分析を行った計量法第 107 条の登録を受けたものの氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項	PDF
●14160 受入区域における使用場所を明らかにする書類	PDF
●14170 搬出区域の土壌の特定有害物質による汚染の状況が規則第 65 条の 2 に規定する要件に該当することを証する書類	PDF
●14180 搬出区域内の土地の地質が規則第 65 条の 3 に規定する要件に該当することを証する書類	PDF
●14190 搬出時においても搬出区域の土地の土壌の特定有害物質による汚染が専ら自然又は専ら当該土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして、規則第 65 条の 4 に規定する要件に該当することを証する書類	PDF
●14210 一の要措置区域から搬出された汚染土壌を他の要措置区域内の土地の形質の変更又は一の形質変更時要届出区域から搬出された汚染土壌を他の形質変更時要届出区域の土地の形質の変更に自ら使用し、若しくは他人に使用させる場所を明らかにした図面	PDF
●14220 同一の土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された旨を示す書類	PDF
●14230 その他資料	PDF
○別冊資料	
●14240 別冊_その他資料	PDF

★ 新システムの Excel 様式は環境局 HP の土壌汚染対策法に基づく届出様式等(法第 16 条関係)からダウンロードしてください。

(<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/chemical/soil/law/houyoushiki3104>)



様式第二十六（第六十一条第一項関係）

汚染土壌の区域外搬出届出書		届出日を記入 令和5年4月1日
届出者は「汚染土壌を要措置区域等外へ搬出しようとする者」です。 現場代理人等が届出書を提出する場合は、必ず委任状等を添付してください。 東京都知事		
届出者 〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇		
土壌汚染対策法第16条第1項の規定により、要措置区域等から搬出する汚染土壌について、次のとおり届け出ます。		
汚染土壌の特定有害物質による汚染状態	土壌含有量基準不適合 鉛及びその化合物 土壌溶出量基準不適合 該当なし 第二溶出量基準不適合 水銀及びその化合物	
汚染土壌の体積	999.00 m ³ ※詳細は添付書類「要措置区域等外へ搬出する汚染土壌の土量集計表」のとおり	
汚染土壌の運搬の方法	陸運（自動車）⇒海運（船舶）⇒陸運（自動車） ※詳細は別紙「汚染土壌の運搬の方法」のとおり	
汚染土壌を運搬する者の氏名又は名称	〇〇運輸株式会社	
汚染土壌の搬出の着手予定日	令和5年4月20日	搬出の着手は、届出日の翌日から 起算して 中 14 日以降 とすること
汚染土壌の搬出の完了予定日	令和5年10月20日	運搬は、搬出完了から 30 日以内
汚染土壌の運搬の完了予定日	令和5年11月18日	に終わらせること
運搬の用に供する自動車等の使用者の氏名又は名称及び連	※添付書類（ 4, 5 ）のとおり	
積替えを行う場所の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先（運搬の際、積替えを行う場合に限る。）	別紙のとおり	
保管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先（保管施設を用いる場合に限	別紙のとおり	
汚染土壌を処理する場合		
要措置区域等の所在地	千代田区● 1 外 6 筆 (地番) (指-12345号) ※詳細は別紙「要措置区域等所在地一覧」のとおり	
汚染土壌を処理する者の氏名又は名称	別紙のとおり	
汚染土壌を処理する施設の所在地	別紙のとおり	
処理の完了予定日	令和5年12月31日	処理は、運搬完了から 60 日以内 に終わらせること。 また、 汚染土壌の処理の完了までを汚染土壌処理業者との契約期間内に完了させる必要があります。

自然由来等形質 変更時要届出区 域間移動の場合	汚染土壤を法第18条第1項第2号に規定する土地の形質の変更に使用する場合			
	自然由来等形質変更 時要届出区域の所在 地	新宿区	△△町△丁目△番△、同×の一部 (指-○○○号)	搬出元所在地を記載
	土地の形質の変更を する形質変更時要届 出区域の所在地	新宿区	××市××町×丁目×番×の一部 (指-◇◇◇号)	搬出先所在地を記載
	土地の形質の変更の 完了予定日	令和5年12月31日		
飛び地間移動の 場合	汚染土壤を法第18条第1項第3号に規定する土地の形質の変更に使用する場合			
	要措置区域等の所在 地	新宿区	△△町△丁目△番△ (指-○○○号)	搬出元所在地を記載
	土地の形質の変更を 行う要措置区域等の 所在地	新宿区	△△町△丁目同×の一部 (指-○○○号)	搬出先所在地を記載
	土地の形質の変更の 完了予定日	令和5年12月31日		
連絡先	所 属	氏 名	電話番号	電子メールアドレス
	〇〇建設株式会社△△現場事務所	〇〇 〇〇	99-9999-9999	

備考 この用紙の大きさは、縦横比率が3:2の規格A4とすること。

- ・届出者と同じ組織に属する担当者の連絡先を記載
- ・届出者と異なる組織に属する者で、報告書の内容が分かる者の連絡先は必要に応じて併記

記載例

要措置区域等所在地一覧

※要措置区域等に指定されている区域
 ※要措置区域等所在地の地番について
 ※記載行が足りない場合は30番目の行まで追加してください。

形質変更時要届出区域の指定前に届出書を提出する場合は、“指定手続中”と記載

地番の記載は不要です。）
 出種別」に「今回届出」

連番	届出種別	指定番号	地番				無地番 道 水	一部
			区市町村	町	丁目	番地		
1	今回届出	指-●●●●号	新宿区	●●町	一丁目	1番1		
2	今回届出	指-●●●●号	新宿区	●●町	一丁目	1番2		一部
3		指-●●●●号	新宿区	●●町	一丁目	1番10		一部
4	今回届出	指-●●●●号	新宿区				無地番	
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								

区域指定されている地番のうち、
 形質変更を行う地番について、
 「形質変更対象」を選択

・地番の一部が区域指定されている場合には、最右列で「一部」を選択
 ・「無地番」、「道」、「水」が含まれる場合は、区市町村を記載した上で、
 無地番、道、水欄のいずれかを選択

この行より上に行を追加してください。

(日本産業規格A列4番)

(法、条例共通)

汚染土壌の区域外（敷地外）搬出確認シート

条例の届出（第117条第3項代用の有無）		有（条例第117条第3項代用）		※要措置区域に係る届出の場合は、「無（法律のみ）」を選択してください。（代用不可）	
運搬等の方法 ※該当する項目にリストより「●」を選択してください。					
1	運搬に伴う有害物質等の飛散及び地下浸透を防止するための措置（法施行規則 第65条第1号イ）	●	仮囲い	形質変更時要届出区域における汚染土壌の区域外搬出届出において、条例第 117 条第 3 項の届出を行う場合には、「有（条例第 117 条第 3 項代用）」を選択	
			散水		
		●	シート養生		
			浸出防止シート		
		●	敷鉄板		
			洗車		
			フレコンバッグ		
		●	フレコンバッグ（内袋付）		
			JIS等密閉型コンテナ		
			ハッチカバー（船運）		
2	運搬に伴う悪臭、騒音及び振動による生活環境保全上への支障を防ぐ措置（法施行規則 第65条第1号ロ）	●	低騒音、低振動型機械の使用		
			フレコンバッグ（内袋付）		
		●	自動車の最大積載重量及び法定速度の順守		
3	緊急時の対応（法施行規則 第65条第2号）	●	作業員への教育		
		●	緊急連絡体制の整備		
			その他(備考欄に詳細を記入すること)		
4	自動車等の及び運搬容器の構造（法施行規則 第65条第3号）		備考		
		●	シート養生		
		●	フレコンバッグ（内袋付）		
			JIS等密閉型コンテナ		
		●	ハッチカバー（船運）		
5	運搬の用に供する自動車等への表示等（法施行規則 第65条第4号）		備考		
		●	使用する自動車・船舶への規格に合った表示の備え付け		
		●	使用する自動車・船舶への管理票の備え付け		
			その他(備考欄に詳細を記入すること)		
			備考		
6	運搬の過程における汚染土壌とその他のものの混合（法施行規則 第65条第5号イ）	●	汚染土壌との混合はない		
			その他(備考欄に詳細を記入すること)		
			備考		
7	運搬の過程における汚染土壌からのコンクリートくず等の分別（法施行規則 第65条第5号ロ）	●	積替え時も含め、分別行為は行わない		
			その他(備考欄に詳細を記入すること)		
			備考		
8	異なる要措置区域等から搬出された汚染土壌との区分（法施行規則 第65条第6号ハ）		混載は行わない（使用する自動車等は、当該要措置区域等における汚染土壌の運搬を専属とする。）		
		●	混載は行わないが、船舶以降の運搬では、同一の汚染土壌処理施設で処理を行う汚染土壌に限り、混載を行う場合がある。		
			その他(備考欄に詳細を記入すること)		
			備考		

第一種特定有害物質又は水銀の場合は「フレコンバッグ（内袋付）」「JIS 等密閉型コンテナ」「その他」のいずれかを必ず選択すること

第一種特定有害物質又は水銀の場合は「フレコンバッグ（内袋付）」「JIS 等密閉型コンテナ」「その他」のいずれかを必ず選択すること

9	積替場所の周囲の囲い及び表示（法施行規則 第65条第6号イ）	●	積替有（添付資料のとおり）	積替行為を行う場合は必ず選択
10	積替場所からの有害物質等の飛散及び地下浸透並びに悪臭の発散を防止するための措置（法施行規則 第65条第6号ロ）	●	積替有（添付資料のとおり）	
11	汚染土壌の保管（法施行規則 第65条第7号）	●	保管有	
12	保管場所の周囲の囲い及び表示（法施行規則 第65条第8号イ（1）（2））	●	添付資料のとおり	保管行為を行う場合は必ず選択
13	保管場所の壁面及び床面の構造（法施行規則 第65条第8号ロ（1））	●	添付資料のとおり	
14	公共用水域の汚染を防止するための排水溝等の設備（法施行規則 第65条第8号ロ（2））	●	添付資料のとおり	
15	排気による健康被害を防止するための設備（法施行規則 第65条第8号ロ（3））	●	保管有	
第一種特定有害物質又は水銀の場合は「フレコンバッグ（内袋付）」「JIS 等密閉型コンテナ」「その他」のいずれかを必ず選択すること	積替及び保管に係る汚染土壌の荷卸し等における汚染土壌の飛散を防止するための方法（法施行規則 第65条第9号）	●	仮囲い	
		●	散水	
			シート養生	
			浸出防止シート	
		●	敷鉄板	
		●	洗車	
			フレコンバッグ	
			フレコンバッグ（内袋付）	
			JIS等密閉型コンテナ	
		●	ハッチカバー（船運）	
		●	荒天時の作業中止	
			その他(備考欄に詳細を記入すること)	
17	汚染土壌の荷卸し（法施行規則 第65条第10号）	●	届出書に記載の施設でのみ実施	
18	汚染土壌の引渡し（法施行規則 第65条第11号）	●	届出書に記載の施設でのみ実施	
19	汚染土壌の運搬の期限（法施行規則 第65条第12条）	●	搬出の日から30日以内に終了する	
20	汚染土壌の管理票の交付又は回付（法施行規則 第65条第13、14号）	●	管理票の交付又は回付を規定	
21	運搬の委託（法施行規則 第65条第15号）	●	委託無	

汚染土壌を処理する場合				
委託先①	汚染土壌処理業者名	●●株式会社		
	汚染土壌を処理する施設の所在地	●●区●●町二丁目8番1号		
	処理予定数量	3,000.00 m ³		
	処理物質	テトラクロロエチレン		
	契約期間	令和6年4月1日 ~ 令和6年9月30日		
	汚染土壌処理業許可証の許可番号	第0000000000号		
委託先②	汚染土壌処理業者名	委託先毎に契約の情報を記入		
	汚染土壌を処理する施設の所在地			
	処理予定数量			m ³
	処理物質			
	契約期間			~
	汚染土壌処理業許可証の許可番号			
区域間移動により形質変更を使用する場合				
搬出先①	搬出予定数量	m ³	区域間移動を行う場合は記載	
	規則第65条の2に規定する要件に該当することを証する書類			
	規則第65条の3に規定する要件に該当することを証する書類			
	規則第65条の3に規定する要件に該当することを証する書類			
搬出先②	搬出予定数量	m ³		
	規則第65条の2に規定する要件に該当することを証する書類			
	規則第65条の3に規定する要件に該当することを証する書類			
	規則第65条の3に規定する要件に該当することを証する書類			
飛び地間移動により形質変更を使用する場合				
搬出先①	搬出予定数量	m ³	飛び地間移動を行う場合は記載	
搬出先②	搬出予定数量	m ³		
積替え施設				
施設①	施設名称	●●積替場		
	所在地	●●県●●市●●町一丁目1番1号		
施設②	施設名称			
	所在地			
保管施設				
施設①	施設名称	●●株式会社保管センター		
	所在地	●●県●●市●●町一丁目1番1号		
施設②	施設名称			
	所在地			

区域間移動を行う場合は記載

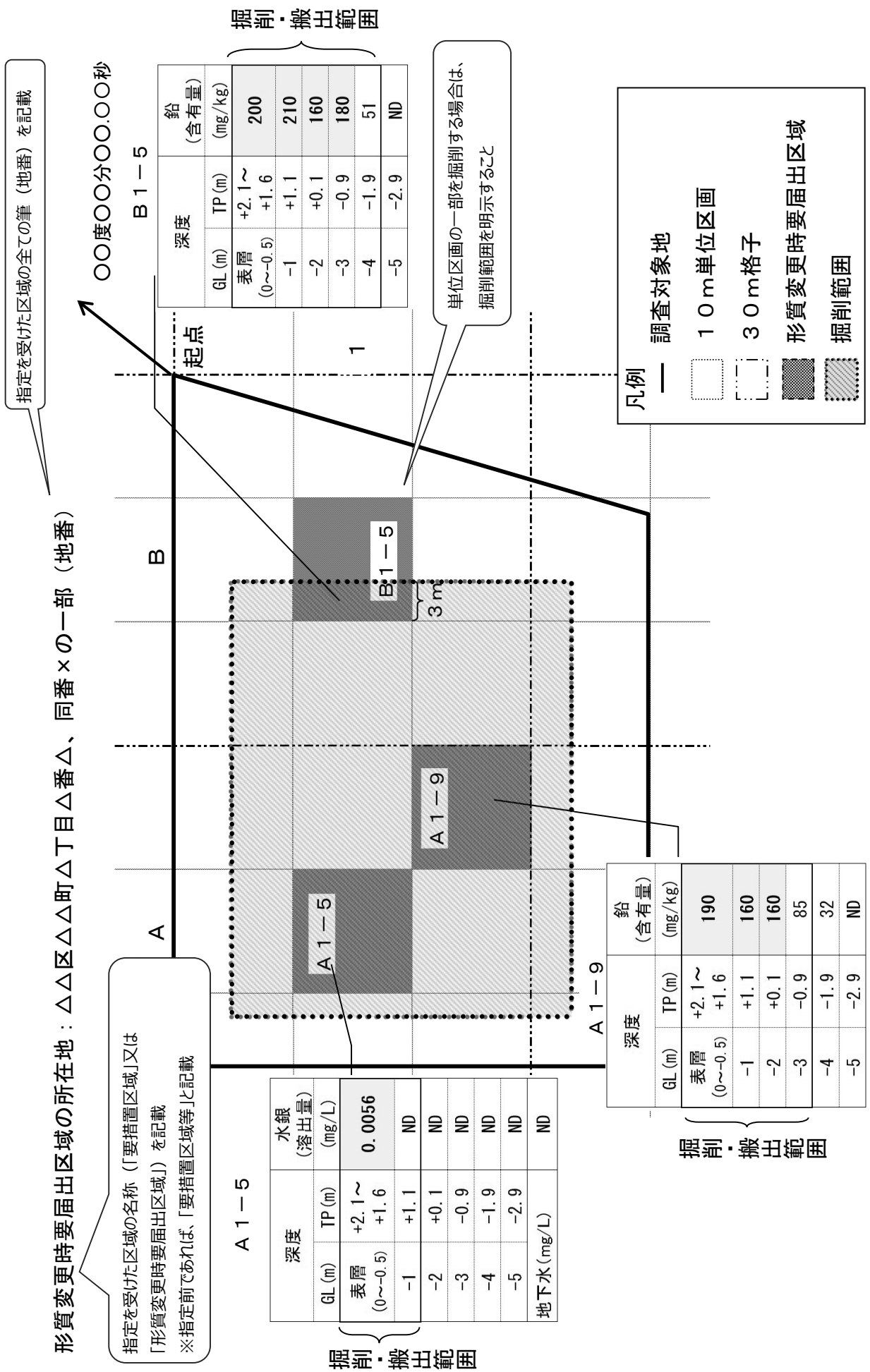
飛び地間移動を行う場合は記載

積替又は保管行為を行う場合は必ず選択

作成例

添付書類 1

汚染土壌の場所を明らかにした要措置区域等の図面



掘削土量集計表

掘削土量集計表

掘削土量集計表

「計画」を選択

16 条搬出の対象となる土量を記入
(産業廃棄物として搬出する量や認定済の土量は、表右側の備考に記載)

今回届出内容

計画

※記載行が足りない場合は15番目の行をコピーして行を追加してください。

連番	単位区画	汚染状態		基準不適合深度 (m)	計画			実績			備考				
		物質名	汚染状態		掘削面積 (㎡)	掘削深度 (m)	地下構造物の体積 (㎡)	掘削土量 (㎡)	搬出土量 (㎡)	掘削面積 (㎡)		掘削深度 (m)	地下構造物の体積 (㎡)	掘削土量 (㎡)	搬出土量 (㎡)
1	A1-5	テトラクロロエチレン	第二溶出量超過	2.00	100.00	3.00	0.00	300.00	300.00				0.00		〇〇
2	A1-9	テトラクロロエチレン	溶出量超過	2.00	100.00	3.00	10.00	290.00	290.00				0.00		〇〇
3	B1-5	カドミウム	溶出量超過	0.50	100.00	1.00	0.00	100.00	100.00				0.00		〇〇
4								0.00					0.00		
5								0.00					0.00		
6															
7															
8															
9															
10															
11								0.00					0.00		
12								0.00					0.00		
13								0.00					0.00		
14								0.00					0.00		
15								0.00					0.00		
この行より上に行を追加してください。															
合計					690.00		690.00		合計		0.00		0.00		
備考															

16条搬出の対象となる土量を記入
(産業廃棄物として搬出する量や認定済の土量は、表右側の備考に記載)

「計画」を選択

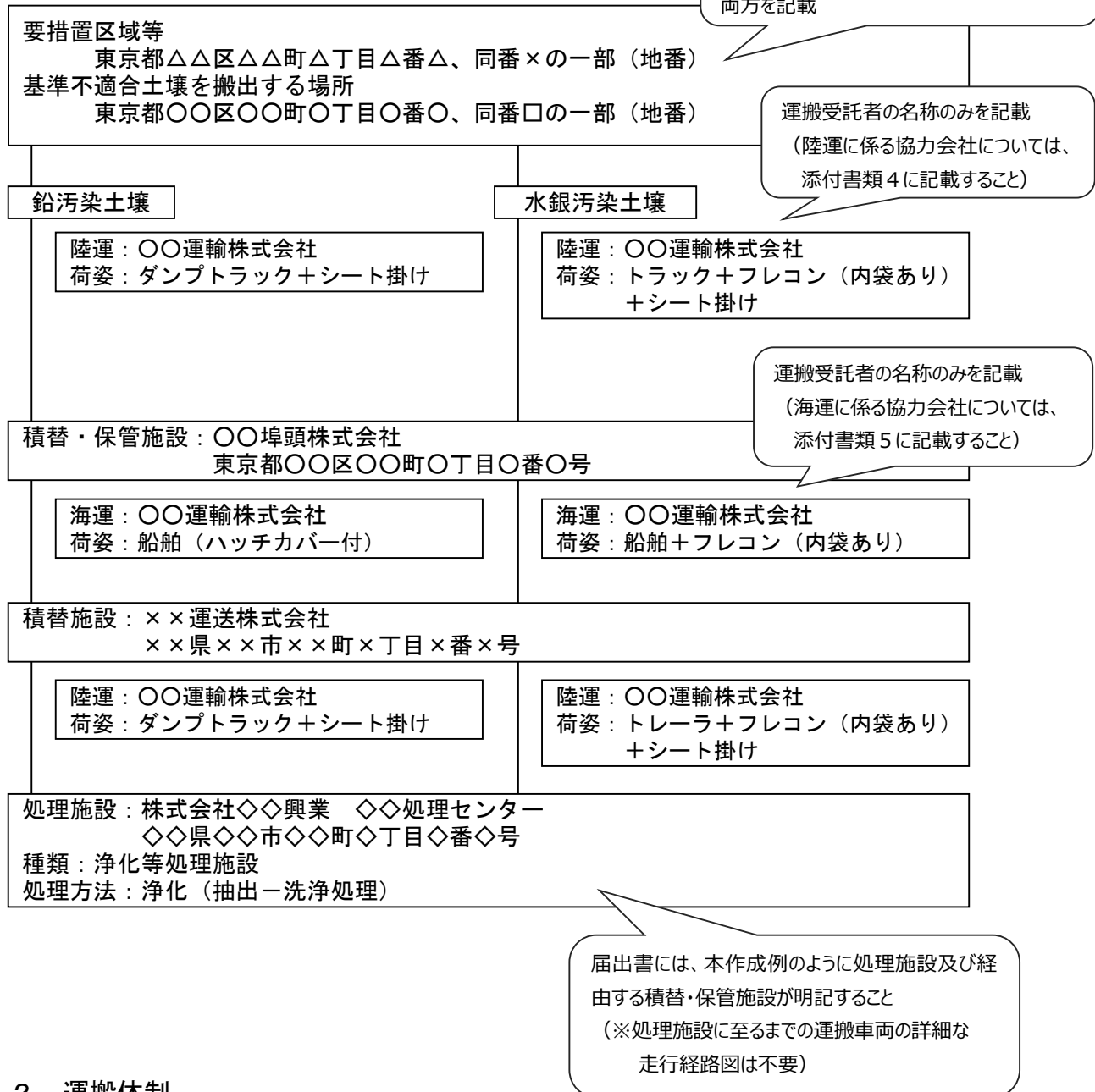
※記載行が足りない場合は15番目の行をコピーして行を追加してください。

複数の「物質名」「汚染状態」となる場合は”、”で列挙
また、対応する「汚染状態」が異なる場合は改行で列挙
(記入例)
①複数の「物質名」「汚染状態」となる場合：
砒素 含有量超過、溶出量超過
ふっ素、六価クロム 溶出量超過
②物質によって「汚染状態」が異なる場合：
鉛 含有量超過
水銀 第二溶出量超過

掘削範囲に地下構造物の存在が確認されている場合は、その体積を併記
なお、本届出書においては、体積算出の根拠となった当該地下構造物の辺長について、
必ずしも記載する必要はありません
(※ただし、掘削時には地下構造物の辺長を計測した上、措置完了報告書等に
計測結果を明記すること。)

汚染土壌の運搬の方法（汚染土壌処理施設の場合）

1 運搬フロー図



2 運搬体制

運搬受託者：〇〇運輸株式会社

協力会社及び使用する自動車等の一覧は、添付書類 4、5 のとおり

汚染土壌の運搬の用に供する自動車に関する書類

運搬受託者が自己の名義と責任をもって他人に汚染土壌の運搬を行わせる場合、その運搬する者の氏名又は名称及び住所を全てリストにして記載

自動車等の 使用者の氏名等	住所	連絡先	車体の形状	汚染土壌の種類	飛散等を防止する構造
(株)土壌運搬	東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号	03 - xxxx - xxxx	フルトレラー	水銀	フレキシブルコンテナ (内袋あり：ポリエチレン製)
(株)残土運搬	東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号	03 - xxxx - xxxx	フルトレラー	水銀	フレキシブルコンテナ (内袋あり：ポリエチレン製)
残土運送(株)	東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号	03 - xxxx - xxxx	フルトレラー	水銀	フレキシブルコンテナ (内袋あり：ポリエチレン製)
(株)土壌運搬	東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号	03 - xxxx - xxxx	ダンプ	鉛	直積み＋トラックスシート (ポリエステル製)
〃	〃	03 - xxxx - xxxx	ダンプ	鉛	フレキシブルコンテナ (内袋あり：ポリエチレン製)

個人事業者である場合は個人名及び住所はマスキングして**個人情報**を伏せること。
(連絡先が個人用携帯番号である場合はそれもマスキング)

◎このページの後に、「自動車構造図」を添付してください。

構造が類似している場合は、車体の形状ごとの代表的な「自動車構造図」でも構いません。

なお、自動車構造図に、個人情報（所有者名等）の記載がある場合は、削除をお願いします。

ただし、10 t 平ダンブについては添付の必要はありません。

汚染土壌の運搬の用に供する船舶に関する書類

使用者の氏名 又は名称	住所	連絡先	汚染土壌の種類	飛散等を防止する構造
株式会社◇◇海運	東京都〇〇区〇町 〇丁目〇番〇号	03 - xxxx - xxxx	水銀	直積み+ハッチによる密閉 (構造図 1)
××汽船株式会社	東京都〇〇区〇町 〇丁目〇番〇号	03 - xxxx - xxxx	鉛	直積み+ハッチによる密閉 (構造図 1 と同型)

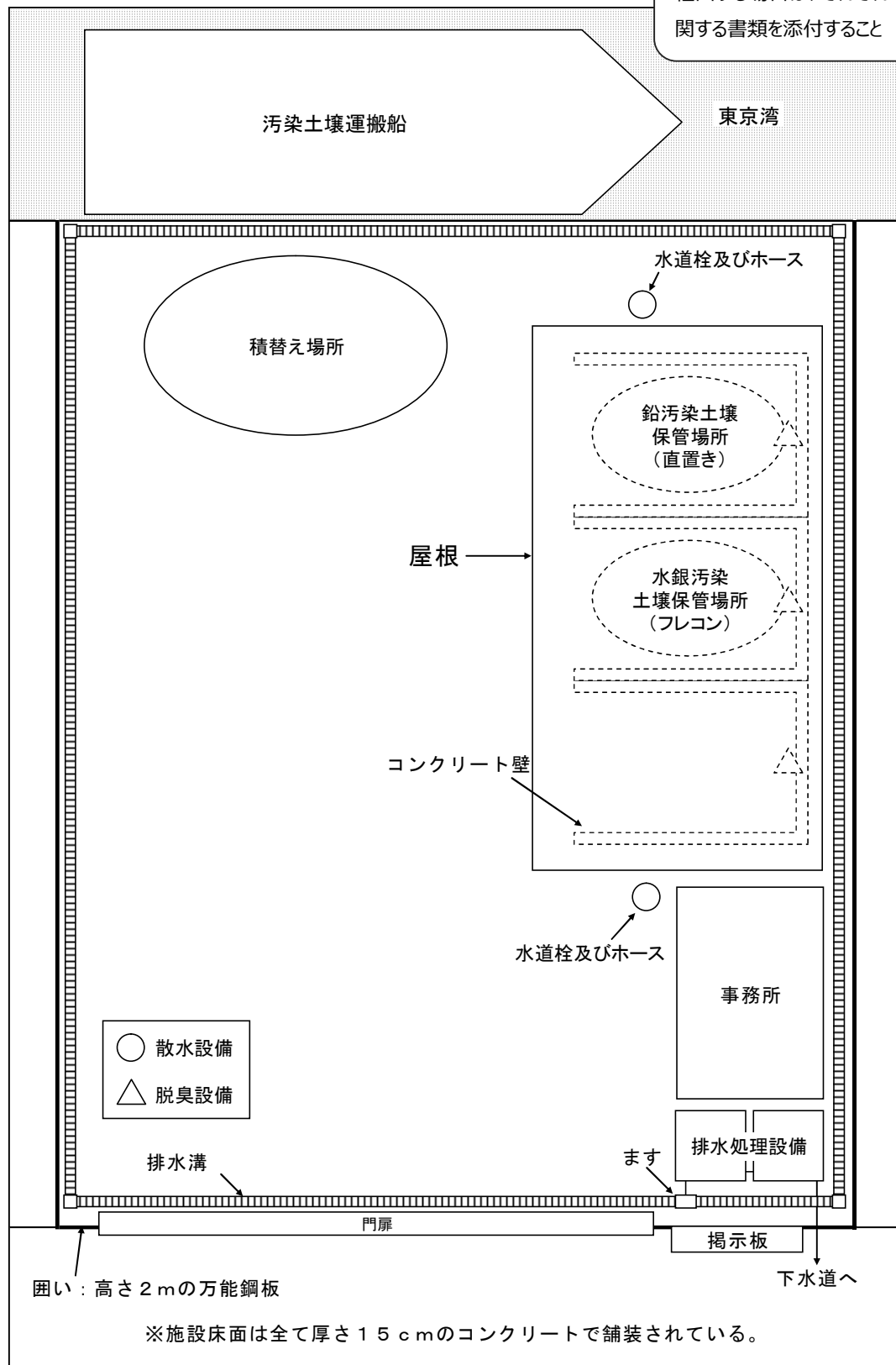
◎船舶の場合はこのページの後に、「船舶構造図」を添付してください。

船舶構造図に、個人情報（所有者名等）の記載がある場合は、削除をお願いします。

なお、構造が類似している場合は、代表的な「船舶構造図」を添付し、同型であることを明記してください。

積替・保管の用に供する施設に関する書類

1 積替・保管施設の配置図



複数の積替施設又は保管施設を経由する場合は、それぞれの施設に関する書類を添付すること

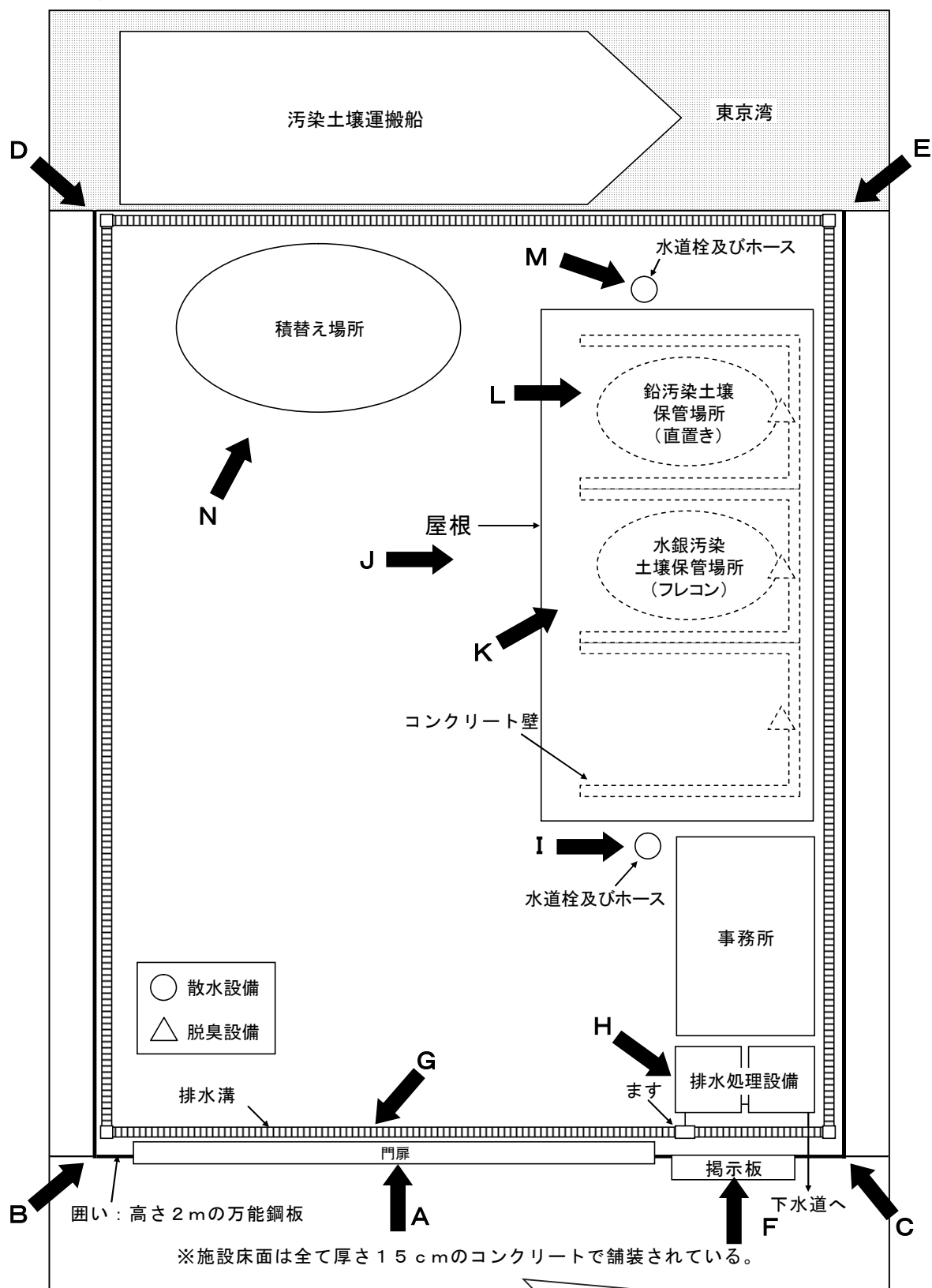
作成例

2 積替・保管施設の構造・設備等に関する説明

構造・設備等	説明
囲い	施設は、入口に門扉が設置され、岸壁部分を除き、周囲は高さ 2 m の万能鋼板により囲われています。 また、汚染土壌は、3 方を高さ 2 m のコンクリート壁で囲われた屋根のあるストックヤードに、荷重が直接囲いにかからないように保管します。
掲示板	管理者名称と連絡先を記載した「汚染土壌積替・保管施設」の掲示板（縦 60 c m × 横 120 c m）が施設入口の門扉脇に設置されています。 少なくとも縦及び横それぞれ 60 c m 以上としてください
床面の構造	施設全体の床面は厚さ 15 c m のコンクリートで舗装されています。
排水設備	施設の床面には排水溝が設置されています。施設で発生した汚水を排除基準に適合させるための排水処理設備が設置されています。
排気処理設備	該当なし
飛散等及び悪臭の発散防止設備	施設には、2 m の万能鋼板やコンクリート壁の囲い、散水用の水道栓及びホース、悪臭の発散を防止するための脱臭剤噴射機器が設置されています。 なお、鉛の汚染土壌は防じんシートで覆った状態で、水銀及び VOC の汚染土壌はフレキシブルコンテナバッグ（内袋あり）に入れたままの状態を保管します。積替え時に汚染土壌を仮置きする場合は、浸透防止シートで覆います。 雨天時や強風時は、荷卸しや移動等を中止します。

作成例

3 写真撮影場所



積替施設及び保管施設の構造や設備が分かるように写真を撮り、撮影場所を明示。
 なお、写真はこのページの後に添付すること。

※写真に個人情報（管理者名等）の記載がある場合は、必ず削除

※写真に個人情報（管理者名等）の記載がある場合は、必ず削除

※写真に個人情報（管理者名等）の記載がある場合は、必ず削除

法
16
条

管理票は、運搬受託者・処理受託者・汚染土壌の汚染状態、荷姿、運搬経路が異なる場合は、それぞれについて添付すること

※代表取締役を除く個人名は記載しないこと

蘇理德

整理番号

し点又は濃度を記入

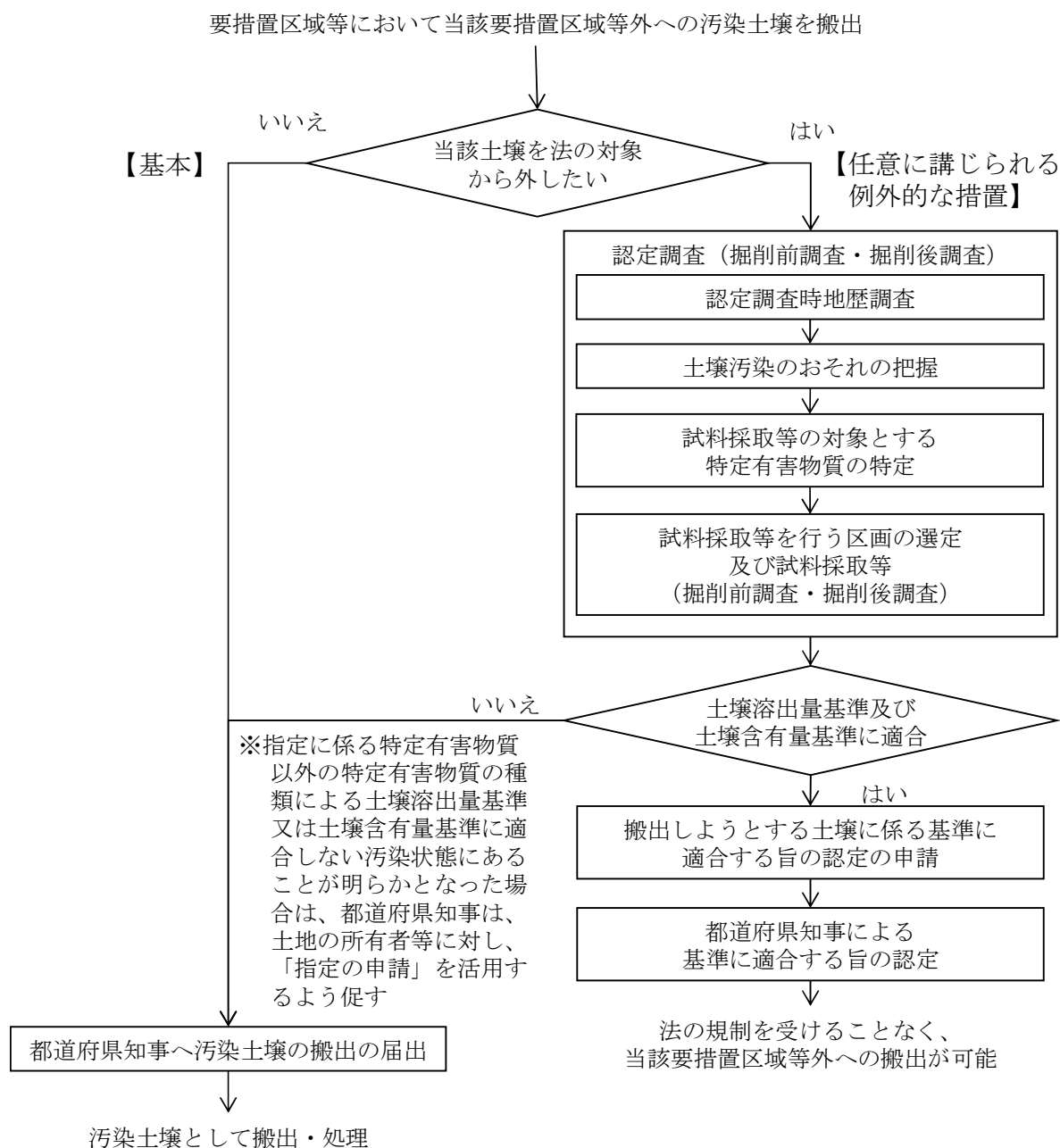
地番で記載する

8. 土壌汚染対策法第 16 条に基づく 搬出しようとする土壌の 基準適合認定申請書の作成

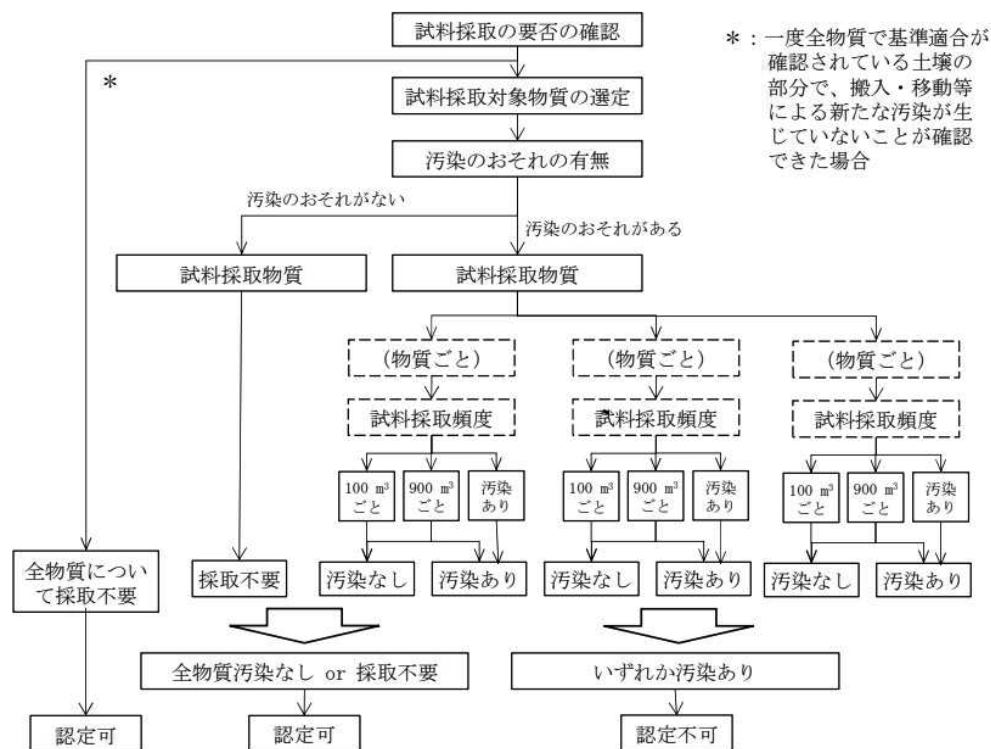
はじめに

ここに記載する内容は、土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」といいます。）第 16 条第 1 項に規定する届出（「**搬出しようとする土壤の基準適合認定申請書**」の提出）に適用します。認定調査を検討される際には、**様式第 24** の取扱いに関して事前に相談してください。

（作成例等は、掘削前調査について示しています。掘削後調査について申請する場合は、掘削前調査の作成例等を参考にして提出書類を作成してください。）



認定調査の流れ



認定調査における試料採取等のフロー

出典：土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン

● 注意事項

公平性に欠ける申請については認められないことがあります。

※ 土壌汚染状況調査の業務の発注者と指定調査機関との間に会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の子会社と同条第 4 号の親会社の関係が成立している等

提出書類一覧（●：土壤汚染対策届出情報システムに登録する際の電子ファイル名）

1 申請書及び添付書類	書類の種類
○搬出しようとする土壤の基準適合認定申請書（様式第二十五） ○要措置区域区域等所在地一覧 ○搬出土壤の基準適合認定申請の範囲について ●13010 搬出しようとする土壤の基準適合認定申請書_様式第 25	Excel
●13040 届出を提出する権限を有することを証する書類(委任状、事務処理規定等)	PDF
○認定を受けたい範囲を明らかにした要措置区域等の汚染状況を明らかにした図 ●13050 認定を受けたい範囲を明らかにした要措置区域等の汚染状況を明らかにした図	PDF
○指定調査機関確認書・認定調査結果報告シート ●13060 指定調査機関確認書 ●13070 認定調査結果報告シート	Excel Excel
○認定調査時地歴調査結果 ●13080 土地利用の履歴等年表_認定	Excel
○認定調査における試料採取等の対象特定有害物質の把握表 ●13090 認定調査における試料採取等の対象特定有害物質の把握表 01 ※汚染状態が同一である区画ごとに把握表を作成(把握表 01～15)	Excel
○認定調査方法 ●13240 試料採取地点図	PDF
○土壤調査に関する資料 ●13250 認定調査結果一覧	Excel
○その他資料 ●13260 その他資料	PDF
2 別冊資料	書類の種類
○地歴調査の根拠資料 ●13270 別冊_地歴調査の根拠資料	PDF
○濃度計量証明書 ●13280 別冊_濃度計量証明書等	PDF
○ボーリング柱状図 ●13290 別冊_ボーリング柱状図	PDF
○調査実施状況写真 ●13300 別冊_調査実施状況写真 ●13310 別冊_その他資料	PDF PDF

★ 新システムの Excel 様式は環境局 HP の土壤汚染対策法に基づく届出様式等（法第 16 条関係）からダウンロードしてください。

(<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/chemical/soil/law/houyoushiki3104>)



様式第二十五（第六十条第一項関係）

搬出しようとする土壌の基準適合認定申請書				
東京都知事 殿		・法人の場合：所在地、法人名及び代表名を記入 ・個人の場合：住所及び氏名を記入		
		令和7年4月1日		
		東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号		
		申請者 〇〇建設株式会社		
		代表取締役 〇〇 〇〇		
土壌汚染対策法第16条第1項の規定により、要措置区域等（第1項第1号の環境省令で定める基準に適合する旨の認定）				
要措置区域等の所在地（地番）及び指定番号を「（別紙）要措置区域等所在地一覧」より記入				
要措置区域等の所在地	千代田区△△町△丁目△△番〇 外1筆 無地番 (地番) (指-〇〇〇号)			
認定調査の方法の種類	掘削前調査 ※詳細は別紙「認定調査方法」のとおり			
認定調査の結果に関する事項	※詳細は別紙「認定調査方法」のとおり			
分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称	株式会社〇〇 (〇〇県知事登録 濃度第〇〇号) 株式会社△△ (△△県知事登録 濃度第△△号) 分析に関わった全ての会社、機関名を記入すること			
認定調査を行った指定調査機関の氏名又は名称	〇〇株式会社 (〇〇〇〇-〇-〇〇〇〇) 過去の調査結果を活用する場合は、その調査を実施した指定調査機関名及び指定番号を記入すること			
調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号	〇〇株式会社 〇〇 〇〇 第〇〇〇号			
連絡先	所 属	氏 名	電話番号	電子メールアドレス
	〇〇建設株式会社	〇〇 〇〇	99-9999-9999	xxxxx@xx.xx.jp

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 土壌の調査の結果報告書、掘削前に試料採取を行った地点を明らかにした要措置区域等の図面、掘削した土地の範囲を明らかにした要措置区域等の図面を添付すること。

記載例

要措置区域等所在地一覧

※要措置区域等に指定されている区域のある地番の全てを記入してください。（敷地の全地番の記載は不要です。）

※記載行が足りない場合は30番目の行をコピーして行を追加してください。

連番	指定番号	地番				無地番 道 水	一部
		区市町村	町	丁目	番地		
1	指-12345号	千代田区	△△町	◇丁目	1番○		
2	指-12345号	千代田区	△△町	◇丁目	2番×		一部
3	指-12345号	千代田区	△△町	◇丁目	3番□		
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							

区域の指定前に本届出書を提出される場合は
"指定手続中"と記載

- ・ 地番の一部が区域指定されている場合には、一部欄の「一部」を選択
- ・ 「無地番」、「道」、「水」が含まれる場合は、区市町村を記載した上で、無地番、道、水欄のいずれかを選択

この行より上に行を追加してください。

（日本産業規格 A 列 4 番）

搬出土壌の基準適合認定申請の範囲について

本申請により、搬出しようとする土壌の基準適合認定を受けたい範囲は、下記のとおりです。

「（別紙）要措置区域所在地一覧」より記入

1. 認定申請に係る要措置区域等の所在地

要措置区域の所在地	千代田区△△町◇丁目1番○ 外 2 筆 (地番)
	(指-12345号)
	※詳細は別紙「要措置区域所在地一覧」のとおり

2. 基準適合認定を申請する要措置区域等の
次表のとおり

GL 表記、AP/TP 表記ともに、「+」又は「-」の
記号を含め記入すること

※記載行が足りない場合は20番目の行をコピー

連番	区画	深度												
		始点						終点						
		GL表記			TP/AP表記			GL表記			TP/AP表記			
1	A1-4	深度	GL	-0	m(	TP	+2.1	)mから	GL	-2	m(	TP	+0.1	)mまで
2	A1-5	深度	GL	-0	m(	TP	+2.1	)mから	GL	-2	m(	TP	+0.1	)mまで
3	A1-5	深度	GL	-5	m(	TP	+2.9	)mから	GL	-6	m(	TP	-3.9	)mまで
4	A1-6	深度	GL	-0	m(	TP	+2.1	)mから	GL	-2	m(	TP	+0.1	)mまで
5		深度	GL		m(			)mから	GL		m(			)mまで
6	同じ単位区画の複数の範囲について申請する場合は、行を分けて記載すること							)mから	GL		m(			)mまで
7								)mから	GL		m(			)mまで
8		深度	GL		m(			)mから	GL		m(			)mまで
9		深度	GL		m(			)mから	GL		m(			)mまで
10		深度	GL		m(			)mから	GL		m(			)mまで
11		深度	GL		m(			)mから	GL		m(			)mまで
12		深度	GL		m(			)mから	GL		m(			)mまで
13		深度	GL		m(			)mから	GL		m(			)mまで
14		深度	GL		m(			)mから	GL		m(			)mまで
15		深度	GL		m(			)mから	GL		m(			)mまで
16		深度	GL		m(			)mから	GL		m(			)mまで
17		深度	GL		m(			)mから	GL		m(			)mまで
18		深度	GL		m(			)mから	GL		m(			)mまで
19		深度	GL		m(			)mから	GL		m(			)mまで
20		深度	GL		m(			)mから	GL		m(			)mまで

同じ単位区画の複数の範囲について申請する
場合は、行を分けて記載すること

この行より上に行を追加してください。

注) 区画の名称及び範囲は、申請書中の添付書類による。

以上

(認定用)

令和7年4月1日

東京都知事 殿

指定調査機関の名称
代表者の氏名〇〇調査株式会社
〇〇〇〇

(指定番号 〇〇-〇-〇〇〇)

下記のとおり、土壌汚染対策法に基づく指定調査機関として内容を確認し、申請に係る調査報告として取りまとめたことを確認致します。

記

1. 対象案件

届出者	〇〇 〇〇		
調査対象地	新宿区	△△一丁目3番2及び3番3	(地番表示)

2. 申請に係る調査報告書の構成

資料	内容	添付チェック
—	基準適合土壌認定調査結果報告シート(必須)	●
別紙1	認定調査時地歴調査結果	●
別紙2	基準適合土壌認定調査に関する資料 (汚染状況平面図、調査の方法、調査結果一覧表、その他必要な資料)	●

別冊資料	内容	
別冊資料-1	地歴調査の根拠資料	●
別冊資料-2	濃度計量証明書	●
別冊資料-3	調査実施写真	●
別冊資料-4	ボーリング柱状図	●
別冊資料-5	土壌搬入の根拠資料 (要措置区域等に搬入された土壌に係る届出書等)	●

土壌搬入があった場合は
必ず添付すること

3. 法定調査の業務品質管理体制

技術管理者名	〇〇 〇〇
技術管理者証の 交付番号	〇〇 〇〇
業務品質管理責任者	〇〇 〇〇
公正性管理責任者	〇〇 〇〇

以上

土地利用の履歴等年表

※既届出の地歴利用の場合は、表上部の行のグループを展開して、地歴情報を記入してください。

※敷地全体と改変対象地の汚染のおそれをかき分ける場合は、表上部の列のグループを展開して、「改変対象地の土地利用の状況」より記入してください。

※記載行が足りない場合は15番目の行をコピーして行を追加してください。

No.	年代		対象地の 土地利用の状況	土壌汚染の可能性	根拠資料		出典
	西暦	和暦			資料の種類	年代	
地歴	19**	昭和**年	和暦○年○月○日付 ○環改化○第○○○号のとおり。 対象地は形質変更時要届出区域（指-○○○号）に指定されている。		区域指定に係る調査報告書等の収受日、収受番号及び 指定番号を記載すること	西暦	和暦
	201*	令和**年					
	201*	令和**年					
1	201*	令和**年	土地の形質変更を実施した。この工事の際に形質変更時要届出区域内で排水処理プラントを設置していた。また、一部の区画において土壌の埋戻しを行った。 なお、盛土は搬入時に900m3毎に分析を行い、土壌溶出量及び土壌含有量の基準に適合していることを確認した土壌である。	土壌汚染の可能性は考えにくい	法12条届出【○環改化形第○○○号】 法16条届出【○環改化搬第○○○号】 工事完了報告書【○環改化完第○○○号】 要措置区域等に搬入された土壌に係る届出【○環改化搬第○○○号】		
2	202*	令和**年	形質変更時要届出区域の一部で盛土を行った。 なお、盛土は搬入時に900m3毎に分析を行い、土壌溶出量及び土壌含有量の基準に適合していることを確認した土壌である。	土壌汚染の可能性は考えにくい	要措置区域等に搬入された土壌に係る届出【○環改化搬第○○○号】		
3	2025	令和7年	対象地は、202**年（令和**年）以降は更地のため、新たな汚染のおそれは生じていない。	土壌汚染の可能性が考えにくい	現況写真	要措置区域等に搬入された土壌に係る届出書を提出している場合は必ず記入すること	
4							
5							
この行より上に （日本産業規格A							
区域指定後から現在（届出年）までの 土地利用の状況を最下行に記載							

土壌汚染状況調査結果報告シート

1. 調査概要			
調査対象地	地番	千代田区 △△町△△丁目△△番の一部 外1筆	図-1-○
工業専用地域に該当の有無	有	調査対象地の用途地域が工業専用地域である場合は「有」を選択してください。	図-1-○
条例施行規則第55条第3項に該当の有無	有	該当する土地については、環境局ウェブページの「埋立地の特例の対象地域参考図」をご参照ください。	図-1-○
調査対象地面積	100.00 m ²		
認定申請土量	100.00 m ³		
現地試料採取期間	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日		
室内分析期間	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日		
指定調査機関名	〇〇株式会社:調査 △△株式会社:調査及び法定調査取りまとめ □□株式会社:法定調査取りまとめ		
指定調査機関の指定番号	〇〇株式会社:20**-〇-〇〇 △△株式会社:20**-△-△ □□株式会社:20**-□-□		
準拠法令等	● 土壌汚染対策法 ● 同法施行令 ● 14年環境省 土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン (最新版 環境省)	過去の調査結果を活用する場合は、その調査を行った指定調査機関名及び指定番号を記載すること。 なお、複数の指定調査機関が関わっている場合は、調査の取りまとめを担当した者が分かるようにすること。	
2. 地歴調査結果概要(調査対象地の土壌汚染のおそれの把握)			
有害物質取扱事業場の設置履歴	有	〇〇年～〇〇年まで、△△工場が立地していた。	
地表面の高さの変更(盛土、埋土等)の経緯	有	〇〇年に工場及び倉庫解体後、倉庫が立地していた当時の地盤面(以下、「旧地盤面」という)より上方に2.0mの盛土がなされた。	
既往調査・対策の経緯	有	〇〇年に土壌調査(ボーリング調査13地点、最大6mまで1m毎に試料採取、第2種特定有害物質を分析)が実施されており、深度3.0m(旧地盤面)以下で鉛(含有量)が確認されている。	
その他の経緯	無		
要措置区域等指定後(土壌汚染状況調査後)の経緯	有	〇〇年に、対象地において土の形質の変更を行った。その後、認定調査対象区域を含む対象地の一部に900m ² 毎に調査した基準適合土壌で盛土を行った。また、指定後から1年ごとに様式二十四にて土壌搬入の有無について届出を行っている。	
認定調査の区分の分類	土壌汚染が存在するおそれが多いと認められる土地 土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地 土壌汚染が存在するおそれがないと認められる土地	鉛の含有量基準超過が確認されている地層については「汚染のおそれが比較的多い土地」に区分する。 ・鉛及び第三種特定有害物質(PCBを除く)を除く21物質は、区域指定の係らない物質であり、区域指定後も新たな汚染のおそれが生じていないことから「汚染のおそれが少ない土地」に区分する。 ・鉛の含有量基準超過が確認されていない地層については「汚染のおそれが少ない土地」に区分する。 PCBを除く第三種特定有害物質については農薬等4物質の使用履歴がないことから、「汚染のおそれが少ない土地」に区分する。	
3. 調査方法			
試料採取方法	全部対象区画	・第一種特定有害物質:深度6mまでのボーリング調査を実施した。表層、0.5mと1mから6mまでの1mごとに認定したい深度ごとに土壌試料を採取した。 ・第二種特定有害物質及びPCB:深度0～0.05m及び0.05～0.5mの土壌については、等量混合により1試料とした。1m～6mについては、認定したい各深度でそれぞれ採取し、分析を行った。全部対象単位区画は、単位区画毎に試料を採取した。	図-3-○
	一部対象区画	・第一種特定有害物質:一部単位対象区画では、30m格子の中心(中心が対象外の場合は、任意の1区画)において試料を採取した。 ・第二種特定有害物質及びPCB:一部対象単位区画では、30m格子毎に5地点で試料を採取し均等混合した。	

○認定調査における試料採取等の対象特定有害物質の把握表

1. 認定対象区画

A1-5

区画によって指定に係る特定有害物質が異なる場合は、シートをコピーして汚染状態が同一である区画ごとに表を作成すること。

2. 要件

土壌汚染状況調査における地歴
(施行規則第59条の2第1項)掘削対象地を含む一の要措置区域等において
指定を受けた特定有害物質が該当

可能性のある履歴等を把握します

連番	要件	該当の有無	特定有害物質の種類	試料採取区画
1	指定に係る特定有害物質 (施行規則第59条の2第2項)	必須	鉛及びその化合物	掘削対象単位区画
2	指定に係る土壌汚染状況調査にて試料採取等の対象としなかった特定有害物質のうち、基準に適合しないおそれのある特定有害物質 (施行規則第59条の2第2項第1号)	該当	テトラクロロエチレン	掘削対象単位区画
3	要措置区域等指定後に汚染のおそれが生じた場合、当該に係る特定有害物質 (施行規則第59条の2第2項第2号)	非該当		
4	要措置区域指定後に土壌搬入により汚染のおそれが生じ、かつ様式二十四により要措置区域等指定後から1年ごとに届出を行っている場合、当該に係る特定有害物質 (施行規則第59条の2第2項第3号イ)	該当	ふっ素及びその化合物	掘削対象単位区画
5	土壌搬入の有無を様式二十四により要措置区域等指定後から1年ごとに届出を行っていない場合、当該に係る特定有害物質 (施行規則第59条の2第2項第3号ロ)	非該当		

土壌ガスが検出されず、試料採取等を行わなかった第1種特定有害物質について、周辺区画で汚染があり、当該汚染深度より深い深度を掘削する場合等が該当

汚染状態が不明な土壌や汚染のおそれのある土壌搬入が該当

3. 前項で把握した特定有害

土壌搬入の有無を問わず、1年ごとに届出していない場合は、当該に係る特定有害物質は全て対象となる。ただし、第三種特定有害物質については No.1 から No.4 において把握した情報により汚染のおそれがないと認められる場合には PCB 以外について対象から除くことが可能。

試料採取等を行わない特定有害物質の有無	有
(特定有害物質の種類)	(理由)
鉛及びその化合物	既往調査にて認定部分の試料採取等をすでに実施しているため。

4. 試料採取等の対象特定有害物質

(特定有害物質の種類)	(備考)
テトラクロロエチレン	掘削対象単位区画
ふっ素及びその化合物	掘削対象単位区画

注) 区画の名称及び範囲は、申請書中の添付書類による。

以上

法16条認定シート

土壌汚染対策法施行規則第59条の2第5項による土壌の採取深度の確認及び認定調査結果

※記載行が足りない場合は20番目の行をコピーして行を追加してください。

連番	区画名称	地下水汚染の有無	地下水水位 (m)	施行規則第59条の2第5項の各号にて定められている試料採取深度												
				四								五		六		七、八
				採取深度 (m)								帯水層底面		掘削深度		
表層	0.05～0.50	0.50	1.00	2.00	3.00	4.00	5.00	6.00	深度	評価	深度	評価				
1	A1-4	無	3.5	○	○	○	○	×					2.00	○		
2	A1-5	無	3.5	○	○	○	○	×	○	○			6.00	○		
3	A1-6	有	2.3	□	□	□	□	×	×				2.00	○		
4																
5																
6																
7																
法16条認定シート 説明																
(搬出しようとする土壌の調査)																
第59条の2																
指定調査機関は、掘削対象地について、その利用の状況、特定有害物質の製造、使用または処理の状況、土壌又は地下水の特定有害物質による汚染の状況その他の掘削対象地における土壌の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握するものとする。																
5 指定調査機関は、前項の規定により試料採取等の対象とされた掘削対象単位面画の中心（当該掘削対象単位面画において基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合）においては、当該部分における任意の地点）において、次に掲げる土壌の採取を行うものとする。																
一 表層の土壌																
二 深さ5cmから50cmまでの土壌																
三 地表から深さ50cmの土壌																
四 深さ1mから土壌の掘削の対象となる部分の深さまでの1mごとの土壌																
五 帯水層の底面の土壌（掘削の対象となる部分の深さの範囲内に帯水層の底面がある場合に限る。）																
六 掘削の対象となる部分の深さの土壌																
七 汚染のおそれが生じた場所の位置が地表より深い位置にあり、かつ、汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかであると認められる場合においては、当該汚染のおそれが生じた場所の位置の土壌、当該汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ50cmまでの土壌及び当該汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ50cmの土壌の位置の土壌（掘削の対象となる部分の深さの範囲内に当該地層がある場合に限る。）																
八 基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる地層の位置が明らかである場合であって、当該地層の厚さが1m未満である場合においては、当該地層内の任意の位置の土壌（掘削の対象となる部分の深さの範囲内に当該地層がある場合に限る。）																

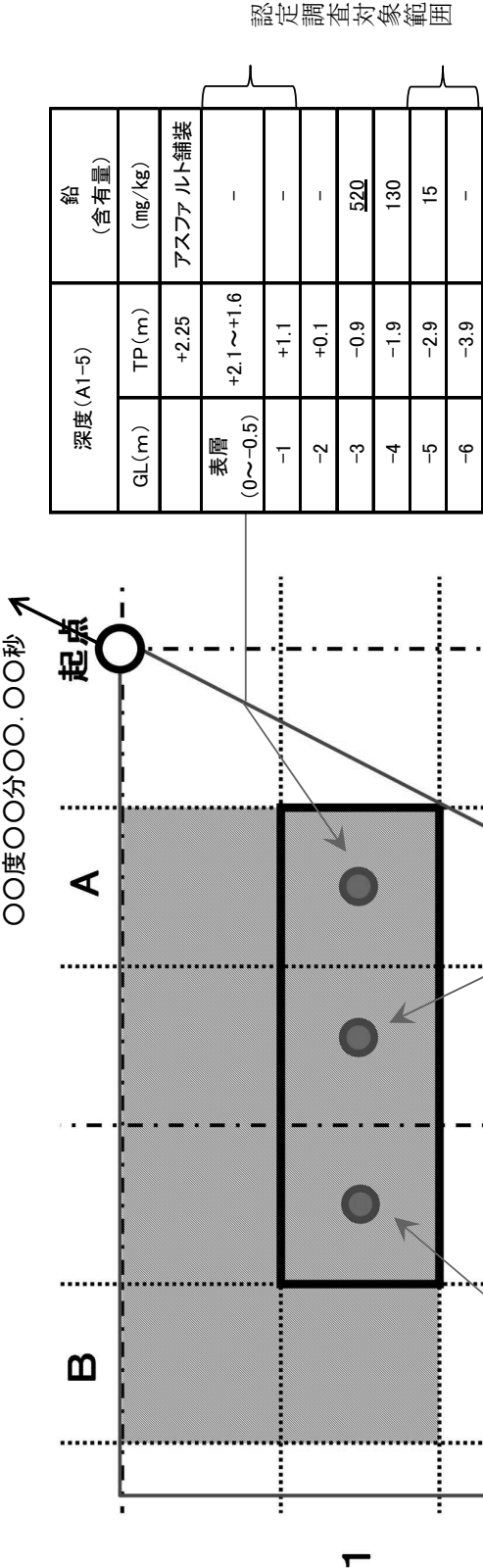
試料採取深度毎に、表下の凡例から認定調査の結果を記入すること。

この行より上に行を追加してください。

- 凡例：○（認定調査で試料採取を行い基準適合を確認）
□（既往調査等の結果により基準適合を確認）
×（基準不適合）

※既往調査等とは、過去に東京都に届出をしている調査及び埋戻し土壌に係る平成31年環境省告示第6号に基づく調査等を指します。

認定を受けたい範囲を明らかにした要措置区域等の汚染状況を明らかにした図面



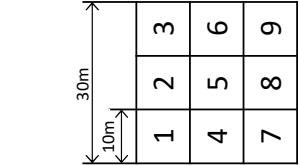
※表層はアスファルト舗装 (15cm) されている。

深度 (B1-6)		鉛 (含有量)	
GL (m)	TP (m)	(mg/kg)	
	+2.25	アスファルト舗装	
表層 (0~-0.5)	+2.1~+1.6	-	
-1	+1.1	-	
-2	+0.1	-	
-3	-0.9	520	
-4	-1.9	180	
-5	-2.9	160	
-6	-3.9	160	

認定調査対象範囲

深度 (A1-4)		鉛 (含有量)	
GL (m)	TP (m)	(mg/kg)	
	+2.25	アスファルト舗装	
表層 (0~-0.5)	+2.1~+1.6	-	
-1	+1.1	-	
-2	+0.1	-	
-3	-0.9	520	
-4	-1.9	180	
-5	-2.9	30	
-6	-3.9	ND	

認定調査対象範囲

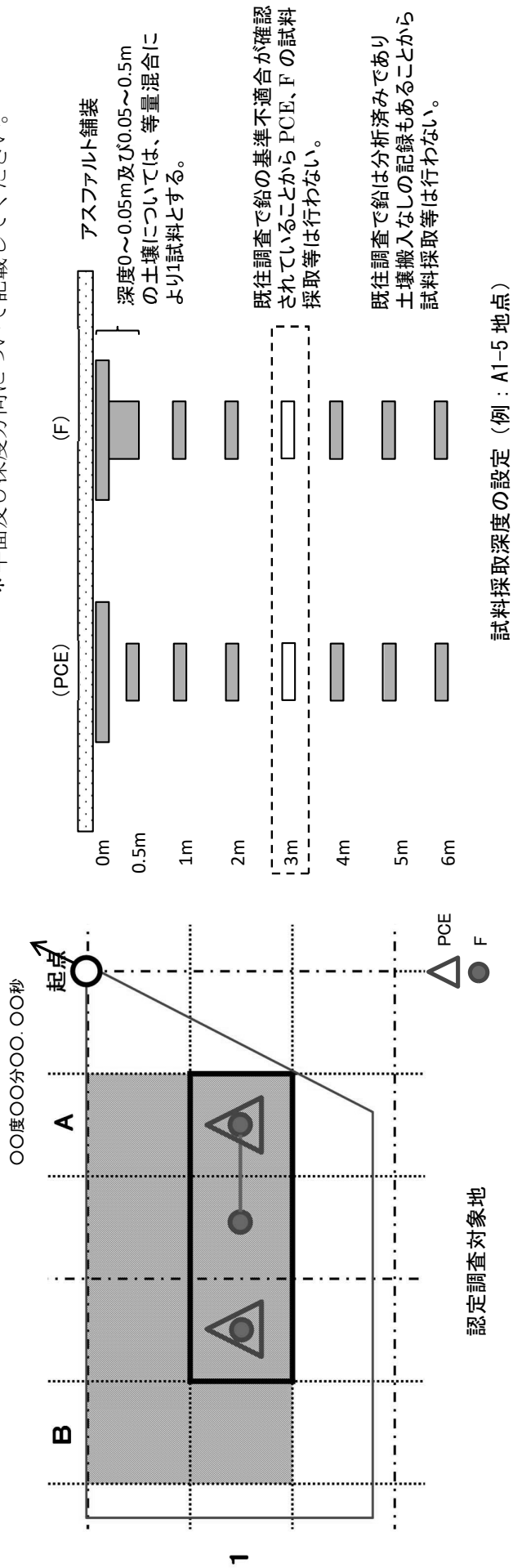


凡例

- 10m単位区画
- 30m格子
- 形質変更時要届出区域
- 認定調査対象地
- 敷地境界

認定調査方法

* 平面及び深度方向について記載してください。



GL	TP	A1-4	A1-5	B1-6	備考
表層 +2.1～ (0～0.5m) +1.6m		PCE、F：掘削対象単位区画			認定調査における試料採取等の対象特定有害物質の把握表により対象物質を把握
-1m					
-2m		汚染土として搬出			A1-4:GL-3mからGL-4m A1-5:GL-3m B1-6:GL-3mからGL-6m は認定調査を行わず、汚染土として搬出
-3m					
-4m		PCE、F：掘削対象単位区画			
-5m					
-6m					

9. 土壤汚染対策法施行規則第 59 条の 2
に基づく要措置区域等に搬入された土壤に
係る届出書の作成

はじめに

ここでは、土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号。以下「規則」といいます。）第 59 条の 2 第 2 項第 3 号に規定する届出書（要措置区域等に搬入された土壤に係る届出書）について適用します。

将来的に認定調査を検討されている場合（未定の場合も含む。）、要措置区域等指定の日から 1 年ごとに「要措置区域等に搬入土壤に係る届出書」（様式第 24）により、当該指定区域における土壤の搬入状況に係る届出をしてください。届出がない場合、認定調査時の試料採取等対象物質を絞り込めない場合があります。

なお、認定調査を検討される際には、様式第 24 の取扱いに関して事前に御相談ください。

1 対象となる土地

要措置区域等に指定された土地

2 届出者

届出者は「要措置区域等の土地の所有者等」になります。その土地を借りて開発行為等を行う開発事業者等ではないので御注意ください。

3 届出の時期

届出書の提出は、要措置区域等指定の日から原則として 1 年ごとに行います。指定の日から、当該届出を 1 年ごとに行わなかった場合は、汚染のおそれがないとは言えないとみなされ、認定調査時の試料採取等対象物質を絞り込めない場合がありますので御注意ください。

なお、搬入がなかった場合にも、その旨の届出が必要です。

土壤汚染状況調査報告書の提出後、区域指定される前に認定調査を行う場合にあっては、事前に御相談ください。

4 提出書類一覧（●：土壤汚染対策届出情報システムに登録する際の電子ファイル名）

1 届出書【土壤搬入が <u>ない</u> 場合】	書類の種類
○要措置区域等に搬入された土壤に係る届出書（様式第二十四） ○別紙 要措置区域等所在地一覧 ●12010 要措置区域等に搬入された土壤に係る届出書_様式第 24	Excel
●12030 届出を提出する権限を有することを証する書類（委任状、事務処理規定等） ※必要に応じて添付（本ページ「2 届出者」を参照してください。）	PDF
○現況写真 ●12070 現況写真	PDF
○工程表 ●12080 工程表 ●12110 その他資料	PDF PDF
2 別冊資料	書類の種類
○工事写真 ●12090 別冊_工事写真	PDF
○土地の所有者等を確認できる書類 ●12100 別冊_土地の所有者等を確認できる書類（土地の登記事項証明書及び公図の写し等）	PDF

1 届出書【土壌搬入がある場合】	書類の種類
○要措置区域等に搬入された土壌に係る届出書（様式第二十四） ○別紙 要措置区域等所在地一覧 ●12010 要措置区域等に搬入された土壌に係る届出書_様式第 24	Excel
●12030 届出を提出する権限を有することを証する書類(委任状、事務処理規定等) ※必要に応じて添付（p.126「2 届出者」を参照してください。）	PDF
○搬入された土壌の場所を明らかにした図面 ●12040 搬入された土壌の場所を明らかにした図面	PDF
○搬入土一覧表 ●12050 搬入土一覧表	Excel
○埋戻し土の品質管理に関する事項 ●12060 埋戻し土の品質管理に関する事項	Excel
○現況写真 ●12070 現況写真	PDF
○工程表 ●12080 工程表 ●12110 その他資料	PDF PDF
2 別冊資料	書類の種類
○工事写真 ●12090 別冊_工事写真	PDF
○土地の所有者等を確認できる書類 ●12100 別冊_土地の所有者等を確認できる書類(土地の登記事項証明書及び公図の写し等)	PDF
○濃度計量証明書 ●12120 別冊_濃度計量証明書等 ●12130 別冊_その他資料	PDF PDF

★ 新システムの Excel 様式は環境局 HP 土壌汚染対策法に基づく届出様式等（法第 16 条関係）からダウンロードしてください。

(<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/chemical/soil/law/houyoushiki3104>)



様式第二十四（第五十九条の二第二項関係）

要措置区域等に搬入された土壌に係る届出書

令和6年4月1日

東京都知事 殿

東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

届出者 株式会社〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

土壌汚染対策法施行規則第59条の2第2項第3号の規定により、要措置区域等に搬入された土壌について、次のとおり届け出ます。

掘削対象地を含む要措置区域等の所在地	千代田区△△町△丁目△△番〇 外1筆 無地番 (地番) (指-〇〇〇号) ※詳細は別紙「要措置区域等所在地一覧」のとおり		
掘削対象地を含む要措置区域等の指定された年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日 (指-〇〇〇号)		
掘削対象地を含む要措置区域等における土壌の搬入の有無	無 令和〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和6年3月31日		
掘削対象地を含む要措置区域等に土壌が搬入された場合	搬入された年月日		
	搬入された土壌の量	区域指定以降初めて報告を行う場合は、指定日を記載	
	規則第40条第2項第3号に定める方法による調査の結果		
	分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称		
掘削対象地を含む要措置区域等に搬入された土壌が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合する場合	当該土壌の管理方法		

報告する期間を記載

区域指定以降初めて報告を行う場合は、指定日を記載

連絡先	所 属	氏 名	電話番号	電子メールアドレス

備考 この用紙の大きさは、縦横比率が1:1.4142の縦型で、用紙規格A4とすること。

- ・ 届出者と同じ組織に属する担当者の連絡先を記載
- ・ 届出者と異なる組織に属する者で、報告書の内容が分かる者の連絡先は必要に応じて併記

【土壌搬入がある場合】

様式第二十四（第五十九条の二第二項関係）

要措置区域等に搬入された土壌に係る届出書	
令和6年4月1日	
東京都知事 殿	
東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号	
届出者 株式会社〇〇製造	
代表取締役 〇〇 〇〇	
土壌汚染対策法施行規則第59条の2第2項第3号の規定により、要措置区域等に搬入された土壌について、次のとおり届け出ます。	
掘削対象地を含む要措置区域等の所在地	千代田区△△町△丁目△△番〇 外1筆 無地番 (地番) (指-〇〇〇号) ※詳細は別紙「要措置区域等所在地一覧」のとおり
掘削対象地を含む要措置区域等の指定された年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日 (指-〇〇〇号)
掘削対象地を含む要措置区域等における土壌の搬入の有無	有 令和〇〇年〇〇月〇〇日 ～ 令和6年3月31日 報告する期間を記載
掘削対象地を含む要措置区域等に土壌が搬入された場合	搬入された年月日 令和4年11月15日 ～ 令和4年12月24日 別紙「搬入土量一覧表」のとおり
搬入された土壌の量	2,299.00 m ³
規則第40条第2項第3号に定める方法による調査の結果	別紙「埋戻し土の品質管理に関する事項」のとおり
分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称	株式会社〇〇 (〇〇県知事登録 濃度第〇〇号)
掘削対象地を含む要措置区域等に搬入された土壌が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合する場合	当該土壌の管理方法 措置完了（掘削除去）後、仮囲いにより第三者の立ち入り禁止措置を行い、他所からの土壌搬入を防止した。
連絡先	所 属 株式会社〇〇 △△課 氏 名 ×× ×× 電話番号 XX-XXXX-XXXX 電子メールアドレス

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

要措置区域等所在地一覧

※要措置区域等に指定されている区域のある地番の全てを記入してください。（敷地の全地番の記載は不要です。）

※要措置区域等所在地の地番について、分割での届出となる場合などの必要に応じて「届出種別」に「今回届出」を選択してください。

※記載行が足りない場合は30番目の行をコピーして行を追加してください。

連番	届出種別	指定番号	地番				無地番 道 水	一部
			区市町村	町	丁目	番地		
1	今回届出	指-〇〇〇号	千代田区	△△町	△丁目	△△番〇		
2	今回届出	指-〇〇〇号	千代田区	△△町	△丁目	△△番×		一部
3	今回届出	指-〇〇〇号	千代田区				無地番	
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								

・区市町村はリストより選択
 ・無地番、道、水の場合は、「区市町村」と「無地番道水」欄のみ記入し、
 その他項目の入力は不要

この行より上に行を追加してください。

（日本産業規格A列4番）

盛土範圍

〇〇区〇〇町〇丁目〇番(地番) 指一〇〇〇号

00度00分00.00秒

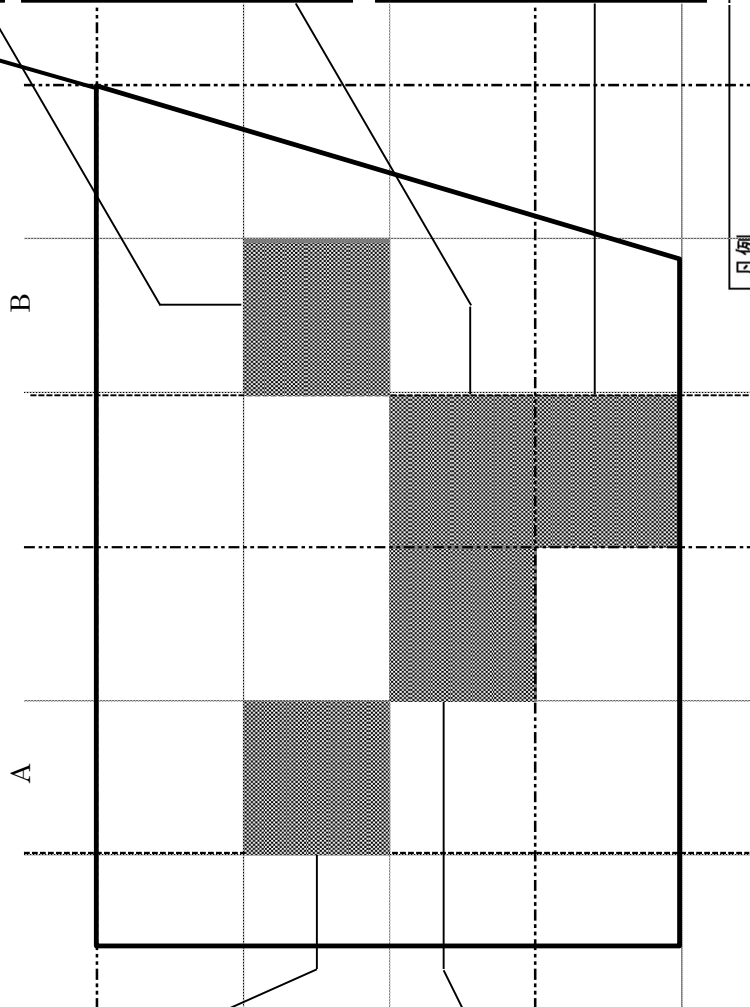
盛土範圍

盛土範圍

盛土範圍

盛土範圍

盛土範圍



凡例	对象敷地
----	------

10m单位区画

30 m 格子

区域措置要等

搬入土一覧表

※「単位区画」「区画基準高さ」「埋土等厚」「埋土等面積」「埋土等土量」について、必要に応じて「単位区画」ごとにセル結合を行ってください。

※記載行が足りない場合は15番目の行をコピーして行を追加してください。

連番	単位区画	搬入日	搬入土量 (m ³)	搬入位置	搬入の種類	搬出元	検体名	汚染状態	区画基準 高さ (TP+m)	埋土等 厚 (m)	埋土等 下端深度 (TP+m)	埋土等 上端深度 (TP+m)	埋土等 面積 (m ²)	埋土等 土量 (m ³)
1	A1-5	2022/11/15	128.00	全域	客土	○県○町	sample-A	基準適合	2.1	5.0	-2.9	-1.9	100.00	638.00
2		2022/11/16	510.00	全域	客土	○県○町	sample-C	基準適合				2.1		
3	A1-9	2022/11/15	358.00	全域	客土	○県○町	sample-A	基準適合	2.0	4.0	-4.0	-1.2	100.00	562.00
4		2022/11/16	153.00	全域	客土	○県○町	sample-B	基準適合			-1.2	0.0		
5		2022/11/16	51.00	一部	客土	○県○町	sample-C	基準適合			0.0	2.0	20.00	
6		2022/12/1	128.00	全域	飛び地間	指-○○○○号 A1-1	A1-1	ふっ素 (溶)			2.0	3.0	100.00	192.00
7	B1-5	2022/12/2	64.00	全域	飛び地間	指-○○○○号 A2-3	A2-3	砒素 (溶)		1.5	3.0	3.5		
8	B1-7	2022/12/10	358.00	全域	区域間	指-△△△△号 A1-5	A1-5	砒素 (溶)	2.0	4.0	-4.0	-1.2	100.00	511.00
9		2022/12/22	153.00	全域	区域間	指-△△△△号 A2-3	A1-5	砒素 (溶)			-1.2	0.0		
10	B2-1	2022/12/23	281.00	全域	客土	○県○町	sample-A	基準適合	2.1	4.0	-4.0	-1.8	100.00	396.00
11		2022/12/24	115.00	一部	客土	○県○町	sample-A	基準適合			-1.8	0.0	50.00	
12														
13														
14														
15														
この行より上に行を追加してください。														
												合計	570.00	2,299.00

(日本産業規格A列4番)

作成例

工程表

	令和〇年						令和〇年							
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
準備工・ 内装解体	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日 													
上物解体	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日 													
掘削工事	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日 A1-5,B2-1 A1-9,B1-5,B1-9													
埋め戻し工事	土壌搬入を伴う工程がある場合は 枠で囲う等して強調してください。 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日 A1-5,B2-1 A1-9,B1-5,B1-9													
埋め戻し土 搬入工	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日 													

土壌搬入を伴う工程がある場合は
枠で囲う等して強調してください。

▲ 令和〇年〇月〇日区域指定告示

▲ 今回報告する終期
令和〇年〇月〇日



**10. 土壤汚染対策法第7条に基づく
実施措置完了報告書
(工事完了報告書) の作成**

はじめに

ここに記載する内容は、土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」といいます。）第 7 条第 9 項に規定する報告に適用します。本報告書は、措置が完了または工事が完了したのち、速やかに提出してください。

1 報告の対象

（１）実施措置完了報告書

法第 7 条第 1 項に基づく汚染除去等計画書に基づき、実施措置に係るすべての措置が完了した場合（土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号。以下「法施行規則」といいます。）別表第九の上欄に掲げる実施措置の種類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める実施措置が完了した場合）

（２）工事完了報告書

法第 7 条第 1 項に基づく汚染除去等計画書に基づき、法施行規則第 42 条の 2 第 2 項に掲げる措置の実施が完了した場合。（法施行規則別表第九の上欄に掲げる実施措置の種類の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める実施措置が完了した場合）

注意）要措置区域の指定の解除は、解除する旨の告示によって効力を生じます。そのため、実施措置完了報告書が受理された以降であっても、告示が行われるまでは要措置区域と同等の法規制が適用され、原則土地の形質の変更はできません（措置の実施により、要措置区域の指定が解除され、同時に、形質変更時要届出区域に指定される場合も同様です。）。

2 届出の義務者

汚染除去等計画の提出の指示を受けた者

3 条例において措置が必要な場合

要措置区域に指定された土地において、東京都土壤汚染対策指針（平成 31 年東京都告示第 394 号。以下「指針」といいます。）第 4 で定める地下水汚染拡大防止区域（土壤の汚染状態が第二溶出量基準超過又は地下水の汚染状態が第二地下水基準超過であり、かつ、指針に基づく土壤汚染の除去等の措置が講じられていない土地。）がある場合、添付書類の「土壤汚染対策完了報告シート」の条例における地下水汚染拡大防止区域に対する対策の報告欄に必要事項を記載して報告してください。

4 環境確保条例適用案件の場合について

環境確保条例適用案件の場合については、法の実施措置完了報告書（工事完了報告書）と併せて条例第 117 条第 6 項に基づく汚染拡散防止措置完了届出書の提出が必要となります。ただし、指針における完了要件を満たすことが確認できる書類を実施措置完了報告書（工事完了報告書）に盛り込んだ場合は、汚染拡散防止措置完了届出書の鑑のみを提出することも可能です。

実施措置完了報告書に不備・不足がある場合は、措置の完了が確認できず、再度措置を実施が必要となる場合があります。本手引をよくお読みいただき、措置を計画どおり適切に行ったことを示す写真等をもらさず記録し、本報告書により報告してください。

5 提出書類一覧（●：土壌汚染対策届出情報システムに登録する際の電子ファイル名）

○工事完了報告書を提出する場合

1 報告書及び添付書類	書類の種類
○工事完了報告書（様式第十）（表面） ●08010 工事完了報告書_様式第 10_表面	Excel
○工事完了報告書（様式第十）（裏面）※講じた措置に応じて様式を選択 ●08020 工事完了報告書_様式第 10_裏面_原位置封じ込め ●08030 工事完了報告書_様式第 10_裏面_遮水工封じ込め ●08040 工事完了報告書_様式第 10_裏面_地下水汚染の拡大の防止 ●08050 工事完了報告書_様式第 10_裏面_土壌汚染の除去(掘削除去) ●08060 工事完了報告書_様式第 10_裏面_土壌汚染の除去(原位置浄化) ●08070 工事完了報告書_様式第 10_裏面_遮断工封じ込め ●08080 工事完了報告書_様式第 10_裏面_不溶化	Excel
○別紙 要措置区域所在地一覧 ●08090 要措置区域所在地一覧	Excel
●08100 届出を提出する権限を有することを証する書類(委任状、事務処理規定等) ※必要に応じて添付 (p.136「2 届出の義務者」を参照してください。)	PDF
○土壌汚染対策完了報告シート ●08110 土壌汚染対策完了報告シート	Excel
○汚染状況を明らかにした図面 ●08120 汚染状況を明らかにした図面	PDF
○措置方法に関する事項 ●08280 施工のフロー図 ●08290 平面図・立面図・断面図 ●08300 掘削土量集計表	PDF PDF Excel
○汚染土壌の運搬フロー図 ●08310 汚染土壌の運搬フロー図	PDF
○管理票を整理した一覧表 ●08320 管理票を整理した一覧表 ●08330 搬入土一覧表	Excel Excel
○埋戻し土の品質管理に関する事項 ●08340 埋戻し土の品質管理に関する事項	Excel
○出来形、地下水モニタリング、周辺環境のモニタリングの結果 ●08350 出来形 ●08360 チェックボーリングの結果 ●08370 地下水モニタリング ●08380 大気モニタリング測定結果 ●08390 地下水モニタリング測定結果(環告第 5 号) ●08400 地下水汚染拡大防止区域における対象地境界モニタリング測定結果 ●08410 周辺環境モニタリングの実施内容	PDF Excel Excel Excel Excel Excel PDF

○措置の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面 ●08420 土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面	PDF
○計画工程と実施工程の比較表 ●08430 計画工程と実施工程の比較表(計画時と実施時で異なる場合)	PDF
○その他資料 ●08440 その他資料	PDF
2 別冊書類	書類の種類
○工事写真 ●08450 別冊_工事写真	PDF
○濃度計量証明書 ●08460 別冊_濃度計量証明書等	PDF
○その他資料 ●08470 別冊_その他資料	PDF

※ 措置範囲確定等のために調査を行った場合に必要となる添付書類	書類の種類
○表層調査に関する資料 ●08140 試料採取地点図 ●08150 土壌ガス調査 (1 種) ●08160 汚染状況調査 (1 種) ●08170 汚染状況調査 (2 種, 3 種) ●08180 調査結果図	PDF Excel Excel Excel PDF
○地下水調査に関する資料 ●08190 試料採取地点図_地下水調査 ●08200 汚染状況調査 (地下水) ●08210 地下水調査結果図 ●08220 調査対象地における地質状況等 ●08230 地下水汚染が到達する可能性のある距離の計算結果	PDF Excel PDF PDF PDF
○詳細調査に関する資料 ●08240 試料採取地点図_詳細調査 ●08250 詳細調査 (深度方向) ●08260 詳細調査 (地下水) ●08270 土壌調査結果図	PDF Excel Excel PDF

★ 新システムの Excel 様式は環境局 HP の土壌汚染対策法に基づく届出様式等（法第 7 条関係）からダウンロードしてください。

(<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/chemical/soil/law/houyoushiki3104>)



☆ 土壌汚染状況調査に係る提出書類や記入方法等については、法第 3 条の届出に準拠しているの
で様式の作成例は法第 3 条の該当ページを参照してください。

○実施措置完了報告書を提出する場合

1 報告書及び添付書類	書類の種類
○実施措置完了報告書（様式第十一）（表面） ●09010 実施措置完了報告書_様式第 11_表面	Excel
○実施措置完了報告書（様式第十一）（裏面）※講じた措置に応じて様式を選択 ●09020 実施措置完了報告書_様式第 11_裏面_地下水の水質の測定(地下水汚染が生じていない土地) ●09030 実施措置完了報告書_様式第 11_裏面_地下水の水質の測定(地下水汚染が生じている土地) ●09040 実施措置完了報告書_様式第 11_裏面_原位置封じ込め ●09050 実施措置完了報告書_様式第 11_裏面_遮水工封じ込め ●09060 実施措置完了報告書_様式第 11_裏面_土壌汚染の除去(掘削除去) ●09070 実施措置完了報告書_様式第 11_裏面_土壌汚染の除去(原位置浄化) ●09080 実施措置完了報告書_様式第 11_裏面_遮断工封じ込め ●09090 実施措置完了報告書_様式第 11_裏面_不溶化 ●09100 実施措置完了報告書_様式第 11_裏面_舗装 ●09110 実施措置完了報告書_様式第 11_裏面_立入禁止 ●09120 実施措置完了報告書_様式第 11_裏面_土壌入換え ●09130 実施措置完了報告書_様式第 11_裏面_盛土 ●09140 実施措置完了報告書_様式第 11_裏面_二年間モニタリング結果の報告	Excel
○別紙 要措置区域所在地一覧 ●09150 要措置区域所在地一覧	Excel
●09160 届出を提出する権限を有することを証する書類(委任状、事務処理規定等) ※必要に応じて添付 (p. 136「2 届出の義務者」を参照してください。)	PDF
○土壌汚染対策完了報告シート ●09170 土壌汚染対策完了報告シート	Excel
○汚染状況を明らかにした図面 ●09180 汚染状況を明らかにした図面	PDF
○措置方法に関する事項 ●09340 施工のフロー図 ●09350 平面図・立面図・断面図 ●09360 掘削土量集計表 ●09370 汚染土壌の運搬フロー図	PDF PDF Excel PDF
○管理票を整理した一覧表 ●09380 管理票を整理した一覧表 ●09390 搬入土一覧表	Excel Excel
○埋戻し土の品質管理に関する事項 ●09400 埋戻し土の品質管理に関する事項	Excel

○出来形、地下水モニタリング、周辺環境のモニタリングの結果 ●09410 出来形 ●09420 チェックボーリングの結果 ●09430 地下水モニタリング ●09440 大気モニタリング測定結果 ●09450 地下水モニタリング測定結果(環告第5号) ●09460 地下水汚染拡大防止区域における対象地境界モニタリング測定結果 ●09470 周辺環境モニタリングの実施内容	PDF Excel Excel Excel Excel Excel PDF
○措置の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面 ●09480 土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面	PDF
○計画工程と実施工程の比較表 ●09490 計画工程と実施工程の比較表(計画時と実施時で異なる場合)	PDF
○その他資料 ●09500 その他資料	PDF
2 別冊書類	書類の種類
○工事写真 ●09510 別冊_工事写真	PDF
○濃度計量証明書 ●09520 別冊_濃度計量証明書等	PDF
○その他資料 ●09530 別冊_その他資料	PDF

※ 措置範囲確定等のために調査を行った場合に必要となる添付書類	書類の種類
○表層調査に関する資料 ●09200 試料採取地点図 ●09210 土壌ガス調査(1種) ●09220 汚染状況調査(1種) ●09230 汚染状況調査(2種, 3種) ●09240 調査結果図	PDF Excel Excel Excel PDF
○地下水調査に関する資料 ●09250 試料採取地点図_地下水調査 ●09260 汚染状況調査(地下水) ●09270 地下水調査結果図 ●09280 調査対象地における地質状況等 ●09290 地下水汚染が到達する可能性のある距離の計算結果	PDF Excel PDF PDF PDF
○詳細調査に関する資料 ●09300 試料採取地点図_詳細調査 ●09310 詳細調査(深度方向) ●09320 詳細調査(地下水) ●09330 土壌調査結果図	PDF Excel Excel PDF

記載例

様式第十（第四十二条の二第二項関係）

(表面)

工事完了報告書

届出日を記載

令和〇年〇月〇日

東京都知事 殿

東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

報告者 ○○株式会社

代表取締役 ○○ ○○

土壌汚染対策法第7条第9項の規定により、土壌汚染対策法施行規則第42条の2第2項各号に掲げる措置が完了したので、次のとおり報告します。

要措置区域の所在地	千代田区〇町〇丁目 1 (地番)	
	(指-〇〇号)	
	※詳細は別紙「要措置区域所在地一覧」のとおり	
実施措置の種類	土壌汚染の除去	実施した措置種類を記載
実施措置の着手時期	令和〇年〇月〇日	
規則第42条の2第2項各号に掲げる措置の実施が完了した時期	令和〇年〇月〇日	完了日は施工が終わった日ではなく、汚染土壌の処理の完了を確認した日等を含めること
要措置区域外から搬入された土壌を使用した場合	規則第40条第2項第3号に定める方法による調査の結果	要措置区域外から土壌を搬入した場合は記載 (〇〇県知事登録 濃度第〇〇)
	分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称	
軽微な変更を行った場合については、変更後の特定有害物質等の飛散等を防止するために講じた措置	実施措置の着手予定時期の変更 汚染土壌の掘削が想定より早く終了したため、計画では令和〇年〇月〇日としていたが、令和〇年〇月〇日に終了した。	

連絡先	所 属	氏 名	電話番号	電子メールアドレス
	〇〇株式会社△△課	〇〇〇〇	xx-xxxx-xxxx	xxxxx@xx. xx. jp

- ・ 報告者と同じ組織に属する担当者の連絡先を記載
- ・ 報告者と異なる組織に属する者で、報告書の内容が分かる者の連絡先は必要に応じて併記

法7条
完了報告

記載例

様式第十一（第四十二条の二第四項関係）

（表面）

実施措置完了報告書		届出日を記載 令和○年○月○日		
東京都知事 殿		東京都○○区○○町○丁目○番○号		
報告者		○○株式会社		
		代表取締役 ○○ ○○		
土壤汚染対策法第7条第9項の規定により、土壤汚染対策法施行規則第42条の2第4項に規定する実施措置に係る全ての措置の実施が完了したので、次のとおり報告します。				
要措置区域の所在地	千代田区○町○丁目1 (地番) (指-○○号)			
実施措置の種類	※詳細は別紙「要措置区域所在地一覧」 地下水の水質の測定 実施した措置種類を記載する。 掘削除去等の措置を実施した後の地下水の2年間モニタリングの結果報告の場合は、「2年間モニタリングの結果の報告」を選択			
実施措置の着手時期	令和○年○月○日	全ての措置の実施が完了した日は、 汚染土壌の処理完了を確認した日や地下水 測定結果の受領をした日等を含めること		
実施措置に係る全ての措置の実施が完了した時期	令和○年○月○日			
連絡先	所 属	氏 名	電話番号	電子メールアドレス
	○○株式会社△△課	○○○○	xx-xxxx-xxxx	xxxxx@xx.xx.jp

- ・ 報告者と同じ組織に属する担当者の連絡先を記載
- ・ 報告者と異なる組織に属する者で、報告書の内容が分かる者の連絡先は必要に応じて併記

【例：実施措置が土壌汚染の除去（掘削除去）における工事完了報告書の場合】

（裏面）	
実施措置の種類	（表面）で選択した実施措置を選択
別表第九の上欄に掲げる実施措置の種類の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める事項	
一 基準不適合土壌の掘削による除去	
イ 土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地において、目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌を掘削する範囲又は深さを変更した場合にあっては、変更後の範囲又は深さ	
	画外の地下埋設物等存在したため、掘削土量が〇㎡減となった。
ロ 土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地において、当該要措置区域外から搬入した土壌によって埋め戻した場合にあっては、当該埋め戻した土壌が目標土壌溶出量を超えない汚染状態かつ土壌含有量基準に適合する汚染状態にあることを確認した結果	
	目標土壌溶出量適合の土壌の掘削除去した方法として施工フロー、掘削計画、山留計画、運搬計画、地下水処理計画、掘削土量処理計画、埋戻し計画、工程表を添付資料〇に示す。
ハ 土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地において、掘削された目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌を当該要措置区域内に設置した施設において浄化したもので埋め戻した場合にあっては、当該浄化の方法を変更した場合にあっては、変更後の方法	
	該当なし
ニ 土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地において、掘削された目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌を当該要措置区域内に設置した施設において浄化したもので埋め戻した場合にあっては、当該埋め戻した土壌が目標土壌溶出量を超えない汚染状態にある土壌となったことを確認した結果	
	該当なし
表示された文字がセルに収まらない場合は、セルの幅を広げること	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

地下水の水質の測定と土壌汚染の除去を選択した場合、別表第九の中欄に定める事項が表示される
 説明文は「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」の Appendix-24 を参考にすること
 上記措置以外を選択した場合、灰色のセルに別表第九の中欄に定める事項を入力し、青色のセルに説明文を入力

【例：実施措置が地下水の水質の測定（地下水汚染が生じていない土地）の実施措置完了報告書の場合】

(裏面)

実施措置の種類	地下水の水質の測定（地下水汚染が生じている土地）
別表第九の上欄に掲げる実施措置の種類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事項	
二 地下水汚染が生じている土地の地下水の水質の測定	
地下水が目標地下水濃度を超えるおそれがない汚染状態にあることを確認した結果	
観測井において、1年目は4回、2年目及び3年目は1回、4年目及び5年目は4回、地下水の水質を測定し、地下水汚染が生じていないと確認したので当該措置を完了した。観測井における地下水濃度の測定結果及びその記録を添付資料〇に示す。	
地下水の水質の測定と土壌汚染の除去を選択した場合、別表第九の中欄に定める事項が表示される 説明文は「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」の Appendix-24 を参考にすること 上記措置以外を選択した場合、灰色のセルに別表第九の中欄に定める事項を入力し、青色のセルに説明文を入力	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

土壌汚染対策完了報告シート

（法7条第9項、土壌地下水汚染対策完了届出書、汚染拡散防止措置完了届出書（条例は要対策区域に限る）届出用）

※「計画内容」と「実施内容」を記入し、変更箇所（「変更有無」が“有”の項目）について、「変更理由」に理由を記入してください。

本報告範囲の区画数と対策面積を記載

（実施措置完了報告書の場合）
本報告により区域指定解除を希望する区画数と面積を記載

計画内容		実施内容		有無	変更理由
対策範囲（対策面積）	区画数	2	区画数	2	有 余掘りを行ったため、対策範囲が増加した。
	対策面積	200.00 m ²	対策面積	210.00 m ²	
区域指定の解除を希望する区画	区画数	1	区画数	1	
	面積	100.00 m ²	面積	100.00 m ²	
要措置区域の指定を解除し、形質変更時要届出区域への指定を希望する区画	区画数	1	区画数	1	
	面積	100.00 m ²	面積	100.00 m ²	
対策範囲（掘削土量）	掘削土量	210.00 m ³	掘削土量	234.47 m ³	有 計画より余掘りを多く行ったため、掘削土量が増加した。
措置方法	掘削除去		掘削除去		
	備考				
土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌が帯水層に接する場合の特定有害物質の飛散等を防止するために講じた措置		含有量基準超過のため非該当		含有量基準超過のため非該当	無
		地下水の水質の測定等の汚染土壌に触れない措置を行うため非該当		地下水の水質の測定等の汚染土壌に触れない措置を行うため非該当	
		掘削深度は、地下水位より上方（1m以上）である。		掘削深度は、地下水位より上方（1m以上）であった。	
	●	掘削深度は、地下水位より上方であるが、その差が1m未満であるため、地下水が確認された場合は以下（①～⑦から選択）の対策を講じる。	●	掘削深度は、地下水位より上方であるが、その差が1m未満であるため、地下水が確認された場合は以下（①～⑦から選択）の対策を講じた。	
		帯水層に触れるため、以下（①～⑤から選択）の対策を講じる。		帯水層に触れるため、以下（①～⑤から選択）の対策を講じた。	
	① ●	観測井戸を設置し、釜場排水により地下水位の管理及び地下水の水質の監視を行う。	① ●	観測井戸を設置し、釜場排水により地下水位の管理及び地下水の水質の監視を行った。	
	②	観測井戸を設置し、揚水井戸により地下水位の管理及び地下水の水質の監視を行う。	②	観測井戸を設置し、揚水井戸により地下水位の管理及び地下水の水質の監視を行った。	
	③	準不透水層の深さまで遮水壁（鋼矢板、ケーシング等）を設置する。	③	準不透水層の深さまで遮水壁（鋼矢板、ケーシング等）を設置した。	
	④	第二帯水層以深を掘削するため、第一帯水層直下の準不透水層まで遮水壁を設置し、かつ下位帯水層への汚染拡散防止措置を講じ、施工終了時に準不透水層の回復を行う。	④	第二帯水層以深を掘削するため、第一帯水層直下の準不透水層まで遮水壁を設置し、かつ下位帯水層への汚染拡散防止措置を講じ、施工終了時に準不透水層の回復を行った。	
	⑤	その他（備考欄に詳細を記入すること）	⑤	その他（備考欄に詳細を記入すること）	
		観測井戸を設置し、釜場排水により地下水位の管理及び地下水の水質の監視を行う。		観測井戸を設置し、釜場排水により地下水位の管理及び地下水の水質の監視を行った。	
		観測井戸を設置し、揚水井戸により地下水位の管理及び地下水の水質の監視を行う。		観測井戸を設置し、揚水井戸により地下水位の管理及び地下水の水質の監視を行った。	
		その他（備考欄に詳細を記入すること）		その他（備考欄に詳細を記入すること）	
備考		備考			
埋戻し土壌の品質管理		同一契機での土壌調査(当該区域において指定を受けるに至った土壌汚染状況調査)において基準適合が確認された土壌により埋め戻す。		同一契機での土壌調査(当該区域において指定を受けるに至った土壌汚染状況調査)において基準適合が確認された土壌により埋め戻す。	有 計画では埋戻しを計画していたが、今後の工事の関係で、埋戻しはしないこととした。
		飛び地間移動した土壌により埋め戻す。		飛び地間移動した土壌により埋め戻す。	
	●	平成31年環境省告示第6号に基づく分析で基準適合を確認した土壌により埋め戻す。		平成31年環境省告示第6号に基づく分析で基準適合を確認した土壌により埋め戻した。	
		同一契機の地歴調査により汚染のおそれ無いたことが確認された場内土により埋め戻す。（法に基づく要措置区域では選択不可）		同一契機の地歴調査により汚染のおそれ無いたことが確認された場内土により埋め戻す。（法に基づく要措置区域では選択不可）	
		該当なし（掘削を行わない場合、埋戻しをしない場合）	●	該当なし（掘削を行わなかった場合、埋戻しをなかった場合）	
		その他（備考欄に詳細を記入すること）		その他（備考欄に詳細を記入すること）	
	備考		備考		

法7条第1項の届出を参考に記載。
変更した場合、変更の有無を「有」とした上で、変更理由を記載。

※区域指定の解除を希望する区画及び要措置区域を解除し、形質変更時要届出区域に指定を希望する区画の面積は、余掘りを含めた面積ではなく、区域指定された面積で記載すること。
例）100 m²の指定区域を余掘りも含めて105 m²掘削した場合→100 m²と記載

完了確認	汚染状態の変更	汚染状態の変更	無				
	舗装厚等の検尺写真及び断面図（含有量基準超過が表層に残置される場合）	舗装厚等の検尺写真及び断面図（含有量基準超過が表層に残置される場合）					
	● 交付者による管理票の確認	● 交付者による管理票の確認					
	写真	写真					
	● 検尺による出来形確認	● 検尺による出来形確認					
	● 地下水のモニタリング	● 地下水のモニタリング					
	土壌分析（原位置浄化時のチェックボーリング）	土壌分析（原位置浄化時のチェックボーリング）					
	その他（備考欄に詳細を記入すること）	その他（備考欄に詳細を記入すること）					
	備考	備考					
汚染土搬出先 ※飛び地間移動は法7条の届出の場合に選択できます。	● 汚染土処理施設（移動先：○○株式会社）	● 汚染土処理施設（移動先：○○株式会社）					
	飛び地間移動（移動先：）	飛び地間移動（移動先：）					
	その他（備考欄に詳細を記入すること）	その他（備考欄に詳細を記入すること）					
	備考	備考					
実施措置の着手時期	令和2年4月10日	令和2年4月4日	有	準備が早く済んだため着手を早めた。			
【工事完了報告書の場合】 規則第42条の2第2項各号に掲げる措置の実施が完了した時期	令和6年2月29日	令和4年12月27日	有	想定より早く工事が完了したため。			
【実施措置完了報告書の場合】実施措置に係る全ての措置の実施が完了した時期			無				
環境保全対策	● お知らせ看板	● お知らせ看板	無	法7条第1項の届出を参考に記載。 変更した場合、変更の有無を「有」とした上で、変更理由を記載。			
	● 仮囲いの設置	● 仮囲いの設置					
	散水	散水					
	● シート養生	● シート養生					
	● 敷鉄板	● 敷鉄板					
	コンテナ(内袋付)やフレコンバック(内袋付)を使用した汚染土運搬	コンテナ(内袋付)やフレコンバック(内袋付)を使用した汚染土運搬					
	防塵用フェンス・ネットの設置	防塵用フェンス・ネットの設置					
	負圧テントの設置、排ガス処理	負圧テントの設置、排ガス処理					
	● 粉塵又は有害物質濃度等の周辺環境の監視（大気モニタリング）	● 粉塵又は有害物質濃度等の周辺環境の監視（大気モニタリング）					
	● 搬出車両の洗浄	● 搬出車両の洗浄					
	排水処理施設の設置、排水分析	排水処理施設の設置、排水分析					
	運搬時の被覆（シート被覆等）	運搬時の被覆（シート被覆等）					
	運搬時の積載状況の随時確認	運搬時の積載状況の随時確認					
	● 低騒音、低振動の機械の使用	● 低騒音、低振動の機械の使用					
	● 作業員の衛生管理（靴の洗浄等）	● 作業員の衛生管理（靴の洗浄等）					
	その他（備考欄に詳細を記入すること）	その他（備考欄に詳細を記入すること）					
	備考	備考					
	備考						

本ページに続いて「条例における地下水汚染拡大防止区域に対する対策の報告」も必要事項を記載する。

※記載方法については、「形質変更時要届出区域における措置完了報告書（工事完了報告書の作成（p.147））を参照のこと。

1 1. 形質変更時要届出区域における 措置完了報告書 (工事完了報告書) の作成

はじめに

ここに記載する内容は、土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」といいます。）の規定により形質変更時要届出区域に指定されている土地における、汚染の除去等の措置の完了（又は汚染の除去等の措置に伴う工事の完了）に係る報告に適用します。本報告書は、措置が完了又は工事が終了したのち、速やかに提出してください。

1 報告の対象

（1）措置完了報告書

次のいずれかに該当する場合に提出してください。

- ① 形質変更時要届出区域に指定されている土地において、土壤の特定有害物質による汚染状態を土壤溶出量基準若しくは土壤含有量基準、又はその両方に適合させるために講じられた土壤汚染の除去措置が完了^{※1}した場合
- ② 汚染の除去等の措置の実施に伴う法第 14 条申請により形質変更時要届出区域に指定されている土地において、区域指定解除のための調査により、土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していることが確認された場合
- ③ 措置として、舗装・盛土・立ち入り禁止等を実施し完了した場合

※1 土壤溶出量基準に不適合である土地にあつては、法に規定される要件に則して、汚染の除去等の措置に伴う工事が完了し、かつ、地下水汚染が生じていない状態にあることを確認できたことをもって、措置が完了となります。そのため、法に規定される要件に即したことが確認できるよう、掘削工事の測量、工事写真撮影等は十分に行ってください。

（2）工事完了報告書

1（1）に記載された汚染の除去等の措置に伴う工事が完了し、今後 2 年間、地下水汚染が生じていない状態にあることを確認する必要がある場合に提出してください。

なお、1（1）に該当しない土壤溶出量基準に不適合である土地においても、法第 12 条に基づいて届け出た土地の形質の変更に伴う工事が完了したときは、提出をお願いします。

注 1） 1 通の措置完了報告書で措置完了と工事完了の内容を兼ねる場合は、措置完了報告書の鑑の「備考」欄に、工事完了に該当する単位区画の名称を記載してください。

注 2） 盛土や封じ込め等の措置により、措置の完了後も汚染土壤が残置される場合は、措置完了報告書の鑑の「措置完了の確認調査結果」欄に、その旨を記載してください。

注 3） 形質変更時要届出区域の指定の解除は、解除する旨の告示によって効力を生じます。そのため、措置完了報告書が受理された以降であっても、告示が行われるまでは形質変更時要届出区域と同様の法規制が適用され、措置の完了を報告した土地で形質の変更及び土壤の搬出を行う場合は、それぞれ法第 12 条及び法第 16 条に基づく届出が必要になりますので、御注意ください。

注4) 措置が完了した土地※²における、基準不適合土壤が存在しない範囲のみの形質の変更に対する工事完了報告書の提出は不要です。

※2 措置が完了した土地の例：

- ・盛土や土壌入換えの措置を行い、基準不適合土壤と基準適合土壤とが碎石等により明確に区別できる状態で管理されている土地
- ・土壤汚染の除去を実施し、区域の指定解除手続中の土地

2 届出者

届出者は、「汚染の除去等の措置を行った者」であり、措置の内容を決定する者です。（法人では、代表取締役がこれに該当し、それ以外の者が届出者として届出をする場合には、その者が届出者となりうる権限を有することが確認できる書類（例：委任状、社内事務分掌等）を添付してください。）

請負工事の発注者と受注者の関係では、一般的には発注者がこれに該当します。

措置完了報告書に不備・不足がある場合は、区域指定を解除できなくなることもあります。本手引をよくお読みいただき、措置を計画どおり適切に行ったことを示す写真等をもらさず記録し、本報告書により報告してください。

3 環境確保条例適用案件で、条例の届出を法の届出で代用する場合について

環境確保条例適用案件の場合、措置完了報告書（工事完了報告書）をもって都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第117条第6項に基づく汚染拡散防止計画書の提出に代えることができます。

4 提出書類一覧（●：土壌汚染対策届出情報システムに登録する際の電子ファイル名）

1 報告書及び添付書類	書類の種類
○工事完了報告書（措置完了報告書） ○形質変更時要届出区域所在地一覧 ●16010 工事完了報告書 ●16030 措置完了 ※施工内容に応じて選択してください	Excel
●16050 届出を提出する権限を有することを証する書類(委任状、事務処理規定等) ※必要に応じて添付(p. 149「2 届出者」を参照してください。)	PDF
○相違点一覧（工事完了報告用又は措置完了報告用） ●16060 相違点一覧_工事 ●16070 相違点一覧_措置 ※施工内容に応じて選択してください	Excel
○汚染状況を明らかにした図面 ●16080 汚染状況を明らかにした図面	PDF
○措置方法に関する事項 ●16240 施工のフロー図	PDF
○施工方法を明らかにした平面図・断面図 ●16250 平面図・立面図・断面図 ●16260 掘削土量集計表 ●16270 汚染土壌の運搬フロー図	PDF Excel PDF
○管理票を整理した一覧表 ●16280 管理票を整理した一覧表 ●16290 搬入土一覧表	Excel Excel
○埋戻し土の品質管理に関する事項 ●16300 埋戻し土の品質管理に関する事項	Excel
○出来形、地下水モニタリング、周辺環境のモニタリングの結果 ●16310 出来形 ●16320 チェックボーリングの結果 ●16330 地下水モニタリング ●16340 大気モニタリング測定結果 ●16350 地下水モニタリング測定結果(環告第5号) ●16360 地下水汚染拡大防止区域における対象地境界モニタリング測定結果 ●16370 周辺環境モニタリングの実施内容	PDF Excel Excel Excel Excel Excel PDF
○土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面 ●16380 土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面	PDF
○計画工程と実施工程の比較表（工程表） ●16390 計画工程と実施工程の比較表(計画時と実施時で異なる場合)	PDF

○その他資料 ●16400 その他資料	PDF
2 別冊書類* 1	書類の種類
○工事写真 ●16410 別冊_工事写真	PDF
○濃度計量証明書 ●16420 別冊_濃度計量証明書等 ●16430 別冊_その他資料	PDF

* 1 別冊資料としての管理票の写しの添付は不要としております（添付書類としての一覧表は必要です。）。法第 20 条及び 21 条のとおり、管理票は適切に保管してください。立入検査を実施した時等に確認する場合があります。

※ 措置範囲確定等のために調査を行った場合に必要となる添付書類	書類の種類
○表層調査に関する資料 ●16100 試料採取地点図 ●16110 土壌ガス調査(1 種) ●16120 汚染状況調査(1 種) ●16130 汚染状況調査(2 種, 3 種) ●16140 調査結果図	PDF Excel Excel Excel PDF
○地下水調査に関する資料 ●16150 試料採取地点図_地下水調査 ●16160 汚染状況調査(地下水) ●16170 地下水調査結果図 ●16180 調査対象地における地質状況等 ●16190 地下水汚染が到達する可能性のある距離の計算結果	PDF Excel PDF PDF PDF
○詳細調査に関する資料 ●16200 試料採取地点図_詳細調査 ●16210 詳細調査(深度方向) ●16220 詳細調査(地下水) ●16230 土壌調査結果図	PDF Excel Excel PDF

★ 新システムの Excel 様式は環境局 HP の土壌汚染対策法に基づく届出様式等（東京都が別途定める届出様式等）からダウンロードしてください。

(<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/chemical/soil/law/houyoushiki3104>)



☆ 土壌汚染状況調査に係る提出書類や記入方法等については、法第 3 条の届出に準拠しているので様式の作成例は法第 3 条の該当ページを参照してください。

措置完了報告書

令和6年4月1日

東京都知事 殿

東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
報告者 〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

土壌汚染対策法の規定により措置を完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

形質変更時要届出区域の所在地 (指定番号)	千代田区△△町△丁目△番〇 外 1 筆 無地番 (地番) (指-〇〇〇号) ※詳細は別紙「形質変更時要届出区域所在地一覧」のとおり
措置の開始日及び完了日	開始日: 〇〇年〇〇月〇〇日 完了日: 〇〇年〇〇月〇〇日 完了日は、汚染土壌の処理完了を確認した日や地下水測定結果の受領をした日等を含めた措置完了日を記入
措置の概要	【措置】掘削除去 【土工】基準適合土壌埋戻し工 【措置】アスファルト舗装 (3cm以上) 区域指定の解除又は区域指定の種類の変更が必要となる区画の面積を記入。 その際、区域指定時の面積と合っているか確認すること。 (措置が完了した区画の面積: 460.00 m ²) (うち区域指定の解除を希望する区画: 300.00 m ²) (工事が完了した区画の面積: 100.00 m ²)
措置対象の汚染土壌の状況	土壌含有量基準不適合 鉛及びその化合物 土壌溶出量基準不適合 砒素及びその化合物、ほう素及びその化合物 第二溶出量基準不適合 該当なし
措置完了の確認調査結果	浄化措置 原位置浄化 ● 掘削除去 添付書類〇のとおり 浄化措置以外 ● 覆土・盛土・封じ込め等 添付書類〇のとおり 立入禁止 不溶化 指定区域のうち、措置が完了した区域又は措置を実施した区域の汚染状況についてのみ記載 表層に含有量不適合土壌を残置した場合は、必ず該当項目をチェック
措置期間中の周辺環境保全対策	別紙「(形質変更時要届出区域における)計画と実施の相違点一覧」のとおり
備考	工事完了に該当する区画名を記載すること

連絡先	所 属	氏 名	電話番号	電子メールアドレス
	〇〇株式会社△△課	〇〇 〇〇	99-9999-9999	

備考 この様式の大きさはA4とする。

- ・ 報告者と同じ組織に属する担当者の連絡先を記載
- ・ 報告者と異なる組織に属する者で、報告書の内容が分かる者の連絡先は必要に応じて併記

工事完了報告書

届出日を記入

令和5年4月1日

東京都知事 殿

- ・法人の場合：所在地、法人名及び代表名を記入
- ・個人の場合：住所及び氏名を記入

東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
 報告者 〇〇〇株式会社
 代表取締役 〇〇 〇〇

土壤汚染対策法の規定に基づく措置に伴う工事が完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

要措置区域等の所在地 (指定番号)		新宿区〇〇町〇丁目〇番〇番〇号 (地番) (指-〇〇) ※詳細は別紙「形質変更時要届出区域所在地一覧」のとおり	
措置に伴う工事の開始日及び完了日		開始日： 〇〇年〇〇月〇〇日	完了日： 〇〇年〇〇月〇〇日
措置の概要		【措置】掘削除去	
措置対象の汚染土壌の状況		土壌含有量基準不適合	鉛及びその化合物
		土壌溶出量基準不適合	該当なし
		第二溶出量基準不適合	該当なし
措置に伴う工事終了の確認調査結果	浄化措置	● 原位置浄化	添付書類〇のとおり
		掘削除去	
	浄化措置以外	覆土・盛土・封じ込め等	
		立入禁止	
		不溶化	
工事期間中の周辺環境保全対策		別紙「(形質変更時要届出区域における)計画と実施の相違点一覧」のとおり	
備考			

完了日は、汚染土壌の処理や地下水測定等を含めた工事完了日を記入
 工事完了報告の完了日は、地下水基準に適合した状態が2年間継続していることの確認期間は含まれない

指定区域のうち、工事が完了した区域の汚染状況をのみ記載

連絡先	所 属	氏 名	電話番号	電子メールアドレス
	〇〇株式会社△△課	〇〇 〇〇	99-9999-9999	

備考 この様式の大きさは、縦横A4とする。

- ・ 報告者と同じ組織に属する担当者の連絡先を記載
- ・ 報告者と異なる組織に属する者で、報告書の内容が分かる者の連絡先は必要に応じて併記

相違点一覧(措置完了報告用)

(形質変更時要届出区域における措置完了報告書、土壌地下水汚染対策完了届出書、
※「計画内容」と「実施内容」を記入し、変更箇所(「変更有無」が“有”の項目)について、「

区域指定の解除を希望する区画の面積は、余掘りを含めた面積ではなく、

区域指定された面積で記載

例) 100 m²の指定区域を余掘り含め 105 m²掘削した場合→100 m²と記載

	計画内容		実施内容		変更理由	
	区画数	10	区画数	10	有無	
対策範囲（対策面積）	対策面積	1,000.00 m ²	対策面積	1,040.00 m ²	有	余掘りのため。
区域指定の解除を希望する区画	区画数	5	区画数	5	無	
	解除面積	500.00 m ²	解除面積	500.00 m ²		
対策範囲（掘削土量）	掘削土量	1,050.00 m ³	掘削土量	1,100.00 m ³	有	○ブロックにおいて地中障害物が存在したため 1 m 余分に掘削を行ったことにより増加した。
対策方法	【措置】掘削除去		【措置】掘削除去		無	計画時（12条）と実施時の内容に相違がある場合は、必ず変更理由を記載
溶出量基準に適合しない土壌が帯水層に接する場合、汚染の拡大を防止するために必要な措置 ※条例のみの届出の場合には、埋立地管理区域は条例規則第55条第3項により定める土地に該当する場合と読み替えます。	含有量基準超過のため非該当		含有量基準超過のため非該当		無	
	掘削深度は、地下水位より上方（1m以上）である。		掘削深度は、地下水位より上方（1m以上）であった。			
	掘削深度は、地下水位より上方であるが、その差が1m未満であるため、地下水が確認された場合は以下（①～⑦から選択）の対策を講じる。		掘削深度は、地下水位より上方であるが、その差が1m未満であるため、地下水が確認された場合は以下（①～⑦から選択）の対策を講じた。			
	● 帯水層に触れるため、以下（①～⑦から選択）の対策を講じる。		● 帯水層に触れるため、以下（①～⑦から選択）の対策を講じた。			
	① 観測井戸を設置し、釜場排水により地下水位の管理及び地下水の水質の監視を行う。		① 観測井戸を設置し、釜場排水により地下水位の管理及び地下水の水質の監視を行った。			
	② 観測井戸を設置し、揚水井戸により地下水位の管理及び地下水の水質の監視を行う。		② 観測井戸を設置し、揚水井戸により地下水位の管理及び地下水の水質の監視を行った。			
	③ 観測井戸を設置し、地下水位の管理を行う。		③ 観測井戸を設置し、地下水位の管理を行った。			
	④ 観測井戸を設置し、地下水の水質の監視を行う。		④ 観測井戸を設置し、地下水の水質の監視を行った。			
	⑤ 準不透水層の深さまで遮水壁（鋼矢板、ケーシング等）を設置する。		⑤ 準不透水層の深さまで遮水壁（鋼矢板、ケーシング等）を設置した。			
	⑥ 第二帯水層以深を掘削するため、第一帯水層直下の準不透水層まで遮水壁を設置し、かつ下位帯水層への汚染拡散防止措置を講じ、施工終了時に準不透水層の回復を行う。		⑥ 第二帯水層以深を掘削するため、第一帯水層直下の準不透水層まで遮水壁を設置し、かつ下位帯水層への汚染拡散防止措置を講じ、施工終了時に準不透水層の回復を行った。			
	⑦ その他（備考欄に詳細を記入すること）		⑦ その他（備考欄に詳細を記入すること）			
	観測井戸設置のため、Appendix-7に従い施工を行う。		観測井戸設置のため、Appendix-7に従い施工を行った。			
	解除手続き中、または掘削除去後の2年間地下水モニタリング中		解除手続き中、または掘削除去後の2年間地下水モニタリング中			
	備考		備考			

計画時 (12条) と実施時の内容に相違がある場合は、必ず変更理由を記載

埋戻し土壌の品質管理 ※区域間移動及び飛び地 間移動は法律の届出の場 合のみ選択できます。	掘削土の仮置き・埋戻し	掘削土の仮置き・埋戻し	無	
	同一契機での土壌調査(当該区域において指定を受けるに至った土壌汚染状況調 査)において基準適合が確認された土壌により埋め戻す。	同一契機での土壌調査(当該区域において指定を受けるに至った土壌汚染状況調 査)において基準適合が確認された土壌により埋め戻した。		
	区域間移動した土壌により埋め戻す(埋立地特例区域、自然由来特例区 域)。	区域間移動した土壌により埋め戻した(埋立地特例区域、自然由来特例区 域)。		
	飛び地間移動した土壌により埋め戻す。	飛び地間移動した土壌により埋め戻した。		
	●平成31年環境省告示第6号に基づき分析で基準適合を確認した土壌により埋め 戻す。	●平成31年環境省告示第6号に基づき分析で基準適合を確認した土壌により埋め 戻した。		
	同一契機の地歴調査により汚染のおそれ無いことが確認された場内土により埋め 戻す。	同一契機の地歴調査により汚染のおそれ無いことが確認された場内土により埋め 戻した。		
	該当なし(掘削を行わない場合、埋戻しをしない場合、今後予定している新築等 別工事の際に埋戻しを行う場合)	該当なし(掘削を行わない場合、埋戻しをしない場合、今後予定している新築等 別工事の際に埋戻しを行う場合)		
	その他(備考欄に詳細を記入すること)	その他(備考欄に詳細を記入すること)		
	備考	備考		
	完了確認	●汚染状態の変更	●汚染状態の変更	無
	舗装厚等の検尺写真及び断面図(含有量基準超過が表層に残置される場合)	舗装厚等の検尺写真及び断面図(含有量基準超過が表層に残置される場合)		
	●交付者による管理票の確認	●交付者による管理票の確認		
	●写真	●写真		
	●検尺による出来形確認	●検尺による出来形確認		
	●地下水のモニタリング	●地下水のモニタリング		
	土壌分析(原位置浄化時のチェックボーリング)	土壌分析(原位置浄化時のチェックボーリング)		
	その他(備考欄に詳細を記入すること)	その他(備考欄に詳細を記入すること)		
	備考	備考		
汚染土搬出先	搬出先①	搬出先①	無	
	施設名称 □□□□処理施設	施設名称 □□□□処理施設		
	所在地 ○○県○○市○○町○○丁目○番	所在地 ○○県○○市○○町○○丁目○番		
工事工期	開始日 令和○○年○○月○○日	開始日 令和○○年○○月○○日	無	
	完了日 令和○○年○○月○○日	完了日 令和○○年○○月○○日		

完了日は、汚染土壌の処理完了を確認した日や
地下水測定結果の受領した日等を含めた措置完了日を記入

環境保全対策	● お知らせ看板		● お知らせ看板	無	
	● 仮囲いの設置		● 仮囲いの設置		
	● 散水		● 散水		
	シート養生		シート養生		
	● 敷鉄板		● 敷鉄板		
	コンテナ(内袋付)やフレコンバッグ(内袋付)を使用した汚染土壌運搬		コンテナ(内袋付)やフレコンバッグ(内袋付)を使用した汚染土壌運搬		
	防塵用フェンス・ネットの設置		防塵用フェンス・ネットの設置		
	負圧デントの設置、排ガス処理		負圧デントの設置、排ガス処理		
	粉塵又は有害物質濃度等の周辺環境の監視（大気モニタリング）		粉塵又は有害物質濃度等の周辺環境の監視（大気モニタリング）		
	● 搬出車両の洗浄		● 搬出車両の洗浄		
	● 排水処理施設の設置、排水分析		● 排水処理施設の設置、排水分析		
	運搬時の被覆（シート被覆等）		運搬時の被覆（シート被覆等）		
	運搬時の積載状況の随時確認		運搬時の積載状況の随時確認		
	低騒音、低振動の機械の使用		低騒音、低振動の機械の使用		
	作業員の衛生管理（靴の洗浄等）		作業員の衛生管理（靴の洗浄等）		
	その他（備考欄に詳細を記入すること）		その他（備考欄に詳細を記入すること）		
	備考		備考		
備考				無	

本報告が法・条例重複案件である場合は「有」を選択

条例における地下水汚染拡大防止区域に対する対策の報告			
都条例に関わる届出の有無	有 (条例第117条第6項代用)	※「有」の場合、以下の項目についても記載をお願いします。	
東京都土壌汚染対策指針に定める地下水汚染拡大防止区域の該当の有無	有	※対象地または対象地境界において第二溶出量基準超過または第二地下水基準超過があり、かつ、都条例規則第55条第3項に定める土地に該当しない場合は「有」を選択してください。	
代表地点における地下水調査における地下水基準超過の有無	基準超過	※「第二地下水基準超過」の場合で措置として地下水の水質の継続監視のみを選択した場合、期間の定めがありません。	
地下水汚染拡大防止区域における地下水基準超過の有無	基準超過		
対象地境界における地下水調査での地下水基準超過の有無	基準適合	※「第二地下水基準超過」の場合、地下水の継続監視（単独での措置）は選択できません。	
条例における地下水汚染拡大防止区域に対する措置	● 土壌汚染の除去（汚染土壌の掘削による除去）	● 土壌汚染の除去（汚染土壌の掘削による除去）	無
	土壌汚染の除去（原位置での浄化による除去）	土壌汚染の除去（原位置での浄化による除去）	
	一定濃度を超える土壌汚染の除去（第二溶出量を超える汚染土壌の掘削による除去）	一定濃度を超える土壌汚染の除去（第二溶出量を超える汚染土壌の掘削による除去）	
	一定濃度を超える土壌汚染の除去（第二溶出量を超える汚染土壌の原位置での浄化による除去）	一定濃度を超える土壌汚染の除去（第二溶出量を超える汚染土壌の原位置での浄化による除去）	
	一定濃度を超える土壌汚染の除去（第二地下水基準を超える地下水の浄化）	一定濃度を超える土壌汚染の除去（第二地下水基準を超える地下水の浄化）	
	封じ込め（原位置封じ込め）	封じ込め（原位置封じ込め）	
	封じ込め（遮水工封じ込め）	封じ込め（遮水工封じ込め）	
	封じ込め（遮断工封じ込め）	封じ込め（遮断工封じ込め）	
	不溶化（原位置不溶化）	不溶化（原位置不溶化）	
	不溶化（不溶化埋戻し）	不溶化（不溶化埋戻し）	
	地下水汚染の拡大の防止（揚水施設による地下水汚染の拡大の防止）	地下水汚染の拡大の防止（揚水施設による地下水汚染の拡大の防止）	
	地下水汚染の拡大の防止（透過性地下水浄化壁による地下水汚染の拡大の防止）	地下水汚染の拡大の防止（透過性地下水浄化壁による地下水汚染の拡大の防止）	
	地下水の水質の継続監視（単独での措置）	地下水の水質の継続監視（単独での措置）	
	測定頻度	測定頻度	
	● 地下水の水質の継続監視（他の措置と同時実施）	● 地下水の水質の継続監視（他の措置と同時実施）	
	測定頻度 終期を定めず、年4回以上	測定頻度 終期を定めず、年4回以上	
	土壌入換え（区域外土壌入換え）	土壌入換え（区域外土壌入換え）	
	土壌入換え（区域内土壌入換え）	土壌入換え（区域内土壌入換え）	
	その他（備考に記載する）	その他（備考に記載する）	
	備考	備考	

条例における地下水汚染拡大防止区域に対する措置を行った場合は、当該措置の内容や完了要件の確認方法等を選択

措置が適切に実施されたことの確認	● 検尺等による出来高確認	● 検尺等による出来高確認	無
	土壌分析 (原位置浄化時のチェックボーリング)	土壌分析 (原位置浄化時のチェックボーリング)	
	● 交付者による管理票の確認	● 交付者による管理票の確認	
	● 地下水のモニタリング	● 地下水のモニタリング	
	構造物に囲まれた範囲に観測井を設け、地下水等の侵入がないことの確認	構造物に囲まれた範囲に観測井を設け、地下水等の侵入がないことの確認	
	その他 (備考に記載する)	その他 (備考に記載する)	
措置の完了の要件を満たすことの確認	備考	備考	無
	● ①地下水測定 (1年に4回以上定期的に地下水を採取し、第二地下水地帯基準以下である状態が2年間継続継続することの確認)	①地下水測定 (1年に4回以上定期的に地下水を採取し、第二地下水地帯基準以下である状態が2年間継続継続することの確認)	
	● ②地下水測定 (1回以上地下水を採取し、第二地下水地帯基準以下であることの確認)	②地下水測定 (1回以上地下水を採取し、第二地下水地帯基準以下であることの確認)	
	● ③地下水測定 (汚染土壌を全量除去し、汚染土壌がなくなることの確認として地下水モニタリングを実施)	③地下水測定 (汚染土壌を全量除去し、汚染土壌がなくなることの確認として地下水モニタリングを実施)	
	● 上記①～③を選択した場合、地下水測定の終期に、対象地境界において地下水を採取し、第二地下水地帯基準以下であることの確認	上記①～③を選択した場合、地下水測定の終期に、対象地境界において地下水を採取し、第二地下水地帯基準以下であることの確認	
	● ④措置として地下水の水質の継続監視を選択したため、引き続き地下水継続監視を行う。	④措置として地下水の水質の継続監視を選択したため、引き続き地下水継続監視を行う。	
	● その他 (備考に記載する)	その他 (備考に記載する)	
	備考	備考	
	備考	備考	
	備考	備考	
措置完了後に条例上の要管理区域に設定される区画の有無	無	無	無
	有	有	
措置完了後に条例上の区画設定がなくなる区画の有無	無	無	無
	有	有	
本報告後の地下水の継続監視の実施計画	5年間の地下水モニタリング	5年間の地下水モニタリング	無
	終期の設定のない、地下水モニタリング	終期の設定のない、地下水モニタリング	
	※単独の措置として地下水の継続監視を選択した場合	※単独の措置として地下水の継続監視を選択した場合	
	備考	備考	

「地下水の水質の継続監視 (単独での措置)」以外の措置を実施している場合、地下水測定の終期に対象地境界において第二地下水基準に適合していることを1回確認する必要があります

地下水汚染拡大防止区域に対する措置として、地下水の水質の継続監視 (単独での措置) を選択している場合は、引き続き実施するモニタリング内容を選択

記載例

埋戻し土品質管理

※「搬入土量」は、搬入土量≦分析頻度×検体数となるように記入してください。

※「分析頻度」「検体名」「試料採取地点」「分析項目」は、

基準適合または基準超過を確認した場合には値を記入し、それ以外の場合は「該当なし」を選択してください。

※件数が3件を超える場合は、上側の展開ボタンより追加列を表示してご記入ください。

項番	1	2	
搬入元（産地）	〇〇市〇〇町	××市××町	
搬入土量（m ³ ）	1,224.00	522.00	
分析頻度（m ³ /回）	900	900	
検体数（検体）	2	1	
検体名	試料A、試料B	試料C	
試料採取地点	現地のストックヤード 【試料採取日：令和〇年〇月〇日】	現地のストックヤード 【試料採取日：令和〇年〇月〇日】	試料採取日も併せて記載すること
分析項目	特定有害物質全26物質	特定有害物質全26物質	
総評	全項目基準適合を確認した。	全項目基準適合を確認した。	基準適合の場合、 埋戻し土壌の分析結果一覧は不要
備考			

（日本産業規格 A 列 4 番）

備考欄には採取頻度の根拠を記入

埋戻し土品質管理

※「搬入土量」は、搬入土量≦分析頻度×検体数となるように記入してください。

※「分析頻度」「検体名」「試料採取地点」「分析項目」は、基準適合または基準超過を確認した場合には値を記入し、それ以外の場合は「該当なし」を選択してください。

※件数が3件を超える場合は、上側の展開ボタンより追加列を表示してご記入ください。

項番	1	2	3
搬入元（産地）	〇〇市〇〇町（指-〇〇号）	××市××町（指-××号）	
搬入土量（m ³ ）	1,224.00	522.00	
分析頻度（m ³ /回）	900	900	
検体数（検体）		1	
検体名	試料A、試料B	試料C	
試料採取地点	現地のストックヤード 【試料採取日：令和〇年〇月〇日】	現地のストックヤード 【試料採取日：令和〇年〇月〇日】	試料採取日も併せて記載すること
分析項目	特定有害物質全26物質	特定有害物質全26物質	
総評	基準超過を確認した。	基準超過を確認した。	基準不適合土壌の搬入があった場合（飛び地間移動や区域間移動等）は、埋め戻し土壌の分析結果を一覧表にして本編に添付すること
備考			

（日本産業規格 A 列 4 番）

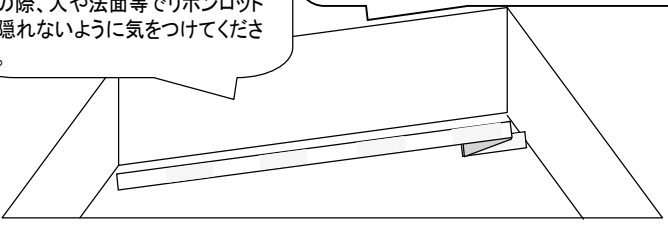
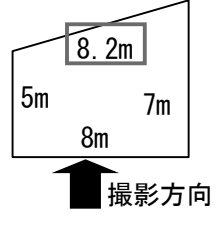
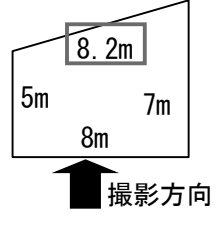
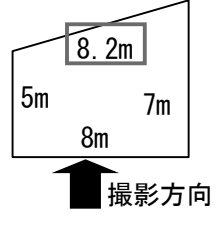
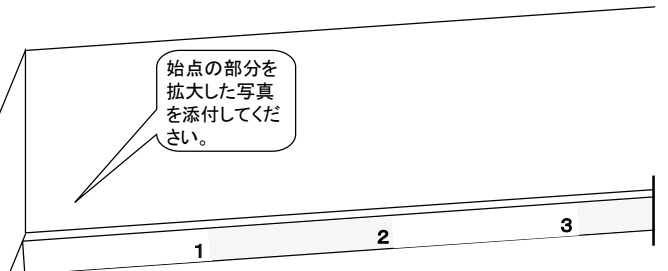
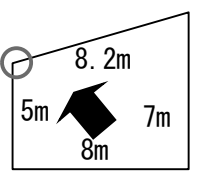
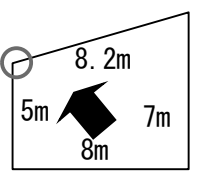
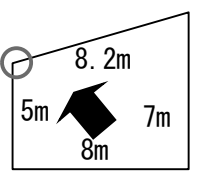
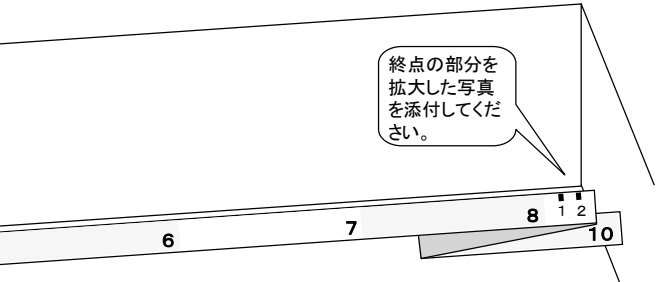
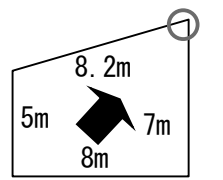
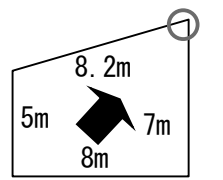
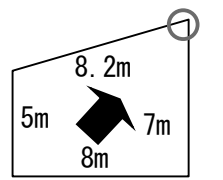
備考欄には採取頻度の根拠を記入

○工事写真掘削前の位置出し写真の作成に当たっての注意事項

汚染土壌の掘削除去が適正に実施されたことを証明できる次の①～③の写真を添付してください。撮影は単位区画ごとに行ってください。

- ① 位置出し（基準点写真、調査時座標設定、測量の様子の写真）
- ② 掘削前の掘削範囲（掘削前全景、範囲の線引き、設定測量）
- ③ 掘削後の出来形（掘削後全景、平面の各辺、各深さ）

出来形確認写真の作成例（水平方向）

全景写真だけで、規定通りに掘削されていることがわかるような写真を添付してください。 その際、人や法面等でリボンロッドが隠れないように気をつけてください。 撮影の際は、黒板を被写体とともに写し込ませる 黒板には、工事件名、工種、撮影年月日、測点、寸法等を鮮明に記入 	<table border="1"> <tr><td>工種</td><td>土壌汚染対策工</td></tr> <tr><td>種別</td><td>出来形確認</td></tr> <tr><td>区画</td><td>B2-5</td></tr> <tr><td>確認位置</td><td></td></tr> </table>	工種	土壌汚染対策工	種別	出来形確認	区画	B2-5	確認位置	
工種	土壌汚染対策工								
種別	出来形確認								
区画	B2-5								
確認位置									
始点の部分を拡大した写真を添付してください。 	<table border="1"> <tr><td>工種</td><td>土壌汚染対策工</td></tr> <tr><td>種別</td><td>出来形確認</td></tr> <tr><td>区画</td><td>B2-5</td></tr> <tr><td>確認位置</td><td></td></tr> </table>	工種	土壌汚染対策工	種別	出来形確認	区画	B2-5	確認位置	
工種	土壌汚染対策工								
種別	出来形確認								
区画	B2-5								
確認位置									
終点の部分を拡大した写真を添付してください。  単位区画ごとに、掘削範囲の全ての辺に対して全景写真、始点・終点の拡大写真の撮影を行う（単位区画の形状が正方形や長方形の場合も4辺の写真が必要）。	<table border="1"> <tr><td>工種</td><td>土壌汚染対策工</td></tr> <tr><td>種別</td><td>出来形確認</td></tr> <tr><td>区画</td><td>B2-5</td></tr> <tr><td>確認位置</td><td></td></tr> </table>	工種	土壌汚染対策工	種別	出来形確認	区画	B2-5	確認位置	
工種	土壌汚染対策工								
種別	出来形確認								
区画	B2-5								
確認位置									

- ※ 全景写真及び始点・終点の拡大写真を撮影してください。
- ※ 写真撮影の角度等にも注意し、写真上で計画どおりに掘削が行われたことを確認できるようにしてください。
- ※ 写真で掘削状況を十分に確認できない場合は、指定を解除できないことがあります。

出来形確認写真の作成例 (深度方向)

単位区画ごとに、掘削範囲の各角及び中心の掘削深度が分かる全景写真（全景写真で数値が読めない場合は、目盛の拡大写真も必要）の撮影を行う（単位区画の形状が正方形や長方形の場合も各角及び中心の深度の写真が必要）

工種	土壌汚染対策工
種別	出来形確認
区画	C3-2
確認位置	

工種	土壌汚染対策工
種別	出来形確認
区画	C3-2
確認位置	

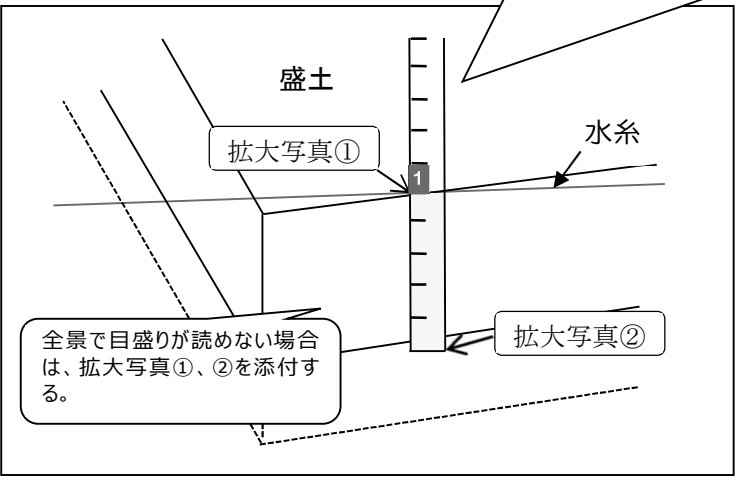
工種	土壌汚染対策工
種別	出来形確認
区画	C3-2
確認位置	

※ 中層部分のみ掘削する場合は、対策範囲の上面及び底面のどちらの写真も残すようにしてください。（例：表層：適合、GL-1m、-2m：不適合、GL-3m 以深：適合 で対策範囲が GL-1～-3m の場合 ⇒ ①汚染土壌上面の GL-1m の写真と②掘削完了後の GL-3m の写真を撮る。）

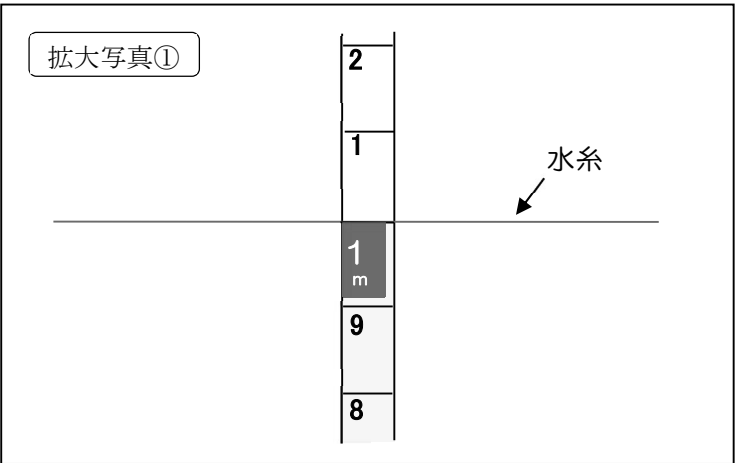
出来形確認写真の作成例

(盛土、コンクリート及びアスファルトの厚さ確認)

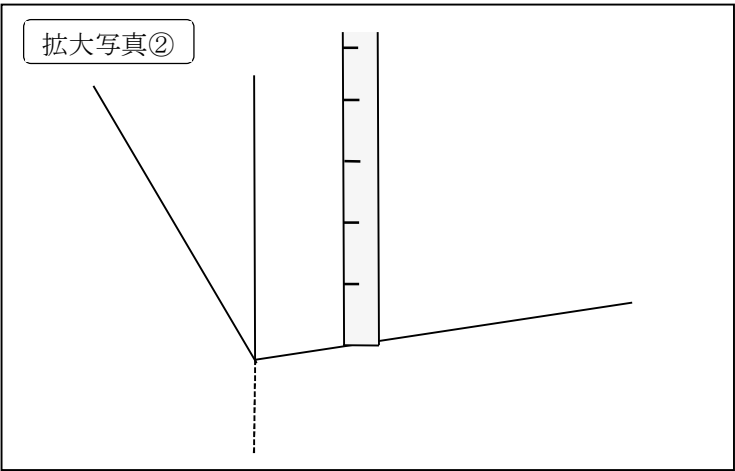
盛土、コンクリート及びアスファルトにおいて、ガイドラインで求められている層厚で必要な位置等に丁張を設定。原則単位区画ごとに規定の層厚等が確認できるようにする。



工種	土壌汚染対策工
種別	出来形確認
区画	C3-2
確認位置	



工種	土壌汚染対策工
種別	出来形確認
区画	C3-2
確認位置	



工種	土壌汚染対策工
種別	出来形確認
区画	C3-2
確認位置	

※ 上記の他にも、コアカッターによる厚さの確認方法等があります。
いずれの場合も、規定の層厚等が確認できる写真等の準備をお願いします。

記載例

個人事業主の場合は一覧表上では個人名を
記載せず「個人」と記入

管理票を整理した一覧表

※別紙「(形質変更時要届出区域)における汚染土壌の調査と実施の相違点一覧」の「完了確認」欄に
「管理票の確認」が選択されている場合に、この表を作成してください。
※記載行が足りない場合は20番の行をコピーして行を追加してください。

必要に応じて汚染土壌の
荷姿等を記入

連番	交付 年月日	処理完了 年月日	交付番号	自動車等 使用者の氏名等	汚染状態	土壌の 重量 (t)	備考
1	2020/4/1	2020/4/20	10001	(株) 土壌運搬	鉛 (含有)	7.20	
2	2020/4/1	2020/4/20	10002	(株) 土壌運搬	鉛 (含有)	2.00	
3	2020/4/1	2020/4/20	10003	(株) 土壌運搬	鉛 (含有)	2.00	
4	2020/4/1	2020/4/20	10004	(株) 土壌運搬	鉛 (含有)	2.00	
5	2020/4/1	2020/4/20	10005	(株) 土壌運搬	鉛 (含有)	2.00	
6	2020/4/1	2020/4/20	10006	(株) 土壌運搬	鉛 (含有)	2.00	
7	2020/4/1	2020/4/20	10007	(株) 土壌運搬	鉛 (含有)	2.00	
8	2020/4/1	2020/4/20	10008	(株) 土壌運搬	鉛 (含有)	2.00	
9	2020/4/1	2020/4/20	10009	(株) 土壌運搬	鉛 (含有)	2.00	
10	2020/4/1	2020/4/20	10010	(株) 土壌運搬	鉛 (含有)	2.00	
11	2020/4/1	2020/4/20	10011	(株) 土壌運搬	鉛 (含有)	2.00	
12	2020/4/1	2020/4/20	10012	(株) 土壌運搬	鉛 (含有)	2.00	
13	2020/4/1	2020/4/20	10013	(株) 土壌運搬	鉛 (含有)	2.00	
14	2020/4/1	2020/4/20	10014	(株) 土壌運搬	鉛 (含有)	2.00	
15	2020/4/1	2020/4/20	10015	(株) 土壌運搬	鉛 (含有)	2.00	
別冊資料としての管理票の写しの添付は不要 ただし、管理票を確認していることの証明として、本編に一覧表を添付すること						2.00	
						2.00	
18	2020/4/1	2020/4/20	10018	(株) 土壌運搬	鉛 (含有)	2.00	
19	2020/4/1	2020/4/20	10019	(株) 土壌運搬	鉛 (含有)	4.60	
20	2020/4/2	2020/4/21	10020	(株) 土壌運搬	鉛 (含有)	6.00	
この行より上に行を追加してください。							
合計 (t)						51.80	

単位体積重量	1.69 t/m ³
理由	土質が〇〇〇だったため、単位体積重量が軽くなった。

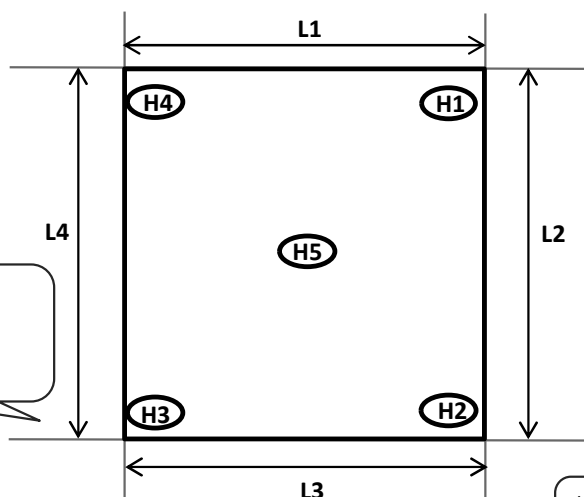
(日本産業規格A列4番)

- ・土の単位体積重量を計算して記入
- ・土の単位体積重量平均 1.8 t/m³より、今回の値が離れている場合は理由を記載

作成例

(平面図)

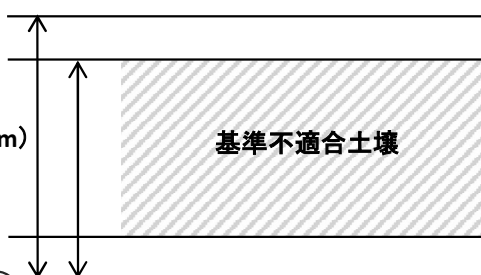
平面図には平面寸法を
充てる位置及び深度を
確認する位置を明記



断面図には丁張や対策深度
等、必要な情報を記載

(断面図)

【⑧】実測値平均 (H=2.520m)



基準不適合土壌

▼【④】丁張高 (TP+25.500m)

▼【①】対策基準面 (TP+25.000m)

調査時点での基準面との高さ
の整合を確認

▼【③】対策底面 (TP+23.000m)

▼【⑨】掘削深度 (TP+22.980m)

施工にあたり改めて測量
をした場合は、測量写真を添付

【⑭】掘削深度 (H=2.020m)

丁張を設けた際の測量写真は必ず添付

掘削高出来形管理表

必ず平均値を算出

対策基準面 ①TP (m)	対策深度 ②(m)	対策底面 TP (m) ③=①-②	丁張高 ④TP (m)	計画深度 (m) ⑤=④-③	測点	掘削高 (m)				掘削深度 TP (m) ⑨=④-⑧
25.000	2.000	23.000	25.500	2.500	H1	⑥設計値 2.500	⑦実測値 2.515	⑧実測値 平均 2.520	規格値 設計値以上	22.980
					H2	2.500	2.520		設計値以上	
					H3	2.500	2.530		設計値以上	
					H4	2.500	2.520		設計値以上	
					H5	2.500	2.515		設計値以上	

掘削幅出来形管理表

土量計算

測線	掘削幅 (m)				掘削面積 ⑬ (㎡)	土量計算				
	⑩設計値	⑪実測値	⑫差 (⑪-⑩)	規格値		掘削面積 ⑬ (㎡)	掘削深度 (m) ⑭=①-⑨	余掘り ⑮ (㎡)	地中障害物 ⑯ (㎡)	土量 (㎡) ⑰=⑬×⑭ +⑮-⑯
L1	10.000	10.000	0.000	設計値以上	100.000	100.000	2.020	3.000	5.500	199.500
L2	10.000	11.000	1.000	設計値以上						
L3	10.000	12.000	2.000	設計値以上						
L4	10.000	13.000	3.000	設計値以上						

※余掘り、地中障害物は別途計算書参照

掘削除去を行う際の留意事項

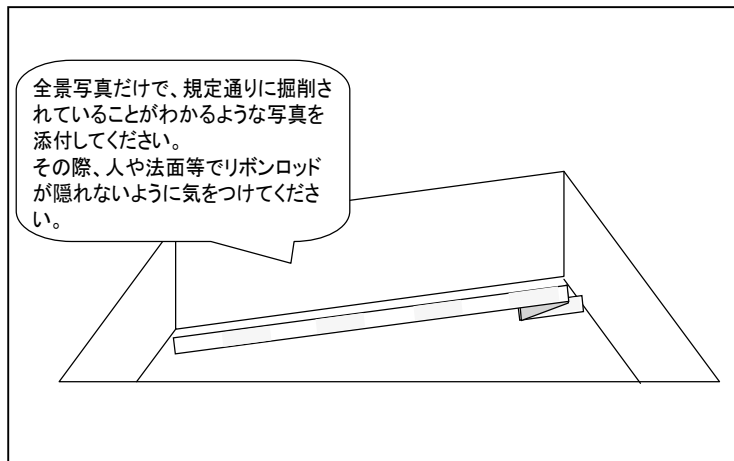
土壌汚染対策法や環境確保条例に基づいて掘削除去の措置を行う際は、「土地の形質の変更届出書」や「汚染拡散防止計画書」等に則り、対策範囲の土壌を確実に除去するとともに、次の点に十分留意して、適切に出来形を管理してください。

特に、要措置区域等の指定の解除を希望される場合には、「措置完了報告書」等に添付された測量記録及び現場写真等により、詳細調査等により確認された掘削場所の土壌が確実に除去されたことが確認できないと、指定を解除することができませんので御注意ください。

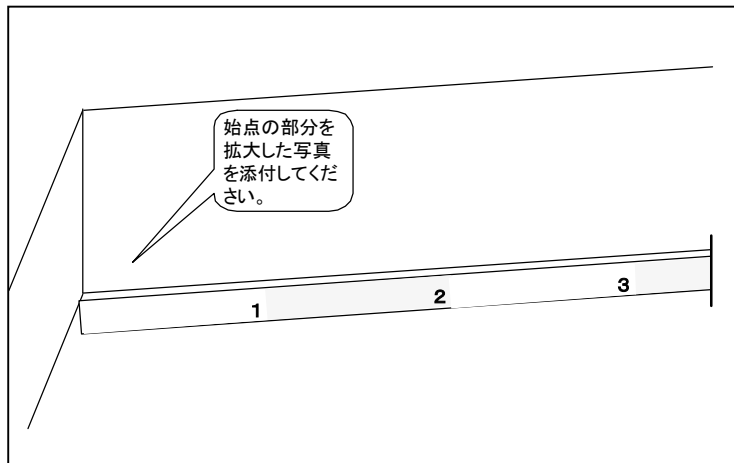
- 対策範囲の土壌を、実測値が計画値を下回ることのないよう、確実に掘削除去すること。
- 掘削の完了後（基準適合土等による埋戻し前）、測量記録及び現場写真等により、対策範囲の出来形管理を行うこと。なお、中層部分のみ掘削除去する場合は、対策範囲の上面（掘削前）についても出来形管理を行うこと。なお、中層部分のみ掘削除去する場合は、対策範囲の上面（掘削前）についても出来形管理を行うこと。
- 汚染土壌の掘削除去が、適正に実施されたことを証明できる次の①～③の写真を添付すること。必要に応じて測量記録（原則、測量士による確認のあるもの）を提出すること。
 - ① 位置出し（基準点写真、調査時座標設定、測量の様子の写真）
 - ② 掘削前の掘削範囲（掘削前全景、範囲の線引き）
 - ③ 掘削後の出来形（掘削後全景、平面の各辺、各深さ）
- 測量記録を採寸毎に実施するとともに、現場写真の撮影の際には、メジャー等の目盛表示を確認できるよう、測量の全景写真だけでなく、メジャー等の始点及び終点の拡大写真も撮影すること。
- 写真撮影の角度等に留意し、写真上で計画どおりに掘削が行われたことを確認できるようにすること。
- I C T技術を用いた出来形管理等を実施する場合は、法 7 条または法 12 条届出の際に事前にご相談ください。

出来形確認写真の作成例

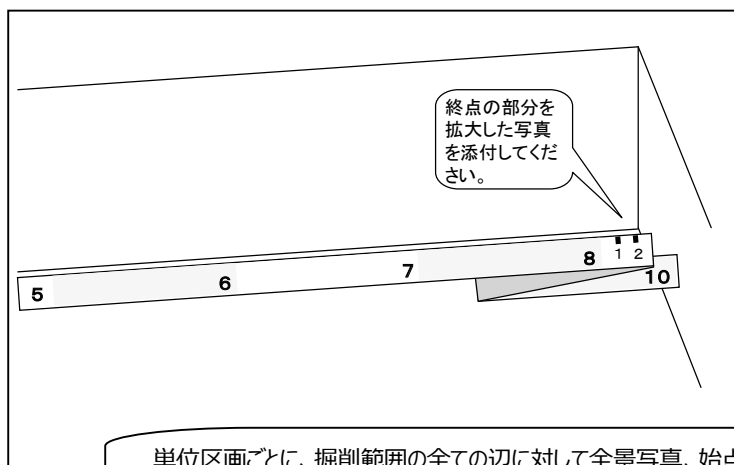
(水平方向)



工種	土壌汚染対策工
種別	出来形確認
区画	B2-5
確認位置	



工種	土壌汚染対策工
種別	出来形確認
区画	B2-5
確認位置	



工種	土壌汚染対策工
種別	出来形確認
区画	B2-5
確認位置	

単位区画ごとに、掘削範囲の全ての辺に対して全景写真、始点・終点の拡大写真の撮影を行う（単位区画の形状が正方形や長方形の場合も4辺の写真が必要）

- ※ 全景写真及び始点・終点の拡大写真を撮影してください。
- ※ 写真撮影の角度等にも注意し、写真上で計画どおりに掘削が行われたことを確認できるようにしてください。
- ※ 必要に応じ、確認位置図を作成し、撮影方向等がわかるようにしてください。

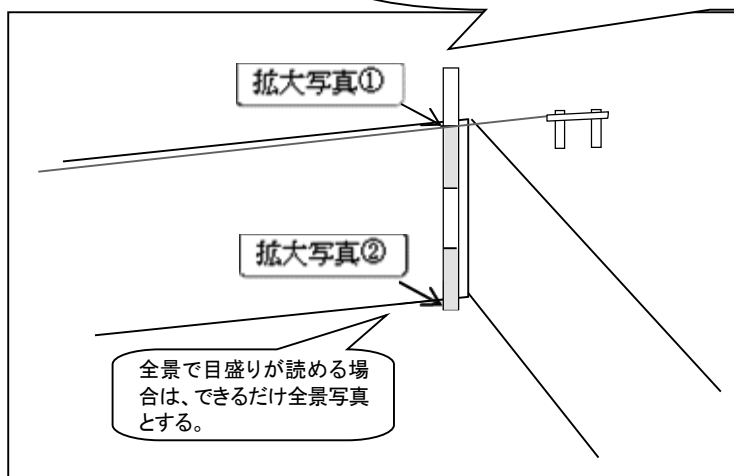
出来形確認写真の作成例

(深度方向)

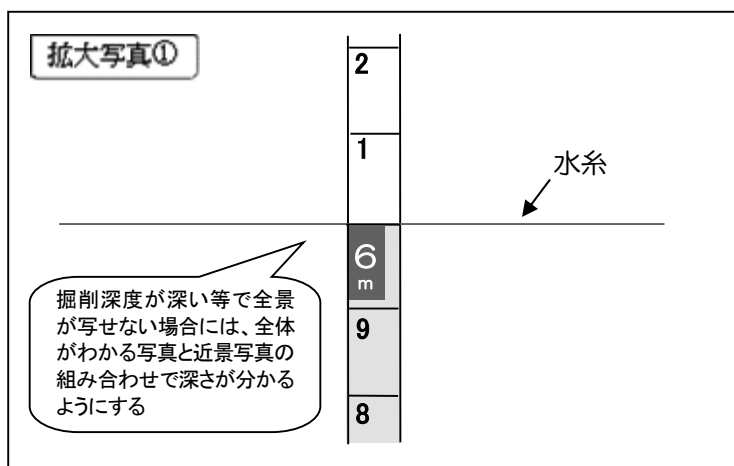
単位区画ごとに、掘削範囲の各角及び中心に対して掘削深度が分かる全景写真

(全景写真で数値が読めない場合は、目盛の拡大写真も必要) の撮影を行う

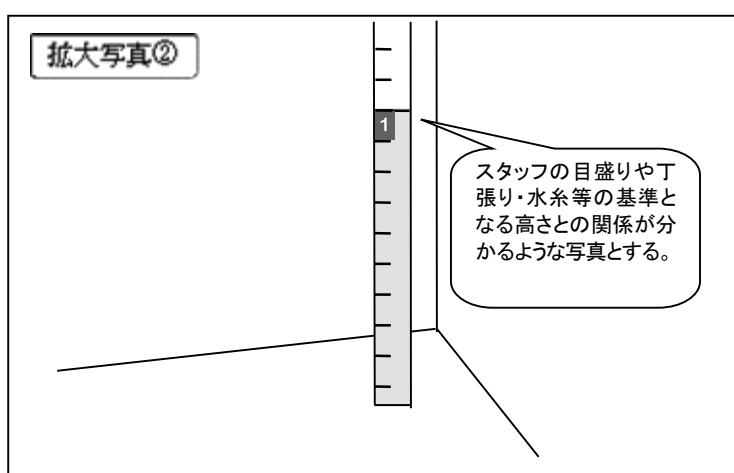
(単位区画の形状が正方形や長方形の場合も各角及び中心の深度の写真が必要)



工種	土壌汚染対策工
種別	出来形確認
区画	C3-2
確認位置	



工種	土壌汚染対策工
種別	出来形確認
区画	C3-2
確認位置	



工種	土壌汚染対策工
種別	出来形確認
区画	C3-2
確認位置	

※ 中層部分のみ掘削する場合は、対策範囲の上面及び底面のどちらの写真も残すようにしてください。(例：表層：適合、GL-1m、-2m：不適合、GL-3m 以深：適合 で対策範囲が GL-1～-3m の場合 ⇒ ①汚染土壌上面の GL-1m の写真と②掘削完了後の GL-3m の写真を撮る。)

※ 必要に応じ、確認位置図を作成し、撮影方向等が分かるようにしてください。

Ⅱ 環境確保条例に基づく届出書等の 作成の手引

(土壌・地下水汚染対策関連)

Ⅱ 環境確保条例に基づく届出書等の作成の手引（土壌・地下水汚染対策関連）	頁
1. 届出等に当たっての注意事項.....	p. 171
2. 土地利用の履歴等調査届出書の作成.....	p. 175
3. 土壌汚染状況調査報告書の作成.....	p. 191
4. 汚染拡散防止計画書の作成.....	p. 201
5. 汚染拡散防止措置完了届出書の作成.....	p. 215

1. 届出に当たっての注意事項

※条例、指針の略称

略称	内容
環境確保条例 /条例	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 (平成12年 条例第215号)
東京都土壌汚染対策指針 /指針	東京都土壌汚染対策指針 (平成31年 告示第394号)
施行通知	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を 改正する条例等の施行について（通知） ※環境確保条例における現時点での解釈及び運用の方針 について取りまとめています。
施行通知別紙	施行通知別紙（東京都土壌汚染対策指針（平成31年4月1 日施行）の内容について） ※東京都土壌汚染対策指針に規定する調査及び対策に係 る技術的事項や考え方を補足した参考資料です。

環境確保条例（土壌・地下水汚染対策関連）の条文・通知等
<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/chemical/soil/ordinance/text>



届出に当たっての注意事項

1. 届出書等の提出方法

令和7年4月1日以降の届出書等の提出方法は、原則として『土壤汚染対策届出情報システム』（以下、「新システム」といいます。）からの電子申請のみとなります。

新システムでは、届出書を一つのPDFに統合する形ではなく、書類毎に定められたファイル名のExcelやPDFを個別に新システムにアップロードする形となります。Excel形式でアップロードする書類については、環境局HPにて様式を公開していますのでご確認ください。

届出提出の際、新システムではファイル名で必要書類のチェック（添付有無の識別）を行うため、ファイル名が間違っていないかよくご確認ください。新システムに登録する際のファイル名については各届出の提出書類一覧を参照してください。

土壤汚染対策届出情報システムポータル

<https://dojou.system.metro.tokyo.lg.jp/csm>



環境確保条例に基づく届出様式等

<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/chemical/soil/ordinance/form/>



2. 届出情報の記録

届出書等の記録は条例第118条において、土地の所有者等との内容の共有、その保管、必要に応じて土地の所有者等への引継をすることが義務付けられています。

さらに、土地所有者等は引き継がれた記録について、当該土地の土地改変者等に対して適切に提供することも義務付けられています。

3. 提出する期限

土地利用の履歴等調査届出書、土壤汚染状況調査報告書、汚染拡散防止計画書については、土地の改変に着手する前までに提出してください。汚染拡散防止措置完了届出書については、汚染拡散防止措置が完了した後に速やかに提出してください。

4. 届出書等に関する連絡先

対象となる土地の所在地によって連絡先が異なります。詳細はp. 174をご確認ください。

5. 台帳調製

東京都では、条例第118条の2の規定に基づき、条例第114条から第117条までの規定に基づく調査、計画書、措置等について記載した台帳を作成し、公開しています。

①基準不適合台帳：土壤調査の結果、土壤汚染が確認された届出や措置状況等の概要

②地歴台帳：条例に基づき地歴調査を実施した届出の概要

③基準適合台帳：土壤調査の結果、土壤汚染が確認されなかった届出の概要

④自然由来基準不適合土壤台帳：新たに自然由来等の汚染を確認して提出された届出の概要

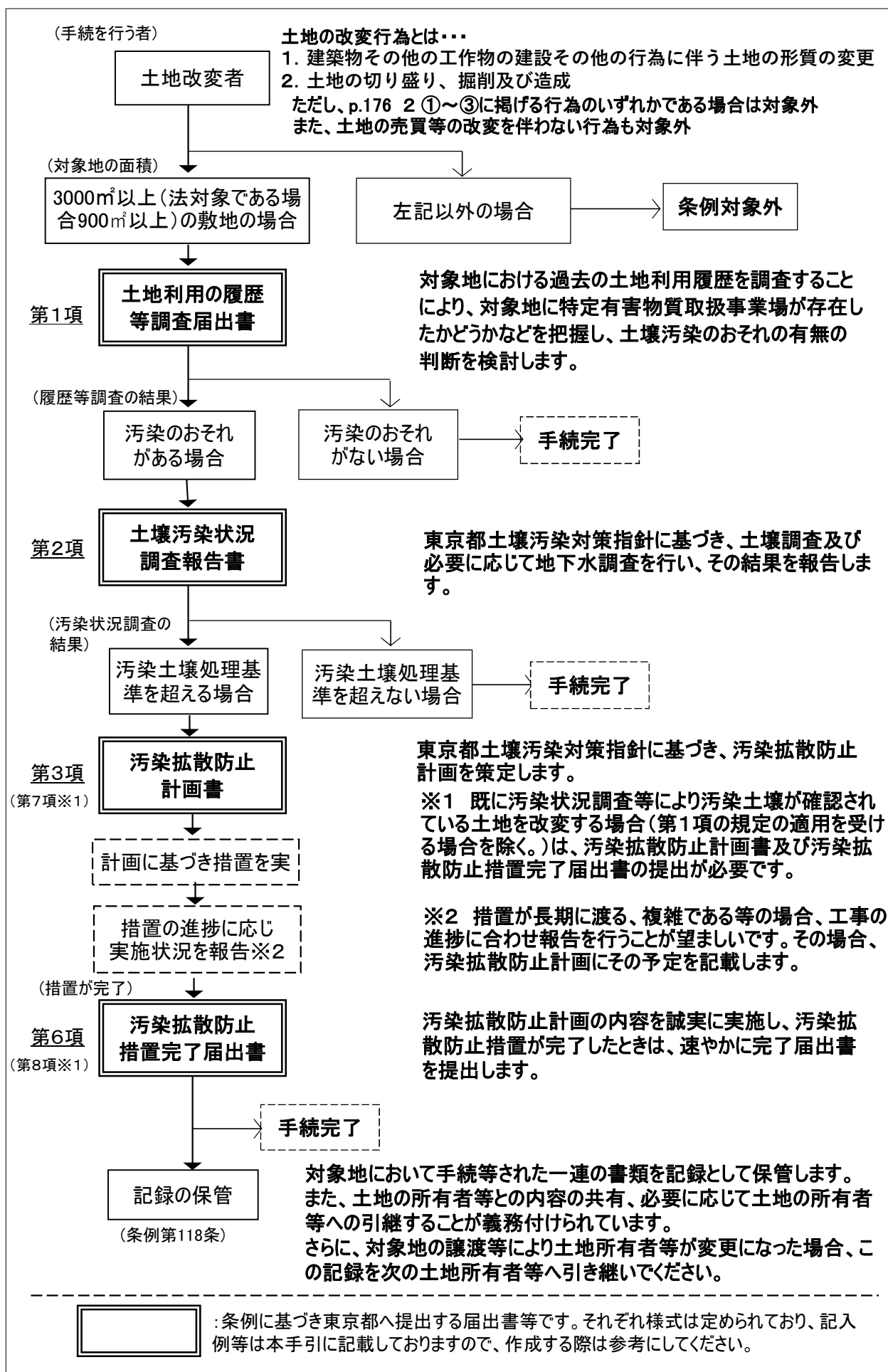
6. 届出書等の情報公開

原則として、受理された届出書等は、全て情報公開の対象となり、開示請求を受けた場合には東京都情報公開条例の規定に基づき開示が行われることになります。

7. その他

上記6を踏まえて、個人情報最低限必要な箇所を除いて記入しないようにしてください。

■環境確保条例第117条「土地改変型」における手続フロー図



◎相談窓口及び提出先一覧表

■相談窓口

土壌汚染に関する一般的な相談については、次の窓口をお願いします。

〒161-8001

新宿区西新宿2丁目8番1号 都庁第二本庁舎20階

東京都環境局環境改善部化学物質対策課 土壌汚染相談窓口 電話 03-5388-3468(直通)

■提出先一覧表

対象とする土地の所在地	条項	提出先
23区内	114条	〒161-8001
	115条	新宿区西新宿2丁目8番1号 都庁第二本庁舎20階
	117条	東京都環境局環境改善部化学物質対策課 土壌地下水汚染対策担当 電話 03-5388-3495、03-5388-3456、 03-5388-3430(全て直通)
多摩地区の市 (八王子市、町田市を除く)	116条	各区環境担当
	114条	〒190-0022
	115条	東京都立川市錦町4丁目6番3号
八王子市、町田市	117条	東京都立川合同庁舎3階
		東京都多摩環境事務所環境改善課 土壌地下水対策担当 電話 042-523-3517(直通)
	116条	各市環境担当
島しょ及び多摩の町村部	114条	上記環境局多摩環境事務所
	117条	
	115条	八王子市、町田市環境担当
	116条	
	全て	島しょ部については上記環境局環境改善部化学物質 対策課
		多摩の町村部については上記環境局多摩環境事務所

(注意事項)

東京都内（八王子市及び町田市を除く。）における土壌汚染対策法に関する事項については、上記環境局環境改善部化学物質対策課（23区及び島しょ）又は多摩環境事務所環境改善課（多摩地区の市町村）へお問い合わせください。

2. 土地利用の履歴等調査届出書の作成

土地利用の履歴等調査届出書の作成

土地利用の履歴等調査を作成するに当たり次の1から13までの事項に留意し整理を行ってください。

1. 調査の目的

土地改変者の行う土地利用の履歴等調査は、対象地の過去の土地利用履歴を調査し、対象地に特定有害物質の取扱事業場が存在していたか否か、廃棄物を埋立処分した履歴はないか、特定有害物質で汚染された建設残土等により造成された履歴はないか、その他、特定有害物質により対象地が汚染された可能性はないか等について調査することを目的とします。

2. 環境確保条例第117条第1項の届出の対象となる行為

届出の対象となる行為は、次に掲げる行為です。

(1) 敷地面積3000m²以上の土地における「土地の改変」

「土地の改変」とは、土地の形質の変更（建設物その他の工作物の建設その他の行為に伴うものに限る。）並びに土地の切り盛り、掘削及び造成を行うことを指します。ただし、次に掲げるいずれかの行為である場合は除きます。

- ① 通常管理行為又は軽易な行為（敷地内の水道管又は下水道管等の新設・改修・増築、用水又は排水施設の設置、木竹の植栽・植替え等に伴う掘削、既存道路の補修（新設又は拡幅を行うものを除く。）、その他土壌汚染の拡散のおそれがなく、かつ、これらに類する行為）

※通常管理行為又は軽易な行為の考え方については施行通知を参照してください。

- ② 改変の対象となる土地の面積の合計が300m²未満の行為（当該箇所において汚染土壌処理基準を超えることが確実であると認められる土壌汚染が生じている場合を除く。）

- ③ 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

また、土地の売買等の改変を伴わない行為も対象外となります。

(2) 法第4条第1項に基づく届出の対象となる行為

敷地面積3000m²未満の土地での土地の改変であっても、法4条第1項の届出を行うときは、必ず条例第117条第1項の届出の対象となりますので御注意ください。

※面積の算定基礎は土地改変者が改変を行おうとする敷地全体であり、改変を行う部分のみの面積ではありません。ただし、敷地として管理されていない場合（道路拡張工事、区画整理、事業等）においては、土地の改変を行う時点において、事業目的に利用する土地全体を対象地とし、その面積で判断してください。

なお、同一事業で利用し、時間的近接性、実施主体等からみて相互の関連性が大きい土地は、道路を挟むなど地理上連続していなくても一つの対象地となります。

3. 届出時期

届出書の提出は、**土地の改変に着手する前まで**に行う必要があります。

ここにいう「着手」とは土地の改変そのものに着手することをいい、契約事務や設計等の準備行為は含みません。

届出日以降に土地改変の対象地において新たな汚染のおそれを生じさせる行為が行われないこと、届出書に記載する工事計画に変更がないことが確定してから届出を行ってください。

4. 届出者

届出の義務を負う者は、「**土地の改変を行う者**」であり、その施工に関する計画の内容を決定する者となっています（法人では、代表取締役がこれに該当し、それ以外の者が届出者として届出をする場合には、その者が届出者となり得る権限を有することが確認できる書類（例：委任状、社内事務分掌等）を添付してください。）。

土地の所有者とその土地を借りて開発行為等を行う開発事業者の関係では、開発事業者がこれに該当します。請負工事の発注者と受注者の関係では、一般的には発注者がこれに該当します。

（土壤汚染状況調査報告書、汚染拡散防止計画書、汚染拡散防止措置完了届出書についても同様）

5. 調査結果の記入（届出書の記載例参照）

調査対象地において履歴等調査を行った結果の総評を、第34号様式の調査結果を記入する欄に簡潔に記入します。

6. 別紙 調査結果（届出書の記載例参照）

調査対象地における履歴等調査の結果から得られた特定有害物質の取扱いに関する履歴を簡潔に記入します。特定有害物質の取扱い履歴がない場合は、土地利用の履歴等調査の結果を簡潔にまとめます。

7. 土地利用の履歴等年表

資料等調査を行った結果を、古い年代順に年表形式にしてまとめます。調査を行った年代においてそれぞれ土壤汚染の可能性を判断するとともに、その根拠資料を明確にします。調査は、**原則戦前まで遡って実施**し、それ以前の地歴は必要に応じて調査します。

なお、水域又は自然林等であった土地についてはそれ以降の地歴を調査します。土地利用状況が同一である期間については、**おおむね10年間隔**で記載します。

8. 対象地位置図

履歴等調査を行った対象地の場所を明らかにするために、約1万分の1程度の縮尺の図等を用い、周辺の駅及び公共施設等からの位置がわかるようにします。出典等を明記し、公的な資料等自由に利用できる地図（広く公開してもよいもの）を使用してください。

9. 土地改変の概要

土地の改変行為及び改変区域を確認する上で、土地改変の概要を示した図面を用意します。平面図の他に、改変を行う深さを示した断面図も添付します。建築物内部の間取りを記載する必要はありません。

10. 公図

対象となる土地の地番及び対象地面積を確認する上で、対象地の最新（**おおむね3か月以内**）の公図（写）を用意します。

公図の写しの枚数が多い場合には、土地の改変の場所全体の地番が分かるように1枚程度にまとめた図を届出書に添付し、公図の写しは、別冊資料にしてください。枚数が少ない場合は、届出書に添付しても構いません。

なお、対象地を明らかにするため、**対象となる部分を赤線等により囲み**、わかりやすくしてください。

11. 履歴等調査における根拠資料

必要に応じ下記の資料を収集し、土地利用の履歴等の根拠資料とします。

聴取調査結果及び現地調査結果のまとめは、個人情報削除の上、届出書に添付してください。その他の地歴調査のために作成・入手した根拠資料（住宅地図、地形図、航空写真、登記簿謄本、聴取調査票、現地調査資料、過去の届出書類の写し等）は、原則別冊として提出してください。

別冊に綴じる際には、種類別に分けて古い年代から順に整理してください。

なお、原則として、電子データで提出された別冊資料は審査終了後に破棄します。

種類	目的	備考 ^{※1}
住宅地図	過去の土地利用の状況を把握する。	著作権者による承諾が必要
地形図	過去の土地利用の状況を把握する。	国土地理院発行の地図は、出所の明示が必要（申請不要）
航空写真	過去の土地利用の状況を把握する。	著作権者による承諾が必要
不動産登記簿謄本	過去の土地所有の状況を把握する。	閉鎖登記簿は、調査の結果、汚染のおそれの有無を判断する上で必要となる場合のみ添付
商業登記簿謄本	過去の建築物の利用の状況を把握する。	閉鎖登記簿は、調査の結果、汚染のおそれの有無を判断する上で必要となる場合のみ添付
社史	過去の建築物の利用の状況を把握する。	著作権者による承諾が必要
水質汚濁防止法・下水道法に規定する届出書	特定有害物質の使用・排出状況を把握する。	
条例等に基づき手続された届出書	過去の土壤汚染対策の状況を把握する。	
過去に行った土壤調査結果 ^{※2}	過去の土壤汚染の状態を把握する。	過去の調査結果報告書等をそのまま添付せず、一覧表及び図に簡潔に整理した資料を添付
	土壤汚染の評価を確認する。	土壤汚染の評価がされている場合は、環境影響評価書等を添付
その他資料		

※1 備考欄における「著作権者による承諾が必要」とは全ての印刷物等に対して該当するものではなく、それぞれ著作権が生じる資料であればその著作権者の確認が必要であるという意味を表します（空欄においても著作権が生じる資料であれば同様な措置を講じるものとします。）。

※2 人為由来・自然由来を問わず、過去の調査において認められた土壤溶出量基準又は土壤含有量の基準超過の分析結果がある場合は、提出してください。

12. 根拠資料における著作権

1) 届出書等に添付する際の注意事項

土地利用の履歴等調査において収集した著作権者による承諾等が必要な資料（上記根拠資料の種類参照）については、各著作権者から複製について承諾等を得るとともに、その証明となるものを添付します。

2) 著作権者の承諾方法

各出版物における著作権の承諾方法は、各著作権者により異なりますので、直接各出版会社等へ問い合わせをし、トラブルのないよう適切な手続を行ってください。

13. 土壤汚染対策法又は条例に基づく調査及び措置の履歴

当該対象地において土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）又は都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）に基づいて手続をされた履歴がある場合、当該届出書等の収受日、収受番号及び名称を記入してください。

提出書類一覧（●：土壤汚染対策届出情報システムに登録する際の電子ファイル名）

1 届出書及び添付書類	書類の種類
○土地利用の履歴等調査届出書（第 34 号様式） ○鑑別紙 ○特定有害物質の使用及び排出等の状況に係る一覧 ○筆一覧 ●24010 土地利用の履歴等調査届出書_第 34 号様式	Excel
●24050 届出を提出する権限を有することを証する書類(委任状、事務処理規定等) ※必要に応じて添付（p. 177「4 届出者」を参照してください。）	PDF
○土地利用の履歴等年表 ●24060 土地利用の履歴等年表	Excel
○対象地位置図* ¹ ●24070 対象地位置図	PDF
○土地改変の概要 ●24080 土地改変の概要	Excel
○土地改変の概要図 ●24090 土地改変の概要図	PDF
○公図（土地の形質変更の場所全体の地番がわかるもの）* ² ●24100 公図（まとめ）	PDF
○現況写真、聴取調査結果及び現地調査結果のまとめ（個人情報を除く） ●24120 現況写真、聴取調査結果及び現地調査結果のまとめ（個人情報を除く）	PDF
○その他資料 ●24130 その他資料	PDF
2 別冊資料	書類の種類
○公図（写）* ² ●24110 別冊_公図（写）	PDF
○地歴調査の根拠資料 ●24140 地形図、航空写真、住宅地図、登記簿謄本等 ●24150 聴取調査票（個人情報を含む）、現地調査資料（個人情報を含む）、 特定施設に関する届出書類、その他特定有害物質の使用状況に関する資料等	PDF PDF
○その他資料 ●24160 別冊_その他資料	PDF

★ 新システムの Excel 様式は環境局 HP の環境確保条例(土壤汚染対策)に基づく届出様式等（土地利用の履歴等調査届出書）からダウンロードしてください。

(<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/chemical/soil/ordinance/form>)



- * 1 出典等を明記し、公的な資料等、自由に利用できる地図（広く公開してもよいもの）を使用してください。
- * 2 公図の写しの枚数が多い場合には、土地の形質変更の場所全体の地番が分かるように 1 枚程度にまとめた図を届出書本編に添付し、その根拠となる個別の公図の写し（おおむね 3 か月以内のもの）は別冊資料にしてください。

(参考) 届出書の記載例 (土地利用の履歴等調査届出書)

汚染のおそれ
がない場合

分割提出の場合は届出ごとに連番を
記入 (例: その1、その2)

第34号様式 (第57条関係)

土地利用の履歴等調査届出書

届出日を記入

令和7年4月1日

東京都知事 殿

・法人の場合: 所在地、法人名及び代表名を記入

・個人の場合: 住所及び氏名を記入

届出者 1

東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇開発株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第117条第1項の規定により、土地利用の履歴等の調査を実施しましたので、次のとおり届け出ます。

土地の改变に係る事業の名称	(仮称)〇〇地区土地区画整理事業			
土地の改变の場所	新宿区 〇〇町〇〇丁目〇番〇〇号 新宿区〇〇町〇〇丁目〇番1 外 20 筆 道 水 ※詳細は別紙「筆一覽」のとおり			
対象地の概要	敷地面積	全地面積 9,999.00 m ² 算出根拠 登記面積	第1種低層住居専用地域	
	うち改变面積	全地面積 5,000.00 m ² 算出根拠 CAD面積		
CAD 面積等の算出根拠も記入	分割提出の場合は Excel 様式の左側にある+ボタンをクリックし、行展開して今回面積も記入すること。 (※改变面積についても同様)			
現在の土地利用状況及び土地の改变の区域	別紙「土地利用の履歴等年表」のとおり			
周辺の土地利用状況	別紙「対象地位置図」のとおり			
土地の改变の種類	種類	最大改变深度 (m)	掘削深度 (m) ※掘削を伴う場合	杭深度 (m) ※杭施工を伴う場合
	公共施設の整備工事	20.00	8.00	20.00
	区道の新設	8.00	5.00	8.00
		0.00		
土地の所有者 (土地の所有者が届出者と異なる場合)	別紙「筆一覽_条例」のとおり			
調査結果	別紙「土地利用の履歴等年表」のとおり			
	※調査結果により対象地内において土壤汚染のおそれはないものとする。			
※受付欄				
連絡先	所 属	氏 名	電話番号	電子メールアドレス
	〇〇開発株式会社△事業部 ××調査担当	〇〇 〇〇	03-XXXX-XXXX (内線xxx)	xxxxxxxxx@yyyyyyyyy.ne.jp
備考 1 ※印の欄に記入すること。				
・届出者と同じ組織に属する担当者の連絡先を記載				
・届出者と異なる組織に属する者で、報告書の内容が分かる者の連絡先は必要に応じて併記				

・ 改变対象地だけでなく、
敷地全体の住居表示と地番を併記
(地番は別紙「筆一覽」の記載が反映される)

土地の改变による掘削の最大深度について記入
根切り深度と杭深度がある場合には両方を記載

履歴等調査の結果の総評も必ず記入

— 180 —

調 査 結 果

特定有害物質の取扱事業場の設置
状況その他の土地の利用の履歴

汚染のおそれがない場合
履歴

「汚染のおそれがない場合」をプルダウンより選択

対象地は、昭和〇年まで農用地であり、昭和〇〇年に個人所有の住宅が建築され、昭和〇〇年まで居住していた。その後、昭和〇〇年〇月に〇〇商事㈱が土地を買収し、昭和〇〇年〇月にマンションを建設し現在に至る。

総評

（汚染のおそれがない場合）以上の結果、対象地内において特定有害物質の取扱事業場は存在しないことから、特定有害物質を取り扱った経緯はなく、また、特定有害物質又は特定有害物質により汚染された土壌を埋め立てた経緯も、既往調査で基準不適合土壌が確認された経緯もないことから、土壌汚染のおそれはないものとする。

なお、土地の改変時及び搬出先において、外観、臭気等により土壌に異常がみられる場合又は基準超過土壌が確認された場合には、その場所を調査し、汚染が認められるときには、その汚染の原因に応じて汚染土壌の拡散防止の措置を講じるものとする。

なお、着工までの間に新たな汚染が生じた場合には、再度届出を行う。

総評は見出しの選択に応じて
自動で文章が表示される。
内容を確認の上、必要に応じて
文章を修正すること。

特定有害物質の
使用、排出等の
状況

工場・事業場等
の名称

・
・
・

着工までにおおむね 1 年以上の期間が空く場合は、プルダウンより選択

特定有害物質の
種類、使用目
的、使用形態等

・
・
・

・
・
・

・
・
・

特定有害物質の
使用状況

・
・
・

・
・
・

・
・
・

使用期間

・
・
・

・
・
・

・
・
・

特定有害物質の
排出状況

・
・
・

・
・
・

・
・
・

有害物質の使用の履歴がない場合は、
斜線で欄を消去

※詳細は別紙「特定有害物質等使用状況一覧」を参照

特定有害物質の
使用場所等

地下施設の有無
及び概要

地表の高さの変
更及び地質に係
る情報

土壌汚染対策法
又は条例に基づ
く調査及び措置
の履歴

平成15年△月〇日付 15環改 第〇〇号 「土地利用の履歴等調査届出書」

平成25年〇月〇日付 25年環改化自第△号 「指定の申請書」

既往調査及び措
置に関する情報

過去に土壌汚染対策に関する届出履歴がある場合はこの欄に記載。
（5件以上になる場合は1セルに複数の情報を記入すること。）
※全ての届出の記載が困難な場合は、最後の地歴や調査、措置状況が
分かる届出に関する記載だけでも構いません。

過去に法定調査によらない自主調査や対策措置等を実施している場合はこの欄に記載

その他特記事項（必要に応じ図面
等を添付すること。）

備考 1 別紙が2枚以上となる場合は、それぞれに番号を付けること。

2 △印の欄には、報告書に添付する各別紙に一連番号をつけた上、該当する別紙の番号を記入すること。

3 この様式各欄に記入しきれないときは、図面、表等を利用すること。

（日本産業規格A列4番）

筆一覧

※「土地利用の履歴等調査届出書」と同内容を記載してください。筆を更新する際はその理由を記入してください。
 ※本届出で土地の形質の変更を行う地番について「届出種別」に「今回届出」を選択してください（全地番を対象とする場合は全ての地番に、一部の地番を対象とする場合は今回の届出対象の地番にのみ「今回届出」を選択してください。）。
 ※記載行が足りない場合は30番目の行をコピーして行を追加してください。

届出のために確認を行った日： 令和6年4月1日

連番	届出種別	地番				無地番 道 水	一部	土地所有者等の住所	氏名	更新理由
		区市町村	町	丁目	番地					
1	今回届出	新宿区	〇〇町	〇丁目	〇〇番1			東京都△△区△△町△丁目△番△号	株式会社〇〇〇製造	
2	今回届出	新宿区	〇〇町	〇丁目	〇〇番2		一部	－	個人	
3	今回届出	新宿区	〇〇町	〇丁目	〇〇番3			－	個人	
4	今回届出	新宿区	〇〇町	〇丁目	〇〇番4			東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号	〇〇〇〇 □□□□	
5	今回届出	新宿区	〇〇町	△丁目	××番1			...	土地所有者が個人の場合、氏名は「個人」とし、 土地所有者等の住所は「－」で記載	
6	今回届出	新宿区	〇〇町	△丁目	××番2			...		
7	今回届出	新宿区	××町	□丁目	△△番1			－	－	
8	今回届出	新宿区	××町	□丁目	△△番2			－	－	
9	今回届出					道		－	〇〇区	
10									届出者が有する土地の場合は、「土地所有者の住所」、 「氏名」を「－」とし、省略が可能	
今回届出を行う地番について、リストから「今回届出」を選択 分割届出の場合、状況に応じて「届出済み」や「届出予定」を選択										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										

この行より上に行を追加してください。

この行より上に行を追加してください。

（日本産業規格A列4番）

(参考)届出書の記載例(土地利用の履歴等調査届出書)

汚染のおそれ
がある場合

1 条
例
117
条

第34号様式 (第57条関係)

分割提出の場合は届出ごとに連番を
記入 (例: その1、その2)

届出日を記入

土地利用の履歴等調査届出書 (その1)

令和7年4月1日

東京都知事 殿

- ・法人の場合: 所在地、法人名及び代表名を記入
- ・個人の場合: 住所及び氏名を記入

届出者 1 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
〇〇開発株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第117条第1項の規定により、土地利用の履歴等の調査を実施しましたので、次のとおり届け出ます。

土地の改変に係る事業の名称	(仮称)〇〇地区土地区画整理事業				
土地の改変の場所	新宿区 〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号 新宿区〇〇町〇〇丁目〇〇番1 外 20 筆 道 水 ※詳細は別紙「筆一覧」のとおり				
対象地の概要	敷地面積	全体面積	9,999.00 m ²	第1種低層住居専用地域 第2種中高層住居専用地	
		今回届出面積	3,000.00 m ²		
	うち改変面積	全体面積	5,000.00 m ²		用途地域
		今回届出面積	1,500.00 m ²		
算出根拠	登記面積				
		CAD面積			
現在の土地利用状況及び土地の改変の区域	別紙「土地利用の履歴等年表」のとおり				
周辺の土地利用状況	別紙「対象地位置図」のとおり				
土地の改変の種類	種類	最大改変深度 (m)	掘削深度 (m) ※掘削を伴う場合	杭深度 (m) ※杭施工を伴う場合	
	公共施設の整備工事	20.00	8.00	20.00	
	区道の新設	8.00	5.00	8.00	
		0.00			
土地の所有者 (土地の所有者が届出者と異なる場合)	別紙「筆一覧_条例」のとおり				
調査結果	別紙「土地利用の履歴等年表」のとおり ※調査結果により今回届出の対象地内において土壌汚染のおそれがあるため土壌汚染状況調査を実施する。				

・改変対象地だけでなく、
敷地全体の住居表示と地番を併記
(地番は別紙「筆一覧」の記載が反映される)

分割提出の場合は今回面積
も記入すること

CAD 面積等の算出根拠も
記入

土地の改変による掘削の最大深度について記入
根切り深度と杭深度がある場合には両方を記載

履歴等調査の結果の総評も必ず記入

※受付欄

連絡先	所 属	氏 名	電話番号	電子メールアドレス
	〇〇開発株式会社△事業部 ××調査担当	〇〇 〇〇	03-XXXX-XXXX (内線xxx)	xxxxxxxxx@yyyyyyyyy.ne.jp

備考 1 ※印

- ・届出者と同じ組織に属する担当者の連絡先を記載
- ・届出者と異なる組織に属する者で、報告書の内容が分かる者の連絡先は必要に応じて併記

の番号を記入すること。

調 査 結 果																																								
特定有害物質の取扱事業場の設置状況その他の土地の利用の履歴 総評は見出しの選択に応じて自動で文章が表示される。内容を確認の上、必要に応じて文章を修正すること。	「人為的な汚染のおそれがある場合」をプルダウンより選択 人為的な汚染のおそれがある場合 履歴 対象地は、昭和〇年まで農用地であり、昭和〇〇年に〇〇〇〇工業株式会社が□□工場を建設し、金属メッキ作業を行っていた。その後、昭和〇〇年に敷地の一部がガソリンスタンド△△△△営業所となり平成〇年まで営業していた。また、敷地の一部に昭和〇〇年から平成〇〇年まで〇〇〇クリーニング（有）が存在し、有機溶剤として特定有害物質を使用していた。 総評 （人為的な汚染のおそれがある場合）以上から特定有害物質又は特定有害物質により汚染された土壌を埋め立てた経緯や既往調査で基準超過土壌が確認された経緯はないが、対象地内において特定有害物質の取扱事業者が存在し、土壌汚染のおそれがあると考え。 なお、土地の改変時及び搬出先において、外観、臭気等により土壌に異常がみられる場合又は基準超過土壌が確認された場合には、その場所を調査し、汚染が認められるときには、その汚染の原因に応じて汚染土壌の拡散防止の措置を講じるものとする。 着工までにおおむね 1 年以上の期間が空く場合は、プルダウンより選択 なお、着工までの間に新たな汚染が生じた場合には、再度届出を行う。																																							
特定有害物質の使用、排出等の状況 事業場等の名称の 4 項目は、（別紙）特定有害物質の使用及び排出等に係る一覧」シートに記入した事項が反映されています	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工場・事業場等の名称</th> <th>業種及び主要製品</th> <th>・金属メッキ ・ガソリン販売 ・ドライクリーニング</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> ・〇〇〇〇工業(株)□□工場 ・ガソリンスタンド△△△△営業所 ・〇〇〇クリーニング（有） </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 特定有害物質の種類、使用目的、使用形態等 ・〇〇〇〇工業(株)□□工場 ・ガソリンスタンド△△△△営業所 ・〇〇〇クリーニング（有） </td> <td> ・六価クロム ・鉛、ベンゼン ・テトラクロロエチレン </td> <td> ・金属メッキで使用 ・ガソリン成分 ・有機溶剤で使用 </td> </tr> <tr> <td> 特定有害物質の使用状況 ・〇〇〇〇工業(株)□□工場 ・ガソリンスタンド△△△△営業所 ・〇〇〇クリーニング（有） </td> <td> ・六価クロム ・鉛、ベンゼン ・テトラクロロエチレン </td> <td> ・総量不明 ・総量不明 ・総量不明 </td> </tr> <tr> <td> 使用期間 ・ 1975年 ・ 1975年 ・ 1975年 </td> <td>～</td> <td> ・ 2001年 ・ 2001年 ・ 2001年 </td> </tr> <tr> <td> 特定有害物質の排出状況 ・〇〇〇〇工業(株)□□工場 ・ガソリンスタンド△△△△営業所 ・〇〇〇クリーニング（有） </td> <td colspan="2"> ・下水道法に基づく特定施設が設置されていた。 ・タンク漏洩等の事故もなく適切に管理されていた。 ・下水道法に基づく特定施設が設置されていた。 </td> </tr> <tr> <td colspan="3"> 他 2 件 ※詳細は別紙「特定有害物質等使用状況一覧」を参照 </td> </tr> <tr> <td> 特定有害物質の使用場所等 </td> <td colspan="2">△別紙「〇〇」のとおり</td> </tr> <tr> <td> 地下施設の有無及び概要 </td> <td colspan="2"> 有 地下施設の概要は別紙「特定有害物質の使用及び排出等の状況に係る一覧」のとおり </td> </tr> <tr> <td> 地表の高さの変更及び地質に係る情報 </td> <td colspan="2">なし</td> </tr> <tr> <td> 土壌汚染対策法又は条例に基づく調査及び措置の履歴 </td> <td colspan="2"> 平成〇〇年〇月〇日付 1 5 環改有 平成〇〇年〇月〇日付 2 4 環改化自第〇〇号 「指定の申請書」 </td> </tr> <tr> <td> 既往調査及び措置に関する情報 </td> <td colspan="2"> 過去に土壌汚染対策に関する届出履歴がある場合はこの欄に※全ての届出の記載が困難な場合は、最後の地歴や調査、処分分かる届出に関する記載だけでも構いません。 過去に法定調査によらない自主調査や対策措置等を実施している場合はこの欄に記載 </td> </tr> <tr> <td> その他特記事項（必要に応じ図面等を添付すること。） </td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>	工場・事業場等の名称	業種及び主要製品	・金属メッキ ・ガソリン販売 ・ドライクリーニング	・〇〇〇〇工業(株)□□工場 ・ガソリンスタンド△△△△営業所 ・〇〇〇クリーニング（有）			特定有害物質の種類、使用目的、使用形態等 ・〇〇〇〇工業(株)□□工場 ・ガソリンスタンド△△△△営業所 ・〇〇〇クリーニング（有）	・六価クロム ・鉛、ベンゼン ・テトラクロロエチレン	・金属メッキで使用 ・ガソリン成分 ・有機溶剤で使用	特定有害物質の使用状況 ・〇〇〇〇工業(株)□□工場 ・ガソリンスタンド△△△△営業所 ・〇〇〇クリーニング（有）	・六価クロム ・鉛、ベンゼン ・テトラクロロエチレン	・総量不明 ・総量不明 ・総量不明	使用期間 ・ 1975年 ・ 1975年 ・ 1975年	～	・ 2001年 ・ 2001年 ・ 2001年	特定有害物質の排出状況 ・〇〇〇〇工業(株)□□工場 ・ガソリンスタンド△△△△営業所 ・〇〇〇クリーニング（有）	・下水道法に基づく特定施設が設置されていた。 ・タンク漏洩等の事故もなく適切に管理されていた。 ・下水道法に基づく特定施設が設置されていた。		他 2 件 ※詳細は別紙「特定有害物質等使用状況一覧」を参照			特定有害物質の使用場所等	△別紙「〇〇」のとおり		地下施設の有無及び概要	有 地下施設の概要は別紙「特定有害物質の使用及び排出等の状況に係る一覧」のとおり		地表の高さの変更及び地質に係る情報	なし		土壌汚染対策法又は条例に基づく調査及び措置の履歴	平成〇〇年〇月〇日付 1 5 環改有 平成〇〇年〇月〇日付 2 4 環改化自第〇〇号 「指定の申請書」		既往調査及び措置に関する情報	過去に土壌汚染対策に関する届出履歴がある場合はこの欄に※全ての届出の記載が困難な場合は、最後の地歴や調査、処分分かる届出に関する記載だけでも構いません。 過去に法定調査によらない自主調査や対策措置等を実施している場合はこの欄に記載		その他特記事項（必要に応じ図面等を添付すること。）		
工場・事業場等の名称	業種及び主要製品	・金属メッキ ・ガソリン販売 ・ドライクリーニング																																						
・〇〇〇〇工業(株)□□工場 ・ガソリンスタンド△△△△営業所 ・〇〇〇クリーニング（有）																																								
特定有害物質の種類、使用目的、使用形態等 ・〇〇〇〇工業(株)□□工場 ・ガソリンスタンド△△△△営業所 ・〇〇〇クリーニング（有）	・六価クロム ・鉛、ベンゼン ・テトラクロロエチレン	・金属メッキで使用 ・ガソリン成分 ・有機溶剤で使用																																						
特定有害物質の使用状況 ・〇〇〇〇工業(株)□□工場 ・ガソリンスタンド△△△△営業所 ・〇〇〇クリーニング（有）	・六価クロム ・鉛、ベンゼン ・テトラクロロエチレン	・総量不明 ・総量不明 ・総量不明																																						
使用期間 ・ 1975年 ・ 1975年 ・ 1975年	～	・ 2001年 ・ 2001年 ・ 2001年																																						
特定有害物質の排出状況 ・〇〇〇〇工業(株)□□工場 ・ガソリンスタンド△△△△営業所 ・〇〇〇クリーニング（有）	・下水道法に基づく特定施設が設置されていた。 ・タンク漏洩等の事故もなく適切に管理されていた。 ・下水道法に基づく特定施設が設置されていた。																																							
他 2 件 ※詳細は別紙「特定有害物質等使用状況一覧」を参照																																								
特定有害物質の使用場所等	△別紙「〇〇」のとおり																																							
地下施設の有無及び概要	有 地下施設の概要は別紙「特定有害物質の使用及び排出等の状況に係る一覧」のとおり																																							
地表の高さの変更及び地質に係る情報	なし																																							
土壌汚染対策法又は条例に基づく調査及び措置の履歴	平成〇〇年〇月〇日付 1 5 環改有 平成〇〇年〇月〇日付 2 4 環改化自第〇〇号 「指定の申請書」																																							
既往調査及び措置に関する情報	過去に土壌汚染対策に関する届出履歴がある場合はこの欄に※全ての届出の記載が困難な場合は、最後の地歴や調査、処分分かる届出に関する記載だけでも構いません。 過去に法定調査によらない自主調査や対策措置等を実施している場合はこの欄に記載																																							
その他特記事項（必要に応じ図面等を添付すること。）																																								

※記載行が足りない場合は20番目の行をコピーして行を追加してください。

この行より上に行を追加してください。

別紙

調 査 結 果			
特定有害物質の取扱事業場の設置 状況その他の土地の利用の履歴		自然由来の汚染土壌が存在するおそれがある場合 履歴 対象地は昭和〇年まで畑であり、昭和〇〇年に〇〇商事（株）が土地を購入し、敷地の一部に3mの盛土をした上で、マンションが建築され、現在に至る。なお、対象地に盛土された土の搬出先において自然由来とみられる基準超過土壌が存在することが過去の文献等からわかっている。 総評 （人為的な汚染のおそれはないが、自然由来等の汚染土壌が存在するおそれがある場合）以上から対象地内において特定有害物質の取扱事業場は存在しないことから、特定有害物質を取り扱った経緯はないが、自然由来とみられる基準超過土壌が確認された経緯が存在することから、土壌汚染のおそれがあると考えられる。なお、土地の改変時及び搬出先において、外観、臭気等により土壌に異常がみられる場合又は基準超過土壌が確認された場合には、その場所を調査し、汚染が認められるときには、その汚染の原因に応じて汚染土壌の拡散防止の措置を講じるものとする。	
特定有害物質の 使用、排出等の 状況	工場・事業場等の名称	業種及び主要製品	
	特定有害物質の種類、使用目的、使用形態等		
	特定有害物質の使用状況		
	使用期間	～	
	特定有害物質の排出状況		
	※詳細は別紙「特定有害物質等使用状況一覧」を参照		
	特定有害物質の使用場所等		
	地下施設の有無及び概要		
	地表の高さの変更及び地質に係る情報	昭和〇〇年のマンション建設時に敷地の一部に3mの盛土がなされた。	
土壌汚染対策法又は条例に基づく調査及び措置の履歴	平成〇〇年〇月〇日付 1 5 環改有土第〇〇号 「土地利用の履歴等調査届出書」 平成〇〇年〇月〇日付 2 4 環改化自第〇〇号 「指定の申請書」		
既往調査及び措置に関する情報			
その他特記事項（必要に応じ図面等を添付すること。）			

備考 1 別紙が2枚以上となる場合は、それぞれに番号を付けること。
 2 △印の欄には、報告書に添付する各別紙に一連番号をつけた上、該当する別紙の番号を記入すること。
 3 この様式各欄に記入しきれないときは、図面、表等を利用すること。

（日本産業規格A列4番）

開して、地歴情報を記入してください。

は「ホーランド・ボウ・プロジェクト」として、「改変対象地の土地利用の状況」

根拠資料は種類別に分けず、年表と同じ順番に並べ、別冊資料にまとめて提出

No.	年代		対象地の 土地利用の状況	土壌汚染の可能性	資料の種類	年代		出典
	西暦	和暦				西暦	和暦	
1	1930	昭和*年	対象地は、個人所有の農地として利用されている。	土壌汚染の可能性は考えにくい	地形図 航空写真	193*	昭和*年	国土地理院発行 ○○○(株)発行等記入
2	194*	昭和1*年	個人名や個人住宅名等は表中に記載しないこと。 た。土庫駐車場であった。	土壌汚染の可能性は考えにくい	土地登記簿 地形図 航空写真	194*	昭和2*年 昭和2*年 昭和2*年	国土地理院発行 ○○○(株)発行
3	195*	昭和2*年	昭和○○年○月に「○○工業所」が操業を開始した。○○工程において「トリクロエチレン」、○○○工程において「水銀及びその化合物」の計2物質が使用されていた。	土壌汚染の可能性が考えられる	土地登記簿 地形図 航空写真 現況写真	195*	昭和3*年 昭和3*年 昭和3*年 昭和3*年	国土地理院発行 ○○○(株)発行 △△△(株)発行
4	196*	昭和3*年	対象地は、1955年（昭和22年）と同様であった。	土壌汚染の可能性が考えられる	土地登記簿 住宅地図	196*	昭和4*年 昭和4*年	△△△(株)発行
5	197*	昭和4*年	対象地は、1966年（昭和33年）とほぼ同様であるが、一部事業場が拡張され、建物も一部改築及び増築されている。	土壌汚染の可能性が考えられる	住宅地図 根拠資料はリストから選択するか、手入力		昭和5*年	△△△(株)発行
6	198*	昭和5*年	昭和○○年○月に○○商事(株)の所有となり、「○○製作用所」となった。○○○工程において、「鉛及びその化合物」が使用されていた。	土壌汚染の可能性が考えられる	土地登記簿 住宅地図 特定施設設置届出書類 事業者等からのヒアリング	198*	昭和6*年 昭和6*年	△△△(株)発行
7	199*	平成*年	対象地は、1988年（昭和55年）と同様であった。	土地利用状況に変更がない場合には、 おおむね10年間隔で記載	住宅地図	199*	昭和5*年	△△△(株)発行
8	200*	平成1*年	対象地は、1999年（平成11年）と同様であった。		航空写真 住宅地図	200*	平成1*年 平成1*年	○○○(株)発行 △△△(株)発行
9	201*	平成2*年	対象地は、2000年（平成12年）と同様であった。	土壌汚染の可能性が考えられる	航空写真 住宅地図	201*	平成2*年 平成2*年	○○○(株)発行 △△△(株)発行
10	202*	令和*年	対象地は、2019年（平成31年）と同様であった。	土壌汚染の可能性が考えられる	航空写真 住宅地図	202*	令和*年 令和*年	○○○(株)発行 △△△(株)発行
11	2025	令和7年	令和7年4月に「○○製作用所」が操業を廃止した。	土壌汚染の可能性が考えられる	航空写真 住宅地図 特定施設使用廃止届出書 現況写真	202*	令和*年 令和*年 令和*年 令和*年	○○○(株)発行 △△△(株)発行 △△△(株)発行
12								
13								
14								
15								

根拠資料

各地歴年代ごとに汚染の可能性の有無を評価し、リストから選択

最下段には必ず**現在（届出年）**の状況を記載

現在（届出年）の状況を表す「写真及びその撮影位置のわかる平面図」を添付

※ 記載内容がセルに収まらない場合、セルの幅を変更して全ての記載内容が収まるように調整すること。

この行より上に行を追加してください。

※ 記載内容がセルに収まらない場合、セルの幅を変更して全ての記載内容が収まるように調整すること。

現在（届出年）の状況を表す「写真及びその撮影位置のわかる平面図」を添付

最下段には必ず**現在（届出年）**の状況を記載

土地利用状況に変更がない場合には、
おおむね10年間隔で記載

根拠資料はリストから
選択するか、手入力

各地歴年代ごとに汚染の可能性の有無を

土地利用の履歴等年表

※ 既往届出の履歴利用の場合は、様式左側の＋ボタンをクリックして行のグループを展開し、地歴情報を記入してください。
※ 敷地全体と改変対象地の汚染のおそれを書き分ける場合は、表上部の列のグループを展開して、「改変対象地の土地利用の状況」より記入してください。
※ 記載行が足りない場合は15番目の行をゴースト行を追加してください。

既往届出を活用する場合

No.	年代		対象地の 土地利用の状況	改変対象地の 土地利用の状況	土壌汚染の可能性	資料の種類	根拠資料			
	西暦	和暦					西暦	年代	和暦	出典
地歴	1930	昭和5年	令和2年〇月〇日付 2票改化土第〇〇〇〇号のとおり。 既往届出で地歴が記載されている期間は、その届出の届出日と届出番号を記載することで代用可能。 なお、同一対象地において複数回届出がされている場合、最新の地歴調査を行った届出番号のみの記載で構いません。					2025	令和7年	別紙〇
	2020	令和2年								
	2025	令和7年								
1		令和2年と変化がなく対象地には〇〇工業が立地している。	改変対象地はグラウンドである。	土壌汚染の可能性が考えられるが、改変対象地の土壌汚染の可能性は考えにくい						
2										
3			届出済の土地利用履歴から変更がない場合でも、必ず届出年の状況を記載し、現在（届出年）の状況表す写真及びその撮影位置のわかる平面図を添付	対象地（敷地）と改変対象地で汚染のおそれの評価が異なる場合、列を展開し、対象地（敷地）と改変対象地の履歴をそれぞれ記載						
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
この行より上に行を追加してください。										

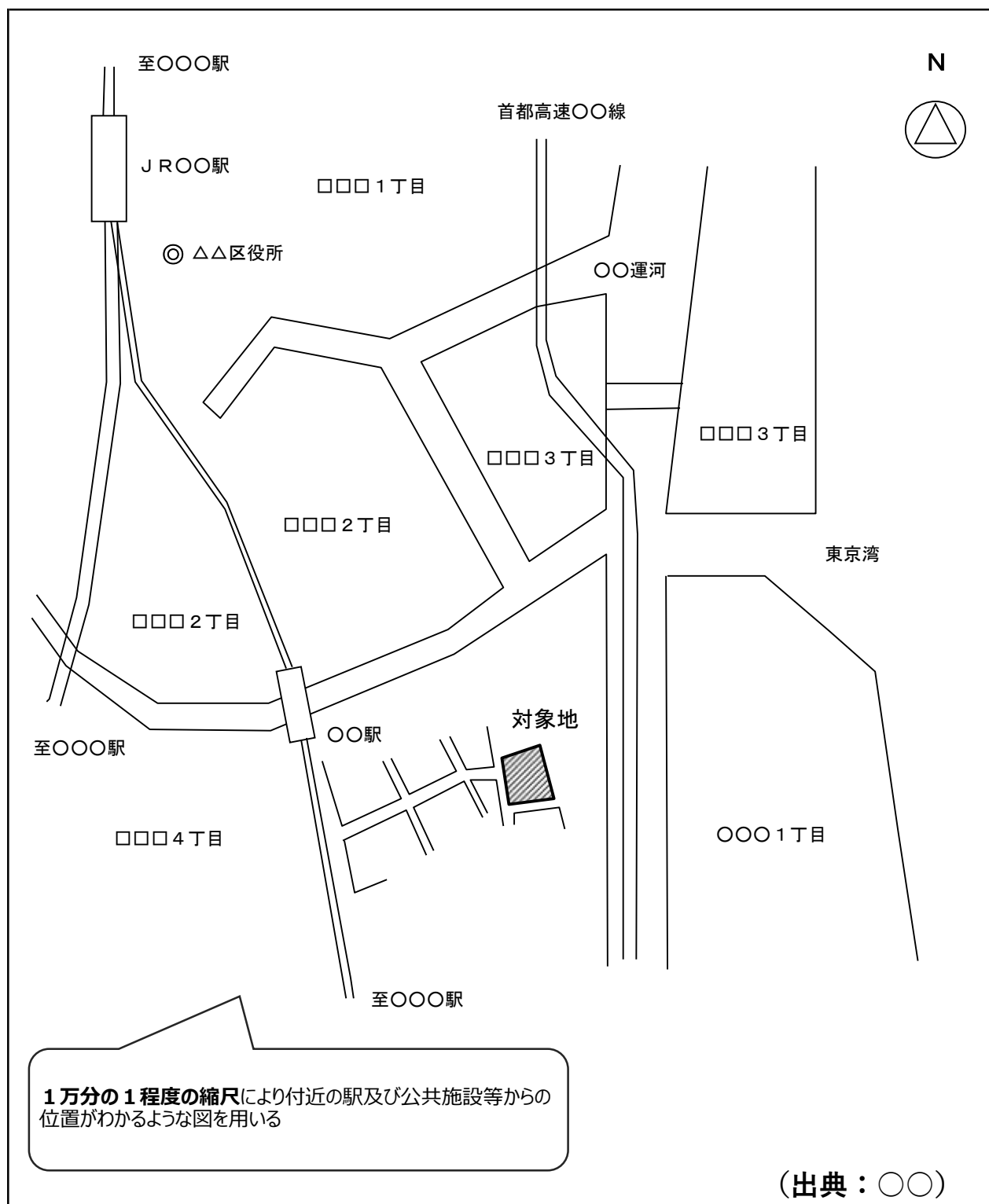
※ 記載内容がセルに収まらない場合、セルの幅を変更して全ての記載内容が収まるように調整すること。

添付資料の表題を記入

別紙番号を記入

別紙 1

対象地位置図



◎地図の出典を必ず明記してください。

◎公的な資料等自由に利用できる地図（広く公開してもよいもの）を使用してください。
（例：国土地理院等）

添付資料の表題を記入

別紙番号を記入

別紙 2

土地改変の概要

面積や建築工事の概要、
予定期間等を簡潔に記入

- 敷地面積 : 〇,〇〇〇 m^2
- 改変対象地面積 : 〇,〇〇〇 m^2
- 土地改変の概要 : 共同住宅の新築（地下〇階地上〇〇階） 根切り深度〇〇m
杭深度〇〇m
- 工事期間（予定） : 令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇日
- 施工会社 : 〇〇〇〇建設株式会社

土地改変の概要を具体的に記載
根切り深度と杭深度がある場合には両方を記載
例えば、新築に先立ち、既設建造物の解体等を行う場合は、
それぞれの平面図、断面図を添付

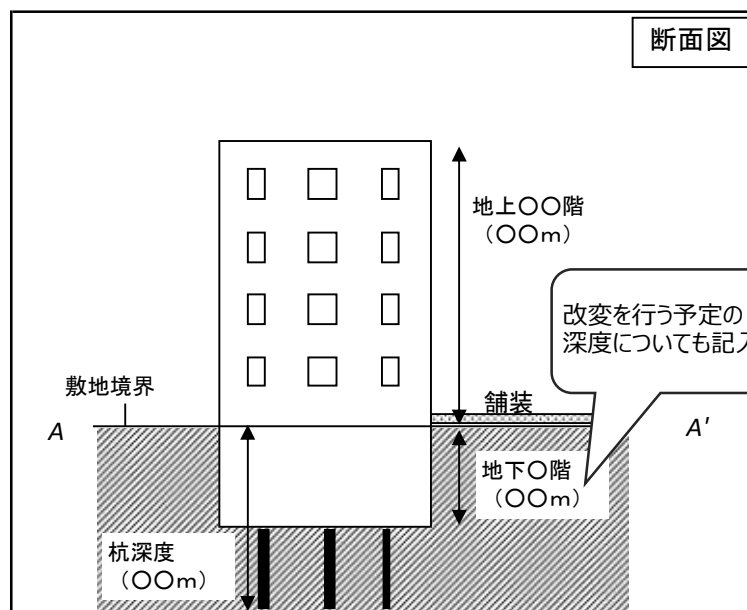
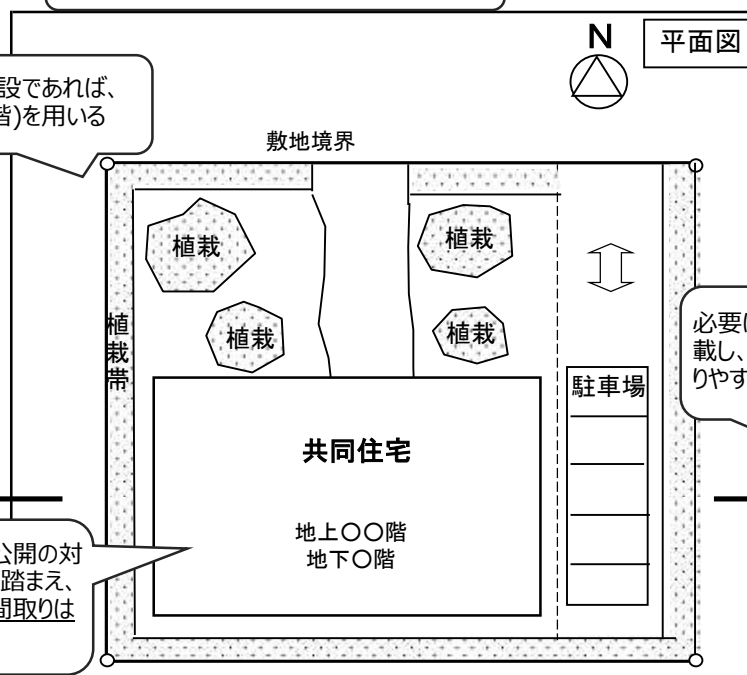
日にちまで記入
法 4 条の届出も行う場合は、
法 4 条の工事開始日と同じ日付

施工会社が未定の場合は、「未定」とし、
117条2項等で報告

マンション等の建設であれば、
その配置図(1階)を用いる

届出が情報公開の対象となることを踏まえ、
建物内部の間取りは
載せないこと

必要に応じて、切断線を記載し、
断面図の位置をわかりやすく示す



改変を行う予定の
深度についても記入

3. 土壤汚染状況調査報告書の作成

土壌汚染状況調査報告書の作成

土壌汚染状況調査報告書を作成するに当たり次の1から10までの事項に留意し整理を行ってください（本事項はあくまで参考とし、場合によって項目の追加及び削除等を行います。）。

1、7及び8以外の資料には、個人情報等の記載をお控えください（分析担当者名、コア鑑定者等）。

1. 指定調査機関確認書・調査結果報告シート

東京都へ提出する調査結果報告書には、指定調査機関確認書・調査結果報告シートを必ず添付してください。様式は東京都環境局のホームページからダウンロードできます。

既往の調査結果を活用する場合には、当該調査結果も含めて調査結果を総括し一式のシートにまとめてください。

2. 調査区分

対象地の土地利用の履歴等から調査区分を設定した区画について、図面等を用い過去の土地利用との関係がわかるよう作成してください（全部対象区分地・一部対象区分地・これら以外の設定根拠の明確化）。

また、調査対象となる単位区画数について整理します。

3. 土壌汚染状況調査を行った地点

全部対象区画・一部対象区画等において、それぞれ土壌を採取した地点を明らかにするとともに各採取地点番号を設定し、今後の対策計画等の図面等においても地点番号を引き継ぐこととします。

4. 調査対象項目

汚染状況調査を行う項目については、過去の土地利用の履歴等から、調査対象項目としたその根拠を明らかにしてください。

5. 汚染状況調査の方法

今回実施した汚染状況調査の技術的根拠を示して記述してください。（例えば「東京都土壌汚染対策指針（平成31年4月1日東京都告示第394号）に基づき・・・」や「土壌溶出量調査に係る測定方法（平成15年3月6日環境省告示第18号）に基づき・・・」など）

なお、一般的な調査方法の説明は不要です。

6. 汚染状況調査の結果

調査の結果は、総評等は記載せず、一覧表と図に簡潔にまとめてください。

1) 土壌調査

・一覧表の作成

土壌調査の結果を、調査地点と調査対象物質との関係がわかるよう一覧表を作成します。汚染土壌処理基準を超える部分は網掛けをつけるなどわかりやすくまとめてください。

また、第二溶出量基準を超えるものについても表の中でわかるようにしてください。

・図面等の作成

平面図を用い土壌調査の結果を示してください。汚染土壌処理基準を超える部分は網掛けをつけるなどわかりやすくまとめてください。

2) 地下水調査（土壌ガスの検出や溶出量基準の超過等の場合は、原則、地下水調査が必要です。詳細は次ページや指針を参照してください。）

・一覧表の作成

地下水調査の結果を、調査地点と調査対象物質との関係がわかるよう一覧表を作成します。地下水基準を超える部分は網掛けをつけるなどわかりやすくまとめてください。

また、第二地下水基準を超えるものについても表の中でわかるようにしてください。

・図面等の作成

平面図を用い地下水調査の結果を示してください。地下水基準を超える部分は網掛けをつけるなどわかりやすくまとめてください。対象地境界における地下水調査においては、地下水流向を矢印等で記載してください。

3) 詳細調査（ボーリング調査）を実施した場合

詳細調査（ボーリング調査）を実施した場合は、同様に一覧表、図面等でわかりやすくまとめてください。

なお、詳細調査は、汚染拡散防止計画書（第117条第3項）で報告することも可能です。その際にも指定調査機関確認書・調査結果報告シートを必ず添付してください。

7. 濃度計量証明書等

土壌汚染状況調査により土壌分析を行った分析機関と計量方法等を確認するため、公定法に基づく濃度計量証明書を全て添付します。

土壌ガス調査の場合には、計量証明事業者が発行した濃度を証する書類（写しでも可）又は土壌ガス検出チャート（写）を添付します。現地以外に試料を運搬して分析した際の土壌ガス検出チャートを添付する場合には、濃度減少の評価に関する資料を併せて添付してください。

なお、濃度計量証明書等は原則として別冊にまとめてください。

8. 調査実施写真

対象地において実際どのように行われたかを確認するため、土壌調査では、土壌の採取前、採取状況（採取機器、採取孔径、採取深度及び採取容器等）及び採取後の写真を添付します。土壌ガス調査では、土壌ガスの採取前、採取状況（採取機器、採取孔径、採取深度及び気密容器等）及び採取後の写真を添付します。（地下水の調査を行った場合についても、同様に採取状況等の写真を添付します。）採取深度を示す写真は、検尺の目盛が読めるように撮影するよう注意してください。調査実施写真は、原則として別冊資料にまとめてください。

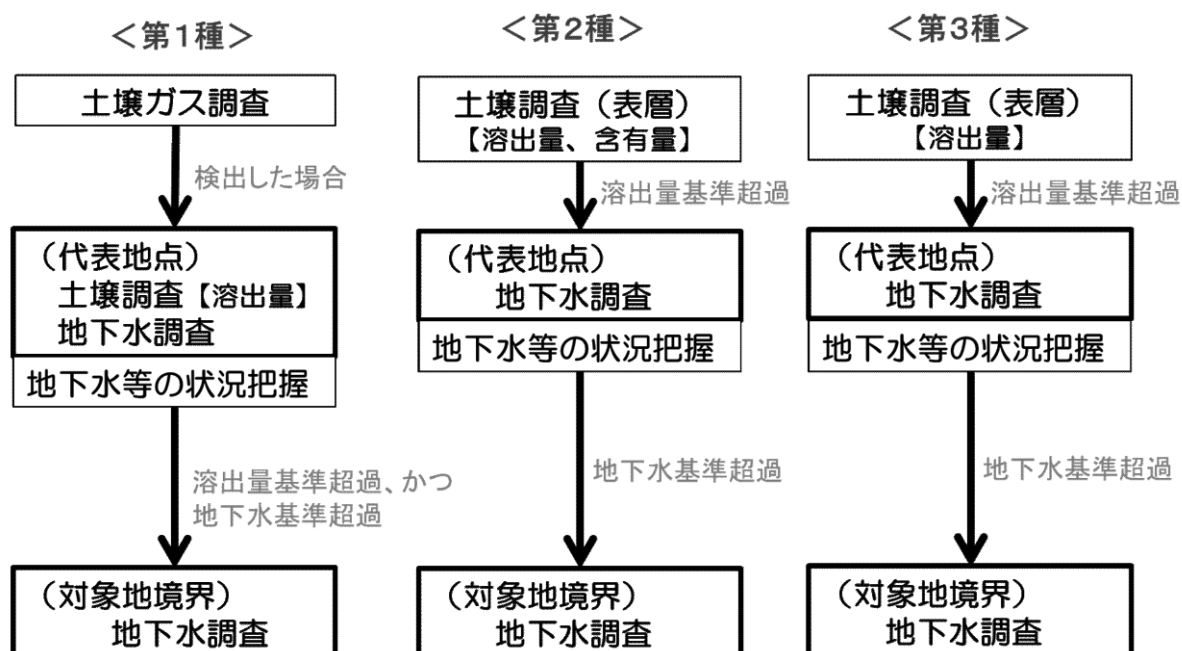
9. 過去の調査結果の活用

既往調査結果を活用する場合には、過去の調査結果報告書をそのまま添付するのではなく、表や図等を用いて簡潔に整理した資料を添付してください。複数の既往調査結果を活用する場合には、それらの結果を表及び図にひとまとめに整理してください。

10. 条例第116条に基づく報告書等の作成への活用

次ページ以降の第117条第2項、第3項及び第6項に基づく報告書等の作成方法は、第116条に基づく報告書等の作成に御活用いただくことが可能です。ただし、適宜第116条用に変更が必要な箇所があることに御注意ください。

<調査対象物質ごとの調査の流れ>



提出書類一覧（●：土壤汚染対策届出情報システムに登録する際の電子ファイル名）

1 届出書及び添付書類	書類の種類
○土壤汚染状況調査報告書（第 32 号様式） ○鑑別紙 ○特定有害物質の使用及び排出等の状況に係る一覧 ○筆一覧 ●19010 土壤汚染状況調査報告書_第 32 号様式	Excel
●19050 届出を提出する権限を有することを証する書類(委任状、事務処理規定等) ※必要に応じて添付（p.177「4 届出者」を参照してください。）	PDF
○指定調査機関確認書・調査結果報告シート ●19060 指定調査機関確認書 ●19070 汚染状況調査方法報告シート ●19080 汚染状況調査結果報告シート ●19090 詳細調査方法報告シート ●19100 詳細調査結果報告シート	Excel Excel Excel Excel Excel
○表層調査に関する資料 ●19110 汚染のおそれの区分図 ●19120 試料採取等区画図 ●19130 試料採取地点図 ●19140 土壌ガス調査(1 種) ●19150 汚染状況調査(1 種) ●19160 汚染状況調査(2 種, 3 種) ●19170 調査結果図	PDF PDF PDF Excel Excel Excel PDF
○地下水調査に関する資料 ●19180 試料採取地点図_地下水調査 ●19190 汚染状況調査(地下水) ●19200 地下水調査結果図 ●19210 調査対象地における地質状況等 ●19220 地下水汚染が到達する可能性のある距離の計算結果	PDF Excel PDF PDF PDF
○詳細調査に関する資料 ●19230 試料採取地点図_詳細調査 ●19240 詳細調査(深度方向) ●19250 詳細調査(地下水) ●19260 土壌調査結果図	PDF Excel Excel PDF
○汚染状態総括図 ●19270 汚染状態総括図	PDF
○土地利用計画図 ●19280 土地利用の計画図	PDF
○その他資料 ●19290 その他資料	PDF
2 別冊資料	書類の種類
○濃度計量証明書 ●19300 別冊_濃度計量証明書等	PDF
○ボーリング柱状図 ●19310 別冊_ボーリング柱状図	PDF
○調査実施状況写真 ●19320 別冊_調査実施状況写真	PDF
○その他資料 ●19330 別冊_その他資料	PDF

★ Excel 様式は（<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/chemical/soil/ordinance/form>）を参照。

☆ 法第 3 条の届出に準拠しているので様式の作成例は法第 3 条の該当ページを参照してください。

(参考) 報告書の記載例(土壌汚染状況調査報告書)

第32号様式 (第55条関係)

分割提出の場合は届出ごとに連番を記入 (例: その1、その2)

届出日を記入

土壌汚染状況調査報告書

令和7年4月1日

東京都知事 殿

東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
報告者 1 〇〇開発株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇
(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 (第117条第2項) の規定により、汚染状況調査を実施しましたので、次のとおり報告します。

工場若しくは指定作業場の名称又は土地の改変に係る事業の名称	(仮称)〇〇地区土地区画整理事業				第 117 条第 1 項と同じ名称を記載すること
工場若しくは指定作業場の所在地又は土地の改変の場所	新宿区	〇〇町〇〇丁目〇番〇〇号			(住居表示)
	新宿区〇〇町〇〇丁目〇番 1	外 20 筆 道 水			(地番)
	※詳細は別紙「筆一覧」のとおり				
第116条第1項に基づく調査の場合は、廃止の日又は敷地内の土壌の掘削を行う日	原則、第 117 条第 1 項と同じ、住居表示と地番を記載				
特定有害物質の使用、排出等の状況	別紙「特定有害物質の使用、排出等の状況」のとおり				
特定有害物質による土壌等の汚染状況	土 壌	試料採取地点及び年月日	△別紙「〇〇」のとおり ※		
		調査の方法及び調査の結果	△別紙「〇〇」のとおり ※ ※総評: 汚染土壌が存在するため拡散防止措置を実施する		
		調査を受託した者の氏名又は名称	〇〇株式会社 (〇〇〇〇-〇-〇〇〇〇〇)		
	地下水	試料採取地点及び年月日	△別紙「〇〇」のとおり ※		
		調査の方法及び調査の結果	△別紙「〇〇」のとおり ※ ※総評: 基準超過した地下水が存在するため拡散防止措置を実施する。		
		調査を受託した者の氏名又は名称	〇〇株式会社 (〇〇〇〇-〇-〇〇〇〇〇)		
地下水等の状況	△別紙「〇〇」のとおり				
今後の土地の利用計画	△別紙「〇〇」のとおり				
※受付欄					
連絡先	所 属	氏 名	電話番号	電子メールアドレス	
	〇〇開発株式会社△事業部 〇〇調査担当	〇〇 〇〇	03-xxxx-xxxx	xxxxxxxxx@yyyyyyyyy.ne.jp	

必ず汚染状況調査の結果の総評を記入

指定調査機関の指定番号も記載

地下水調査を実施した場合は記入。
※今後実施予定である場合はその旨を記載。

備考 1 ※印の欄は

- ・ 届出者と同じ組織に属する担当者の連絡先を記載
- ・ 届出者と異なる組織に属する者で、報告書の内容が分かる者の連絡先は必要に応じて併記

(日)

*** 法第 4 条第 1 項に基づく土地の形質の変更の届出書 (ただし、法第 4 条第 2 項による土壌汚染状況調査結果報告書を併せて提出する場合) 又は、法第 14 条による指定の申請書を提出している場合は、上記「△別紙〇のとおり」の欄は、土壌汚染対策法に基づく届出を行ったことを記載してください。**
(例) 土壌汚染対策法第 4 条第 2 項に基づく報告書 (〇環▲▲四第〇号) のとおり
土壌汚染対策法第 14 条に基づく、申請書 (〇環▲▲自第〇号) のとおり

土地利用の履歴等調査届出書（117 条 1 項）で本別紙と同様の記載をされている場合でも再度記載（117 条 1 項提出時から新たな情報が明らかになった等、更新情報がある場合は追記）

特定有害物質の使用、排出等の状況			
業種及び主要製品	・〇〇〇〇工業㈱□□工場 ・ガソリンスタンド△△△△営業所 ・〇〇〇クリーニング（有） ・金属メッキ ・ガソリン販売 ・ドライクリーニング		
特定有害物質の種類、使用目的、使用形態等	・〇〇〇〇工業㈱□□工場 ・ガソリンスタンド△△△△営業所 ・〇〇〇クリーニング（有） ・六価クロム ・鉛、ベンゼン ・テトラクロロエチレン ・金属メッキで使用 ・ガソリン成分 ・有機溶剤で使用		
特定有害物質の使用状況	・〇〇〇〇工業㈱□□工場 ・ガソリンスタンド△△△△営業所 ・〇〇〇クリーニング（有） ・六価クロム ・鉛、ベンゼン ・テトラクロロエチレン ・総量不明 ・総量不明 ・総量不明		
使用期間	・1975年 ・1975年 ・1975年	～	・2001年 ・2001年 ・2001年
特定有害物質の排出状況	・〇〇〇〇工業㈱□□工場 ・ガソリンスタンド△△△△営業所 ・〇〇〇クリーニング（有） ・下水道法に基づく特定施設が設置されていた。 ・タンク漏洩等の事故もなく適切に管理されていた。 ・下水道法に基づく特定施設が設置されていた。		
※上記「工場・事業場等の名称」から「特定有害物質の排出状況」の記載情報は、別紙「特定有害物質の使用及び排出等の状況に係る一覧」より記載順に3レコード分を表示した情報です。詳細は別添資料「（別紙）特定有害物質の使用及び排出等の状況に係る一覧」を参照してください。			
特定有害物質の使用場所等	△別紙「1」のとおり 原則、第 117 条第 1 項で作成した一覧をそのまま使用 ※新たに判明した事項等あれば追記すること		
地下施設の有無及び概要	有 別紙「特定有害物質の使用及び排出等の状況に係る一覧」のとおり		
地表の高さの変更、地質に係る情報	昭和〇〇年のガソリンスタンド△△△営業所建設時に敷地の一部に 5 m の盛土がなされた。		
土壤汚染対策法又は条例に基づく調査及び措置の履歴	平成〇〇年〇月〇日付 1 5 環改有土第〇〇号 「土地利用の履歴等調査届出書」 平成〇〇年〇月〇日付 2 4 環改化自第〇〇号 「指定の申請書」 過去に土壤汚染対策に関する届出履歴がある場合はこの欄に記載。 ※全ての届出の記載が困難な場合は、最後の地歴や調査、措置状況が分かる届出に関する記載だけでも構いません。		
既往調査及び措置に関する情報	過去に法定調査によらない自主調査や対策措置等を実施している場合はこの欄に記載		
その他特記事項			

備考 1 別紙が 2 枚以上となる場合は、それぞれに番号を付けること。
2 △印の欄には、報告書に添付する各別紙に一連番号をつけた上、該当する別紙の番号を記入すること。
3 この様式各欄に記入しきれないときは、図面、表等を利用すること。

筆一覧

※「土地利用の履歴等調査届出書」と同内容を記載してください。筆を更新する際はその理由を記入してください。
※本届出で土地の形質の変更を行う地番について「届出種別」に「今回届出」を選択してください（全地番を対象とする場
全ての地番に、一部の地番を対象とする場合は今回の届出対象の地番にのみ「今回届出」を選択してください。）。
※記載行が足りない場合は30番目の行をコピーして行を追加してください。

届出日からおおむね
3か月以内とすること

届出のために確認を行った日： 令和6年4月1日

連番	届出種別	地番				無地番 道 水	一部	土地所有者等の住所	氏名	更新理由
		区市町村	町	丁目	番地					
1	今回届出	新宿区	〇〇町	〇丁目	〇〇番 1			東京都△△区△△町△丁目 △番△号	株式会社〇〇〇製 造	
2	今回届出	新宿区	〇〇町	〇丁目	〇〇番 2		一部	—	個人	
3	今回届出	新宿区	〇〇町	〇丁目	〇〇番 3			—	個人	
4	今回届出	新宿区	〇〇町	〇丁目	〇〇番 4			東京都〇〇区〇〇町〇丁目 〇番〇号	〇〇〇〇 □□□□	
5	今回届出	新宿区	〇〇町	△丁目	××番 1			…	…	
6	今回届出	新宿区	〇〇町	△丁目	××番 2			…	…	
7	今回届出	新宿区	××町	□丁目	△△番 1			—	—	
8	今回届出	新宿区	××町	□丁目	△△番 2			—	—	
9	今回届出					道		—	〇〇区	
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										

分筆等により、地番が追加になる場合は追加となる地番の
情報を記載し、更新理由欄に更新理由を記載

合筆等により地番が減少場合は、減少した地番を削除し、合筆先の地番の更新理由欄に
「〇〇町□丁目△△番 1と合筆」のように記載
また、土地所有者等の変更により土地所有者が変更となる場合、最新の情報に変更し、
変更理由欄に「土地所有者の変更」のように記載

この行より上に行を追加してください。

（日本産業規格 A 列 4 番）

土壌調査及び地下水調査結果図（例）

A-5

深度 (m)		砒素 (溶出量)
GL(m)	TP(m)	(mg/L)
表層 +0.05~0.5	+2.1~ 1.6	0.017
-1	1.1	0.008
-2	0.1	0.019
-3	-0.9	0.011
-4	-1.9	ND
-5	-2.9	0.005
ストレーナー深度(m)		砒素 (地下水)
GL(m)	TP(m)	(mg/L)
-3~-5	-0.9~ -2.9	0.015

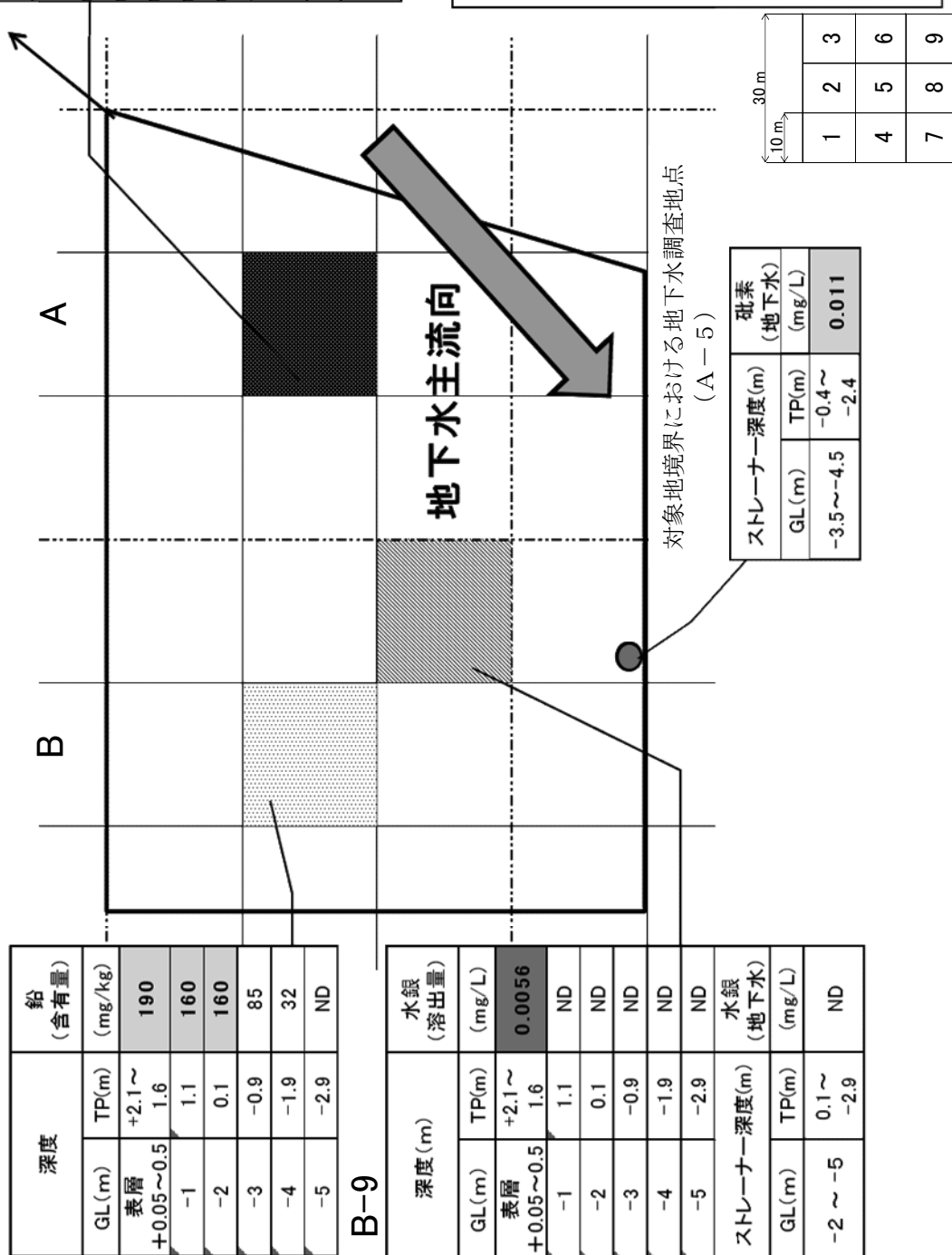
〇〇度〇〇分〇〇.〇〇秒

B-5

深度		鉛 (含有量)
GL(m)	TP(m)	(mg/kg)
表層 +0.05~0.5	+2.1~ 1.6	190
-1	1.1	160
-2	0.1	160
-3	-0.9	85
-4	-1.9	32
-5	-2.9	ND

B-9

深度 (m)		水銀 (溶出量)
GL(m)	TP(m)	(mg/L)
表層 +0.05~0.5	+2.1~ 1.6	0.0056
-1	1.1	ND
-2	0.1	ND
-3	-0.9	ND
-4	-1.9	ND
-5	-2.9	ND
ストレーナー深度(m)		水銀 (地下水)
GL(m)	TP(m)	(mg/L)
-2~-5	0.1~ -2.9	ND



凡例

— 対象地境界

□ 10m単位区画

□ 30m格子

含有量基準不適合

溶出量基準超過かつ地下水基準適合

溶出量基準及び地下水基準超過

境界付近における地下水調査地点

4. 汚染拡散防止計画書の作成

汚染拡散防止計画書の作成

次の1から5までの事項について留意した上で、汚染拡散防止計画書を作成し、**土地の改変に着手する日までに提出してください**（本事項はあくまで参考とし、状況に応じて項目の追加、削除等を行います。）。

また、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」といいます。）第12条に基づく届出書の作成例（pp. 78-90）も参考にしてください。

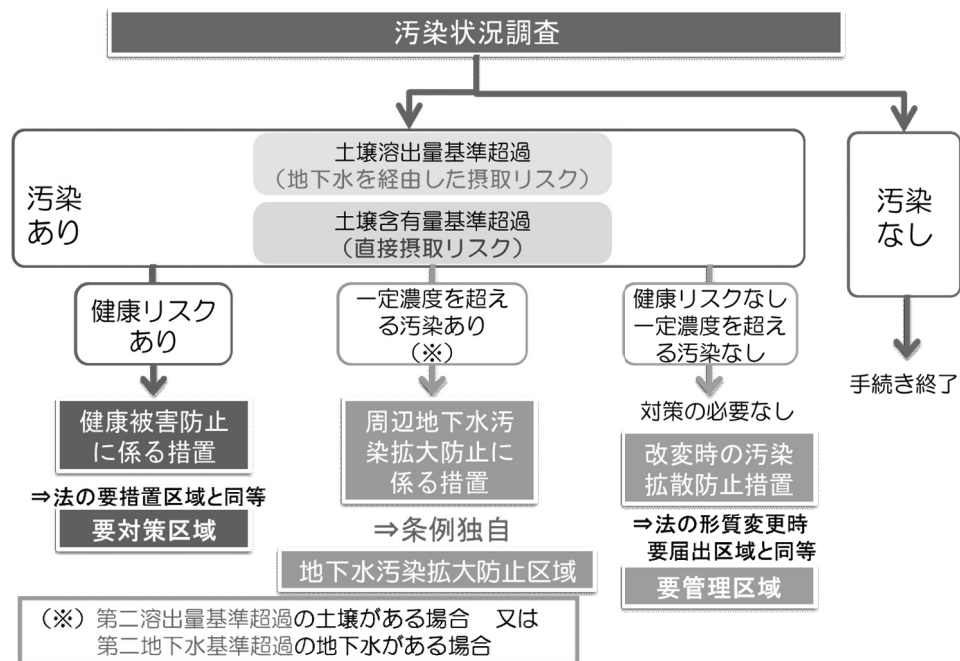
1. 汚染拡散防止計画の目標

汚染拡散防止計画の目標は、土地改変に伴う汚染の拡散を防止すること並びに改変終了後においても土壌汚染による人の健康被害が生ずるおそれがない状態及び周辺への地下水汚染の拡大のない状態にすることです。汚染拡散防止計画の設定は、本目標が達成できるよう東京都土壌汚染対策指針（平成31年東京都告示第394号）に基づき、策定してください。

2. 汚染拡散防止計画の策定方法

1) 汚染の状況

対策計画の策定に必要な汚染状況調査の結果から、汚染が生じている土地を特定有害物質の種類ごとに「要対策区域」、「地下水汚染拡大防止区域」、「要管理区域」に分類します。詳細な分類方法は、東京都土壌汚染対策指針を参照してください。



2) 汚染の拡散防止の区域

土地の改変を行う土地のうち、1) で設定した区域ごとにまとめ、土壌汚染状況調査（詳細調査を実施した場合は、その結果を含む。）の結果を整理し、基準超過した特定有害物質の種類、濃度及び深度をまとめた図面上（原則、1枚の図面）に明示してください。

今後の土地の利用計画から、構造物を構築する部分のみ掘削除去を行う場合は、その構造物と掘削部分（汚染部分）との関係がわかるような図面（平面図及び断面図）を作成してください（原位置浄化等でも同様とします。）。

盛土や舗装により汚染の拡散防止を行う場合は、その構造と掘削部分（汚染部分）との関係がわかるような図面を作成してください。

また、原則として、詳細調査の結果は、本計画書と同時に報告してください。詳細調査を行おうとしている場合で、本計画書提出時に結果を報告できない場合は、当該詳細調査の計画を明示してください。

なお、調査方法に不足がある場合は調査結果が無効になるため御注意ください。

3) 汚染の拡散防止の方法及びその選択理由

指針に基づき分類した区域ごとの達成すべき水準に応じて、指針で選択可能な措置のうちから、土壤汚染の除去等の措置を選定してください。措置の選定に当たっては、環境面、経済面及び社会面への影響を考慮し、必要に応じ関係者とともに検討した上で、措置の選択理由を示してください。

また、舗装や盛土等のリスク低減による措置を実施する際は、東京都土壤汚染対策指針に示す構造等について、盛土であれば良質土の搬入元について記述してください。

4) 土壤汚染の除去等の措置の特例

①法の規定による汚染の除去等の措置の実施に係る特例

東京都土壤汚染対策指針の規定で選定した措置の方法の内容によらず、法第7条の規定による汚染除去等の措置を実施することができます。

②目標土壌溶出量又は目標地下水濃度を設定する場合の特例

法施行規則の規定に準じて目標土壌溶出量又は目標地下水濃度を設定する場合には、法施行規則別表第8の方法により対策を実施することができます。

5) 汚染土量の確定

土壤汚染状況調査の結果（詳細調査を実施した場合は、その結果を含む。）、汚染が存在する範囲から求めた汚染土量と、実際に汚染拡散防止対策によって対策を行う汚染土量をそれぞれ確定させます。

6) 措置の完了確認

汚染拡散防止計画における措置の完了の確認方法をどのように行うのか明らかにします。地下水等のモニタリング計画を策定している場合はこの時点で報告してください。

7) 汚染土壌の運搬及び搬出先での処理の方法

汚染土壌を対象地の外に搬出する場合、運搬における汚染土壌の飛散防止等の具体的な措置の内容、汚染土壌の搬出先（施設の所在地、種類及び名称等）を明らかにします。経由する施設等がある場合は、その情報についても記載してください。

また、汚染土壌の搬出の際に交付する管理票について、様式や交付の方法等について具体的に示してください。

3. 対策工事の工程

汚染拡散防止の開始及び終了の時期を明らかにするために各工種毎の工程表を作成します。土地の改変と同時に汚染拡散防止措置を行う場合、その改変行為における工程も記載し、それぞれ措置と改変の相関がわかるようにします。

4. 改変期間中の環境保全対策

汚染拡散防止措置の期間中に行う環境保全対策については、汚染拡散防止措置の規模及び内容等から勘案し、指針に挙げる環境保全対策を実施してください。

実施する環境保全対策の内容については、「汚染拡散防止確認シート」または「土壌汚染対策計画確認シート」に記載してください。

また、汚染拡散防止計画の概要について、例を参考に掲示板等を作成、設置し、届出書にも添付してください。

5. 法に基づく届出書等を提出した場合（法第7条、法第12条、法第16条）

土壌汚染状況調査の結果、形質変更時要届出区域に指定され、法第12条第1項及び法第16条第1項の届出をする場合、条例第117条第3項に基づく汚染拡散防止計画書の提出に代えることができます。要措置区域に指定され、法第7条に及び法16条第1項に基づく届出を行った場合は、汚染拡散防止計画書の鑑のみ提出してください。

6. 汚染の拡散防止方法の選択理由

土壌汚染の除去等の措置の選択の方法の選択に当たっては、措置に伴う環境面、経済面及び社会面への影響を考慮し、選定した措置の方法の選択理由を計画書の中に記載してください。「環境・経済・社会に配慮した持続可能な土壌汚染対策ガイドブック」を活用し、「土壌の3R」の観点からの対策方法の検討にお役立てください。

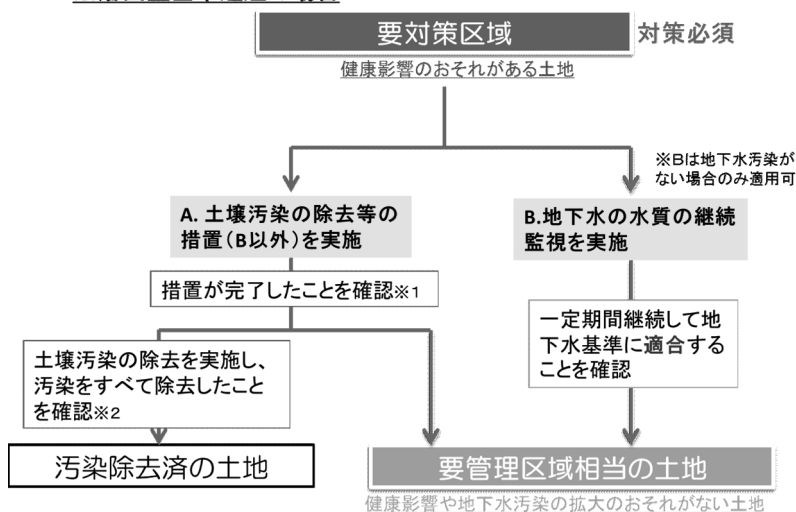
条例の対策計画書等に記入する「選択理由」の記載例

3Rの要素	記載内容
Reduce (リデュース)	地下水汚染は生じていないため、法令で講ずべき措置とされている、最も環境・経済・社会への負荷が小さい地下水の水質測定を選択した。
	汚染土壌の全量掘削除去と比較して、必要最低限の掘削と舗装を組み合わせる方法が、環境・経済・社会への負荷が軽減するため。
	根切り工事を行う範囲のみ掘削除去し、汚染土壌の搬出・処理量を削減することで、環境・経済・社会への負荷が軽減するため。
Reuse (リユース)	自然由来による汚染土壌を敷地内で盛土として使用し、汚染土壌の搬出・処理量を削減することで、環境・経済・社会への負荷が軽減するため。
	根切り工事で発生した汚染土壌は、敷地内で盛土や埋土として使用し、汚染土壌の搬出・処理量を削減することで、環境・経済・社会への負荷が軽減するため。
Remediation (レメディエーション)	汚染土壌が地下水面より浅い深度に分布していることから、土壌ガス吸引による原位置での浄化対策を行うことで、環境・経済・社会への負荷が軽減するため。
	汚染土壌が地下水面より深い深度に分布し、汚染地下水も確認されていることから、地下水揚水による原位置での浄化対策を行うことで、環境・経済・社会への負荷が軽減するため。

環境・経済・社会に配慮した持続可能な土壌汚染対策ガイドブック より抜粋

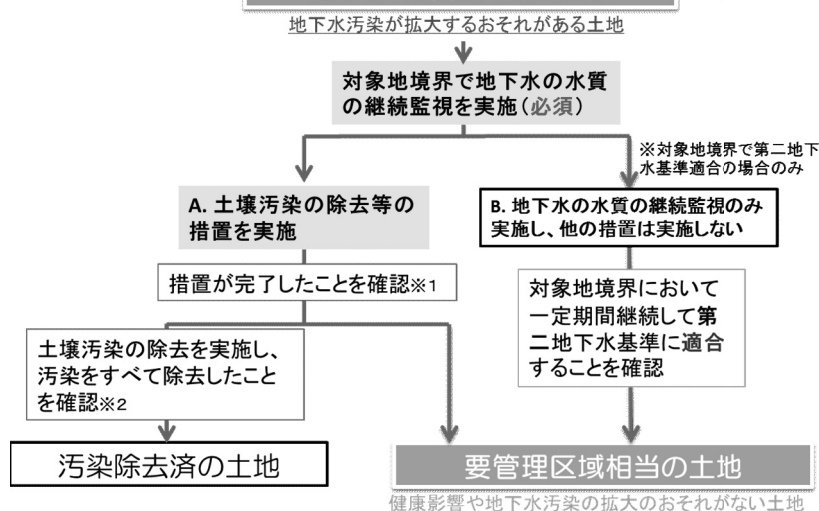
各区域の達成すべき水準と措置の選定

※溶出量基準超過の場合



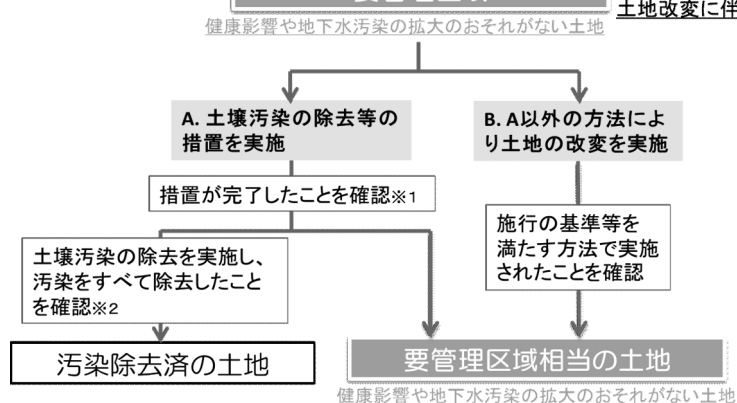
地下水汚染拡大防止区域

対策必須



要管理区域

対策の義務はないが、
土地改変に伴って実施



※1 措置ごとに定められている技術的な事項（選定した措置が適切に実施されたこと）の確認及び措置ごとに定められている措置の効果の確認（2年間モニタリング等）（措置の完了要件を満たすことの確認）等を実施する。（指針第4の4）

※2 溶出量基準超過の場合に2年間モニタリング等を実施する。（指針第4の5）（ただし、第4の4と兼ねることができる。）

提出書類一覧（●：土壌汚染対策届出情報システムに登録する際の電子ファイル名）

1 届出書及び添付資料	書類の種類
○汚染拡散防止計画書（第 33 号様式） ○鑑別紙 ○汚染状態一覧シート ○筆一覧 ●22010 汚染拡散防止計画書_第 33 号様式	Excel
●22050 届出を提出する権限を有することを証する書類(委任状、事務処理規定等) ※必要に応じて添付（p.177「4 届出者」を参照してください。）	PDF
○土壌汚染対策計画確認シート ●22060 土壌汚染対策計画確認シート	Excel
○汚染拡散防止確認シート ●22070 汚染拡散防止確認シート	Excel
○汚染土壌の区域外（敷地外）搬出確認シート ●22080 搬出確認シート	Excel
○汚染の状況を明らかにした図面 ●22090 汚染の状態を明らかにした図面	PDF
○措置の施行方法を明らかにした平面図・立面図・断面図 ●22100 施工のフロー図 ●22110 平面図・立面図・断面図	PDF PDF
○掘削土量集計表 ●22120 掘削土量集計表	Excel
○汚染土壌の運搬方法を示した図面 ●22130 土壌汚染の運搬方法を示した図面	PDF
○汚染土壌の運搬の用に供する自動車等の構造を記した書類 ●22140 汚染土壌の運搬の用に供する自動車等(船舶)の構造を記した書類及び自動車(船舶)構造図 ●22150 運搬の用に供する自動車・船舶に関する書類	PDF Excel
○保管の用に供する施設の構造を記した書類 ●22160 保管の用に供する施設の構造を記した書類	PDF
○積替の用に供する施設に関する書類 ●22170 積替の用に供する施設に関する書類	PDF
○汚染土壌処理を行うことができることを示す書類 ●22180 搬出に係る必要事項が記載された使用予定の管理票の写し ●22190 汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託したことを証する書類 ●22200 汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設に関する許可証の写し ●22210 土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法 ●22220 事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法	PDF PDF PDF PDF PDF
○お知らせ看板 ●22230 お知らせ看板	PDF
○措置完了（工事完了）後の状況を明らかにした図面 ●22240 土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面	PDF
○工程表 ●22250 工程表	PDF
○その他資料 ●22510 その他資料	PDF

2 別冊資料	書類の種類
○その他資料 ●22520 別冊_その他資料	PDF

※ 対策範囲確定等のために調査を行った場合に必要となる添付書類	書類の種類
○指定調査機関確認書・調査結果報告シート ●22260 指定調査機関確認書 ●22270 汚染状況調査方法報告シート ●22280 汚染状況調査結果報告シート ●22290 詳細調査方法報告シート ●22300 詳細調査結果報告シート	Excel Excel Excel Excel Excel
○表層調査に関する資料 ●22310 試料採取等を行わなかった土壌の特定有害物資による汚染状態を明らかにした図面 ●22320 試料採取等区画図 ●22330 試料採取地点図 ●22340 土壌ガス調査(1種) ●22350 汚染状況調査(1種) ●22360 汚染状況調査(2種, 3種) ●22370 調査結果図	PDF PDF PDF Excel Excel Excel PDF
○地下水調査に関する資料 ●22380 試料採取地点図_地下水調査 ●22390 汚染状況調査(地下水) ●22400 地下水調査結果図 ●22410 調査対象地における地質状況等	PDF Excel PDF PDF
○詳細調査に関する資料 ●22420 試料採取地点図_詳細調査 ●22430 詳細調査(深度方向) ●22440 詳細調査(地下水) ●22450 土壌調査結果図	PDF Excel Excel PDF
○その他資料 ●22470 評価地点及び該当評価地点に設定した理由 ●22480 措置完了条件(目標土壌溶出量・目標地下水濃度の計算)の計算ツール ●22490 地下水の水質の測定を行うための観測井を設置する地点及び設置理由 ●22500 地下水の水質の測定期間及び頻度	PDF PDF PDF PDF

3 条
項 例
117 条

★ 新システムの Excel 様式は環境局 HP の環境確保条例(土壌汚染対策)に基づく届出様式等(汚染拡散防止計画書)からダウンロードしてください。

(<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/chemical/soil/ordinance/form>)



☆ 土壌汚染状況調査に係る提出書類や記入方法等については、法第3条の届出に準拠しているので、様式の作成例は法第3条の該当ページを参照してください。

分割提出の場合は届出ごとに連番
を記入（例：その1、その2）

汚染拡散防止計画書

届出日を記入

令和7年4月1日

東京都知事 殿

東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

届出者 1 〇〇開発株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

該当の条項を選択

（法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（第117条第3項）の規定により、
汚染拡散防止計画書を作成しましたので、次のとおり提出します。

土地の改変に係る事業の名称 （第117条第3項の場合）	（仮称）〇〇地区土地区画整理事業			第117条第1項と同じ名称を記載すること
土地の改変又は汚染地の改変 を行う場所	新宿区	〇〇町〇〇丁目〇番〇〇号		（住居表示）
				（住居表示）
	新宿区〇〇町〇〇丁目〇番1	外 20 筆 道 水		（地番）

汚染の状況 別紙「汚染の状況、汚染土壌の搬出の有無並びに搬出先での処理の方法」のとおり

原則、第117条第1項と同じ、住居表示と地番を併記
地番については、「（別紙）筆一覧」を作成し添付

汚染の拡散防止の区域 別紙「汚染状態を明らかにした図面」のとおり

土地の改変又は汚染地の改変の内容	土地の改変又は汚染地の改変の内容	種類	最大改変深度 (m)	掘削深度 (m) ※掘削を伴う場合	杭深度 (m) ※杭施工を伴う場合
		公共施設の整備工事	20.00	8.00	20.00
			0.00		
			0.00		

第117条第1項、
第2項から変更になる
場合は別紙にて
詳細を記載すること

汚染の拡散防止の方法 別紙「措置の方法・施工計画」のとおり

汚染の拡散防止の方法の選択理由 基準不適合土壌の全量掘削除去と比較して、必要最低限の掘削と舗装を組み合わせる方法が、環境・経済・社会への負荷が軽減するため

備考

ブルダウンに該当項目がなければ「その他」を選択し、
備考欄に内容を記入すること工事完了報告と
措置完了報告を
併記実施状況に係る報告の時期
及びその内容

工事完了報告

汚染状態の変更

措置完了報告

地下水のモニタリング

ブルダウンに該当項目がなければ
自由記入でも構いません

汚染の拡散防止の開始及び終了の時期 令和7年5月1日 から 令和7年6月30日 まで

汚染の拡散防止の期間中の環境保全対策 別紙「土壌汚染対策計画確認シート」のとおり

終了の時期は、汚染土壌の処理を確認した日や
地下水測定の結果を受理した日等を含めた
拡散防止対策の完了日

汚染土壌の搬出の有無並びに搬出する場合における搬出の方法及び搬出先での処理の方法 別紙「汚染の状況、汚染土壌の搬出の有無並びに搬出する場合における搬出の方法及び搬出先での処理の方法」のとおり

ブルダウンより選択

※受付欄

	所 属	氏 名	電話番号	電子メールアドレス
連絡先	〇〇開発株式会社△事業部	〇〇 〇〇	03-xxxx-xxxx	xxxxxxxx@yyyyyyyyy.ne.jp
	〇〇調査担当			

備考 1 ※印の欄

- 届出者と同じ組織に属する担当者の連絡先を記載
- 届出者と異なる組織に属する者で、報告書の内容が分かる者の連絡先は必要に応じて併記

記入すること。

汚染の状況、汚染土壌の搬出の有無並びに搬出する場合における搬出の方法及び搬出先での処理の方法

	特定有害物質の名称	土壌の汚染	地下水の汚染
健康被害を生ずるおそれがあるとされた特定有害物質の名称並びに当該特定有害物質による土壌及び地下水汚染の状況	ほう素及びその化合物 ベンゼン (別紙記載なし) ※上記の記載情報は、別紙「汚染状況一覧」より区域別記載順に3レコード分を表示した情報です。詳細は別添資料「(別紙)汚染状況一覧」を参照してください。	土壌溶出量基準超過 最大濃度：2 (mg/ℓまたはmg/kg) 最大汚染深度：5 (m) 汚染区画数：2 (区画) 第二溶出量基準超過 最大濃度：0.2 (mg/ℓまたはmg/kg) 最大汚染深度：3 (m) 汚染区画数：1 (区画)	地下水基準適合 第二地下水基準超過 最大濃度：0.15 (mg/ℓ) 採取深度：GL-6m～8m (m) 超過地点数：1 (地点) 対象地境界：適合
第二溶出量基準又は第二地下水基準超過状態にある特定有害物質の名称並びに当該特定有害物質による土壌及び地下水汚染の状況	ベンゼン (別紙記載なし) (別紙記載なし) ※上記の記載情報は、別紙「汚染状況一覧」より区域別記載順に3レコード分を表示した情報です。詳細は別添資料「(別紙)汚染状況一覧」を参照してください。	第二溶出量基準超過 最大濃度：0.2 (mg/ℓまたはmg/kg) 最大汚染深度：3 (m) 汚染区画数：1 (区画)	第二地下水基準超過 最大濃度：0.15 (mg/ℓ) 採取深度：GL-6m～8m (m) 超過地点数：1 (地点) 対象地境界：適合
その他の当該土地における特定有害物質による汚染の状況	鉛及びその化合物 (別紙記載なし) (別紙記載なし) ※上記の記載情報は、別紙「汚染状況一覧」より区域別記載順に3レコード分を表示した情報です。詳細は別添資料「(別紙)汚染状況一覧」を参照してください。	土壌含有量基準超過 最大濃度：200 (mg/ℓまたはmg/kg) 最大汚染深度：2 (m) 汚染区画数：4 (区画)	
要対策区域になった原因の特定有害物質、それによる汚染状況について、シート「(別紙)汚染状況一覧」より記入 (この欄には記入不要)			
地下水汚染拡大防止区域になった原因の特定有害物質、それによる汚染状況について、シート「(別紙)汚染状況一覧」より記入 (この欄には記入不要)			
要管理区域になった原因の特定有害物質、それによる汚染状況について、シート「(別紙)汚染状況一覧」より記入 (この欄には記入不要)			
汚染土壌の搬出の有無並びに搬出する場合における搬出の方法及び搬出先での処理の方法	搬出の有無 有 搬出の開始及び処理完了の時期 令和4年10月1日 から 令和4年11月30日 まで 搬出する汚染土壌の体積及び運搬の方法 搬出する汚染土壌の体積 999.00 m ³ ※詳細は△別紙「土量集計表」のとおり 運搬の方法 ダンプトラック (フレコン内袋有) (補足) 別紙「汚染土壌の運搬方法を示した図面」のとおり 汚染土壌の処理を行う者の氏名又は名称、処理施設の所在地及び汚染土壌の処理方法 株式会社◇◇興業 (◇◇◇処理センター) 浄化等処理施設 (浄化)	◇◇県◇◇市◇◇町◇◇丁目◇番◇号	

備考 この様式各欄に記入しきれないときは、図面、表等を利用すること。

2 この様式各欄に記入しきれないときは、図面、表等を利用すること

(日本産業規格 A 列 4 番)

連番	区域	特定有害物質の名称	土壌の汚染					地下水の汚染					備考
			超過基準項目	超過／適合	最大濃度 (mg/L・ mg/kg)	最大汚染深度 (m)	汚染区画数 (区画)	超過基準項目	超過／適合	最大濃度 (mg/L)	採取深度 (m)	超過地点数 (地点)	
1	要対策区域	ほう素及びその化合物	土壌溶出量基準	超過	2,000	5.00	2.00	地下水基準	適合				
2	要対策区域	ベンゼン	第二溶出量基準	超過	0.200	3.00	1.00	第二地下水基準	超過	0.150	GL-6m～8m	1.00	適合
3	地下水汚染拡大防止区域	ベンゼン	第二溶出量基準	超過	0.200	3.00	1.00	第二地下水基準	超過	0.150	GL-6m～8m	1.00	適合
4	要管理区域	鉛及びその化合物	土壌含有量基準	超過	200,000	2.00	4.00						
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
21													
22													
23													
24													
25													
26													
27													
28													
29													
30													

「第 32 号様式」で地下水調査を行った場合は、
いずれかの調査結果に地下水汚染の情報を記入

土壌（溶出が第二溶出）及び地下水
（地下水が第二地下水）が基準超過の
場合には、必ず「対象地域界での地下水
基準超過」の超過／適合をリストより記入

土壌（溶出が第二溶出）及び地下水（地下水が第二地下水）が基準超過の場合には、必ず「対象地域界での地下水基準超過」の超過／適合をリストより記入

「第 32 号様式」で地下水調査を行った場合は、いずれかの調査結果に地下水汚染の情報を記入

(参考：別紙2の中に、汚染拡散防止の方法等を記載してください。)

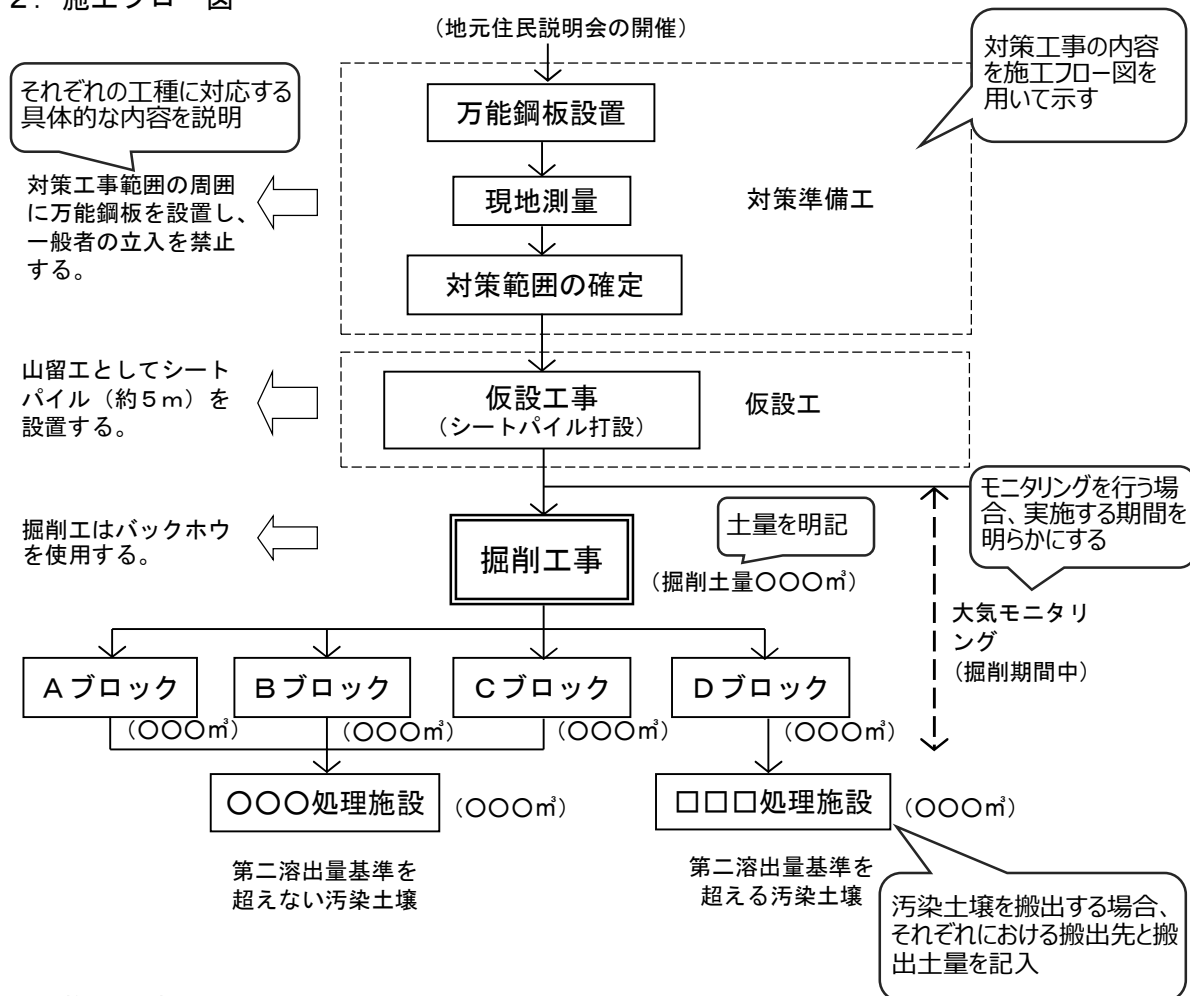
汚染拡散防止対策施工計画

添付資料の表題を記入

1. 計画の概要

対策範囲	対策面積 3,300㎡
汚染土量	掘削土量 4,250m ³
対策方法	全量掘削除去(購入土により埋め戻し)
完了確認	測量及び写真撮影による出来形確認を実施
汚染土搬出先	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番 (株)〇〇〇汚染土壌処理工場 (浄化等処理施設)
工事工期	〇〇年〇月〇日から〇〇年〇月〇日まで

2. 施工フロー図



3. 施工業者

1) 汚染土壌処理工事施工者

・ 〇〇〇〇建設株式会社〇〇支店
東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
連絡先 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

2) 大気モニタリング調査者

・ 〇〇〇〇環境調査株式会社
東京都□□区□□町□丁目□番□号
連絡先 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

※ 担当者名等の個人情報に記載しないこと

※ 汚染土壌に対する措置に該当する工事を実施する際は
こちらの作成例を参考にする

土壌汚染対策工事に関する周辺住民へのお知らせ掲示板（例１）

土壌汚染対策工事のお知らせ		
工 事 件 名	(仮称) ○○○○マンション建設工事に伴う土壌汚染対策工事	
工 事 場 所	東京都▽▽区▽▽町▽丁目▽番▽号他	
工 事 期 間	○○年○○月○○日から○○年○○月○○日まで	
工 事 概 要	汚 染 土 壌 項 目	(物 質 名) ○○○○・△△△△・××××
	汚 染 土 壌 面 積	(全体面積) ○○○㎡ (処理面積) □□□㎡
	汚 染 土 壌 数 量	(全体数量) ○○○㎡ (処理数量) □□□㎡
	汚染土壌処理方法	掘削除去（全量）
	環境保全対策(例)	1. 汚染土壌除去作業中は周辺環境モニタリングを実施する。 2. 汚染土壌運搬車両は場内にて洗車した後場外へ搬出する。 3. 汚染土壌掘削作業中の粉塵による飛散防止対策として散水等を実施する。
事 業 主	(住所) 東京都○○区○○町○丁目○番○号 (氏名) ○○○○開発株式会社 ○○本社 代表取締役 ○○○○ 電話 ○○ (○○○○) ○○○○	
施 工 者	(住所) 東京都××区××町×丁目×番×号 (氏名) ××××建設株式会社 ××本社 代表取締役 ×××× 電話 ×× (××××) ××××	
●この標識は「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づき、土壌汚染対策を実施していることをお知らせするものであります。 ●上記工事についてのお問合せは下記へご連絡下さい。 条例に基づき実施している場合、その根拠を記載 (連絡先) ○○○○開発株式会社○○本社○○○○事業部 (担当) ××・△△ 電話 ○○ (○○○○) ○○○○ 連絡先は必ず記載 届出書には個人名は記載しない (黒塗り又は○○と記載)		

※掲示板の大きさや掲示場所については任意とします。

※ 一般の工事を実施する際はこちらの作成例を参考にすること

その他一般的な工事に関する周辺住民へのお知らせ掲示板（例２）

〇〇工事のお知らせ		
本工事は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づき、 土壌に係る汚染拡散防止計画を提出し行っています。		
工 事 件 名	（仮称）〇〇〇〇マンション建設工事	
工 事 場 所	東京都▽▽区▽▽町▽丁目▽番▽号他	
工 事 期 間	〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで	
工 事 概 要	土地の改変の内容	共同住宅の新築
	基準に適合しなかった 特定有害物質の種類	（物 質 名）〇〇〇〇・△△△△・××××
	基準不適合範囲における 改変の規模	（改変深度）最大〇m （改変面積）□□□m ² （搬出土量）〇〇〇m ³
	環境保全対策（例）	1. 作業中は周辺環境モニタリングを実施する。 2. 運搬車両は場内にて洗車した後場外へ搬出する。 3. 掘削作業中の粉塵による飛散防止対策として散水等を実施する。
事 業 主 （住所） （氏名） 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇〇〇開発株式会社 〇〇本社 代表取締役 〇〇〇〇 電話 〇〇（〇〇〇〇）〇〇〇〇		
施 工 者 （住所） （氏名） 東京都××区××町×丁目×番×号 ××××建設株式会社 ××本社 代表取締役 ×××× 電話 ××（××××）××××		
●上記工事についてのお問合せは下記へご連絡下さい。 （連絡先）〇〇〇〇開発株式会社〇〇本社〇〇〇〇事業部 （担当）××・△△ 電話 〇〇（〇〇〇〇）〇〇〇〇		

※掲示板の大きさや掲示場所については任意とします。

5. 汚染拡散防止措置完了届出書の作成

汚染拡散防止措置完了届出書の作成

次の1から5までの事項について留意した上で、汚染拡散防止措置完了届出書を作成し、措置完了後は速やかに提出してください（本事項はあくまで参考とし、状況に応じて項目の追加及び削除等を行います。）。

1. 汚染拡散防止計画のまとめ

汚染拡散防止計画を策定したときの汚染拡散防止の目標、対策範囲、汚染土量、完了確認、汚染土壌搬出先及び対策中の環境保全対策等の対策計画の概要を簡潔にまとめます。

2. 汚染拡散防止措置の実施内容

実際に現地において行った汚染拡散防止措置の実施内容を次の事項を中心に詳しく記述します。

1) 対策実施範囲の確定

汚染拡散防止措置により行った対策実施範囲を、対策計画策定時における対策範囲とともに平面図及び断面図等を用い明らかにします。対策を行った範囲が対策計画策定時より変更となった場合は、その理由も添付します。

また、盛土や舗装により汚染の拡散防止を行った場合は、その構造と掘削部分の範囲について平面図及び断面図等を用い明らかにするとともに、今後の維持管理の方法についても記述します。

さらに、絞り込み調査を実施し、調査結果を報告していない場合は、当該調査結果についても記載してください。

必要に応じて、測量記録（測量士による確認のあるものが望ましい）^{*1}を添付してください。

2) 汚染土量の確定

汚染拡散防止措置により対策を実施した汚染土量を図面及び管理票等により確定させます。この場合も対策計画策定時における汚染土量と比較し、変更となった場合は、その理由を添付します。

3) 対策の方法

汚染拡散防止措置により行った対策の方法を示します（例えば舗装であればその構造等について、また、盛土や掘削除去後の埋戻し等では、良質土の搬入元や品質管理に関する内容等についても記述します。）。この場合も対策計画策定時における対策方法と比較し、変更となった場合は、その理由を添付します。

4) 対策の完了確認

汚染拡散防止措置により行った対策の完了の確認について明らかにします。例えば掘削除去を行い底盤の土壌の分析確認が必要とされる場合などは、その分析確認を行った結果について明らかにし、また対象地内及び周辺における地下水モニタリングが必要とされる場合などは、そのモニタリングを行った結果について明らかにします。

なお、それぞれの分析結果については、土壌分析を行った分析機関と計量方法等を確認するため、公定法に基づく濃度計量証明書を全て添付することを原則とします。

5) 汚染土壌の搬出及び搬出先での処理の方法

汚染土壌を対象地の外に搬出した場合、運搬における汚染土壌の飛散防止等の具体的な措置の内容、汚染土壌の搬出先（施設の所在地、種類及び名称等）を明らかにします。経由した施設等がある場合は、その情報についても記載します。

6) 措置完了後の対象地の状況

汚染拡散防止措置を実施した後の対象地の状況について、措置により設置した構造物や措置完了後の汚染土壌の存在する位置等について、平面図及び断面図等を用いて明らかにします。

また、措置により設置した構造物の維持管理の方法についても記述します。

3. 対策工事写真

汚染拡散防止措置が実際どのように行われたかを確認するため、工種ごと又はエリアごとに現場写真を添付します。添付写真の構成としては、着手前、実施中及び完了がわかるように整理するとともに、それぞれ写真の内容について豆図等を活用してコメントしてください。例えば、掘削除去を行った場合は、着手前、仮設状況、掘削状況、仮置き状況、ダンプ積み込み状況、掘削深度及び掘削範囲の確認状況並びに埋め戻し状況及び完了などがあります（着手前については、掘削を行おうとする範囲の位置出しが、適正に実施されたことを証明できる写真も添付してください。）。

必要に応じて、測量記録（測量士による確認のあるものが望ましい）^{*1}を提出してください。

なお、汚染土壌を対象地の外に搬出する場合において、搬出先までの運搬車両の追跡写真を添付する必要はありません。

※掘削除去の場合、pp. 166-168「掘削除去を行う際の留意事項」も参照してください。

4. その他

汚染拡散防止計画と実際の汚染拡散防止措置の内容が異なる場合は、項目別に変更点及び変更となった理由を簡潔にまとめた一覧表を作成してください。

5. 法の指定区域である場合の汚染拡散防止措置完了届出書について

- ・要措置区域の指定を受けている場合

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第7条第9項に基づく措置完了報告書を提出した際に汚染拡散防止措置完了届出書の鑑のみを提出してください。

- ・形質変更時要届出区域の指定を受けている場合

法における措置完了報告書を提出した場合、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第117条第6項に基づく汚染拡散防止措置完了届出書の提出に代えることができます。

* 1 通常の出来形管理（検尺及び写真撮影）に関しては測量士による確認は不要です。ただし、三次元レーザー測量のように写真以外のデータにより出来形管理を行う場合、そのデータの確からしさの担保のため、測量士による確認を求める場合があります。

提出書類一覧（●：土壌汚染対策届出情報システムに登録する際の電子ファイル名）

1 届出書及び添付資料	書類の種類
○汚染拡散防止措置完了届出書（第 33 号の 2 様式） ○筆一覧 ●23010 汚染拡散防止措置完了届出書_第 33 号の 2 様式	Excel
●23030 届出を提出する権限を有することを証する書類(委任状、事務処理規定等) ※必要に応じて添付（p.177「4 届出者」を参照してください。）	PDF
○土壌汚染対策完了報告シート ●23040 土壌汚染対策完了シート	Excel
○相違点一覧 <u>※講じた措置に応じて様式を選択</u> ●23050 相違点一覧_工事 ●23060 相違点一覧_措置	Excel
○汚染状況を明らかにした図面 ●23070 汚染状況を明らかにした図面	PDF
○汚染拡散防止の方法 ●23080 施工のフロー図	PDF
○施工方法を明らかにした平面図・断面図 ●23090 平面図・立面図・断面図 ●23100 掘削土量集計表 ●23110 搬入土一覧表	PDF Excel Excel
○埋戻し土の品質管理に関する事項 ●23120 埋戻し土の品質管理に関する事項 ●23130 汚染土壌の運搬フロー図	Excel PDF
○管理票を整理した一覧表 ●23140 管理票を整理した一覧表	Excel
○出来形、地下水モニタリング、周辺環境のモニタリングの結果 ●23150 出来形 ●23160 チェックボーリングの結果 ●23170 地下水モニタリング ●23180 大気モニタリング測定結果 ●23190 地下水モニタリング測定結果（環告第 5 号） ●23200 地下水汚染拡大防止区域における対象地境界モニタリング測定結果 ●23210 周辺環境モニタリングの実施内容	PDF Excel Excel Excel Excel Excel PDF
○措置（対策）の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面 ●23220 土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面	PDF
○計画工程と実施工程の比較表（工程表） ●23230 計画工程と実施工程の比較表（計画時と実施時で異なる場合）	PDF
○その他資料 ●23440 その他資料	PDF

2 別冊資料	書類の種類
○濃度計量証明書 ●23450 別冊_濃度計量証明書等	PDF
○工事写真 ●23460 別冊_対策工事写真	PDF
○その他資料 ●23470 別冊_その他資料	PDF

※対策範囲確定等のために調査を行った場合に必要となる添付書類	書類の種類
○指定調査機関確認書・調査結果報告シート ●23240 指定調査機関確認書 ●23250 汚染状況調査報告シート ●23260 汚染状況調査結果報告シート ●23270 詳細調査方法報告シート ●23280 詳細調査結果報告シート	Excel Excel Excel Excel Excel
○表層調査に関する資料 ●23290 試料採取等区画図 ●23300 試料採取地点図 ●23310 土壌ガス調査（1 種） ●23320 汚染状況調査（1 種） ●23330 汚染状況調査（2 種, 3 種） ●23340 調査結果図	PDF PDF Excel Excel Excel PDF
○地下水調査に関する資料 ●23350 試料採取地点図_地下水調査 ●23360 汚染状況調査（地下水） ●23370 地下水調査結果図 ●23380 調査対象地における地質状況等 ●23390 地下水汚染が到達する可能性のある距離の計算結果	PDF Excel PDF PDF PDF
○詳細調査に関する資料 ●23400 試料採取地点図_詳細調査 ●23410 詳細調査（深度方向） ●23420 詳細調査（地下水） ●23430 土壌調査結果図	PDF Excel Excel PDF

★ 新システムの Excel 様式は環境局 HP の環境確保条例(土壌汚染対策)に基づく届出様式等（汚染拡散防止措置完了届出書）からダウンロードしてください。

(<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/chemical/soil/ordinance/form>)



☆ 土壌汚染状況調査に係る提出書類や記入方法等については、法第 3 条の届出に準拠しているので、様式の作成例は法第 3 条の該当ページを参照してください。

(参考)届出書の記載例(汚染拡散防止措置完了届出書)

対策完了後に提出
する場合

第33号の2様式(第56条の6関係)

汚染拡散防止措置完了届出書		届出日を記入		
東京都知事 殿		令和7年4月1日		
届出者 1 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇開発株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 (法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)				
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(第117条第6項)の規定により、 汚染拡散防止の措置が完了しましたので、次のとおり届け出ます。				
土地の改変に係る事業の名称 (第117条第6項の場合)	(仮称)〇〇地区土地区画整理事業 第117条第1項と同じ名称を記載すること			
土地の改変又は汚染地の改変 の場所	新宿区 〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号 (住居表示) 新宿区〇〇町〇〇丁目〇〇番1 外 20 筆 道 水 (地番) 分割提出の場合における今回届出を行う地番は以下のとおり 新宿区〇〇町〇〇丁目〇〇番1 外 8 筆 (地番) ※詳細は別紙「筆一覧」のとおり 原則、第117条第1項と同じ、住居表示と地番を併記 地番については、「(別紙)筆一覧」を作成し添付			
汚染の拡散防止の開始及び終 了の時期	令和6年10月1日 から 令和6年11月30日 まで			
実施した汚染の拡散防止の措 置の内容	土壌汚染の除去(掘削除去) 原位置封じ込め 実施した措置の方法を選択 また、簡潔に記入 ・別紙「汚染拡散防止の方法」のとおり ・汚染拡散防止計画書(〇環改化土第〇号)に基づき報告書を提出 →〇年〇月〇日付〇環改化土第〇号 終了の時期は、汚染土壌の処理を確認した日 や地下水測定の結果を受理した日等を含めた 拡散防止対策の完了日を記入			
改変後に健康被害及び周辺地 下水汚染の拡大が生じるおそ れがないことを確認したとき は、その方法	地下水のモニタリング 実施した措置の方法を選択 また、内容を簡潔に記入 別紙「汚染拡散防止の方法」のとおり			
改変完了後における当該土地 の汚染の状況	調査で確認された汚染土壌の一部を除去した。			
※受付欄				
連絡先	所 属	氏 名	電話番号	電子メールアドレス
	〇〇開発株式会社△事業部 〇〇調査担当	〇〇 〇〇	03-xxxx-xxxx	xxxxxxxxx@yyyyyyyyy.ne.jp
備考 1 ※印の欄 ・届出者と同じ組織に属する担当者の連絡先を記載 (日本)・届出者と異なる組織に属する者で、報告書の内容が分かる者の連絡先は必要に応じて併記				

鑑のみ提出
(法の要措置区域において法第7
条第9項に基づく措置完了報告書
を提出した場合)

届出日を記入

令和7年4月1日

東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

届出者 1 ○○開発株式会社

代表取締役 ○○ ○○

(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

第117条第6項

第 117 条第 1 項と同じ名称を記載すること

原則、第 117 条第 1 項と同じ、住居表示と地番を併記
地番については、「(別紙)筆一覧」を作成し添付

法第7条第9項に基づく
届出番号を記載

法第7条第9項に基づく
届出番号を記載

法第7条第9項に基づく
届出番号を記載

※受付欄

備考 1 ※印の欄には記入しないこと。
2 この様式各欄に記入しきれないときは、図面、表等を利用すること。

6 条
項 例
117 条

なお、形質変更時要届出区域であつて、法における措置完了報告書を提出した場合、条例第 117 条第 6 項に基づく汚染拡散防止措置完了届出書の提出に代えることができます。

相違点一覧(措置完了報告用)

(形質変更時要届出区域における措置完了報告書、土壌地下水汚染対策完了
※「計画内容」と「実施内容」を記入し、変更箇所(「変更有無」が「有」の項目)は

土壌汚染がなく、条例上の区域設定がなくなる区画の面積は、
余掘りを含めた面積ではなく、**土壌汚染が存在していた面積で記載**
例) 100 m²の単位区画について余掘り含め 105 m²掘削した場合→100 m²と記載

	計画内容			実施内容			変更 有無	変更理由
	区画数	10	対策面積	区画数	10	対策面積		
対策範囲 (対策面積)	区画数	10	対策面積	区画数	10	対策面積	有	余掘りのため。
区域指定の解除を希望する区画	区画数	5	解除面積	区画数	5	解除面積	無	
対策範囲 (掘削土量)	掘削土量	1,050.00 m ³	掘削土量	掘削土量	1,100.00 m ³	掘削土量	有	○ブロックにおいて地中障害物が存在したため1 m余分に掘削を行ったことにより増加した。
対策方法	【措置】掘削除去		【措置】掘削除去				無	計画時と実施時の内容に相違がある場合は、必ず変更理由を記載
溶出量基準に適合しない土壌が帯水層に接する場合、汚染の拡大を防止するために必要な措置 ※条例のみの届出の場合には、埋立地管理区域は条例規則第55条第3項により定める土地に該当する場合と読み替えます。	含有量基準超過のため非該当			含有量基準超過のため非該当			無	
	掘削深度は、地下水位より上方 (1m以上) である。			掘削深度は、地下水位より上方 (1m以上) であった。				
	掘削深度は、地下水位より上方であるが、その差が1m未満であるため、地下水が確認された場合は以下 (①～⑦から選択) の対策を講じる。			掘削深度は、地下水位より上方であるが、その差が1m未満であるため、地下水が確認された場合は以下 (①～⑦から選択) の対策を講じた。				
	● 帯水層に触れるため、以下 (①～⑦から選択) の対策を講じる。			● 帯水層に触れるため、以下 (①～⑦から選択) の対策を講じた。				
	①	観測井戸を設置し、帯場排水により地下水位の管理及び地下水の水質の監視を行う。	①	観測井戸を設置し、帯場排水により地下水位の管理及び地下水の水質の監視を行った。	①	観測井戸を設置し、帯場排水により地下水位の管理及び地下水の水質の監視を行った。		
	②	観測井戸を設置し、揚水井戸により地下水位の管理及び地下水の水質の監視を行う。	②	観測井戸を設置し、揚水井戸により地下水位の管理及び地下水の水質の監視を行った。	②	観測井戸を設置し、揚水井戸により地下水位の管理及び地下水の水質の監視を行った。		
	③	観測井戸を設置し、地下水位の管理を行う。	③	観測井戸を設置し、地下水位の管理を行った。	③	観測井戸を設置し、地下水位の管理を行った。		
	④	観測井戸を設置し、地下水の水質の監視を行う。	④	観測井戸を設置し、地下水の水質の監視を行った。	④	観測井戸を設置し、地下水の水質の監視を行った。		
	⑤	準不透水層の深さまで遮水壁 (鋼矢板、ケーシング等) を設置する。	⑤	準不透水層の深さまで遮水壁 (鋼矢板、ケーシング等) を設置した。	⑤	準不透水層の深さまで遮水壁 (鋼矢板、ケーシング等) を設置した。		
	⑥	第二帯水層以深を掘削するため、第一帯水層直下の準不透水層まで遮水壁を設置し、かつ下位帯水層への汚染拡散防止措置を講じ、施工終了時に準不透水層の回復を行う。	⑥	第二帯水層以深を掘削するため、第一帯水層直下の準不透水層まで遮水壁を設置し、かつ下位帯水層への汚染拡散防止措置を講じ、施工終了時に準不透水層の回復を行った。	⑥	第二帯水層以深を掘削するため、第一帯水層直下の準不透水層まで遮水壁を設置し、かつ下位帯水層への汚染拡散防止措置を講じ、施工終了時に準不透水層の回復を行った。		
	⑦	その他 (備考欄に詳細を記入すること)	⑦	その他 (備考欄に詳細を記入すること)	⑦	その他 (備考欄に詳細を記入すること)		
	観測井戸設置のため、Appendix-7に従い施工を行う。			観測井戸設置のため、Appendix-7に従い施工を行った。				
	解除手続き中、または掘削除去後の2年間地下水モニタリング中			解除手続き中、または掘削除去後の2年間地下水モニタリング中				
	その他 (備考欄に詳細を記入すること)			その他 (備考欄に詳細を記入すること)				
	備考			備考				

埋戻し土壌の品質管理 ※区域間移動及び飛び地間移動は法律の届出の場合のみ選択できます。	掘削土の仮置き・埋戻し 同一契機での土壌調査(当該区域において指定を受けるに至った土壌汚染状況調査)において基準適合が確認された土壌により埋め戻す。 区域間移動した土壌により埋め戻す(埋立地特例区域、自然由来特例区域)。 飛び地間移動した土壌により埋め戻す。 ●平成31年環境省告示第6号に基づく分析で基準適合を確認した土壌により埋め戻す。 同一契機の地歴調査により汚染のおそれ無いが確認された場内土により埋め戻す。 該当なし(掘削を行わない場合、埋戻しをしない場合、今後予定している新築等別工事の際に埋戻しを行う場合) その他(備考欄に詳細を記入すること) 備考	掘削土の仮置き・埋戻し 同一契機での土壌調査(当該区域において指定を受けるに至った土壌汚染状況調査)において基準適合が確認された土壌により埋め戻す。 区域間移動した土壌により埋め戻す(埋立地特例区域、自然由来特例区域)。 飛び地間移動した土壌により埋め戻す。 ●平成31年環境省告示第6号に基づく分析で基準適合を確認した土壌により埋め戻す。 同一契機の地歴調査により汚染のおそれ無いが確認された場内土により埋め戻す。 該当なし(掘削を行わない場合、埋戻しをしない場合、今後予定している新築等別工事の際に埋戻しを行う場合) その他(備考欄に詳細を記入すること) 備考	無
完了確認	●汚染状態の変更 舗装厚等の検尺写真及び断面図(含有量基準超過が表層に残置される場合) ●交付者による管理票の確認 ●写真 ●検尺による出来形確認 ●地下水のモニタリング 土壌分析(原位置浄化時のチェックボーリング) その他(備考欄に詳細を記入すること) 備考	●汚染状態の変更 舗装厚等の検尺写真及び断面図(含有量基準超過が表層に残置される場合) ●交付者による管理票の確認 ●写真 ●検尺による出来形確認 ●地下水のモニタリング 土壌分析(原位置浄化時のチェックボーリング) その他(備考欄に詳細を記入すること) 備考	無
汚染土搬出先	搬出先① 施設名称 □□□□処理施設 所在地 ○○県○○市○○町○丁目○番 開始日 令和○○年○月○日 完了日 令和○○年○月○日	搬出先① 施設名称 □□□□処理施設 所在地 ○○県○○市○○町○丁目○番 開始日 令和○○年○月○日 完了日 令和○○年○月○日	無
工事工期	開始日 令和○○年○月○日 完了日 令和○○年○月○日	開始日 令和○○年○月○日 完了日 令和○○年○月○日	無

完了日は、汚染土壌の処理完了を確認した日や
地下水測定結果の受領した日等を含めた措置完了日を記載

環境保全対策	● お知らせ看板		● お知らせ看板	無
	● 仮囲いの設置		● 仮囲いの設置	
	● 散水		● 散水	
	シート養生		シート養生	
	● 敷鉄板		● 敷鉄板	
	コンテナ(内袋付)やフレコンバッグ(内袋付)を使用した汚染土壌運搬		コンテナ(内袋付)やフレコンバッグ(内袋付)を使用した汚染土壌運搬	
	防塵用フェンス・ネットの設置		防塵用フェンス・ネットの設置	
	負圧テントの設置、排ガス処理		負圧テントの設置、排ガス処理	
	粉塵又は有害物質濃度等の周辺環境の監視（大気モニタリング）		粉塵又は有害物質濃度等の周辺環境の監視（大気モニタリング）	
	● 搬出車両の洗浄		● 搬出車両の洗浄	
	● 排水処理施設の設置、排水分析		● 排水処理施設の設置、排水分析	
	運搬時の被覆（シート被覆等）		運搬時の被覆（シート被覆等）	
	運搬時の積載状況の随時確認		運搬時の積載状況の随時確認	
	低騒音、低振動の機械の使用		低騒音、低振動の機械の使用	
	作業員の衛生管理（靴の洗浄等）		作業員の衛生管理（靴の洗浄等）	
	その他（備考欄に詳細を記入すること）		その他（備考欄に詳細を記入すること）	
	備考		備考	
備考				無

措置が適切に実施されたこと の確認	● 検尺等による出来高確認	● 検尺等による出来高確認	無	
	● 土壌分析（原位置浄化時のチェックボーリング）	● 土壌分析（原位置浄化時のチェックボーリング）		
	● 交付者による管理票の確認	● 交付者による管理票の確認		
	● 地下水のモニタリング	● 地下水のモニタリング		
	● 構造物に囲まれた範囲に観測井を設け、地下水等の侵入がないことの確認 その他（備考に記載する）	● 構造物に囲まれた範囲に観測井を設け、地下水等の侵入がないことの確認 その他（備考に記載する）		
措置の完了の要件を満たす ことの確認	備考	備考	無	
	● ①地下水測定（1年に4回以上定期的に地下水を採取し、第二地下水地 下水基準以下である状態が2年間継続継続することの確認）	①地下水測定（1年に4回以上定期的に地下水を採取し、第二地下水地 下水基準以下である状態が2年間継続継続することの確認）		
	● ②地下水測定（1回以上地下水を採取し、第二地下水基準以下であること の確認）	②地下水測定（1回以上地下水を採取し、第二地下水基準以下であること の確認）		
	● ③地下水測定（汚染土壌を全量除去し、汚染土壌がなくなったことの確認と して地下水モニタリングを実施）	③地下水測定（汚染土壌を全量除去し、汚染土壌がなくなったことの確認と して地下水モニタリングを実施）		
	● 上記①～③を選択した場合、地下水測定の終期に、対象地境界において地 下水を採取し、第二地下水基準以下であることの確認	● 上記①～③を選択した場合、地下水測定の終期に、対象地境界において地 下水を採取し、第二地下水基準以下であることの確認		
措置完了後に条例上の要 管理区域に設定される区 画の有無	④措置として地下水の水質の継続監視を選択したため、引き続き地下水継 続監視を行う。	④措置として地下水の水質の継続監視を選択したため、引き続き地下水継 続監視を行う。	「地下水の水質の継続監視（単独での措置）」以外の措置を 実施している場合、地下水測定の終期に対象地境界において 第二地下水基準に適合していることを1回確認する必要あり	
	● その他（備考に記載する）	● その他（備考に記載する）		
	備考	備考		
	無 区画名：	無 区画名：		
	有 区画名： A1-4,B2-3	有 区画名： A1-4,B2-3		
措置完了後に条例上の区 画設定がなくなる区画 の有無	5年間の地下水モニタリング	5年間の地下水モニタリング	無	
	● 終期の設定のない、地下水モニタリング	● 終期の設定のない、地下水モニタリング		
	※モニタリング終了後、措置の完了の確認がされ、要管理区域に設定さ れた第31号様式または第33号の2様式の届出の提出が必要	※モニタリング終了後、措置の完了の確認がされ、要管理区域に設定さ れた第31号様式または第33号の2様式の届出の提出が必要		
	本報告後の地下水の継続 監視の実施計画	本報告後の地下水の継続 監視の実施計画		
	● ※単独の措置として地下水 の継続監視を選択した場合	● ※単独の措置として地下水 の継続監視を選択した場合		
備考	備考	備考	無	
	地下汚染拡大防止区域に対する措置として、 地下水の水質の継続監視（単独での措置）を選択している場合は、 引き続き実施するモニタリング内容を選択	地下汚染拡大防止区域に対する措置として、 地下水の水質の継続監視（単独での措置）を選択している場合は、 引き続き実施するモニタリング内容を選択		

卷末資料

条例及び施行規則等

	項
・ 環境確保条例及び同施行規則（第三節 土壤及び地下水の汚染の防止）	p. 229
・ 汚染土壤処理基準（規則別表第十二）	p. 246
・ 東京都土壤汚染対策指針	p. 250

環境確保条例及び同施行規則

(第三節 土壌及び地下水の汚染の防止関連抜粋)

条例規則
(第三節)

環境確保条例	同施行規則		
(土壌汚染対策指針の作成等) 第113条 知事は、規則で定める有害物質（以下「特定有害物質」という。）による土壌の汚染又はこれに起因する地下水の汚染が、人の健康に支障を及ぼすことを防止するため、土壌汚染の調査及び対策に係る方法等を示した指針（以下「土壌汚染対策指針」という。）を定め、公表するものとする。	(特定有害物質) 第53条 条例第113条に規定する規則で定める有害物質は、別表第十二の上欄に掲げる物質とする。		
(土壌汚染の除去等の措置の計画書作成に関する指示等) 第114条 知事は、次の各号のいずれにも該当するときは、工場又は指定作業場を設置している者で、特定有害物質を取り扱い、又は取り扱ったもの（以下「有害物質取扱事業者」という。）に対し、期限その他の規則で定める事項を示して、土壌汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、土壌汚染の除去等の措置の計画書（以下「土壌地下水汚染対策計画書」という。）を作成し、これを提出すべきことを指示することができる。 一 有害物質取扱事業者が、特定有害物質により規則で定める基準（以下「汚染土壌処理基準」という。）を超え、又は超えることが確実であると認められる土壌汚染を生じさせたとき。 二 当該土壌汚染の生じた土地の状況が、土壌汚染により人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合として規則で定める場合に該当するとき。	(土壌汚染の除去等の措置の計画書作成に関する指示等に係る基準等) 第54条 条例第114条第1項、第115条第2項及び第116条第4項（第116条の2第2項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。 一 土壌汚染の除去等の措置を講ずべき期限 二 土壌汚染の除去等の措置を講ずべき土地の場所 三 土壌地下水汚染対策計画書を提出すべき期限 2 条例第114条第1項第一号に規定する規則で定める基準は、別表第十二の上欄に掲げる特定有害物質の種類の区分に応じ、当該下欄に掲げる基準値とする。		
	3 条例第114条第1項第二号に規定する規則で定める場合（第117条第4項に規定する場合を含む。）及び条例第116条第4項第一号に規定する規則で定める場合（第116条の2第2項において準用する場合を含む。）は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。 一 次の表の上欄に掲げる土地の区分に応じ、当該下欄に定める要件を満たすこと。 <table border="1"> <tr> <td> 一 土壌の特定有害物質の濃度が、溶出量基準（汚染土壌処理基準のうち溶出量に係る基準値をいう。）を超え、又は超えることが確実であると認められる土地 </td><td> 地下水の流動の状況等からみて、地下水から検出された特定有害物質の濃度が別表第十二の二の上欄に掲げる特定有害物質の種類の区分に応じ、当該下欄に掲げる基準値（以下「地下水基準」という。）を超える地下水の汚染があるとすればその汚染が拡大するおそれがあると認められる範囲に、次に掲げるい </td></tr> </table>	一 土壌の特定有害物質の濃度が、溶出量基準（汚染土壌処理基準のうち溶出量に係る基準値をいう。）を超え、又は超えることが確実であると認められる土地	地下水の流動の状況等からみて、地下水から検出された特定有害物質の濃度が別表第十二の二の上欄に掲げる特定有害物質の種類の区分に応じ、当該下欄に掲げる基準値（以下「地下水基準」という。）を超える地下水の汚染があるとすればその汚染が拡大するおそれがあると認められる範囲に、次に掲げるい
一 土壌の特定有害物質の濃度が、溶出量基準（汚染土壌処理基準のうち溶出量に係る基準値をいう。）を超え、又は超えることが確実であると認められる土地	地下水の流動の状況等からみて、地下水から検出された特定有害物質の濃度が別表第十二の二の上欄に掲げる特定有害物質の種類の区分に応じ、当該下欄に掲げる基準値（以下「地下水基準」という。）を超える地下水の汚染があるとすればその汚染が拡大するおそれがあると認められる範囲に、次に掲げるい		

	ずれかの取水口又は地点があること。 ア 地下水を人の飲用に供するために用い、又は用いることが確実である井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口 イ 地下水を水道法第3条第2項に規定する水道事業（同条第5項に規定する水道用水供給事業者により供給される水道水のみをその用に供するものを除く。）、同条第4項に規定する水道用水供給事業若しくは同条第6項に規定する専用水道のための原水として取り入れるために用い、又は用いることが確実である取水施設の取水口 ウ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条第1項の都道府県地域防災計画等に基づき、災害時において地下水を人の飲用に供するために用いるものとされている井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口 エ 地下水基準を超える地下水の湧出を主たる原因として、水質の汚濁に係る環境上の条件についての環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の基準が確保されない水質の汚濁が生じ、又は生ずることが確実である公共用水域の地点 <table> <tr> <td data-bbox="778 1720 1093 1982"> 二 土壌の特定有害物質の濃度が、含有量基準（汚染土壌処理基準のうち含有量に係る基準値をいう。）を超え、又は超えることが確実であると認められる土地 </td><td data-bbox="1093 1720 1401 1982"> 当該土地が人が立ち入ることができる土地であること。 </td></tr> </table> 二 当該土地において、土壌汚染対策指針に基づ	二 土壌の特定有害物質の濃度が、含有量基準（汚染土壌処理基準のうち含有量に係る基準値をいう。）を超え、又は超えることが確実であると認められる土地	当該土地が人が立ち入ることができる土地であること。
二 土壌の特定有害物質の濃度が、含有量基準（汚染土壌処理基準のうち含有量に係る基準値をいう。）を超え、又は超えることが確実であると認められる土地	当該土地が人が立ち入ることができる土地であること。		

	く土壤汚染の除去等の措置が講じられていないこと。
2 知事は、前項の規定により指示を受けた者が、提出の期限までに土壤地下水汚染対策計画書を提出しないときは、その者に対し、期限を定めて土壤地下水汚染対策計画書を提出すべきことを命ずることができる。	(土壤地下水汚染対策計画書) 第54条の2 条例第114条第1項、第115条第2項、第116条第4項(第116条の2第2項において準用する場合を含む。)及び第116条第9項(第116条の2第2項において準用する場合を含む。)に規定する土壤地下水汚染対策計画書の提出は、次に掲げる事項を記載した別記第30号様式による土壤地下水汚染対策計画書によらなければならない。 一 汚染の状況 二 土壤汚染の除去等の措置の区域(条例第115条第2項又は第116条第4項第二号(第116条の2第2項において準用する場合を含む。)の適用を受ける場合にあっては、周辺への地下水の汚染の拡大の防止のために必要となる土壤汚染の除去等の措置の区域) 三 土壤汚染の除去等の措置の方法(条例第115条第2項又は第116条第4項第二号(第116条の2第2項において準用する場合を含む。)の適用を受ける場合にあっては、周辺への地下水の汚染の拡大の防止のために必要となる土壤汚染の除去等の措置の方法)及びその選択理由 四 土壤汚染の除去等の措置の開始及び終了の時期 五 土壤汚染の除去等の措置の期間中の環境保全対策 六 汚染土壤の搬出の有無並びに搬出する場合における搬出の方法及び搬出先での処理の方法
	2 前項の土壤地下水汚染対策計画書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。 一 土壤汚染の除去等の措置を実施する場所の汚染状態を明らかにした図面 二 土壤汚染の除去等の措置の実施方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図 三 措置終了後の状況を明らかにした図面 四 汚染土壤を運搬する方法及び運搬する者並びに汚染土壤の処理を行う者の氏名(法人にあっては名称)及び処理施設の所在地を記載した書類 五 汚染土壤の処理を行う者が当該汚染土壤を適切に処理することができることを証する書類
3 第1項又は前項の規定による土壤地下水汚染対策計画書(以下この条において「第114条計画書」という。)を提出した者は、当該第114条計画書に従って土壤汚染の除去等の措置を講じなければならない。	
4 知事は、第114条計画書を提出した者が、措置を講ずべき期限までに当該第114条計画書に従って土壤汚染の除去等の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、期限を定	

めて当該措置を講ずべきことを命ずることができる。	
5 第114条計画書を提出した者は、当該第114条計画書に記載された土壤汚染の除去等の措置が完了したときは、その旨を知事に届け出なければならない。	(土壤汚染の除去等の措置の完了届) 第54条の3 条例第114条第5項、第115条第6項、第116条第8項(第116条の2第2項において準用する場合を含む。)及び第116条第9項(第116条の2第2項において準用する場合を含む。)に規定する土壤汚染の除去等の措置の完了の届出は、別記第31号様式による土壤地下水汚染対策完了届出書によらなければならない。 2 前項の土壤地下水汚染対策完了届出書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。 - 一 土壤汚染の除去等の措置の実施及び汚染土壤の搬出に関する事項を記載した書類 - 二 土壤汚染の除去等の措置の実施方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図
(地下水汚染地域における土壤等の汚染状況の調査要請等) 第115条 知事は、特定有害物質による地下水の汚染が認められる地域があるときは、当該地域内の有害物質取扱事業者に対し、土壤汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、当該工場又は指定作業場の敷地内の特定有害物質による土壤等の汚染状況の調査(以下「汚染状況調査」という。)を実施し、及びその結果を報告するよう求めることができる。ただし、将来にわたり地下水の利用の見込みがない土地として規則で定める要件に該当するときは、この限りでない。	(汚染状況の調査) 第55条 条例第115条第1項、第116条第1項及び第9項、第116条の2第1項並びに第117条第2項に規定する土壤等の汚染状況の調査は、次に掲げる事項について行うものとし、その調査結果の報告は、別記第32号様式による土壤汚染状況調査報告書によらなければならない。 - 一 特定有害物質の使用、排出等の状況 - 二 特定有害物質による土壤等の汚染状況 - 三 地下水等の状況 2 前項の土壤汚染状況調査報告書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。 - 一 条例第115条第1項、第116条第1項及び第9項並びに第116条の2第1項に規定する汚染状況調査にあつては、当該工場又は指定作業場の図面 - 二 条例第116条第1項第二号及び第9項並びに第117条第2項に規定する汚染状況調査にあつては、施設等の除却に伴う土壤の掘削又は土地の改変を行う土地及び当該掘削又は改変の深度を記した図面 - 三 調査に係る土地の周辺の地図 - 四 調査に係る土地の汚染状況を明らかにした図面 3 条例第115条第1項ただし書及び第116条第4項第二号(第116条の2第2項において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。 - 一 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地であること。 - 二 第54条第3項第一号の表一の項下欄に規定する取水口がなく、かつ、将来にわたって当該取水口が設けられる見込みがないと認められる土地であること。

2 知事は、前項の規定による汚染状況調査の結果、当該敷地内の土壌の特定有害物質の濃度が汚染土壌処理基準を超える場合で、かつ、当該敷地内の土壌汚染が規則で定める基準に該当するときは、当該汚染状況調査の結果を報告した者に対し、期限その他の規則で定める事項を示して、土壌汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、土壌地下水汚染対策計画書を作成し、これを提出すべきことを指示することができる。ただし、当該土壌汚染が、当該報告した者が生じさせたものでないことが明らかであると知事が認めるときは、この限りでない。	(地下水汚染地域における土壌又は地下水の汚染に係る基準) 第55条の2 条例第115条第2項及び第116条第4項第二号(第116条の2第2項において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。 一 土壌の特定有害物質の濃度が別表第十二の三の上欄に掲げる特定有害物質の種類の区分に応じ、当該下欄に掲げる基準値(以下「第二溶出量基準」という。)を超え、又は地下水の特定有害物質の濃度が別表第十二の四の上欄に掲げる特定有害物質の種類の区分に応じ、当該下欄に掲げる基準値(以下「第二地下水基準」という。)を超えること。 二 当該土地において、土壌汚染対策指針に基づく土壌汚染の除去等の措置が講じられていないこと。
3 知事は、前項の規定により指示を受けた者が、提出の期限までに土壌地下水汚染対策計画書を提出しないときは、その者に対し、期限を定めて土壌地下水汚染対策計画書を提出すべきことを命ずることができる。	
4 第2項又は前項の規定による土壌地下水汚染対策計画書(以下この条において「第115条計画書」という。)を提出した者は、当該第115条計画書に従って土壌汚染の除去等の措置を講じなければならない。	
5 知事は、第115条計画書を提出した者が、措置を講ずべき期限までに当該第115条計画書に従って土壌汚染の除去等の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該措置を講ずべきことを命ずることができる。	
6 第115条計画書を提出した者は、当該第115条計画書に記載された土壌汚染の除去等の措置が完了したときは、その旨を知事に届け出なければならない。	
(工場等の廃止又は施設等の除却時の義務) 第116条 次の各号に掲げる者は、土壌汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、それぞれ当該各号に定める土地の汚染状況調査を実施し、規則で定める日までにその結果を知事に報告しなければならない。ただし、第一号に掲げる者が、規則で定めるところにより、申請を行い、当該土地が特定有害物質による土壌の汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれなく、かつ、当分の間汚染状況調査の実施が困難な状況にある旨の知事の確認を受けたときは、この限りでない。 一 工場等廃止者(有害物質取扱事業者であった者が工場又は指定作業場を廃止したものをいう。以下同じ。) 当該工場又は指定作業場の敷地であった土地 二 施設等除却者(有害物質取扱事業者であつて、工場又は指定作業場の全部又は規則で	(工場等の廃止又は施設等の除却時の調査等) 第56条 条例第116条第1項本文に規定する規則で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。 一 有害物質取扱事業者であった者が工場又は指定作業場を廃止した場合 廃止の日から起算して120日を経過した日又は工場若しくは指定作業場の全部若しくは主要な施設等の除却に伴い土壌の掘削を行う日の30日前のいずれか早い日 二 有害物質取扱事業者が工場又は指定作業場の全部又は主要な施設等を除却しようとする場合 当該除却に伴い土壌の掘削を行う日の30日前 三 条例第116条第1項ただし書の確認が取り消された場合 取消しの日から起算して120日を経過した日 2 条例第116条第1項第二号の規則で定める

める主要な施設等を除却しようとするものをいう。以下同じ。) 当該除却に伴い土壌の掘削を行う土地

主要な施設等は、工場又は指定作業場に設置された建築物、工作物又は設備のうち、特定有害物質を取り扱ったことにより土壌汚染を引き起こしたおそれがあるものとする。

3 条例第116条第1項ただし書の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した別記第32号の2様式による調査猶予確認申請書を提出しなければならない。

一 廃止した工場又は指定作業場の名称

二 廃止した工場又は指定作業場の敷地であった土地の所在地及び敷地面積

三 廃止した工場又は指定作業場における特定有害物質の使用、排出等の状況

四 確認を受けようとする土地の場所

五 確認を受けようとする土地について予定されている利用の方法

六 確認を受けようとする土地において汚染状況調査の実施が困難である理由

七 確認を受けようとする者以外に当該土地の所有者等がいる場合にあっては、当該土地の所有者等の氏名又は名称、住所及び連絡先

4 前項の調査猶予確認申請書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

一 確認を受けようとする者以外に当該土地の所有者等がいる場合にあっては、所有者等が当該確認の申請に同意している旨を示す書類

二 廃止した工場又は指定作業場の周辺の地図

三 確認を受けようとする土地の範囲を示す図面

四 廃止した工場又は指定作業場において取り扱っていた特定有害物質その他の操業時の状況に関する記録の一覧

5 知事は、第3項の申請に係る当該土地の利用方法その他の状況が次の各号のいずれにも該当することが確実であると認められる場合に限り、当該土地の全部又は一部について、条例第116条第1項ただし書の確認をするものとする。

一 当該土地の利用方法及び管理の状況が次のいずれかに該当するとき。

ア 引き続き工場等廃止者が事業の用に供する事業場（当該工場等廃止者又は当該事業場に係る事業に従事する者その他の関係者以外の者が立ち入ることができないものに限る。）の敷地として利用されること。

イ 廃止した工場又は指定作業場が小規模であって、事業の用に供されていた建築物と工場等廃止者（その者が法人である場合にあっては、その代表者）の居住の用に供されている建築物とが同一のものであり、又は近接して設置されており、かつ、当該居住の用に供されている建築物が引き続き当該工場等廃止者の居住の用に供される場合において、当該居住の用に供されている建築物の敷地（これと一体として管理される土地を含む。）として利用されること。

ウ 工場等廃止者以外の者の事業又は居住の用に供される敷地として現に利用されており、かつ、当該敷地内の土壌が舗装その他の方法により人が直接触れることのない状況であること。

二 汚染状況調査における土壌及び地下水の採

	取に当たり、現に事業若しくは居住の用に供している建物を取り壊すこと又は建物の基礎等の全部若しくは一部を損壊させることが必要であり、かつ、それにより当該事業又は居住に著しい支障が生じるとき。
2 前項ただし書の確認を受けた者（その者の地位を承継した者を含む。次項において同じ。）は、当該確認に係る土地の利用状況、土地の所有者等（土地の所有者、管理者又は占有者をいう。以下同じ。）その他の規則で定める事項の変更について、規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。	第56条の2 条例第116条第2項の規定による届出は、変更の事実を証する書類等を付して、別記第32号の3様式による調査猶予確認事項変更届出書により行うものとする。この場合において、前条第3項第四号から第六号までの事項の変更にあつては当該事項の変更の前に、条例第116条第1項ただし書の確認を受けた者の地位の承継又は前条第3項第七号の事項の変更にあつては当該変更のあつたときから遅滞なく届け出なければならない。
3 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項ただし書の確認に係る土地の全部又は一部について当該確認を取り消すものとする。 一 当該土地の全部又は一部が同項ただし書の確認の要件を満たさない状況になったとき。 二 同項ただし書の確認を受けた者が前項に規定する届出をせず、又は虚偽の届出を行ったとき。	
4 知事は、第1項の規定による汚染状況調査の結果、当該土地の土壌の特定有害物質の濃度が汚染土壌処理基準を超える場合で、かつ、当該土地が次の各号のいずれかに該当するときは、工場等廃止者又は施設等除却者に対し、期限その他の規則で定める事項を示して、土壌汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、土壌地下水汚染対策計画書を作成し、これを提出すべきことを指示することができる。ただし、当該土壌汚染が、当該工場等廃止者又は施設等除却者が生じさせたものでないことが明らかであると知事が認めるときは、この限りでない。 一 当該土地の状況が、土壌汚染により人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合として規則で定める場合に該当するとき。 二 当該土壌汚染が規則で定める基準に該当するとき（将来にわたり地下水の利用の見込みがない土地として規則で定める要件に該当するときを除く。）。	
5 知事は、前項の規定により指示を受けた者が、提出の期限までに土壌地下水汚染対策計画書を提出しないときは、その者に対し、期限を定めて土壌地下水汚染対策計画書を提出すべきことを命ずることができる。	
6 第4項又は前項の規定による土壌地下水汚染対策計画書（以下この条において「第116条計画書」という。）を提出した工場等廃止者又は施設等除却者は、当該第116条計画書に従つて土壌汚染の除去等の措置を講じなければならない。	

7 知事は、第116条計画書を提出した工場等廃止者又は施設等除却者が、措置を講ずべき期限までに当該第116条計画書に従って土壤汚染の除去等の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該措置を講ずべきことを命ずることができる。	
8 第116条計画書を提出した工場等廃止者又は施設等除却者は、当該第116条計画書に記載された土壤汚染の除去等の措置が完了したときは、その旨を知事に届け出なければならない。	
9 第1項及び第4項から前項までの規定にかかわらず、工場等廃止者又は施設等除却者が、汚染状況調査の実施若しくは報告、第116条計画書の作成若しくは提出又は土壤汚染の除去等の措置若しくは当該措置が完了した旨の届出を行わずに、当該土地の譲渡（借地の場合にあつては、当該土地の返還をいう。以下同じ。）をしたときは、当該譲渡を受けた者も、当該汚染状況調査の実施及び報告、第116条計画書の作成及び提出並びに土壤汚染の除去等の措置及び当該措置が完了した旨の届出（当該土地の譲渡をした際、工場等廃止者又は施設等除却者が行っていないものに限る。）を行わなければならない。	
10 知事は、前項（次条第2項において準用する場合を含む。）に規定する土地の譲渡を受けた者がいることを知ったときは、当該土地の譲渡を受けた者に対し、当該工場又は指定作業場において取り扱っていた特定有害物質の種類その他の規則で定める事項を通知するものとする。	第56条の3 条例第116条第10項の規定により通知する事項は、次のとおりとする。 - 一 譲渡又は返還のあった土地の場所 - 二 譲渡又は返還のあった土地に係る工場又は指定作業場の名称 - 三 工場又は指定作業場に係る工場等廃止者又は施設等除却者の氏名又は名称 - 四 工場又は指定作業場の廃止年月日又は当該土地における施設等除却の日 - 五 工場又は指定作業場で取り扱っていた特定有害物質の種類 - 六 譲渡又は返還のあった土地に係る汚染状況調査の結果が報告され、条例第118条の2第1項に規定する台帳が調製されているときは、その旨 - 七 譲渡又は返還のあった土地に係る条例第116条第4項（第116条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による指示がなされているときは、その指示の内容
11 土地の所有者等（工場等廃止者、施設等除却者及び第9項の譲渡を受けた者を除く。）が汚染状況調査又は土壤汚染の除去等の措置を行った場合（工場等廃止者、施設等除却者又は第9項の譲渡を受けた者が、第1項、第6項又は第9項の規定に基づく汚染状況調査又は土壤汚染の除去等の措置を行わない場合に限る。）において、当該汚染状況調査又は土壤汚染の除去等の措置が当該各項に規定する方法により行われたものであると知事が認めるときは、当該各項の規定による汚染状況調査又は土壤汚染の除去等の措置があったものとみなす。	

(有害物質取扱事業者による自主調査) 第116条の2 有害物質取扱事業者(第115条第1項、前条第1項又は第117条第2項の規定の適用を受ける者を除く。)は、土壤汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、当該工場又は指定作業場の敷地内の汚染状況調査を実施したときは、その結果を知事に報告することができる。	
2 前条第4項から第9項までの規定は、前項の報告をした有害物質取扱事業者について準用する。この場合において、前条第4項中「第1項」とあるのは「第116条の2第1項」と、「工場等廃止者又は施設等除却者」とあるのは「有害物質取扱事業者」と、前条第5項中「前項」とあるのは「第116条の2第2項において準用する第116条第4項」と、前条第6項中「第4項又は前項」とあるのは「第116条の2第2項において準用する第116条第4項又は第5項」と、「第116条計画書」とあるのは「第116条の2計画書」と、「工場等廃止者又は施設等除却者」とあるのは「有害物質取扱事業者」と、前条第7項及び第8項中「第116条計画書」とあるのは「第116条の2計画書」と、「工場等廃止者又は施設等除却者」とあるのは「有害物質取扱事業者」と、前条第9項中「第1項及び第4項から前項まで」とあるのは「第116条の2第2項において準用する第116条第4項から第8項まで」と、「工場等廃止者又は施設等除却者」とあるのは「有害物質取扱事業者」と、「汚染状況調査の実施若しくは報告、第116条計画書」とあり、及び「汚染状況調査の実施及び報告、第116条計画書」とあるのは「第116条の2計画書」と読み替えるものとする。	
(工場等の敷地又は工場等の存した土地の改変時における汚染地改変者の義務) 第116条の3 次の各号に掲げる土地において、土壤の特定有害物質の濃度が汚染土壤処理基準を超えている土地の切り盛り、掘削その他の規則で定める行為(以下「汚染地の改変」という。)を行う者(以下「汚染地改変者」という。)は、土壤汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、当該汚染地の改変に伴う汚染の拡散等を防止するための計画書(以下「汚染拡散防止計画書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、次条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、この限りでない。 一 第115条第1項の規定による汚染状況調査の結果、当該敷地内の土壤汚染が同条第2項の規則で定める基準に該当しなかった土地 二 第116条第1項の規定による汚染状況調査の結果、同条第4項ただし書に該当した土地又は同項各号のいずれにも該当しなかった土地 三 第114条第3項若しくは第4項、第115条第4項若しくは第5項、第116条第6項、第7項若しくは第9項(前条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第116条第11項又は次項の規定により措	(汚染地の改変) 第56条の4 条例第116条の3第1項に規定する規則で定める行為は、次のいずれかに該当する行為(非常災害のために必要な応急措置として行う行為を除く。)とする。 一 土壤汚染の除去等の措置を講ずるために設けられた構造物に変更を加えること。 二 土地の形質の変更であつて、その対象となる土地の面積の合計が10平方メートル以上であり、かつ、その深さが50センチメートル以上であること(土壤等の汚染状況その他必要な情報を把握するため又は観測井を設けるためのボーリングであつて、汚染の拡散の防止が図られる方法によるものを除く。) 三 土地の形質の変更であつて、その深さが3メートル以上であること(土壤等の汚染状況その他必要な情報を把握するため又は観測井を設けるためのボーリングであつて、汚染の拡散の防止が図られる方法によるものを除く。) 四 汚染土壤を敷地外へ搬出すること(試験研究の用に供するために行う場合を除く。) (汚染拡散防止計画書) 第56条の5 条例第116条の3第1項並びに第117条第3項及び第7項に規定する汚染拡

置が講じられた土地

散防止計画書の提出は、次に掲げる事項（条例第122条第1項第二号の土壤の搬出のみを行う場合は、第二号、第三号及び第五号を除く。）を記載した別記第33号様式による汚染拡散防止計画書によらなければならない。ただし、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第12条第1項又は第16条第1項に基づく届出をしたときは、当該届出をもって汚染拡散防止計画書の提出に代えることができる。

- 一 汚染の状況
- 二 汚染の拡散防止の区域
- 三 土地の改変又は汚染地の改変の内容及び汚染の拡散防止の方法
- 四 汚染の拡散防止の開始及び終了の時期
- 五 汚染の拡散防止の期間中の環境保全対策
- 六 汚染土壤の搬出の有無並びに搬出する場合における搬出の方法及び搬出先での処理の方法

2 前項の汚染拡散防止計画書には、次に掲げる書面等（条例第122条第1項第二号の土壤の搬出のみを行う場合は、第二号及び第三号を除く。）を添付しなければならない。

- 一 改変する土地の汚染状態を明らかにした図面
- 二 改変の実施方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図
- 三 改変終了後の状況を明らかにした図面
- 四 汚染土壤を運搬する方法及び運搬する者並びに汚染土壤の処理を行う者の氏名（法人にあっては名称）及び処理施設の所在地を記載した書類
- 五 汚染土壤の処理を行う者が当該汚染土壤を適切に処理できることを証する書類

3 前二項の規定は、条例第122条第1項第二号の土壤の搬出のみを行う場合にあっては、第56条の5第1項第四号中「汚染の拡散防止の開始及び終了の時期」とあるのは「汚染土壤の搬出の開始及び終了の時期」と、同項第六号中「処理」とあるのは「処理又は管理」と、前項第一号中「改変する土地」とあるのは「搬出する汚染土壤」と、同項第四号中「処理を行う者」とあるのは「処理又は管理を行う者」と、「処理施設の所在地」とあるのは「処理施設又は管理を行う土地の所在地」と、同項第五号中「処理」とあるのは「処理又は管理」と読み替えて適用する。

（汚染拡散防止措置の完了届）

第56条の6 条例第116条の3第3項及び第117条第6項（同条第8項において準用する場合を含む。）に規定する汚染拡散防止措置の完了の届出は、別記第33号の2様式による汚染拡散防止措置完了届出書によらなければならない。ただし、土壤汚染対策法第12条各項又は第16条各項に基づき土地の形質の変更又は汚染土壤の搬出を行つたと認められるときは、当該事実を証する書類の提出をもって汚染拡散防止措置完了届出書の提出に代えることができる。

2 前項の汚染拡散防止措置完了届出書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

- 一 改変の実施及び汚染土壤の搬出に関する事

	項を記載した書類 二 改変の実施方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図
2 前項の規定による汚染拡散防止計画書を提出した者は、当該汚染拡散防止計画書に従って汚染拡散防止の措置を講じなければならない。	
3 第1項の規定による汚染拡散防止計画書を提出した者は、当該汚染拡散防止計画書に記載された汚染拡散防止の措置が完了したときは、その旨を知事に届け出なければならない。	
(土地の改変時における改変者の義務) 第117条 規則で定める面積以上の土地における土地の切り盛り、掘削その他の規則で定める行為(以下「土地の改変」という。)を行う者(以下「土地改変者」という。)は、土壤汚染対策指針に基づき、当該土地の改変を行う土地における過去の特定有害物質の取扱事業場の設置状況その他の規則で定める事項について調査し、その結果を知事に届け出なければならない。	(土地の改変時の調査等) 第57条 条例第117条第1項に規定する規則で定める面積は、3000平方メートルとする。ただし、土壤汚染対策法第4条第1項の適用を受ける土地にあつては、900平方メートルとする。 2 条例第117条第1項に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。 一 土地の形質の変更(建築物その他の工作物の建設その他の行為に伴うものに限る。)並びに土地の切り盛り、掘削及び造成。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。 ア 通常の管理行為又は軽易な行為として次に掲げるもの (1) 敷地内の水道管又は下水道管その他これらに類する工作物で地下に設けるものの新設、改修又は増設 (2) 用水又は排水施設の設置 (3) 木竹の植栽、植替え等に伴う掘削 (4) 既存道路の補修(新設又は拡幅を伴うものを除く。) (5) その他土壤汚染の拡散のおそれがなく、かつ、(1)から(4)までに類する行為 イ 改変の対象となる土地の面積の合計が300平方メートル未満の行為(当該箇所において汚染土壤処理基準を超え、又は超えることが確実であると認められる土壤汚染が生じている場合を除く。) ウ 非常災害のために必要な応急措置として行う行為 二 土壤汚染対策法第4条第1項に基づく届出の対象となる行為 3 条例第117条第1項に規定する規則で定める調査事項は、次に掲げるとおりとし、その調査結果の届出は、別記第34号様式による土地利用の履歴等調査届出書によらなければならない。 一 特定有害物質の取扱事業場の設置状況その他の土地利用の履歴 二 特定有害物質の使用、排出等の状況
2 知事は、前項の調査の結果、当該土地の土壤が汚染され、又は汚染されているおそれがあると認めるときは、土地改変者に対し、土壤汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、当該土地の汚染状況調査を実施し、その結果を報告するよう求めることができる。	

3	土地改変者は、前項の規定による汚染状況調査の結果、当該土地の土壌の特定有害物質の濃度が汚染土壌処理基準を超えていることが判明したときは、当該土地の改変に伴う汚染の拡散等を防止するため、土壌汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、汚染拡散防止計画書を作成し、知事に提出しなければならない。	
4	知事は、前項の規定による汚染拡散防止計画書の提出を受けた場合において、当該土地の土壌汚染が第114条第1項第二号の規則で定める場合に該当するときは、当該提出をした者に対し、その旨を通知し、計画の変更を求めることができる。	
5	第3項の規定による汚染拡散防止計画書を提出した者は、当該汚染拡散防止計画書（前項の規定により変更した場合にあっては、変更後の汚染拡散防止計画書。次項において同じ。）に従って汚染拡散防止の措置を講じなければならない。	
6	第3項の規定による汚染拡散防止計画書を提出した者は、当該汚染拡散防止計画書に記載された汚染拡散防止の措置が完了したときは、その旨を知事に届け出なければならない。	
7	次に掲げる土地において、汚染地改変者は、当該汚染地の改変に伴う汚染の拡散等を防止するため、土壌汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、汚染拡散防止計画書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、第1項の規定の適用を受ける者にあっては、この限りでない。 一 第2項の規定による汚染状況調査が実施された土地のうち、第5項の汚染拡散防止の措置を要しなかった土地 二 第5項（次項において準用する場合を含む。）の規定により措置が講じられた土地	
8	第5項及び第6項の規定は、前項の汚染地改変者について準用する。この場合において、第5項中「第3項」とあるのは「第7項」と、「当該汚染拡散防止計画書（前項の規定により変更した場合にあっては、変更後の汚染拡散防止計画書。次項において同じ。）」とあるのは「当該汚染拡散防止計画書」と、第6項中「第3項」とあるのは「第7項」と読み替えるものとする。	
（記録の保管、引継等） 第118条 第114条から前条までの規定に基づく調査を行った者、措置に係る計画書を作成した者又は措置を行った者（その者の地位を承継した者を含む。）にあっては当該調査、計画書又は措置の内容について、第116条第1項ただし書の確認を受けた者（その者の地位を承継した者を含む。）にあっては工場又は指定作業場において取り扱っていた特定有害物質その他の作業時の状況について、土地の所有者等と共有するとともに、記録を作成し、保管し、及び必要に応じて土地の所有者等にこれを引き継がな		

ければならない。											
2 土地の所有者等（その者の地位を承継した者を含む。）は、前項の規定により共有した調査、計画書若しくは措置の内容等又は引き継がれた記録について、当該土地における土地改変者又は汚染地改変者に対して適切に提供しなければならない。											
（台帳の調製等） 第118条の2 知事は、第114条から第117条までの規定に基づく調査、計画書、措置等について、規則で定めるところにより、所在地その他の規則で定める事項を記載した台帳を調製し、これを保管しなければならない。	（台帳の調製等） 第58条 条例第118条の2第1項に規定する台帳は、次の表の上欄に掲げる土地に応じ、当該下欄に掲げる帳簿等をもって調製するものとする。 <table border="1" data-bbox="805 651 1444 1906"> <tr> <td data-bbox="805 651 1125 813"> 一 条例第114条第1項の規定に基づく指示の対象となった工場又は指定作業場の存する土地 </td><td data-bbox="1125 651 1444 813"> 帳簿及び第3項の書類等 </td></tr> <tr> <td data-bbox="805 813 1125 1227"> 二 条例第115条から第116条の2まで及び第117条までの規定に基づく汚染状況調査により、土壌の特定有害物質の濃度が汚染土壌処理基準を超えていること又は地下水中の特定有害物質の濃度が地下水基準を超えていることが確認された土地 </td><td data-bbox="1125 813 1444 1227"> 帳簿及び第3項の書類等 </td></tr> <tr> <td data-bbox="805 1227 1125 1451"> 三 条例第115条から第116条の2まで及び第117条までの規定に基づく汚染状況調査を実施した土地（二の項に規定するものを除く。） </td><td data-bbox="1125 1227 1444 1451"> 帳簿及び第4項の知事が必要と認めた書類等 </td></tr> <tr> <td data-bbox="805 1451 1125 1648"> 四 土地利用の履歴等調査（条例第117条第1項の規定に基づく調査をいう。以下同じ。）を実施した土地 </td><td data-bbox="1125 1451 1444 1648"> 帳簿 </td></tr> <tr> <td data-bbox="805 1648 1125 1906"> 五 自然由来等基準不適合土壌（条例第122条第1項第二号に規定する土壌をいう。以下同じ。）の搬出元及び搬出先の土地（二の項に規定するものを除く。） </td><td data-bbox="1125 1648 1444 1906"> 帳簿及び第4項の知事が必要と認めた書類等 </td></tr> </table> 2 前項の帳簿は、次に掲げる事項を記載するものとする。 一 前項の表一の項に規定する土地にあっては指示、同表二の項及び三の項に規定する土地	一 条例第114条第1項の規定に基づく指示の対象となった工場又は指定作業場の存する土地	帳簿及び第3項の書類等	二 条例第115条から第116条の2まで及び第117条までの規定に基づく汚染状況調査により、土壌の特定有害物質の濃度が汚染土壌処理基準を超えていること又は地下水中の特定有害物質の濃度が地下水基準を超えていることが確認された土地	帳簿及び第3項の書類等	三 条例第115条から第116条の2まで及び第117条までの規定に基づく汚染状況調査を実施した土地（二の項に規定するものを除く。）	帳簿及び第4項の知事が必要と認めた書類等	四 土地利用の履歴等調査（条例第117条第1項の規定に基づく調査をいう。以下同じ。）を実施した土地	帳簿	五 自然由来等基準不適合土壌（条例第122条第1項第二号に規定する土壌をいう。以下同じ。）の搬出元及び搬出先の土地（二の項に規定するものを除く。）	帳簿及び第4項の知事が必要と認めた書類等
一 条例第114条第1項の規定に基づく指示の対象となった工場又は指定作業場の存する土地	帳簿及び第3項の書類等										
二 条例第115条から第116条の2まで及び第117条までの規定に基づく汚染状況調査により、土壌の特定有害物質の濃度が汚染土壌処理基準を超えていること又は地下水中の特定有害物質の濃度が地下水基準を超えていることが確認された土地	帳簿及び第3項の書類等										
三 条例第115条から第116条の2まで及び第117条までの規定に基づく汚染状況調査を実施した土地（二の項に規定するものを除く。）	帳簿及び第4項の知事が必要と認めた書類等										
四 土地利用の履歴等調査（条例第117条第1項の規定に基づく調査をいう。以下同じ。）を実施した土地	帳簿										
五 自然由来等基準不適合土壌（条例第122条第1項第二号に規定する土壌をいう。以下同じ。）の搬出元及び搬出先の土地（二の項に規定するものを除く。）	帳簿及び第4項の知事が必要と認めた書類等										

	にあつては汚染状況調査の実施の根拠となつた条例の条項 二 前項の表二の項及び三の項に規定する土地にあつては汚染状況調査の結果の報告年月日、同表四の項に規定する土地にあつては土地利用の履歴等調査の結果の届出年月日、同表五の項に規定する土地にあつては搬出に係る届出年月日 三 土地の所在地 四 調製年月日又は訂正年月日 五 条例第115条第1項、第116条第1項、第9項若しくは第11項又は第116条の2第1項の規定により汚染状況調査を実施した場合にあつては当該工場又は指定作業場の名称(当該工場又は指定作業場が廃止されている場合はその旨)、条例第117条第2項の規定により汚染状況調査を実施した場合にあつては土地の改変に係る事業の名称 六 汚染状況調査を実施した場合にあつては当該調査を実施した土地の面積及び土壤汚染が確認されている土地の面積、土地利用の履歴等調査を実施した場合にあつては当該調査を実施した土地の面積 七 汚染状況調査を実施した場合は、当該調査の方法に関する特記事項 八 汚染状況調査を実施した場合にあつては特定有害物質による土壤等の汚染状況、土地利用の履歴等調査を実施した場合にあつては特定有害物質による土壤汚染のおそれの有無、自然由来等基準不適合土壤の搬出を行う場合にあつては当該土壤の特定有害物質による汚染状況 九 前項の表一の項及び二の項に規定する土地にあつては、汚染状況調査の受託者 十 当該土地の状況が第54条第3項第一号に該当する場合は、その旨 十一 当該土地において健康被害の防止又は周辺への地下水の汚染の拡大の防止のために講じられた措置がある場合は、その内容 十二 当該土地に条例第122条第1項第二号の土壤がある場合は、その旨 十三 当該土地が第55条第3項に該当する場合は、その旨 十四 当該土地が土壤汚染対策法の規定に基づき要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定された区域を含む場合は、その旨 十五 前項の表一の項及び二の項に規定する土地にあつては、当該土地における措置又は改変の実施状況及びこれに伴う汚染土壤の処理等の方法(当該土地の土壤が自然由来等基準不適合土壤である場合を除く。) 十六 自然由来等基準不適合土壤の搬出を行う場合は、当該土壤の搬出状況及び搬出先での処理又は管理の方法 十七 前項の表四の項に規定する土地にあつては、汚染状況調査の実施状況 3 第1項の表一の項及び二の項の規定による土地の台帳は、次に掲げる書類等を添付するものとする。 一 汚染状況調査の実施内容及び当該調査の結果に係る書類等 二 当該土地に係る健康被害の防止又は周辺へ
--	--

	の地下水の汚染の拡大の防止のために講じられた措置の実施場所及び実施状況を明らかにした図面 三 当該土地に係る汚染の拡散防止の方法を明らかにした図面 四 対象地周辺の地図 4 第1項の表三の項及び五の項の規定による土地の台帳は、次に掲げる書類等のうち知事が必要と認めたものを添付するものとする。 一 汚染状況調査の実施内容及び当該調査の結果に係る書類等 二 自然由来等基準不適合土壌の搬出に係る汚染の拡散防止の方法を明らかにした書類等 三 対象地周辺の地図 5 台帳の帳簿等の内容に変更があったときは、知事は速やかにこれを訂正しなければならない。
2 前項に規定する台帳は、公開し、一般の閲覧に供するものとする。	
(調査、措置等に係る指導及び助言並びに情報収集等) 第119条 知事は、有害物質取扱事業者、工場等廃止者、施設等除却者、第116条第1項の廃止又は除却に係る土地の譲渡を受けた者、土地の所有者等、汚染地改変者又は土地改変者がこの節の規定に基づき行う調査、措置等に関し、必要に応じ指導及び助言を行うものとする。	
2 知事は、第114条第1項第二号に規定する規則で定める場合(第117条第4項に規定する場合を含む。)又は第116条第4項第一号に規定する規則で定める場合(第116条の2第2項において準用する場合を含む。)に該当することを判断するために必要があると認めるときは、人の健康に係る被害が生ずるおそれに関する情報を有する関係行政機関に対する情報提供の要請その他の手段により情報を収集するとともに、当該情報を整理し、保存し、及び適切に提供するよう努めるものとする。	
(勧告等) 第120条 知事は、第114条第5項、第115条第6項、第116条第1項、第8項(第116条の2第2項において準用する場合を含む。)及び第9項(第116条の2第2項において準用する場合を含む。)、第116条の3各項並びに第117条第1項、第3項、第5項(第8項において準用する場合を含む。)、第6項(第8項において準用する場合を含む。)及び第7項に違反をしている者があるときは、その者に対し、当該違反をしている事項を是正するため必要な措置をとることを勧告することができる。	
2 知事は、第116条第1項の規定に違反している者に対する勧告を行ったときは、同項に規定する汚染状況調査の対象となっている土地の場所及びその範囲について、公表することができる。	

3 知事は、前項の公表をしようとする場合は、当該土地の所有者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えるものとする。	
(費用の負担) 第121条 第116条第9項(第116条の2第2項において準用する場合を含む。)、第116条の3及び第117条の場合において、工場等廃止者又は施設等除却者(第116条の2第2項において準用する場合にあつては有害物質取扱事業者)から、第116条第1項の廃止若しくは除却に係る土地又は第116条の2第1項の汚染状況調査を実施した土地の譲渡を受けた者、土地改変者又は汚染地改変者が、汚染状況調査、措置等を実施したときは、当該調査、措置等に要した費用を、当該汚染をした者に請求することを妨げるものではない。	
(土地の所有者等の協力義務) 第121条の2 第114条から第117条までの規定に基づき調査、措置等を実施する者が当該土地の所有者等と異なる場合においては、当該土地の所有者等は、当該調査、措置等の実施に協力しなければならない。	
(適用除外) 第122条 第113条から前条までの規定は、次に掲げる土壌については適用しない。 一 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和45年法律第139号)第2条第1項に規定する農用地の土壌 二 汚染の原因が専ら自然的条件であることが明らかであると認められる場所(汚染の原因が、専ら自然的条件によるものと同程度に汚染された土砂に由来すると認められる埋立地を含む。)の土壌 三 前二号に掲げるもののほか、法令により特定有害物質の処分等を目的として設置されている施設の存する土地の土壌	
2 前項第二号の規定にかかわらず、第113条から前条までの規定は、前項第二号の土壌については、当該場所からの土壌の搬出に伴う汚染拡散防止に必要な限度において適用する。	
第六章 雑則	
	(処分についての意見の申出) 第80条 条例第5条の8第1項、同条第3項、第5条の13第1項、第5条の14第2項、第5条の15第2項、第5条の18、第8条の5第1項、第8条の9第1項、第8条の19第1項、第8条の20、第8条の21、第42条第1項、第58条、第60条、第91条、第98条第4項、第102条、第103条、第114条第1項、同条第2項、同条第4項、第115条第2項、同条第3項、同条第5項、第116条第4項(第116条の2第2項において準用する場合を含む。)、第116条第5項(第116条の2第2項において準用する場合を含む。)、第116条第7項(第116条の2第2

	項において準用する場合を含む。)、第125条第2項、第139条又は第155条第2項の規定による命令その他の処分を受けた者は、当該処分について意見があるときは、他の法令及び条例の規定によるほか、当該処分のあったことを知った日からおおむね7日以内に、知事に当該意見を申し出ることができる。 2 知事は、前項の規定による意見がその事務所に到達したときは、その日からおおむね14日以内に当該意見を審査し、当該意見を申し出た者に対しその結果を通知するとともに、相当の理由があると認めるときは、当該処分に係る期限、履行の方法等を変更するものとする。この場合において、知事は、審査に当たって必要があると認めるときは、学識経験者等の意見を聴くものとする。
(違反者の公表) 第156条 知事は、第5条の6第1項、第8条の4第1項、第9条第1項若しくは第2項、第9条の7、第17条の23第1項、第25条、第25条の8、第32条、第36条、第40条、第48条、第56条又は第120条第1項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。	
第七章 罰則	
第158条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 一 第91条、第98条第4項、第114条第2項若しくは第4項、第125条第2項又は第139条の規定による命令に違反した者 二 (略)	
第159条 次の各号の一に該当する者は、50万円以下の罰金に処する。 一 第8条の5第1項、第8条の19第1項、第42条第1項、第58条、第60条、第115条第3項若しくは第5項又は第116条第5項(第116条の2第2項の規定により準用する場合を含む。)若しくは第7項(第116条の2第2項の規定により準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者 一の二から二まで (略)	

別表第十二 汚染土壌処理基準（第五十三条及び五十四条関係）

特定有害物質の種類	基準値	
	溶出量(単位 検液一リットルにつきミリグラム)	含有量(単位 土壌一キログラムにつきミリグラム)
一 カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 〇・〇〇三	カドミウムとして 四五
二 シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。	遊離シアンとして 五〇
三 有機 ^{りん} 化合物	検液中に検出されないこと。	
四 鉛及びその化合物	鉛として 〇・〇一	鉛として 一五〇
五 六価クロム化合物	六価クロムとして 〇・〇五	六価クロムとして 二五〇
六 ^ひ 砒素及びその化合物	^ひ 砒素として 〇・〇一	^ひ 砒素として 一五〇
七 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀として 〇・〇〇〇五 かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。	水銀として 一五
八 ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。	
九 トリクロロエチレン	〇・〇一	
十 テトラクロロエチレン	〇・〇一	
十一 ジクロロメタン	〇・〇二	
十二 四塩化炭素	〇・〇〇二	
十三 一・二—ジクロロエタン	〇・〇〇四	
十四 一・一—ジクロロエチレン	〇・一	
十五 一・二—ジクロロエチレン	〇・〇四	
十六 一・一・一—トリクロロエタン	一	
十七 一・一・二—トリクロロエタン	〇・〇〇六	
十八 一・三—ジクロロプロペン	〇・〇〇二	
十九 チウラム	〇・〇〇六	
二十 シマジン	〇・〇〇三	
二十一 チオベンカルブ	〇・〇二	
二十二 ベンゼン	〇・〇一	
二十三 セレン及びその化合物	セレンとして 〇・〇一	セレンとして 一五〇
二十四 ほう素及びその化合物	ほう素として 一	ほう素として 四、〇〇〇
二十五 ふっ素及びその化合物	ふっ素として 〇・八	ふっ素として 四、〇〇〇
二十六 塩化ビニルモノマー（別名クロロエチレン）	〇・〇〇二	

備考

- 一 溶出量とは土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量をいい、含有量とは土壌に含まれる特定有害物質の量をいう。
- 二 基準値は、溶出量にあつては土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第六条第三項第四号、含有量にあつては同条第四項第二号に規定する環境大臣が定める方法により測定した場合における測定値によるものとする。
- 三 「検出されないこと」とは、二に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 四 有機^{りん}化合物とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

別表第十二の二 地下水基準（第五十四条関係）

特定有害物質の種類	基準値（単位 検液一リットルにつきミリグラム）
一 カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 〇・〇〇三
二 シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
三 有機 ^{りん} 化合物	検液中に検出されないこと。
四 鉛及びその化合物	鉛として 〇・〇一
五 六価クロム化合物	六価クロムとして 〇・〇五
六 ^ひ 砒素及びその化合物	^ひ 砒素として 〇・〇一
七 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀として 〇・〇〇〇五 かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
八 ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
九 トリクロロエチレン	〇・〇一
十 テトラクロロエチレン	〇・〇一
十一 ジクロロメタン	〇・〇二
十二 四塩化炭素	〇・〇〇二
十三 一・二―ジクロロエタン	〇・〇〇四
十四 一・一―ジクロロエチレン	〇・一
十五 一・二―ジクロロエチレン	〇・〇四
十六 一・一・一―トリクロロエタン	一
十七 一・一・二―トリクロロエタン	〇・〇〇六
十八 一・三―ジクロロプロペン	〇・〇〇二
十九 チウラム	〇・〇〇六
二十 シマジン	〇・〇〇三
二十一 チオベンカルブ	〇・〇二
二十二 ベンゼン	〇・〇一
二十三 セレン及びその化合物	セレンとして 〇・〇一
二十四 ほう素及びその化合物	ほう素として 一
二十五 ふっ素及びその化合物	ふっ素として 〇・八
二十六 塩化ビニルモノマー（別名クロロエチレン）	〇・〇〇二

備考

- 一 基準値は、土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第六条第二項第二号により測定した場合における測定値によるものとする。
- 二 「検出されないこと」とは、一に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 三 有機^{りん}化合物とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

別表第十二の三 第二溶出量基準（第五十五条の二関係）

特定有害物質の種類	基準値(単位 検液一リットルにつきミリグラム)
一 カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 〇・〇九
二 シアン化合物	シアンとして 一
三 有機 ^{りん} 燐化合物	一
四 鉛及びその化合物	鉛として 〇・三
五 六価クロム化合物	六価クロムとして 一・五
六 ^ひ 砒素及びその化合物	^ひ 砒素として 〇・三
七 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀として 〇・〇〇五 かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
八 ポリ塩化ビフェニル	〇・〇〇三
九 トリクロロエチレン	〇・一
十 テトラクロロエチレン	〇・一
十一 ジクロロメタン	〇・二
十二 四塩化炭素	〇・〇二
十三 一・二―ジクロロエタン	〇・〇四
十四 一・一―ジクロロエチレン	一
十五 一・二―ジクロロエチレン	〇・四
十六 一・一・一―トリクロロエタン	三
十七 一・一・二―トリクロロエタン	〇・〇六
十八 一・三―ジクロロプロペン	〇・〇二
十九 チウラム	〇・〇六
二十 シマジン	〇・〇三
二十一 チオベンカルブ	〇・二
二十二 ベンゼン	〇・一
二十三 セレン及びその化合物	セレンとして 〇・三
二十四 ほう素及びその化合物	ほう素として 三十
二十五 ふっ素及びその化合物	ふっ素として 二十四
二十六 塩化ビニルモノマー（別名クロロエチレン）	〇・〇二

備考

- 一 基準値は、土壤汚染対策法施行規則第六条第三項第四号に規定する環境大臣が定める方法により測定した場合における測定値によるものとする。
- 二 「検出されないこと」とは、一に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 三 有機^{りん}燐化合物とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

別表第十二の四 第二地下水基準（第五十五条の二関係）

特定有害物質の種類	基準値（単位 検液一リットルにつきミリグラム）
一 カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 〇・〇三
二 シアン化合物	シアンとして 一
三 有機 ^{りん} 化合物	一
四 鉛及びその化合物	鉛として 〇・一
五 六価クロム化合物	六価クロムとして 〇・五
六 ^ひ 砒素及びその化合物	^ひ 砒素として 〇・一
七 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀として 〇・〇〇五 かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
八 ポリ塩化ビフェニル	〇・〇〇三
九 トリクロロエチレン	〇・一
十 テトラクロロエチレン	〇・一
十一 ジクロロメタン	〇・二
十二 四塩化炭素	〇・〇二
十三 一・二―ジクロロエタン	〇・〇四
十四 一・一―ジクロロエチレン	一
十五 一・二―ジクロロエチレン	〇・四
十六 一・一・一―トリクロロエタン	三
十七 一・一・二―トリクロロエタン	〇・〇六
十八 一・三―ジクロロプロペン	〇・〇二
十九 チウラム	〇・〇六
二十 シマジン	〇・〇三
二十一 チオベンカルブ	〇・二
二十二 ベンゼン	〇・一
二十三 セレン及びその化合物	セレンとして 〇・一
二十四 ほう素及びその化合物	ほう素として 十
二十五 ふっ素及びその化合物	ふっ素として 八
二十六 塩化ビニルモノマー（別名クロロエチレン）	〇・〇二

備考

- 一 基準値は、土壤汚染対策法施行規則第六条第二項第二号に規定する環境大臣が定める方法により測定した場合における測定値によるものとする。
- 二 「検出されないこと」とは、一に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 三 有機^{りん}化合物とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

東京都土壤汚染対策指針

第1 目的

この指針は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。以下「条例」という。）第113条の規定に基づき、特定有害物質による土壤の汚染又はこれに起因する地下水の汚染が、人の健康に支障を及ぼすことを防止するため、土壤汚染に係る調査及び対策の方法等を定めることを目的とする。

第2 定義

この指針において使用する用語は、特段の定めがある場合を除き、条例及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成13年東京都規則第34号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

第3 土壤汚染に係る調査

1 土地利用の履歴等調査

条例第117条第1項の規定により行う調査（以下「地歴調査」という。）は、土地の改変を行う土地及びその周辺の土地を対象に、次に掲げる事項ごとに、それぞれ定める方法により実施し、土地の改変を行う土地の土壤汚染のおそれを推定するために有効な情報を収集するものとする。

（1）特定有害物質の取扱事業場の設置状況その他の土地の利用の履歴

地歴調査の実施者は、土地の改変を行う土地及びその周辺の土地の利用の履歴として、過去の地形図、住宅地図、航空写真、登記簿その他の情報により、過去の特定有害物質の取扱事業場の設置状況等について把握する。

（2）特定有害物質の使用、排出等の状況

地歴調査を実施する者は、（1）により把握した土地の利用の履歴から、過去の特定有害物質の取扱事業場の設置等の事実が判明したときは、当該特定有害物質の取扱事業場の台帳類及び資料の閲覧、当該特定有害物質の取扱事業場の設置者等に対する聞き取り等により、特定有害物質の種類ごと（排出状況にあっては、排出水、排出ガス及び廃棄物の区分ごと）に次に掲げる事項について把握する。

なお、使用、排出等が地中において行われた場合にあっては、その深度に関する情報も把握する。

使用目的	加工用、洗浄用、検査用等
使用形態	特定有害物質を使用していた設備、機器等
使用状況	特定有害物質の使用目的別の濃度、使用量、使用期間、作業工程等
排出状況	特定有害物質の濃度、排出量、排出期間、排出経路（地下への浸透を含む。以下同じ。）、敷地内処分等
処理状況	特定有害物質の処理施設の有無、処理施設における処理方法及び処理量、処理施設の設置場所等
事故状況	特定有害物質に係る事故の有無、事故の発生日時、事故内容、漏えい量等
使用・保管場所等	特定有害物質の使用・保管場所、建物及び設備の配置状況、排出経路等
製造状況	特定有害物質の製造施設の有無、製造施設における製造方法及び製造量、製造施設の設置場所等

（3）土壤汚染の調査及び措置の実施状況等

地歴調査を実施する者は、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）第15条の規定に基づく台帳、条例第118条第1項の規定に基づく記録、条例第118条の2第1項の規定に基づく台帳、特定有害物質による土壤汚染を調査した各種調査結果その他の情報により、当該土地における土壤汚染の調査の結果並びに土壤汚染の除去等の措置及び汚染拡散防止の措置の実施状況等について把握する。

なお、特定有害物質の濃度が汚染土壤処理基準を超える土壤（以下「汚染土壤」という。）の存在が認められた場合であって、その原因が自然的条件又は水面埋立材であるとされた経緯があれば、これについても把握する。

（4）地表の高さの変更の経緯等

地歴調査を実施する者は、（2）及び（3）により把握した特定有害物質の使用、排出等並びに

土壌汚染の調査及び措置の状況について、土地の造成等の履歴その他の情報により、地表の高さに変更があった場合はその経緯を把握する。

2 汚染状況調査

条例第115条第1項、第116条第1項（同条第9項の規定による場合を含む。以下同じ。）、第116条の2第1項及び第117条第2項の規定により行う汚染状況調査は、次の（1）を対象地、（2）を調査対象区域とし、（3）から（12）までに掲げる事項ごとに、それぞれ定める方法により実施する。

なお、条例の各規定により汚染状況調査を実施する者（以下「調査義務者等」という。）は、指定調査機関（法第3条第1項の規定により環境大臣又は知事の指定を受けた者をいう。以下同じ。）に、当該汚染状況調査の実施を委託するものとする。

（1）対象地

汚染状況調査の対象地（以下「対象地」という。）は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める場所とする。

- ア 条例第115条第1項の規定による汚染状況調査 工場又は指定作業場の敷地
- イ 条例第116条第1項第1号の規定による汚染状況調査 工場又は指定作業場の敷地であった土地
- ウ 条例第116条第1項第2号の規定による汚染状況調査 施設等の除却に伴い土壌の掘削を行う土地
- エ 条例第116条の2第1項の規定による汚染状況調査 工場又は指定作業場の敷地内の任意に選択した当該調査を行う土地
- オ 条例第117条第2項の規定による汚染状況調査 土地の改変を行う土地

（2）調査対象区域

ア 条例第115条第1項、第116条第1項及び第116条の2第1項の規定による汚染状況調査

対象地の全域を調査対象区域とする。ただし、土壌汚染を生じさせるおそれのある事業活動がなされた建物等から公道、堀等により明確に区切られており、かつ、（3）により土壌汚染のおそれが把握されなかった土地は、調査対象区域に含めないことができる。

イ 条例第117条第2項の規定による汚染状況調査

対象地の全域又は対象地のうち（3）により土壌汚染のおそれが把握された土地であって掘削を行う部分を調査対象区域とする。

なお、対象地内の任意の土地を調査対象区域に加えることができる。

（3）特定有害物質の使用、排出等の状況

ア 特定有害物質の使用、排出等の状況

汚染状況調査の実施を受託した指定調査機関（以下「調査受託者」という。）は、条例第115条第1項の規定による汚染状況調査にあつては汚染状況調査要請のあった特定有害物質について、条例第116条第1項及び第116条の2第1項の規定による汚染状況調査にあつては調査義務者等が現在取り扱っている又は過去に取り扱っていた特定有害物質について、当該工場又は指定作業場の台帳類及び資料の閲覧、調査義務者等に対する聞き取り等により、特定有害物質の種類ごと（排出状況にあつては、排出水、排出ガス及び廃棄物の区分ごと）に1（2）の表に掲げる事項について把握する。

なお、使用、排出等が地中において行われた場合にあつては、その深度に関する情報も把握する。

条例第117条第2項の規定による汚染状況調査にあつては、地歴調査を実施する者が地歴調査で把握した情報を、調査受託者が確認し精査するほか、調査受託者が新たに入手した情報があればこれを加え、対象地における特定有害物質の使用、排出等の状況を把握する。

イ 土壌汚染の調査及び措置の実施状況等

調査受託者は、条例第115条第1項、条例第116条第1項及び第116条の2第1項の規定による汚染状況調査にあつては、法第15条の規定による台帳、条例第118条第1項の規定による記録のうち調査義務者等が実施した調査及び措置によるもの、条例第118条の2第1項の規定による台帳、特定有害物質による土壌汚染を調査義務者等が調査した各種調査結果その他の情報により、当該土地における土壌汚染の調査の結果及び土壌汚染の除去等の措置の実施状況

等を把握する。

なお、汚染土壌の存在が認められた場合であって、その原因が自然的条件又は水面埋立材であるとされた経緯があれば、これについても把握する。

条例第117条第2項の規定による汚染状況調査にあつては、地歴調査を実施する者が地歴調査で把握した情報を、調査受託者が確認し精査するほか、調査受託者が新たに入手した情報があればこれを加え、対象地における土壌汚染の調査の結果及び土壌汚染の除去等の措置及び汚染拡散防止の措置の実施状況等について把握する。

ウ 地表の高さの変更の経緯等

ア及びイにより把握した特定有害物質の使用、排出等並びに調査及び措置が行われた箇所について、当該工場又は指定作業場において行われた土地の造成の履歴その他の情報により、地表の高さの変更の経緯を把握する。

なお、条例第117条第2項の規定による汚染状況調査にあつては、地歴調査を実施する者が地歴調査で把握した情報を、調査受託者が確認し精査するほか、調査受託者が新たに入手した情報があればこれを加え、ア及びイにより把握した特定有害物質の使用、排出等並びに調査及び措置が行われた箇所についての地表の高さの変更の経緯を把握する。

(4) 特定有害物質による土壌等の汚染状況

(3)において対象地内に土壌汚染のおそれがあることが判明した場合は、調査受託者は、対象地内の土壌及び地下水の汚染状況について、(5)から(12)までに定めるところにより把握する。

(5) 調査対象物質

土壌その他の試料の採取及び測定（以下「試料採取等」という。）の対象とする物質（以下「調査対象物質」という。）は、(3)により調査対象区域内における汚染のおそれを把握した特定有害物質とする。また、調査受託者は、当該特定有害物質以外の任意の特定有害物質を調査対象物質に加えることができる。

特定有害物質は次のとおり区分する。

特定有害物質の区分	特定有害物質の種類
第一種特定有害物質	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2—ジクロロエタン、1, 1—ジクロロエチレン、1, 2—ジクロロエチレン、1, 1, 1—トリクロロエタン、1, 1, 2—トリクロロエタン、1, 3—ジクロロプロペン、ベンゼン及びクロロエチレン（別名塩化ビニルモノマー）
第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
第三種特定有害物質	有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）、ポリ塩化ビフェニル、チウラム、シマジン及びチオベンカルブ

なお、次の表の左欄に掲げる特定有害物質を調査対象物質とする場合は、当該特定有害物質が土壌中で分解して生成されるおそれのある同表の右欄に掲げる特定有害物質についても調査対象物質とする。

分解するおそれのある特定有害物質（以下「親物質」という。）	分解して生成されるおそれのある特定有害物質（以下「分解生成物」という。）
トリクロロエチレン	1, 1—ジクロロエチレン、1, 2—ジクロロエチレン及びクロロエチレン（別名塩化ビニルモノマー）
テトラクロロエチレン	トリクロロエチレン、1, 1—ジクロロエチレン、1, 2—ジクロロエチレン及びクロロエチレン（別名塩化ビニルモノマー）
四塩化炭素	ジクロロメタン
1, 1—ジクロロエチレン	クロロエチレン（別名塩化ビニルモノマー）
1, 2—ジクロロエチレン	クロロエチレン（別名塩化ビニルモノマー）

1, 1, 1—トリクロロエタン	1, 1—ジクロロエチレン及びクロロエチレン（別名塩化ビニルモノマー）
1, 1, 2—トリクロロエタン	1, 2—ジクロロエタン、1, 1—ジクロロエチレン、1, 2—ジクロロエチレン及びクロロエチレン（別名塩化ビニルモノマー）

(6) 調査対象区域の調査区分

調査受託者は、(3)により把握した情報等により、調査対象区域を調査対象物質の種類ごとに、次に掲げる区分に分類する。

ア イ及びウに該当しない土地（以下「全部対象区分地（別名第一調査区分地）」という。）

イ 当該土地が現在又は過去に特定有害物質の取扱事業場において特定有害物質の製造、使用、処理若しくは保管に係る事業の用に供されていない旨の情報又は調査対象物質の埋設、飛散、流出若しくは地下への浸透をされていない旨の情報その他の情報から汚染土壌が存在するおそれが少ないと認められる土地（以下「一部対象区分地（別名第二調査区分地）」という。）

ウ 当該土地が現在又は過去に特定有害物質の取扱事業場において事業の用に供されていない旨の情報、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第12条の4の環境省令で定める基準に適合する有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成23年法律第71号）の施行の際、現に設置されているもの（設置の工事がされているものを含む。）を除く。）において水質汚濁防止法第14条第5項の規定による点検が適切に行われることにより、調査対象物質を含む水が地下へ浸透したおそれがないことが確認されている旨の情報その他の情報から汚染土壌が存在するおそれがないと認められる土地

(7) 単位区画の設定

ア 区画の設定

調査受託者は、調査対象区域の北端の地点（当該地点が複数ある場合には最も東にある地点。以下「起点」という。）を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10メートルの間隔で引いた線により調査対象区域を区画する。ただし、区画される部分の数が、これらの線を起点を支点として回転させることにより減少する場合にあっては、これらの線を区画される部分の数が最も少なく、かつ、起点を支点として右回りに回転させた角度が最も小さくなるように回転させて得られる線により、調査対象区域を区画することができる。

イ 単位区画の統合

アにより区画された調査対象区域（以下「単位区画」という。）について、隣接する単位区画の面積の合計が130平方メートルを超えないときは、これらの隣接する単位区画を一つの単位区画とすることができる。ただし、当該単位区画を、当該調査対象区域を区画する線に垂直に投影したときの長さは、20メートルを超えてはならない。

ウ 単位区画の設定の特例

次のいずれかに該当するときは、アによらず単位区画を設定することができる。

(ア) 調査対象区域を含む土地において他の汚染状況調査又は法第2条第2項に規定する土壤汚染状況調査（以下「法の土壤汚染状況調査」という。）の契機が生じている場合であって、当該汚染状況調査又は当該法の土壤汚染状況調査において起点とする地点を起点とし、かつ、同調査において用いた単位区画を用いるとき。

(イ) 調査対象区域内又はその周辺の土地で過去に汚染状況調査又は法の土壤汚染状況調査を行ったことがある場合であって、当該過去に行った汚染状況調査又は当該過去に行った法の土壤汚染状況調査において起点とした地点を起点とし、同調査において用いた単位区画を設定した線及びこれらと平行して10メートル間隔で引いた線により区画するとき。

(ウ) 調査対象区域を含む事業場等の敷地の北端の地点（当該地点が複数ある場合には最も東にある地点）を起点として、起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10メートルの間隔で引いた線により敷地を区画し、同じ線により調査対象区域を区画するとき。ただし、区画される部分の数が、これらの線を起点を支点として回転させることにより減少する場合にあっては、これらの線を区画される部分の数が最も少なく、かつ、起点を支点として右回りに回転させた角度が最も小さくなるように回転させて得られる線により、敷地を区画することができる。

(8) 30メートル格子の設定

調査受託者は、調査対象区域を区画する線であって起点を通るもの及びこれらと平行して30メ

一トール間隔で引いた線により分割された調査対象区域のそれぞれの部分（以下「30メートル格子」という。）を設定する。

(9) 第一種特定有害物質に係る土壌及び地下水の調査方法

調査受託者は、調査対象物質のうち第一種特定有害物質について、次に定めるところにより調査する。

ア 土壌ガス調査

分析内容	土壌中の気体（以下「土壌ガス」という。）中に含まれる特定有害物質の量
分析方法	土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「法施行規則」という。）第6条第2項第2号に規定する環境大臣が定める方法
単位区画の調査区分	調査対象区域を、全部対象区分地を含む単位区画（以下「全部対象区画（別名第一調査区分区画）」という。）、一部対象区分地を含む単位区画（全部対象区画を除く。以下「一部対象区画（別名第二調査区分区画）」という。）及びこれら以外の単位区画のいずれかに分類する。
調査区画	次の（ア）及び（イ）に掲げる単位区画を試料採取等を行う区画（以下「調査区画」という。）として選定する。 （ア）全部対象区画 （イ）一部対象区画がある場合において、次のa又はbに掲げる場合の区分に応じ、当該a又はbに定める単位区画 a 30メートル格子内に一部対象区画が含まれ、かつ、30メートル格子の中心が調査対象区域内にある場合 当該30メートル格子の中心を含む単位区画 b 30メートル格子内に一部対象区画が含まれ、かつ、30メートル格子の中心が調査対象区域内にない場合 当該30メートル格子内にある一部対象区画のうちいずれか1区画
試料採取地点	調査区画の中心の地点（全部対象区画において汚染土壌が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあつては、当該部分における任意の地点）とする。ただし、試料を採取しようとする地点の傾斜が著しいことその他の理由により当該地点において試料を採取することが困難であると認められる場合には、当該地点を含む単位区画の任意の地点を試料採取地点とすることができる。
採取対象試料	試料採取地点に直径15ミリメートルから30ミリメートル程度まで、深さ0.8メートルから1メートルまでの穴をあけ、土壌ガスを吸引して採取したものを試料とする。ただし、土壌ガスの採取が困難と認められる場合にあつては、地下水を採取するものとする。
一部対象区画における調査の追加	30メートル格子内の調査区画において採取された土壌ガスから調査対象物質が検出された場合又は採取された地下水中の調査対象物質の濃度が地下水基準を超えた場合は、当該調査区画を含む30メートル格子内にある一部対象区画（調査区画であるものを除く。）において土壌ガス（土壌ガスの採取が困難と認められる場合にあつては、地下水）中に含まれる調査対象物質の量の測定を行うものとする。

イ 代表地点における土壌調査

調査受託者は、アの土壌ガス調査において土壌ガスから調査対象物質が検出された試料採取地点があるとき又は地下水から検出された調査対象物質が地下水基準を超える試料採取地点があるときは、次に定めるところにより調査する。

試料採取においてボーリングを実施する際は、汚染土壌又は特定有害物質のボーリング孔^{こう}への

流出を防止し、かつ、掘削に当たって水等を用いる場合にあっては、当該水等による汚染土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散、揮散又は流出及び地下への浸透を防止するために必要な措置を講じる（以下、当該措置を講じて実施するボーリングを「汚染を拡散させない措置を講じたボーリング」という。）。

なお、土壌試料の採取の対象となった深度までの範囲において、試料採取の際に深度別の地層の状況についても把握する。

対象物質	次の（ア）及び（イ）に掲げる物質 （ア）土壌ガス又は地下水から検出された特定有害物質及びその分解生成物 （イ）土壌ガス又は地下水から検出された特定有害物質の親物質（（３）アにおいて把握した特定有害物質に限る。）及び当該親物質の分解生成物
分析内容	深度別の土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量（以下「土壌溶出量」という。）
分析方法	法施行規則第６条第３項第４号に規定する環境大臣が定める方法
調査地点	（９）アの土壌ガス調査において土壌ガスから調査対象物質が検出された試料採取地点又は地下水から検出された調査対象物質が地下水基準を超えた試料採取地点を含む単位区画が連続する範囲（以下「検出範囲」という。）ごとに、溶出量基準を超える土壌が存在するおそれが当該検出範囲内で連続する他の単位区画と比較して多いと認められる単位区画の試料採取地点（以下「第一種代表地点」という。）において行う。
調査深度	帯水層の位置を確認し、その底面（帯水層の底面の位置が、地表１０メートルの深さより深い場合には、１０メートル）までとする。ただし、汚染の程度又は地層の状況等により、より深い深度の土壌調査が必要と認められる場合は、この限りでない。
採取対象試料	次の（ア）から（エ）までの試料を採取する。 （ア）汚染のおそれが生じた場所の位置の土壌（当該位置が地表と同一の位置である場合又は当該位置が明らかでない場合にあっては、地表から深さ５センチメートルまでの土壌（以下「表層の土壌」という。）） （イ）汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ５０センチメートルの土壌（当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合にあっては、地表から深さ５０センチメートルの土壌） （ウ）深さ１メートルから１０メートルまでの１メートルごとの土壌（地表から汚染のおそれが生じた場所の位置の深さまでの土壌及び汚染のおそれが生じた場所の位置より深い位置に帯水層の底面がある場合における当該底面より深い位置にある土壌を除く。） （エ）帯水層の底面の土壌（地表から深さ１０メートル以内に帯水層の底面がある場合に限る。）
結果の評価	第一種代表地点において採取した土壌の特定有害物質による汚染状態が、次の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当するときは、当該第一種代表地点が存する検出範囲内の土壌について、それぞれ（ア）から（ウ）までに定める汚染状態にあるものとみなす。ただし、検出範囲内の地点であって、第一種代表地点において行う土壌調査と同等の土壌調査を行った単位区画の土壌にあっては、当該調査の結果を当該単位区画の土壌の汚染状態とする。 （ア）少なくとも一の第一種代表地点において第二溶出量基準を超えるとき 第二溶出量基準を超える土壌

	(イ) 少なくとも一の第一種代表地点において溶出量基準を超えるとき（（ア）に該当するときを除く。） 溶出量基準を超える土壌 (ウ) 全ての第一種代表地点においても溶出量基準以下であったとき 溶出量基準以下である土壌
--	--

ウ 代表地点における地下水調査

調査受託者は、アの土壌ガス調査において土壌ガスから調査対象物質が検出された試料採取地点があるとき又は地下水から検出された調査対象物質が地下水基準を超える試料採取地点があるときは、次に定めるところにより代表地点における地下水調査を行う。

なお、調査地点のうち、対象地の代表的な地層が把握できる一地点以上の地点にて、地下水試料の採取の対象となった深度までの範囲において、試料採取の際に深度別の地層の状況についても把握する。ただし、当該調査地点においてイの代表地点における土壌調査において把握した深度については、これを要しない。

対象物質	次の（ア）及び（イ）に掲げる物質 （ア）土壌ガス又は地下水から検出された特定有害物質及びその分解生成物 （イ）土壌ガス又は地下水から検出された特定有害物質の親物質（（３）アにおいて把握した特定有害物質に限る。）及び当該親物質の分解生成物
分析内容	地下水中の特定有害物質の濃度
分析方法	法施行規則第６条第２項第２号に規定する環境大臣が定める方法
調査地点	第一種代表地点
採取対象試料	調査地点の地下水位を把握し、最初の帯水層（恒常的に地下水が存在する宙水層又は第一帯水層をいう。以下同じ。）の地下水を採取する。ただし、汚染の程度又は地層の状況等により、より深い位置にある帯水層の地下水の調査が必要と認められる場合は、この限りでない。
試料採取方法	汚染を拡散させない措置を講じたボーリングにより、帯水層を代表して汚染状態を把握することが可能な深度まで挿入したスクリーンからパージ（井戸内滞水量の３倍量から５倍量までを目安とする。）後に試料を採取することを基本とする。ただし、土地の改変又は施設等の除却に伴い土壌の掘削を行う地点で試料採取を行う場合は、ボーリング孔内の水をパージ（ボーリング内滞水量の３倍量から５倍量までを目安とする。）後に試料を採取することができる。 採取した試料はろ過しないこと。

エ 地下水等の状況

調査受託者は、イの土壌調査において溶出量基準を超える土壌が確認された場合は、対象地及びその周辺の地下水への影響を把握するため、当該土地の地下水流向に係る文献、地形図、地質図、柱状図等の既存の資料並びにイの土壌調査及びウの地下水調査により把握した調査対象区域内の地層の状況及び地下水位の状況その他の情報を整理し、地下水流向を把握するとともに、当該溶出量基準を超える土壌が確認された地点の下流側の土地における主たる土質及び動水勾配について考察する。

なお、対象地内及びその周辺の井戸の分布、ストレーナーの深度、飲用等の利用の状況並びに地下水の汚染の状況についての情報があれば、これらの情報についても把握する。

オ 対象地境界における地下水調査

調査受託者は、イの土壌調査において溶出量基準を超える土壌が確認され、かつ、ウの地下水調査において地下水基準を超える地下水が確認された場合は、次に定めるところにより、対象地内であって対象地の境界付近の地点（以下「対象地境界」という。）における地下水調査を行う。

対象物質	ウの地下水調査において地下水基準を超えた特定有害物質及びその分解生成物
------	-------------------------------------

分析内容等	(ア) 地下水中の特定有害物質の濃度 (イ) 地下水位の状況
分析方法	法施行規則第6条第2項第2号に規定する環境大臣が定める方法
調査地点	地下水流向を踏まえ、周辺の地下水への影響を適切に把握できる対象地境界
採取対象試料	ウの地下水調査において地下水基準を超える地下水が確認された帯水層の地下水を採取する。
試料採取方法	ウの地下水調査と同様の方法

(10) 第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質に係る土壌及び地下水の調査方法

調査受託者は、調査対象物質のうち、第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質について、次に定めるところにより調査する。

ア 表層等の土壌調査

調査受託者は、次に定めるところにより、表層等の土壌について試料採取等を行う。

試料採取においてボーリングを実施する際は、汚染を拡散させない措置を講じたボーリングにより行う。

なお、土壌試料の採取の対象となった深度までの範囲において、試料採取の際に深度別の地層の状況についても把握する。

特定有害物質の区分	第二種特定有害物質	第三種特定有害物質
分析内容	土壌溶出量及び土壌に含まれる特定有害物質の量（以下「土壌含有量」という。）	土壌溶出量
分析方法	土壌溶出量にあつては法施行規則第6条第3項第4号に規定する環境大臣が定める方法、土壌含有量にあつては同条第4項第2号に規定する環境大臣が定める方法	
単位区画の調査区分	調査対象区域を、(9)アの土壌ガス調査と同様の方法により分類する。	
調査区画	次の(ア)及び(イ)に掲げる単位区画を調査区画として選定する。 (ア) 全部対象区画 (イ) 一部対象区画にあつては、次のa又はbに掲げる場合の区分に応じ、当該a又はbに定める単位区画 a 30メートル格子内にある一部対象区画が6区画以上ある場合 当該30メートル格子内にある一部対象区画のうち任意の5区画 b 30メートル格子内にある一部対象区画が5区画以下である場合 当該30メートル格子内にある全ての一部対象区画	
試料採取地点	調査区画の中心の地点（全部対象区画において汚染土壌が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあつては、当該部分における任意の地点）とする。ただし、試料を採取しようとする地点の傾斜が著しいことその他の理由により当該地点において試料を採取することが困難であると認められる場合には、当該地点を含む単位区画の任意の地点を試料採取地点とすることができる。	
採取対象試料	次の方法により採取した土壌（地表から深さ10メートルまでにある土壌に限る。）を試料とする。 (ア) 試料採取地点の汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ50センチメートルまでの土壌を採取したもの (イ) 試料採取地点の汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合又は汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合には、表層の土壌及び深さ5センチメ	

	一トールから50センチメートルまでの土壌を採取し、これらの土壌を同じ重量混合したもの (ウ) 30メートル格子内の2以上の一部対象区画において試料採取等をする場合にあっては、当該2以上の一部対象区画ごとに(ア)又は(イ)の方法により採取された土壌を同じ重量混合したもの
一部対象区画における土壌調査の追加	一部対象区画である調査区画において採取された試料の土壌溶出量が溶出量基準を超え、又は土壌含有量が含有量基準を超えた場合には、当該調査区画を含む30メートル格子内にある全ての一部対象区画において、土壌溶出量又は土壌含有量の調査を行う。

イ 代表地点における地下水調査

調査受託者は、アの土壌調査において溶出量基準を超える土壌が確認された場合は、次に定めるところにより代表地点における地下水調査を行う。

なお、調査地点のうち、対象地の代表的な地層が把握できる一地点以上の地点にて、地下水試料の採取の対象となった深度までの範囲において、試料採取の際に深度別の地層の状況についても把握する。ただし、(9)イ及びウにおいて把握している場合は、これを要しない。

対象物質	アの土壌調査において溶出量基準を超えた特定有害物質
分析内容	地下水中の特定有害物質の濃度
分析方法	法施行規則第6条第2項第2号に規定する環境大臣が定める方法
調査地点	次の(ア)及び(イ)を調査地点（以下「第二種・第三種代表地点」という。）とする。ただし、汚染の原因から見て、地下水基準を超える地下水が存在するおそれが、溶出量基準を超えた単位区画が連続する範囲（以下「溶出量基準超過範囲」という。）で隣接する他の単位区画と比較して多いと認められる地点が明確である場合には、(イ)に代えて(ウ)の地点で調査を行うことができる。 (ア) 第二溶出量基準を超える単位区画内の地点 (イ) 30メートル格子ごとに当該30メートル格子内にある土壌溶出量の最も多い単位区画（溶出量基準を超えるものに限る。）内の地点。ただし、30メートル格子内に土壌溶出量が同値の単位区画が複数ある場合は、地下水流向並びに当該30メートル格子内及び周辺の単位区画の土壌溶出量の分布を勘案して、地下水基準を超える地下水が存在するおそれが多いと考えられる1区画内の地点とする。 (ウ) 溶出量基準超過範囲ごとに、地下水基準を超える地下水が存在するおそれが当該範囲内で隣接する他の単位区画と比較して多いと認められる単位区画内の地点
採取対象試料	最初の帯水層の地下水を採取する。ただし、汚染の程度又は地層の状況等により、より深い位置にある帯水層の地下水の調査が必要と認められる場合は、この限りでない。 なお、汚染土壌と最初の帯水層が十分離れており、かつ、推定される汚染の原因、汚染状況、地層等を考慮して、地下水への影響が少ないと認められる場合は、地下水採取を行わないことができる。
試料採取方法	汚染を拡散させない措置を講じたボーリングにより、帯水層を代表して汚染状態を把握することが可能な深度まで挿入したスクリーンからパージ（井戸内滞水量の3倍量から5倍量までを目安とする。）後に試料を採取することを基本とする。ただし、土地の改変又は施設等の除却に伴い土壌の掘削を行う地点で試料採取を行う場合は、ボーリング孔内の水をパージ（ボーリン

	グ内滞水量の3倍量から5倍量までを目安とする。)後に試料を採取することができる。 採取した試料はろ過すること。
--	--

ウ 地下水等の状況

調査受託者は、アの土壤調査において溶出量基準を超える土壤が確認された場合は、対象地及びその周辺の地下水への影響を把握するため、当該土地の地下水流向に係る文献、地形図、地質図、柱状図等の既存の資料並びにイの土壤調査により把握した調査対象区域内の地層の状況及び地下水位の状況その他の情報を整理し、地下水流向を把握するとともに、当該溶出量基準を超える土壤が確認された地点の下流側の土地における主たる土質及び動水勾配について考察する。

なお、対象地内及びその周辺の井戸の分布、ストレーナーの深度、飲用等の利用の状況並びに地下水の汚染の状況についての情報があれば、これらの情報についても把握する。

エ 対象地境界における地下水調査

調査受託者は、アの土壤調査において溶出量基準を超える土壤が確認され、かつ、イの地下水調査において地下水基準を超える地下水が確認された場合は、次に定めるところにより対象地境界における地下水調査を行う。

対象物質	イの地下水調査において地下水基準を超えた特定有害物質
分析内容等	(ア) 地下水中の特定有害物質の濃度 (イ) 地下水位の状況
分析方法	法施行規則第6条第2項第2号に規定する環境大臣が定める方法
調査地点	地下水流向を踏まえ、周辺の地下水への影響を適切に把握できる対象地境界
採取対象試料	イの地下水調査において地下水基準又は第二地下水基準を超える地下水が確認された帯水層の地下水を採取する。
試料採取方法	イの地下水調査と同様の方法

(11) 調査の省略

ア 特定有害物質の使用、排出等の状況に係る情報の把握の省略

(3) アの規定にかかわらず、調査受託者は、調査対象区域の全部又は一部において、特定有害物質の使用、排出等の状況に係る情報の把握の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、情報の把握の省略をした範囲における土壤及び地下水は、情報の把握の省略をした特定有害物質ごとに、次の表に掲げる汚染状態にあるものとみなす。

情報の把握の省略をした範囲の土壤の汚染状態	第一種特定有害物質及び第三種特定有害物質にあつては第二溶出量基準を超え、第二種特定有害物質にあつては第二溶出量基準及び含有量基準を超えるもの
情報の把握の省略をした土地の地下水の汚染状態	第二地下水基準を超えるもの

イ 第一種特定有害物質に関する試料採取等に係る特例

第一種特定有害物質に係る試料採取等を行う場合、調査受託者は、(9)アの土壤ガス調査に代えて(9)イの土壤調査及び(9)ウの地下水調査を実施することができる。この場合における試料採取等は、(9)イの土壤調査にあつては調査対象区域内の全ての単位区画の地点、(9)ウの地下水調査にあつては(9)イの土壤調査を実施する地点((9)イの土壤調査を先に行った場合にあつては土壤溶出量が連続する他の単位区画と比較して多いと認められる単位区画の地点)で行うものとする。

ウ 調査区画の選定等の省略

調査受託者が調査区画の選定等の全部又は一部を行わないこととした場合、調査区画の選定等の省略をした単位区画における土壤及び地下水は、調査区画の選定等の省略をした特定有害物質ごとに、次の表に掲げる汚染状態にあるものとみなす。

調査区画の選定等の省略をした単位区画の土壤の汚染状態	第一種特定有害物質及び第三種特定有害物質にあつては第二溶出量基準を超え、第二種特定有害物質にあつては第二溶出量基準及び含有量基準を超えるもの
----------------------------	--

調査区画の選定等の省略をした土地の地下水の汚染状態	第二地下水基準を超えるもの
---------------------------	---------------

エ 試料採取等の省略

調査受託者が次の表内各項目において試料採取等の全部又は一部を行わないこととした場合は、試料採取等を省略した調査区画等の土壌又は地下水は、試料採取等を省略した特定有害物質ごとに、次の表に掲げる汚染状態にあるものとみなす。

採取等を省略した試料	試料採取等を省略した調査区画等の土壌又は地下水の汚染状態
(9) アの土壌ガス調査における土壌ガス（土壌ガスの採取が困難と認められる場合にあっては地下水） （（12）イ 第一種特定有害物質に関する試料採取等に係る特例の場合を除く。）	土壌ガスから当該特定有害物質が検出され（土壌ガスの採取が困難と認められる場合にあっては、地下水基準を超え）、かつ、第二溶出量基準を超えるもの
(9) イの土壌調査における調査深度の土壌	当該試料採取等を省略した深度において第二溶出量基準を超えるもの
(9) ウの地下水調査における採取対象となった帯水層の地下水	当該試料採取等を省略した帯水層において第二地下水基準を超えるもの
(9) オの地下水調査における採取対象となった帯水層の地下水	当該試料採取等を省略した帯水層において第二地下水基準を超えるもの
(10) アの土壌調査における汚染のおそれの生じた位置の土壌	当該試料採取等を省略した深度において第二種特定有害物質にあっては第二溶出量基準及び含有量基準、第三種特定有害物質にあっては第二溶出量基準を超えるもの
(10) イの地下水調査における採取対象となった帯水層の地下水	当該試料採取等を省略した帯水層において第二地下水基準を超えるもの
(10) エの地下水調査における採取対象となった帯水層の地下水	当該試料採取等を省略した帯水層において第二地下水基準を超えるもの

オ 省略をした調査の追完

ア、ウ又はエにより省略をした事項については、本指針に定める調査方法等により、任意の時機に追完することができる。

(12) 汚染状況調査の特例

ア 法の土壌汚染状況調査の方法で行った場合の特例

調査受託者が法第3条第1項の環境省令で定める方法により調査を行った場合であって、これに加えて(9)イの表中調査深度のうち「汚染の程度又は地層の状況等により、より深い深度の土壌調査が必要と認められる場合」の土壌調査、(9)ウの地下水調査、(9)エの地下水等の状況の把握、(9)オの地下水調査、(10)イの地下水調査、(10)ウの地下水等の状況の把握及び(10)エの地下水調査を行ったときは、汚染状況調査を実施したものとみなす。

イ 汚染状況調査を実施する場合の掘削深度に応じた調査方法の特例

条例第116条第1項第2号、第116条の2第1項及び第117条第2項の規定に基づく汚染状況調査を行う場合にあっては、調査受託者は、それぞれ予定している掘削深度に応じ、次のように調査区画及び試料採取等の深度を限定することができる。

- (ア) 単位区画内の最も深い掘削深度（以下「最大形質変更深さ」という。）より1メートルを超える深さにのみ汚染のおそれが生じた場所の位置がある場合には、当該単位区画を調査区画としないことができる（(9)アの表中調査区画（イ）に該当する場合は、30メートル格子内の最も深い掘削深度より1メートルを超える深さにのみ汚染のおそれが生じた場所の位置があるときに限る。）。
- (イ) (9)イの表中調査深度を、最大形質変更深さより1メートル深い位置までに限ることができる。
- (ウ) (10)アの表中採取対象試料を、地表から最大形質変更深さより1メートル深い位置までにある土壌に限ることができる。

ウ 過去に汚染状況調査を行った土地における条例第116条第1項の特例

条例第116条第1項又は第116条の2第1項の規定に基づき汚染状況調査の結果を報告したのち、新たに条例第116条第1項の規定に基づく汚染状況調査の契機が生じた場合において、当該報告した土地について、当該報告以降、特定有害物質による汚染のおそれが生じていないことが認められるときの汚染状況調査は、指定調査機関に代わって調査義務者等が（3）の各項目について把握し、（4）から（10）までの各項目を実施しないことができる。

エ 汚染の原因が専ら自然的条件によるものと認める要件及び調査方法の特例

条例第122条第1項第2号の土壤（以下「自然由来等基準不適合土壤」という。）であると認める要件は、次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当することとし、その場合の調査の方法は、次の（ウ）又は（エ）によることができる。

（ア）汚染の原因が専ら自然的条件によるものと認める要件

汚染状況調査において、汚染の原因が専ら自然的条件によるものであると疑われる土壤汚染を把握した場合において、次のaからdまでの全ての条件を満たしているときは、当該範囲についての汚染の原因は専ら自然的条件によるものであるとみなす。

- a 汚染土壤処理基準を超過した特定有害物質が第二種特定有害物質（シアン化合物を除く。）のみであること。
- b 当該範囲の土壤の特定有害物質による汚染状態が地質的に同質な状態で広がっていること。
- c 当該範囲の土壤の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準以下であり、かつ、含有量基準以下であること。
- d 当該範囲において人為若しくは水面埋立柱材に由来する汚染のおそれがないこと又は人為若しくは水面埋立柱材に由来する汚染のおそれがある土地であって、（4）から（10）までの各項目の調査若しくは法施行規則第3条から第15条までに定める方法に準じた方法により調査した結果、当該範囲において人為若しくは水面埋立柱材に由来する汚染が認められないこと。

（イ）汚染の原因が専ら水面埋立柱材によるものと認める要件

汚染状況調査において、汚染の原因が専ら水面埋立柱材によるものであると疑われる土壤汚染を把握した場合において、次のaからdまでの全ての条件を満たしているときは、当該範囲についての汚染の原因は専ら水面埋立柱材によるものであるとみなす。

- a 昭和52年3月15日以降に公有水面埋立法（大正10年法律第57号）による埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地（廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）又は大正11年4月10日から昭和52年3月14日までに公有水面埋立法による埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地（当該範囲の土壤の第一種特定有害物質、第三種特定有害物質及びシアン化合物による汚染状態が汚染土壤処理基準以下である土地（廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）に限る。）であること。
- b 当該範囲において人為に由来する汚染のおそれがないこと又は人為に由来する汚染のおそれがある土地であって、（4）から（10）までの各項目の調査若しくは法施行規則第3条から第15条までに定める方法に準じた方法により調査した結果、当該範囲において人為に由来する汚染が認められないこと。
- c 当該範囲の土壤の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準以下であること。
- d 当該範囲の土壤の特定有害物質による汚染状態が含有量基準以下（含有量基準を超過しているときは、当該土壤が被覆等により人が触れることのない状態）であること。

（ウ）既往調査が行われていた時の条例第116条第1項又は第116条の2第1項の特例

条例第116条第1項又は第116条の2第1項の規定に基づく汚染状況調査における（3）イの把握によって汚染土壤の存在が認められた場合であって、その原因が自然的条件又は水面埋立柱材のみによるものであると認められた調査結果があったときは、調査受託者は当該範囲に係る（4）から（10）までの各項目の調査を実施しないことができる。

（エ）既往調査が行われていた時の条例第117条第2項の特例

地歴調査によって汚染土壤の存在が認められた場合であって、その原因が自然的条件又は水面埋立柱材のみによるものであると認められた調査結果があったときは、調査受託者は条例第117条第2項の規定に基づく汚染状況調査において、当該範囲に係る（4）から（10）までの各項目の調査を実施しないことができる。

オ 将来にわたって地下水の利用が見込まれない地域における地下水調査の特例

規則第55条第3項に該当する土地において行う汚染状況調査にあつては、調査受託者は（9）ウの地下水調査及び（9）エの地下水等の状況の把握並びに（10）イの地下水調査及び（10）ウの地下水等の状況の把握を実施しないことができる。

3 詳細調査

2に定める汚染状況調査を実施した者又は第4に定める土壤汚染の除去等の措置若しくは汚染拡散防止の措置を行う者は、対象地の汚染状況の把握又は土壤汚染の除去等の措置若しくは汚染拡散防止の措置を行うに当たり、当該措置が必要な汚染範囲の確定及び搬出する土壤の汚染状態の確定等を目的とし、汚染状況調査に引き続いた時機又は任意の時機において、詳細調査を行うことができる。

詳細調査を実施する場合は、次の方法により行う。なお、詳細調査は、任意の段階で終了することができる。

（1）詳細調査の対象となる区画

詳細調査の実施者は、次のアからオまでの単位区画のうち、任意の単位区画を措置等の必要に応じて調査の対象とする。

なお、当該土地に単位区画が設定されていない場合は、2（7）の方法により単位区画を設定することができる。

ア 土壤溶出量が汚染土壤処理基準を超える単位区画

イ 土壤含有量が汚染土壤処理基準を超える単位区画

ウ 2（9）アの土壤ガス調査において土壤ガスから調査対象物質が検出され、又は地下水から検出された調査対象物質が地下水基準を超えた試料採取地点を含む単位区画であつて、2（9）イの土壤調査を実施していないもの

エ 過去に特定有害物質を含む固体又は液体を埋め、飛散させ、流出させ、又は地下に浸透させた場所（以下「特定有害物質埋立等箇所」という。）を含む単位区画

オ 地下水流向下流側において地下水の汚染があり、当該汚染の原因となる土壤汚染の存在が疑われる単位区画

（2）調査方法

ア 土壤に係る詳細調査

詳細調査の実施者は、土壤に係る詳細調査について、次に定めるところにより実施する。

なお、土壤試料の採取の際に、必要に応じて深度別の地層の状況についても把握する。

分析内容	（ア）深度別の土壤溶出量 （イ）深度別の土壤含有量 （1）ア、ウ又はオに該当する単位区画については（ア）に係る詳細調査を、（1）イに該当する単位区画については（イ）に係る詳細調査を、（1）エに該当する単位区画については（ア）及び（イ）に係る詳細調査を実施する。
分析方法	土壤溶出量に係る詳細調査を実施する場合にあつては法施行規則第6条第3項第4号に規定する環境大臣が定める方法、土壤含有量に係る詳細調査を実施する場合にあつては同条第4項第2号に規定する環境大臣が定める方法
調査地点	土壤汚染の除去等の措置を実施する区域又は汚染拡散防止の措置を実施する区域の設定が適切にできるよう、対象地の面積及び汚染状況調査の結果を考慮し、単位区画ごとに設定することを原則とする。ただし、（1）オに該当する単位区画にあつては、汚染の範囲を絞り込むため、対象となる単位区画の中から任意の単位区画を選択することができる。 なお、より詳細に汚染を把握するため、単位区画内に複数の調査地点を設定することができる。
調査深度	次の（ア）から（ウ）までに掲げる単位区画に応じ、それぞれ当該（ア）から（ウ）までに定める深度までとする。 （ア）（1）ア、イ及びウに該当する単位区画 土壤汚染が確認された帯水層の底面まで（第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質については、汚染土壤処理基準を超えないことが連続した2深度以上の

	範囲において確認された場合には、その深さまで) (イ) (1) エに該当する単位区画 特定有害物質埋立等箇所的位置の深さ及び特定有害物質埋立等箇所による汚染の影響のある帯水層(当該特定有害物質埋立等箇所が不明な場合は、最初の帯水層)の底面まで(第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質にあっては、当該特定有害物質埋立等箇所より深い位置の土壌について、汚染土壌処理基準を超えないことが連続した2深度以上の範囲において確認された場合にはその深さまで) (ウ) (1) オに該当する単位区画 地下水汚染が確認された帯水層の底面まで
試料採取方法	汚染を拡散させない措置を講じたボーリングにより、地表から深さ1メートル以上の深度について1メートルごとの土壌(地表から汚染のおそれが生じた場所の位置の深さまでの土壌を除く。(1) ウに該当する単位区画及び汚染のおそれが生じた場所の位置の深さの土壌を採取していない地点にあっては、汚染のおそれが生じた場所の位置の深さの土壌を含む。)及び汚染のあった帯水層の底面の土壌を採取する。なお、より詳細な汚染の把握のため、上記以外の深度の土壌を採取することができる。

イ 地下水に係る詳細調査

詳細調査の実施者は、地下水に係る詳細調査について、次に定めるところにより実施する。なお、地下水試料の採取の際に、必要に応じて深度別の地層の状況及び地下水位の状況についても把握する。

また、実施する土壌汚染の除去等の措置又は汚染拡散防止の措置の種類により帯水層の位置の把握及び不透水層等の位置の把握が必要な場合にあっては、当該措置の実施に必要な地点においてこれらについても把握する。

特定有害物質の区分	第一種特定有害物質	第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質
分析内容	地下水中の特定有害物質の濃度	
分析方法	法施行規則第6条第2項第2号に規定する環境大臣が定める方法	
調査地点	土壌汚染の除去等の措置又は汚染拡散防止の措置を実施する土地の地下水汚染の分布を把握できる任意の地点	
試料採取の対象とする地下水	汚染が確認された帯水層	
試料採取方法	2(9)ウの地下水調査と同様の方法	2(10)イの地下水調査と同様の方法

第4 計画の策定及び実施

1 土壌地下水汚染対策計画及び汚染拡散防止計画の目標

- (1) 条例第114条第1項、第115条第2項並びに第116条第4項(第116条の2第2項において準用する場合を含む。)及び第9項(第116条の2第2項において準用する場合を含む。)に規定する土壌地下水汚染対策計画書(以下「対策計画書」という。)に記載する計画(以下「対策計画」という。)は、2(2)に掲げる土壌汚染の除去等の措置の範囲内において、土壌汚染による人の健康に係る被害が生ずるおそれがない状態とすること及び土壌汚染による周辺への地下水汚染の拡大のない状態とすること並びにこれらの状態を維持することを目標とする。また、土壌汚染の除去等の措置に伴い汚染がある土地の改変(土地の改変(汚染土壌がある土地において行うものに限る。)又は汚染地の改変をいう。以下同じ。)を行う場合にあっては、汚染がある土地の改変に伴う汚染の拡散を防止することも目標に含めるものとする。
- (2) 条例第116条の3第1項並びに第117条第3項及び第7項に規定する汚染拡散防止計画書(以下「拡散防止計画書」という。)に記載する計画(以下「拡散防止計画」という。)は、3(2)に掲げる汚染拡散防止の措置の範囲内において、汚染がある土地の改変に伴う汚染の拡散を防止すること並びに当該汚染がある土地の改変の終了後において土壌汚染による人の健康被害が生ずるおそ

れない状態にすること及び周辺への地下水汚染の拡大のない状態にすることを目標とする。

2 対策計画の策定及び実施

次に掲げる事項について、それぞれ定める方法により対策計画を策定し、対策計画に基づいて対策を実施するものとする。

(1) 汚染の状況

対策計画の策定に必要な汚染状況調査の結果を整理し、土壌汚染が生じている区画について、汚染状況に応じて特定有害物質の種類ごとに次のとおり区域を設定する。ただし、(3)で調査を追加する場合にあっては、当該調査の結果も考慮して区域を設定するものとする。

区域の名称	対象となる区画
要対策区域	規則第54条第3項に該当する区画
地下水汚染拡大防止区域	規則第55条の2に該当し、かつ、次のア又はイのいずれかに該当する区画（規則第55条第3項各号に該当する土地を除く。） ア 対象地内において一定濃度を超える土壌汚染（第二溶出量基準を超える土壌の汚染又は第二地下水基準を超える地下水の汚染をいう。以下同じ。）がある区画 イ 対象地境界において第二地下水基準を超過した場合は、対象地境界の調査地点を含む区画（ただし、当該調査地点が区画の線が引かれていない場所である場合にあっては、汚染状況調査において区画した線又は当該線を延長した線並びにこれらと平行して10メートル間隔で引いた線により区画したときに調査地点を含む区画）
要管理区域	要対策区域及び地下水汚染拡大防止区域のいずれにも該当せず、かつ、汚染土壌の存在が認められた区画

(2) 土壌汚染の除去等の措置の範囲

土壌汚染の除去等の措置の範囲は、(1)で設定した区域ごとに、次のとおりとする。

ア 要対策区域

汚染土壌が存在する範囲

イ 地下水汚染拡大防止区域

第二溶出量基準を超える汚染土壌が存在する範囲及び第二地下水基準を超える地下水が存在する範囲（ただし、汚染がある土地の改変をする場合であって、その範囲に第二溶出量基準を超える汚染土壌以外の汚染土壌があるときは当該汚染土壌がある範囲を含む。）

ウ 要管理区域

汚染土壌が存在し、かつ、汚染がある土地の改変を行う範囲

(3) 土壌汚染の除去等の措置の方法及びその選択理由

アの区域ごとの措置の方針に応じて、イの土壌汚染の除去等の措置の方法を選定し、当該選定した措置の方法に対応するウの措置の方法の内容に従って実施する。

土壌汚染の除去等の措置の方法の種類は、別表左欄に掲げる（ア）から（コ）までの10種類の措置の方法とする。

土壌汚染の除去等の措置の方法の選定に当たっては、措置の実施に伴う環境面、経済面及び社会面への影響を考慮するよう努め、必要に応じて関係者とともに検討した上で、選定した措置の方法の選択理由を対策計画書に記載するものとする。

土壌汚染の除去等の措置の実施に当たり、より詳細に汚染状況を把握する必要がある場合には、第33に規定する詳細調査を実施するものとする。

ア 区域ごとの措置の方針

(ア) 要対策区域

次のaからcまでに掲げる場合の区分に応じ、措置の方針を定める。

- 溶出量基準を超える汚染土壌があり、地下水の汚染状態が地下水基準を超えている場合
土壌溶出量が汚染土壌処理基準以下となるように措置を実施し、又は溶出量基準を超える汚染土壌を適切に封じ込めること。
- 溶出量基準を超える汚染土壌があり、地下水の汚染状態が地下水基準以下である場合

土壌溶出量が汚染土壌処理基準以下となるように措置を実施し、溶出量基準を超える汚染土壌を適切に封じ込め、又は地下水の汚染状態が地下水基準以下であることを継続監視すること。

- c 含有量基準を超える汚染土壌があり、被覆等の措置が実施されていない場合

土壌含有量が汚染土壌処理基準以下となるように汚染を除去し、又は被覆等の措置により含有量基準を超える汚染土壌と人との接触を遮断すること。

(イ) 地下水汚染拡大防止区域

次の a 又は b に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ a 又は b に措置の方針を定める。

- a 対象地境界において地下水の汚染状態が第二地下水基準を超えている場合

対象地境界において、地下水が第二地下水基準以下となるように措置を実施し、又は封じ込め等の方法により地下水汚染の拡大を防止すること。

- b 対象地境界において地下水の汚染状態が第二地下水基準以下である場合

第二溶出量基準を超える汚染土壌及び第二地下水基準を超える地下水を除去し、若しくは適切に封じ込め、又は対象地境界において地下水の汚染状態が第二地下水基準以下であることを継続監視すること。

(ウ) 要管理区域

汚染がある土地の改変に伴う土壌汚染の拡大を防止し、措置の完了時に規則第 5 4 条第 3 項及び規則第 5 5 条の 2 のいずれにも該当しない土地とすること。

イ 土壌汚染の除去等の措置の方法の選定

(ア) 要対策区域

次の a から c までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ a から c までに定める措置の方法を選定する。

- a 溶出量基準を超える汚染土壌があり、地下水の汚染状態が地下水基準を超えている場合

溶出量基準を超えている特定有害物質の種類に応じ、別表に掲げる措置の方法のうち、土壌汚染の除去、封じ込め、不溶化及び地下水汚染の拡大の防止のいずれかを選定する。

- b 溶出量基準を超える汚染土壌があり、地下水の汚染状態が地下水基準以下である場合

溶出量基準を超えている特定有害物質の種類に応じ、別表に掲げる措置の方法のうち、土壌汚染の除去、封じ込め、不溶化、地下水汚染の拡大の防止又は地下水の水質の継続監視のいずれかを選定する。

- c 含有量基準を超える汚染土壌がある場合

土壌汚染の除去、土壌入換え、盛土、舗装又は立入禁止のいずれかを選定する。ただし、乳幼児の砂遊び若しくは土遊びに日常的に利用されている砂場若しくは園庭の敷地又は遊園地その他の遊戯設備により乳幼児に屋外において遊戯をさせる施設の用に供されている土地であって土地の形質の変更が頻繁に行われることによりア（ア）c に定める方針を満たさないおそれがあると認められる場合は、土壌汚染の除去、舗装又は立入禁止のいずれかを選定する。

(イ) 地下水汚染拡大防止区域

次の a 又は b に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ a 又は b に定める措置の方法を選定する。

- a 対象地境界において地下水の汚染状態が第二地下水基準を超えている場合

溶出量基準を超えている特定有害物質の種類に応じ、別表に掲げる措置の方法のうち、土壌汚染の除去、一定濃度を超える土壌汚染の除去、封じ込め、不溶化又は地下水汚染の拡大の防止のいずれかを選定する。土壌汚染の除去、一定濃度を超える土壌汚染の除去、封じ込め又は不溶化のいずれかを選定した場合にあっては、当該措置の方法の実施の期間中、対象地境界においてウ（カ）b の地下水の水質の継続監視を併せて実施する。

- b 対象地境界において地下水の汚染状態が第二地下水基準以下である場合

溶出量基準を超えている特定有害物質の種類に応じ、別表に掲げる措置の方法のうち、土壌汚染の除去、一定濃度を超える土壌汚染の除去、封じ込め、不溶化、地下水汚染の拡大の防止及び地下水の水質の継続監視のいずれかを選定する。土壌汚染の除去、一定濃度を超える土壌汚染の除去、封じ込め又は不溶化のいずれかを選定した場合にあっては、当該措置の方法の実施の期間中、対象地境界においてウ（カ）b の地下水の水質の継続監視を併せて実施する。

(ウ) 要管理区域

汚染がある土地の改変に伴い、土壤汚染の除去等の措置の方法を実施する場合は、次の a 及び b に従って措置の方法を選定する。

a 溶出量基準を超えている場合

溶出量基準を超えている特定有害物質の種類に応じ、別表に掲げる措置の方法のうち、土壤汚染の除去、封じ込め及び不溶化のいずれかを選定する。

b 含有量基準を超えている場合

土壤汚染の除去、土壌入換え、盛土、舗装又は立入禁止のいずれかを選定する。

ウ 措置の方法の内容

イで選定した措置の方法に応じて次の（ア）から（コ）までに掲げる措置の方法の内容に従って実施する。

（ア）土壤汚染の除去

次の a 又は b の措置の方法をそれぞれの内容に従って実施する。

a 汚染土壌の掘削による除去

汚染土壌を掘削し、掘削した場所を汚染土壌以外の土壌（汚染土壌を特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更して汚染土壌以外の土壌となったものを除く。以下同じ。）により埋める。ただし、建築物又は工作物の建設を行う場合等掘削した場所に土壌を埋める必要がない場合は、この限りでない。

b 原位置での浄化による除去

土壌中の気体又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出し、又は分解する方法その他の汚染土壌を掘削せずに行う方法により、汚染土壌から特定有害物質を除去する。

（イ）一定濃度を超える土壤汚染の除去

次の a、b 又は c の措置の方法をそれぞれの内容に従って実施する。

a 第二溶出量基準を超える汚染土壌の掘削による除去

第二溶出量基準を超える汚染土壌を掘削し、掘削した場所を第二溶出量基準以下で、かつ、溶出量基準を超える汚染土壌（第二溶出量基準を超える汚染土壌を、特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更することにより第二溶出量基準を超える汚染土壌以外の土壌としたものを除く。以下同じ。）により埋める。ただし、地表から 50 センチメートルまでの深さに含有量基準を超える汚染土壌を埋め戻すときは、埋め戻した範囲について（ク）から（コ）までのうちいずれかの措置の方法を併せて実施する。

b 第二溶出量基準を超える汚染土壌の原位置での浄化による除去

土壌中の気体又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出し、又は分解する方法その他の汚染土壌を掘削せずに行う方法により、汚染土壌から特定有害物質を除去し、第二溶出量基準以下で、かつ、溶出量基準を超える汚染状態にある土壌とする。

c 第二地下水基準を超える地下水の浄化

土壌中の気体又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出し、又は分解する方法その他の方法により、地下水から特定有害物質を除去し、第二地下水基準以下の地下水とする。ただし、第二溶出量基準を超える汚染土壌が確認されている場合は、汚染土壌に対する措置の方法と併せて実施する。

（ウ）封じ込め

次の a、b 又は c の措置の方法をそれぞれの内容に従って実施する。

a 原位置封じ込め

次の（a）から（f）までに掲げる手順に従って実施する。

（a）第二溶出量基準を超える汚染状態にある土地にあっては、汚染土壌を特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更する方法、土壌中の気体又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出し、又は分解する方法その他の方法により、第二溶出量基準以下の汚染状態にある土壌とする。

（b）（a）により第二溶出量基準以下の汚染状態とした土壌について、法施行規則別表第 8 2 の項ニの方法の例により第二溶出量基準以下の汚染状態にあることを確認する。

（c）汚染土壌のある範囲の側面を囲み、汚染土壌の下にある不透水層（厚さが 5 メートル以上であり、かつ、透水係数が毎秒 100 ナノメートル（岩盤にあっては、ルジオン値が 1）以下である地層又はこれと同等以上の遮水の効力を有する地層をいう。）であって、最も浅い位置にあるものの深さまで、鋼矢板その他の遮水の効力を有する構造物を設置する。

- (d) (c) の構造物により囲まれた範囲の土地を、厚さが 10 センチメートル以上のコンクリート又は厚さが 3 センチメートル以上のアスファルトにより覆う。
- (e) (d) により設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講じる。
- (f) 表面をコンクリート又はアスファルトとすることが適当でないと認められる用途に用いられている土地にあっては、必要に応じ (d) により設けられた覆いの表面を汚染土壌以外の土壌により覆う。
- b 遮水工封じ込め
 - 次の (a) から (f) までに掲げる手順に従って実施する。
 - (a) 汚染土壌を掘削し、掘削した汚染土壌のうち第二溶出量基準を超える汚染状態にあるものについては、特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更する方法、土壌中の気体又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出し、又は分解する方法その他の方法により、第二溶出量基準以下の汚染状態にある土壌とする。
 - (b) (a) により第二溶出量基準以下の汚染状態とした土壌について、法施行規則別表第 8 3 の項ニの方法の例により第二溶出量基準以下の汚染状態にあることを確認する。
 - (c) 対策を実施する範囲内において不織布その他の物の表面に二重の遮水シートを敷設した遮水層又はこれと同等以上の効力を有する遮水層を有する遮水工を設置し、その内部に (a) により掘削された汚染土壌を埋め戻す。
 - (d) (c) により埋め戻された場所を、厚さが 10 センチメートル以上のコンクリート又は厚さが 3 センチメートル以上のアスファルトにより覆う。
 - (e) (d) により設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講じる。
 - (f) 表面をコンクリート又はアスファルトとすることが適当でないと認められる用途に用いられている土地にあっては、必要に応じ (d) により設けられた覆いの表面を汚染土壌以外の土壌により覆う。
- c 遮断工封じ込め
 - 次の (a) から (f) までに掲げる手順に従って実施する。
 - (a) 汚染土壌を掘削する。
 - (b) 対策を実施する範囲内において汚染土壌の投入のための開口部を除き、次の I から III までの要件を備えた仕切設備を設ける。
 - I 一軸圧縮強度が 1 平方ミリメートルにつき 25 ニュートン以上で、水密性を有する鉄筋コンクリートで造られ、かつ、その厚さが 35 センチメートル以上であること又はこれと同等以上の遮断の効力を有すること。
 - II 埋め戻す汚染土壌と接する面が遮水の効力及び腐食防止の効力を有する材料により十分に覆われていること。
 - III 目視その他の方法により損壊の有無を点検できる構造であること。
 - (c) (b) により設けられた仕切設備の内部に、(a) により掘削した汚染土壌を埋め戻す。
 - (d) (c) により埋め戻しを行った後、開口部を (b) I から III までの要件を備えた覆いにより閉鎖する。
 - (e) (d) により設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講じる。
 - (f) 表面をコンクリート又はアスファルトとすることが適当でないと認められる用途に用いられている土地にあっては、必要に応じ (d) により設けられた覆いの表面を汚染土壌以外の土壌により覆う。
- (エ) 不溶化
 - 次の a 又は b の措置の方法をそれぞれの内容に従って実施する。
 - a 原位置不溶化
 - 次に掲げる手順に従って実施する。
 - (a) 汚染土壌を、薬剤の注入その他の汚染土壌を掘削せずに行う方法により特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更して、汚染土壌処理基準以下の汚染状態にある土壌とする。
 - (b) (a) により性状の変更を行った範囲について、周辺への汚染土壌又は特定有害物質の飛散、揮散又は流出（以下「飛散等」という。）を防止するため、シートにより覆うことその他の措置を講じる。
 - b 不溶化埋め戻し

次の（a）から（c）までに掲げる手順に従って実施する。

- （a）汚染土壌を掘削し、掘削した汚染土壌を薬剤の注入その他の方法により特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更して、汚染土壌処理基準以下の汚染状態にある土壌とする。
- （b）（a）により性状の変更を行った土壌について、おおむね100立方メートルごとに5点から採取した土壌をそれぞれ同じ重量混合し、当該土壌が溶出量基準以下の汚染状態にあることを確認した後、掘削した場所に埋め戻す。
- （c）（b）により埋め戻された場所について、周辺への汚染土壌又は特定有害物質の飛散等を防止するため、シートにより覆うことその他の措置を講じる。

（オ）地下水汚染の拡大の防止

次のa又はbの措置の方法をそれぞれの内容に従って実施する。

a 揚水施設による地下水汚染の拡大の防止

次の（a）から（c）までに掲げる手順に従って実施する。

- （a）土壌の汚染に起因する汚染地下水（要対策区域の場合は地下水基準を超える地下水、地下水汚染拡大防止区域の場合は第二地下水基準を超える地下水のことをいう。以下同じ。）の拡大を的確に防止できると認められる地点に揚水施設を設置し、地下水を揚水する。
- （b）（a）により揚水した地下水に含まれる特定有害物質を除去し、排出水基準（汚染土壌処理業に関する省令（平成二十一年環境省令第10号）第4条第1号リ（1）に規定する排出水基準をいう。）に適合させて公共用水域に排出するか、又は当該地下水の水質を排除基準（同号ヌ（1）に規定する排除基準をいう。）に適合させて下水道に排除する。
- （c）当該土地の汚染地下水が拡大するおそれがあると認められる範囲であって、汚染土壌のある範囲の周縁に観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、汚染地下水が措置を実施する範囲の外に拡大していないことを確認する。この場合において、隣り合う観測井の間の距離は、30メートルを超えてはならない。

b 透過性地下水浄化壁による地下水汚染の拡大の防止

次に掲げる手順に従って実施する。

- （a）当該土地において土壌の汚染に起因する汚染地下水の拡大を的確に防止できると認められる地点に透過性地下水浄化壁（汚染された地下水を通過させる過程において、特定有害物質を分解し、又は吸着する方法により、当該汚染された地下水を地下水基準以下にするために必要な機能を備えた設備であって、地中に設置された設備をいう。）を設置すること。
- （b）当該土地の汚染地下水が拡大するおそれがあると認められる範囲であって、汚染土壌のある範囲の周縁に観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、汚染地下水が措置を実施する範囲の外に拡大していないことを確認すること。この場合において、隣り合う観測井の間の距離は、30メートルを超えてはならない。

（カ）地下水の水質の継続監視

次のa又はbに掲げる場合の区分に応じて、それぞれの内容に従って実施する。

a 要対策区域で実施する場合

当該土地において土壌の汚染に起因する地下水の汚染の状況を的確に把握できると認められる地点に観測井を設け、設置してから最初の1年は4回以上、2年目から10年目までは1年に1回以上、11年目以降は2年に1回以上、定期的に地下水を採取し、当該地下水の特定有害物質の濃度を測定する。

b 地下水汚染拡大防止区域で実施する場合

当該土地において土壌の汚染に起因する地下水の汚染の状況を的確に把握できると認められる対象地境界周辺の地点に観測井を設け、次の（a）から（c）までに掲げる措置実施前の対象地内の地下水の汚染状態に応じて当該（a）から（c）までに掲げる頻度により定期的に地下水を採取し、当該地下水の特定有害物質の濃度を測定する。

- （a）措置実施前の地下水の汚染状態が地下水基準以下である場合

年1回以上

- （b）措置実施前の地下水の汚染状態が地下水基準を超え、かつ、第二地下水基準以下である場合

年2回以上

- (c) 措置実施前の地下水の汚染状態が第二地下水基準を超える場合
年4回以上
- (キ) 土壌入換え
次のa又はbの措置の方法をそれぞれの内容に従って実施する。
- a 区域外土壌入換え
次の(a)から(c)までに掲げる手順に従って実施する。
- (a) 対策を実施する範囲内の土壌を掘削し、(b)により覆いを設けた際に当該土地に建築されている建築物に居住する者の日常生活に著しい支障を生じさせないようにすること。
- (b) 対策を実施する範囲のうち地表から深さ50センチメートルまでに汚染土壌のある範囲を、まず、砂利その他の土壌以外のもので覆い、次に、厚さが50センチメートル以上の汚染土壌以外の土壌(当該土地の傾斜が著しいことその他の理由により土壌を用いることが困難であると認められる場合には、モルタルその他の土壌以外のものであって、容易に取り外すことができないもの(以下「モルタル等」という。))により覆うこと。
- (c) (b)により設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講じること。
- b 区域内土壌入換え
次の(a)から(d)までに掲げる手順に従って実施する。
- (a) 汚染土壌のある範囲において、汚染土壌及び地表から当該汚染土壌のある深さより50センチメートル以上深い深さまでの汚染土壌以外の土壌を掘削すること。
- (b) (a)により掘削を行った場所に(a)により掘削された汚染土壌を埋め戻すこと。
- (c) (b)により埋め戻された場所について、まず、砂利その他の土壌以外のもので覆い、次に、(a)により掘削された汚染土壌以外の土壌により覆うこと。
- (d) (c)により設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講じること。
- (ク) 盛土
次に掲げる手順に従って実施する。
- a 対策を実施する範囲を、まず、砂利その他の土壌以外のもので覆い、次に、厚さが50センチメートル以上の汚染土壌以外の土壌(当該範囲の傾斜が著しいことその他の理由により土壌を用いることが困難であると認められる場合には、モルタル等)により覆うこと。
- b aにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講じること。
- (ケ) 舗装
次に掲げる手順に従って実施する。
- a 対策を実施する範囲を、厚さが10センチメートル以上のコンクリート若しくは厚さが3センチメートル以上のアスファルト又はこれと同等以上の耐久性及び遮断の効力を有するもの(当該範囲の傾斜が著しいことその他の理由により土壌を用いることが困難であると認められる場合には、モルタル等)により覆うこと。
- b aにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講じること。
- (コ) 立入禁止
次のaからcまでに掲げる手順に従って実施する。
- a 対策を実施する範囲の周囲に、みだりに人が当該範囲に立ち入ることを防止するための囲いを設けること。
- b 対策を実施する範囲外への汚染土壌の飛散等を防止するため、シートにより覆うことその他の措置を講じること。
- c aにより設けられた囲いの出入口(出入口がない場合にあっては、囲いの周囲のいずれかの場所)の見やすい部分に、関係者以外の立入りを禁止する旨を表示する立札その他の設備を設置すること。
- エ 措置の実施の基準
土壌汚染の除去等の措置又は要管理区域における汚染がある土地の改変(別表に掲げる措置の方法を実施しない場合に限る。)の実施に当たっては、次の基準に従って実施する。
- (ア) 汚染がある土地の改変に当たり、溶出量基準を超える汚染状態にある土壌が帯水層に接する場合は、法施行規則第40条第2項第1号(規則第55条第3項に定める要件に該当する土地で実施するときは、法施行規則第53条第1号ロ)の環境大臣が定める基準に適合する施行方法により汚染がある土地の改変を行うことにより、当該土壌の飛散等を防止するために必要な

措置を講ずること。

- (イ) (ア) に定めるもののほか、汚染がある土地の改変に当たり、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等を防止するために必要な措置を講ずること。
- (ウ) 措置の実施後、本指針に定める土壤汚染の除去等の措置の方法が講じられた場合と同等以上に人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。

オ 土壤汚染の除去等の措置の特例

- (ア) 法の規定による汚染の除去等の措置の実施に係る特例

法の規定により措置を実施する場合は、ウの規定によらず、法第7条の規定による汚染の除去等の措置を実施することができる。

- (イ) 目標土壤溶出量又は目標地下水濃度を設定する場合の特例

法施行規則別表第6の規定に準じて目標土壤溶出量又は目標地下水濃度を設定する場合には、ウの規定によらず、法施行規則別表第8の方法により対策を実施することができる。

- (4) 土壤汚染の除去等の措置の開始及び終了の時期

土壤汚染の除去等の措置又は要管理区域における汚染がある土地の改変（別表に掲げる措置の方法を実施しない場合に限る。）の開始及び終了の予定時期を対策計画書に記載する。

- (5) 土壤汚染の除去等の措置の期間中の環境保全対策

土壤汚染の除去等の措置又は要管理区域における汚染がある土地の改変（別表に掲げる措置の方法を実施しない場合に限る。）の期間中、環境負荷の低減を図るため、次のアからクまでのうち必要に応じた対策及びケの対策を講じる。

なお、アからクまでに掲げる対策の選定に当たっては、当該土地で実施が可能な環境保全対策について積極的に実施を検討すること。

ア 発生ガス及び排出ガスの対策並びに悪臭の放出及び油の流出の防止対策のための発生地点の密閉化、ガス等の処理施設の設置等を行う。

イ 汚水の対象地外への排出防止のための集水施設及び処理施設の設置等を行う。

ウ 土壤の飛散防止又は措置実施の範囲外への拡散を防止するための散水設備、防風ネット又は洗車設備の設置等を行う。

エ 措置の実施による周辺環境への影響について確認するため、対象地の周辺の土壤、公共用水域、地下水及び大気中の特定有害物質について定期的に測定し、影響が見られる場合にはアからウまでの対策を検証し、当該対策を適切に実施する。

オ 騒音及び振動の発生を抑制するため、低騒音かつ低振動の機材の使用等を行う。

カ エネルギーの消費を抑制するため、燃費性能の良い機材及び車両の使用、運搬距離及び運搬手段の最適化等を行う。

キ 廃棄物の発生を抑制するため、資材調達量の適正化、リサイクル可能な資材の選択等を行う。

ク 薬剤等を使用する場合にあっては、当該土地の土壤地下水環境への影響に配慮した材料を選択する。

ケ 対象地の周囲の外部から見やすい場所に、次に掲げる事項等について掲示する。

- (ア) 汚染の状況
- (イ) 措置の区域
- (ウ) 措置の方法
- (エ) 措置の開始及び終了の時期
- (オ) 措置の期間中の環境保全対策
- (カ) 措置の進捗状況
- (キ) 問合せ窓口

- (6) 汚染土壤の運搬及び搬出先での処理の方法

汚染土壤を対象地外へ搬出する場合には、次に掲げる事項について、それぞれ定める方法により、運搬及び搬出先での処理を実施する。

ア 汚染土壤の運搬

汚染土壤の運搬に当たっては、原則として法施行規則第65条各号の規定に準じて実施する。これにより難しい場合は、次に掲げるところによるものとし、対策計画において運搬の方法を具体的に記載する。

- (ア) 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散及び地下への浸透を防止するために必要な措置を講ずること。

(イ) 運搬に伴う悪臭、騒音、振動等によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講じること。

イ 汚染土壌の搬出先での処理

汚染土壌の搬出先での処理は、次に掲げるところによる。

(ア) 汚染土壌を処理する施設は、法第 22 条に基づく許可を有する汚染土壌処理施設とする。

(イ) 汚染土壌処理施設における汚染土壌の処理は、汚染土壌処理業に関する省令第 5 条で定める汚染土壌の処理に関する基準に準じて実施するものとする。これにより難しい場合は、対策計画においてその理由及び汚染土壌の適切な処理のために必要な代替措置について具体的に記載する。

ウ 管理票の交付等

汚染土壌の運搬又は処理を他人に委託する場合には、法第 20 条の規定に準じ、法施行規則様式第 29 による管理票を運搬受託者へ交付し、回付された管理票の写しを確認し、及び管理票を保存する。この場合において、法施行規則様式第 29 に代えて次の (ア) から (シ) までに掲げる事項を記載した管理票を使用することができる。

(ア) 当該委託に係る汚染土壌の特定有害物質による汚染状態

(イ) 当該委託に係る汚染土壌の体積及び重量

(ウ) 管理票の交付年月日及び交付番号

(エ) 管理票交付者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(オ) 汚染土壌を搬出する土地の所在地

(カ) 法人にあっては、管理票の交付を担当した者の氏名

(キ) 運搬受託者の氏名又は名称並びに住所及び連絡先

(ク) 運搬の際、積替えを行う場合には、当該積替えを行う場所の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先

(ケ) 運搬の際、保管を行う場合には、保管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先

(コ) 処理受託者の氏名又は名称並びに住所及び連絡先

(サ) 当該委託に係る汚染土壌の処理を行う汚染土壌を処理する施設の名称及び所在地

(シ) 当該委託に係る汚染土壌の荷姿

エ 自然由来等基準不適合土壌の搬出及び搬出先での管理の方法

イ及びウの規定にかかわらず、自然由来等基準不適合土壌の搬出は、次に定めるところによるものとする。

(ア) 自然由来等基準不適合土壌は、イ (ア) の汚染土壌処理施設のほか、次の土地等への搬出を可能とする。

a 同一の自然由来地層の広がり認められる土地（搬出先の土地において受入土壌を適切に管理することが可能であると認められる場合に限る。）

b 同一の港湾内に存する埋立地（搬出先の土地において受入土壌を適切に管理することが可能であると認められる場合に限る。）

c 汚染土壌等の受入基準を有する機関等（当該機関の受入基準を満たすことにより、汚染の拡散につながらないことを担保できる場合に限る。）

(イ) (ア) a から c までの土地等に搬出する場合は、対策計画において搬出先における土壌の受入基準及び汚染土壌の管理の方法を記載する。

(ウ) 汚染土壌の搬出、運搬及び受入れについては、都度記録を作成すること。

(7) 土壌汚染の除去等の措置の実施状況の報告時期

土壌汚染の除去等の措置の実施に当たり、(3) ウに掲げる各措置の方法に係る工事が終了した時点の報告、地下水の水質の継続監視を実施した場合におけるその調査結果の報告等、措置の実施状況に係る報告を行う時期を対策計画書に記載する。

3 拡散防止計画の策定及び実施

拡散防止計画は、次に掲げる事項について、それぞれ定める方法により策定し、実施するものとする。

なお、拡散防止計画書は、汚染がある土地の改変に着手する日の前までに知事に提出するものとする。

(1) 汚染の状況

拡散防止計画の策定に必要な汚染状況調査の結果及び汚染地改変の経緯や詳細な実施状況について整理し、2（1）に基づき区域を設定する。ただし、（3）で調査を追加する場合にあっては、当該調査の結果も考慮して区域を設定するものとする。

（2）汚染拡散防止の措置の範囲

汚染拡散防止の措置の範囲は、（1）で設定した区域ごとに、2（2）で示した範囲とする。ただし、汚染の原因が対象地内に存在しないことが明らかな場合は汚染がある土地の改変を行う範囲までとする。

（3）汚染拡散防止の措置の方法及びその選択理由

2（3）アに定める区域ごとの措置の方針に応じて、2（3）イに基づき汚染拡散防止の措置の方法を選定し、当該汚染拡散防止の措置の方法に対応する2（3）ウに掲げる措置の方法の内容に従って実施する。

汚染拡散防止の措置の方法の選定に当たっては、措置の実施に伴う環境面、経済面及び社会面への影響を考慮し、必要に応じて関係者とともに検討した上で、選択した方法の選択理由を拡散防止計画書に記載する。

汚染拡散防止の措置の実施に当たり、より詳細に汚染状況を把握する必要がある場合には、第33に規定する詳細調査を実施するものとする。

ア 措置の実施の基準

汚染拡散防止の措置又は要管理区域における汚染がある土地の改変（別表に掲げる措置の方法を実施しない場合に限る。）の実施に当たっては、2（3）エの措置の実施の基準に従って実施する。この場合において、2（3）エ中「土壤汚染の除去等の措置」とあるのは「汚染拡散防止の措置」と読み替えるものとする。

イ 汚染拡散防止の措置の特例

（ア）法の規定による汚染の除去等の措置の実施に係る特例

法の規定により措置を実施する場合は、2（3）ウの規定によらず、法第7条の規定による汚染の除去等の措置を実施することができる。

（イ）目標土壤溶出量又は目標地下水濃度を設定する場合の特例

法施行規則別表第6の規定に準じて目標土壤溶出量又は目標地下水濃度を設定する場合には、2（3）ウの規定によらず法施行規則別表第8の方法により対策を実施することができる。

（4）汚染拡散防止の措置の開始及び終了の時期

汚染拡散防止の措置又は要管理区域における汚染がある土地の改変（別表に掲げる措置の方法を実施しない場合に限る。）の開始及び終了の予定時期を拡散防止計画書に記載する。

（5）汚染拡散防止の措置の期間中の環境保全対策

汚染拡散防止の措置又は要管理区域における汚染がある土地の改変（別表に掲げる措置の方法を実施しない場合に限る。）の期間中、環境負荷の低減を図るため、2（5）の規定により環境保全上の対策を講じる。この場合において、2（5）中「土壤汚染の除去等の措置」とあるのは「汚染拡散防止の措置」と読み替えるものとする。

（6）汚染土壌の運搬及び搬出先での処理の方法

汚染土壌を対象地外へ搬出する場合には、2（6）に掲げる方法により、運搬及び搬出先での処理を実施する。この場合において、2（6）中「対策計画」とあるのは「拡散防止計画」と読み替えるものとする。

（7）汚染拡散防止の措置の実施状況の報告時期

汚染拡散防止の措置の実施に当たり、2（3）ウに掲げる各措置の方法に係る工事が終了した時点の報告、地下水の水質の継続監視を実施した場合における調査結果の報告等、措置の実施状況に係る報告を行う時期を拡散防止計画書に記載する。

4 土壤汚染の除去等の措置又は汚染拡散防止の措置の完了

対策計画又は拡散防止計画に基づき、土壤汚染の除去等の措置又は汚染拡散防止の措置を行った場合にあっては実施した措置の内容に応じて次の（1）から（6）までに掲げるところにより、要管理区域において別表に掲げる措置の方法を実施せずに汚染がある土地の改変を行った場合にあっては次の（3）から（5）までに掲げるところにより、措置が適切に実施され、当該計画の目標が達成されたことを確認するものとする。

なお、目標達成の確認ができなかった場合には、追加の対策を講じることとする。

(1) 措置の方法が適切に実施されたことの確認

対策計画又は拡散防止計画に基づいて実施した措置の方法に応じ、次のアからコまでにそれぞれ定めるところにより措置の方法が適切に実施されたことの確認を行う。

ア 土壌汚染の除去

(ア) 汚染土壌の掘削による除去

次の a から c までの確認を行う。

- a 汚染土壌が存在する範囲の土壌が掘削により除去されたこと（検尺等による確認）。
- b 埋戻しを実施した場合は、汚染土壌処理基準以下の土壌であること（計量証明等による確認）。
- c 運搬及び処理が適切に完了したこと（管理票による確認）。

(イ) 原位置での浄化による除去

浄化後に、原則として単位区画に 1 地点の割合で、措置を実施した範囲の上端、下端及び地表から措置を実施した深度までの深さ 1 メートルごと（措置を実施した範囲の上端が地表と異なる場合には、地表から当該上端までを除く。）の土壌を採取し、各位置の土壌溶出量及び土壌含有量が汚染土壌処理基準以下であることの確認を行う。

イ 一定濃度を超える土壌汚染の除去

(ア) 第二溶出量基準を超える汚染土壌の掘削による除去

次の a から c までの確認を行う。

- a 第二溶出量基準を超える汚染土壌が存在する範囲の土壌が掘削により除去されたこと（検尺等による確認）。
- b 埋戻しを実施した場合は、第二溶出量基準以下の土壌で埋め戻したこと（計量証明等による確認）。
- c 運搬及び処理が適切に完了したこと（管理票による確認）。

(イ) 第二溶出量基準を超える汚染土壌の原位置での浄化による除去

浄化後に、原則として単位区画に 1 地点の割合で、措置を実施した範囲の上端、下端及び地表から措置を実施した深度までの深さ 1 メートルごと（措置を実施した範囲の上端が地表と異なる場合には、地表から当該上端までを除く。）の土壌を採取し、第二溶出量基準以下であることの確認を行う。

(ウ) 第二地下水基準を超える地下水の浄化

浄化後に、措置実施範囲の地下水の状況を適切に把握できる地点において地下水を採取し、第二地下水基準以下であることの確認を行う。

ウ 封じ込め

(ア) 原位置封じ込め

2（3）ウ（ウ） a に従って実施されていることの確認及び（2）に掲げる措置の完了の要件を満たすことが確認されるまでの間、構造物に囲まれた範囲に 1 以上の観測井を設け、雨水、地下水その他の水の浸入がないことの確認を行う。

(イ) 遮水工封じ込め

2（3）ウ（ウ） b に従って実施されていることの確認及び（2）に掲げる措置の完了の要件を満たすことが確認されるまでの間、土壌が埋め戻された場所の内部に 1 以上の観測井を設け、雨水、地下水その他の水の浸入がないことの確認を行う。

(ウ) 遮断工封じ込め

2（3）ウ（ウ） c に従って実施されていることの確認及び（2）に掲げる措置の完了の要件を満たすことが確認されるまでの間、土壌が埋め戻された場所の内部に 1 以上の観測井を設け、雨水、地下水その他の水の浸入がないことの確認を行う。

エ 不溶化

(ア) 原位置不溶化

2（3）ウ（エ） a に従って実施されていることの確認及び性状の変更を行った汚染土壌の範囲について、単位区画ごとに措置を実施した範囲の上端、下端及び地表から措置を実施した深度までの深さ 1 メートルごと（措置を実施した範囲の上端が地表と異なる場合には、地表から当該上端までを除く。）の土壌を採取し、当該土壌について溶出量基準以下の汚染状態にあることの確認を行う。

(イ) 不溶化埋め戻し

- 2(3)ウ(エ) bに従って実施されていることの確認を行う。
- オ 地下水汚染の拡大の防止
2(3)ウ(オ)に従って実施されていることの確認を行う。
- カ 地下水の水質の継続監視
2(3)ウ(カ)に従った頻度で地下水を採取し、その結果を報告し、要対策区域にあっては地下水基準、地下水汚染拡大防止区域にあっては第二地下水基準以下であることの確認を行う。
- キ 土壌入換え
(ア) 区域外土壌入換え
2(3)ウ(キ) aに従って実施されていることの確認及び管理票により運搬及び処理が適切に完了したことの確認を行う。
(イ) 区域内土壌入換え
2(3)ウ(キ) bに従って実施されていることの確認を行う。
- ク 盛土
2(3)ウ(ク)に従って実施されていることの確認を行う。
- ケ 舗装
2(3)ウ(ケ)に従って実施されていることの確認を行う。
- コ 立入禁止
2(3)ウ(コ)に従って実施されていることの確認を行う。
- (2) 措置の完了の要件を満たすことの確認
対策計画又は拡散防止計画に基づいて実施した措置の方法に応じ、次のアからウまでの区域ごとに定める方法により、規則第54条第3項及び第55条の2のいずれにも該当しない土地となったことの確認を行う。ただし、地下水汚染の拡大の防止を実施したとき又は2(3)ウ(カ) b(c)に該当する場合で地下水の水質の継続監視を実施したときは、措置が完了することではなく、継続的な措置の実施が必要となる。
- ア 要対策区域
次の(ア)又は(イ)の汚染の状態ごとに定める方法により確認を行う。
(ア) 措置の実施前に溶出量基準を超える汚染土壌があった土地
次のa及びbの実施した措置の方法ごとに定める方法により確認を行う。
a 地下水の水質の継続監視を実施した場合
2(3)ウ(カ) aの測定を5年間以上継続し、直近の2年間は1年に4回以上測定した結果、地下水の特定有害物質の濃度が地下水基準を超えるおそれがないことの確認を行う。
b a以外の場合
地下水の下流側の当該土地の周縁の1以上の地点に観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、地下水の特定有害物質の濃度が地下水基準以下である状態が2年間継続することの確認を行う。ただし、掘削による除去を実施した場合であって、かつ、措置の実施前に対象地内の地下水の汚染状態が地下水基準以下であることが確認されている場合は、地下水の下流側の当該土地の周縁の1以上の地点に観測井を設け、1回以上地下水を採取し、地下水の特定有害物質の濃度が地下水基準以下であることの確認を行う。
(イ) 措置の実施前に含有量基準を超える汚染土壌があった土地
実施した措置の方法に応じて、(1)の規定による措置の方法が適切に実施されたことの確認を行う。
- イ 地下水汚染拡大防止区域
次の(ア)又は(イ)の実施した措置の方法ごとに定める方法により確認を行う。
(ア) 地下水の水質の継続監視を実施した場合
2(3)ウ(カ) bの測定を5年間以上継続し、直近の2年間は1年に4回以上測定した結果、地下水の特定有害物質の濃度が第二地下水基準を超えるおそれがないことの確認を行う。
(イ) (ア)以外の場合
地下水の下流側の当該土地の周縁に1以上の観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、地下水の特定有害物質の濃度が第二地下水基準以下である状態が2年間継続することの確認を行う。ただし、汚染土壌の掘削による除去又は第二溶出量基準を超える汚染土壌の掘削による除去を実施した場合であって、かつ、措置の実施前に地下水の汚染状態が第二地下水基準以下であることが確認されている場合にあっては、1回以上地下水を採取し、地下水の

特定有害物質の濃度が第二地下水基準以下であることを確認する。さらに、当該確認のための調査の終期に、対象地境界において地下水を採取し、地下水の特定有害物質の濃度が第二地下水基準以下であることを確認する。

ウ 要管理区域

次の（ア）から（ウ）までの場合ごとに定める方法により確認を行う。

（ア）過去に溶出量基準を超える汚染土壌を封じ込めるために設けられた構造物等に変更を加えた場合

ア（ア）bの規定による確認を行う。

（イ）過去に第二溶出量基準を超える汚染土壌を封じ込めるために設けられた構造物等に変更を加えた場合

イ（イ）の規定による確認を行う。

（ウ）（ア）及び（イ）のいずれにも該当しない場合

（1）の規定による措置の方法が適切に実施されたことの確認を行う。

（3）施行方法の確認

実施した土壌汚染の除去等の措置又は汚染拡散防止の措置が、2（3）エ又は3（3）アの措置の実施の基準に基づく対策計画又は拡散防止計画のとおり実施されたことを確認する。

（4）環境保全対策の実施結果の確認

2（5）又は3（5）に掲げる環境保全対策について対策計画又は拡散防止計画のとおり実施されたことを確認する。

なお、対策計画又は拡散防止計画の内容に変更が生じた場合には、その旨及びその理由を報告する。

（5）汚染土壌の運搬及び処理の完了の確認

汚染土壌の搬出を行った場合にあっては、管理票により汚染土壌の運搬及び処理が適切に完了したことを確認する。

なお、対策計画又は拡散防止計画の内容に変更（搬出先の変更を除く。）が生じた場合には、その旨及びその理由を報告する。

（6）措置の完了の確認の特例

2（3）オ（イ）又は3（3）イ（イ）の特例により目標土壌溶出量又は目標地下水濃度を設定し、法施行規則別表第8に規定する方法により措置が実施されたことが確認できた場合は、（1）及び（2）の確認は省略することができる。ただし、地下水汚染拡大防止区域にあっては、（2）イで定める確認のうち確認のための調査の終期において実施する対象地境界における地下水採取を実施し、地下水中の特定有害物質の濃度が第二地下水基準以下であることを確認する。

5 汚染土壌がなくなったことの確認

2（3）ウ（ア）に定める土壌汚染の除去により、汚染土壌の全量を除去した場合には、次に掲げる手順に従って、汚染土壌がなくなったことの確認を行うことができる。

（1）地下水の下流側の当該土地の周縁の1以上の地点に観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、地下水の特定有害物質の濃度が地下水基準以下である状態が2年間継続することの確認を行う。ただし、汚染土壌の掘削による除去を実施した場合であって、かつ、措置の実施前に対象地内の地下水の汚染状態が地下水基準以下であることが確認されている場合は、地下水の下流側の当該土地の周縁に1以上の観測井を設け、1回以上地下水を採取し、地下水の特定有害物質の濃度が地下水基準以下であることの確認を行う。

（2）（1）の確認の結果を報告する。

別表 措置の方法の種類及び適用可能性

措置の方法の種類	第一種特定有害物質	第二種特定有害物質	第三種特定有害物質
(ア) 土壤汚染の除去			
(1) 汚染土壤の掘削による除去	適用可能	適用可能	適用可能
(2) 原位置での浄化による除去	適用可能	適用可能	適用可能
(イ) 一定濃度を超える土壤汚染の除去			
(1) 第二溶出量基準を超える汚染土壤の掘削による除去	適用可能	適用可能	適用可能
(2) 第二溶出量基準を超える汚染土壤の原位置での浄化による除去	適用可能	適用可能	適用可能
(3) 第二地下水基準を超える地下水の浄化	適用可能	適用可能	適用可能
(ウ) 封じ込め			
(1) 原位置封じ込め	適用可能	適用可能	適用可能（第二溶出量基準以下の土壤に限る。）
(2) 遮水工封じ込め	適用可能	適用可能	適用可能（第二溶出量基準以下の土壤に限る。）
(3) 遮断工封じ込め	不適	適用可能	適用可能
(エ) 不溶化			
(1) 原位置不溶化	不適	適用可能（第二溶出量基準以下の土壤に限る。）	不適
(2) 不溶化埋戻し	不適	適用可能（第二溶出量基準以下の土壤に限る。）	不適
(オ) 地下水汚染の拡大の防止			
(1) 揚水施設による地下水汚染の拡大の防止	適用可能	適用可能	適用可能
(2) 透過性地下水浄化壁による地下水汚染の拡大の防止	適用可能	適用可能	適用可能
(カ) 地下水の水質の継続監視	適用可能	適用可能	適用可能
(キ) 土壤入換え			
(1) 区域外土壤入換え	不適	適用可能	不適
(2) 区域内土壤入換え	不適	適用可能	不適
(ク) 盛土	不適	適用可能	不適
(ケ) 舗装	不適	適用可能	不適
(コ) 立入禁止	不適	適用可能	不適

備考

汚染状態に応じ、適用可能とされた措置の方法のうちいずれかを選択する。ただし、「適用可能（第二溶出量基準以下の土壤に限る。）」とされた措置の方法は、第二溶出量基準を超えている場合には選択できない。

附 則（平成 31 年告示第 394 号）

- 1 この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の東京都土壤汚染対策指針の規定により、既に着手されていた汚染状況調査は、この告示による改正後の東京都土壤汚染対策指針（以下「改正後の指針」という。）の規定による汚染状況調査と同等のものと認められる場合は、改正後の指針に基づく汚染状況調査とみなすことができる。